

平成 2 7 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月27日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 平成 2 7 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 2 7 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 2 7 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 2 7 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 2 7 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 2 7 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 2 7 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 2 7 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 2 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 6 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 6 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 6 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 6 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について	
議案第 1 5 号 旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について	
議案第 1 6 号 旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条	

例の制定について

- 議案第 17 号 旭市立保育所条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて
- 議案第 36 号 指定管理者の指定について

議案第 37 号 指定管理者の指定について

議案第 38 号 市道路線の認定について

施政方針並びに提案理由の説明	7
議案の補足説明	25
会議録署名議員の追加指名	81
散 会	81

第 2 号 (3月3日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
説明のため出席した者	84
事務局職員出席者	84
開 議	85
議案質疑	85
常任委員会議案付託	123
常任委員会陳情付託	123
散 会	123

第 3 号 (3月6日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
説明のため出席した者	125
事務局職員出席者	126
開 議	127
一般質問	127
21番 高橋利彦	127

2 番 高 橋 秀 典	1 5 6
1 4 番 林 七 巳	1 7 6
9 番 太 田 將 範	1 7 9
散 会	1 9 8

第 4 号 (3月9日)

議事日程	1 9 9
本日の会議に付した事件	1 9 9
出席議員	1 9 9
欠席議員	1 9 9
説明のため出席した者	1 9 9
事務局職員出席者	2 0 0
開 議	2 0 1
一般質問	2 0 1
4 番 有 田 恵 子	2 0 1
7 番 飯 嶋 正 利	2 1 9
1 番 林 晴 道	2 3 4
1 7 番 滑 川 公 英	2 5 7
散 会	2 6 7

第 5 号 (3月10日)

議事日程	2 6 9
本日の会議に付した事件	2 6 9
出席議員	2 6 9
欠席議員	2 6 9
説明のため出席した者	2 7 0
事務局職員出席者	2 7 0
開 議	2 7 1
一般質問	2 7 1
1 0 番 伊 藤 保	2 7 1

11番 島田和雄	288
8番 宮澤芳雄	302
議案上程	323
議案第39号 平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決について	
提案理由の説明	323
議案の補足説明	324
議案質疑	325
常任委員会議案付託	334
散 会	334

第 6 号 （3月20日）

議事日程	335
本日の会議に付した事件	335
出席議員	335
欠席議員	336
説明のため出席した者	336
事務局職員出席者	336
開 議	338
常任委員長報告	338
質疑、討論、採決	343
常任委員長陳情報告	353
質疑、討論、採決	354
発議案上程	356
発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	356
質疑、討論、採決	357
事務報告	357
閉 会	358

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年2月27日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程 会議録署名議員の追加指名

出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作

13番 伊藤 房代
16番 景山 岩三郎
18番 木内 欽市
20番 林 俊介
22番 林 正一郎

14番 林 七巳
17番 滑川 公英
19番 佐久間 茂樹
21番 高橋 利彦

欠席議員（1名）

15番 向後 悦世

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 寿一
教育長	刃田 哲雄	病院事業 管理 行政改革 推進課長	吉田 象二
秘書広報課長	飯島 茂	企画政策課長	加瀬 正彦
総務課長	堀江 通洋	伊藤 浩	
財政課長	林 清明	佐藤 一則	
市民生活課長	伊藤 正男	環境課長	浪川 昭
保険年金課長	渡邊 満	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て 支援課長	山口 訓子
高齢者 福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	高木 寛幸	建設課長	大久保 孝治
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	赤松 正	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	飯塚 正志
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	石見 孝男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員 事務局長	田杭 平三
農業委員会 事務局長	岩井 正和		

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報並びに報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより平成27年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 議事日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、向後悦世議員、17番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月20日までの22日間といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月20日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第38号までの38議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（景山岩三郎） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第38号までの38議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２７年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 ２号 平成２７年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 ３号 平成２７年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 ４号 平成２７年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

- 議案第 5 号 平成 27 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成 27 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成 27 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 27 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 26 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 26 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 26 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 26 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 26 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市立保育所条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 29 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて
- 議案第 36 号 指定管理者の指定について
- 議案第 37 号 指定管理者の指定について
- 議案第 38 号 市道路線の認定について
-

◎日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成27年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、東日本大震災にかかる被災者への生活再建支援及び復興事業等について申し上げます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から間もなく 4 年が経過しようとしております。

市では、この震災で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するため、震災が発生した3月11日に、昨年と同様に今年も千葉県と共催で「東日本大震災四周年」の追悼式を開催することとしております。議員の皆様にもぜひご参列いただきたいと思いますと思っております。

次に、国及び県の支援金について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%に当たる808世帯に、加算支援金が、約83%に当たる666世帯に、合わせて13億9,512万5,000円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、337世帯に1億6,576万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、311世帯に3億1,255万9,000円を支給しております。

次に、被災地浄化槽復旧支援事業について申し上げます。

東日本大震災で被害を受けた世帯の住宅の建てかえに伴い、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する世帯に対しては、引き続き本事業を実施し、被災者の復興を支援してまいります。

次に、復興事業について申し上げます。

平成27年度は、旭市復興計画の最終年度となります。市では、これまでもこの計画に沿ってさまざまな復興事業を進めてきたところでありますが、震災前の状態を取り戻すまでには至っておりません。このため復興を引き続き市政の最優先課題と位置づけ、4つの基本方針であります被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくりに基づいて、しっかりと取り組んでまいります。

特に重点プロジェクトに掲げた複合的な津波対策の推進については、千葉県が行う津波防護施設をはじめ、飯岡中学校の移転や津波避難道路、津波避難施設等のハード事業を推進するとともに、津波の恐ろしさを忘れないよう、津波避難訓練や防災教育等のソフト対策も継続して実施してまいります。

なお、懸案となっておりました河川や排水路等の海への開口部の津波対策、並びに減災林の整備については千葉県において取り組むこととなりましたので、27年度完成に向けて期待しているところであります。

次に、地方創生について申し上げます。

政府は、地方の人口減少と東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境

を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持するため、昨年の12月27日にまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定するとともに、地方自治体に対して地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を求めています。これらの計画は人口減少や雇用創出への対策が喫緊の課題となっている旭市において必要不可欠なことから、平成27年度に策定に取り組んでまいります。

また、計画策定においては、定住促進や育児支援などの人口減少対策をはじめ、観光情報の発信や観光資源の創出などの観光振興のほか、旭市の宝とも言える旭中央病院を活用して、周辺に魅力ある雇用の場を創出できるようなまちづくりを目指し、幅広く意見を伺ってまいります。

なお、地方版総合戦略に先立ち、緊急経済対策事業として、地方公共団体が実施する消費喚起策や、これに直接効果を有する生活支援策への交付金が3月中に国から交付決定される予定でありますので、本市においてはプレミアム付商品券や乳幼児紙おむつ給付事業に活用するため、本定例会に補正予算を計上するものであります。

このほか人口減少対策としては、全国に誇れる旭市の住みやすさを生かしながら、これまで取り組んできた第3子以降の保育料の無料化や不妊治療の助成、中学3年生までの医療費の無料化、2歳未満児への紙おむつ購入券の給付、出産祝金の支給などの子育て支援施策を引き続き行うとともに、定住促進奨励金の交付や高齢者を対象とした予防接種費用の助成も行っています。

また、旭中央病院をはじめとする雇用の創出にも全力で向かっていきたいと考えております。こうした施策を継続的に実施していくことで、本市の人口増加につなげていきたいと考えております。

次に、平成27年度において、重点的に取り組む施策の概要を、基本構想に掲げた6つの基本方針に沿って申し上げます。

第1は「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

初めに、都市計画について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、現在、市内全域を計画区域とする方向で作業を進めています。都市計画は市民生活に直接かかわる重要な計画ですので、市民の皆様に理解を深めていただくため、広報等によるPRや住民説明会の開催などを通じて、合意形成を図っていきたくて考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業、南堀之内バイパス整備事業については、早期完成に向けて引き続き関係者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線については、現在、海上野球場付近の延長、約510メートル区間について施工中であり、今後も関係者へのご理解とご協力をお願いしながら事業を進めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線、旭地区の椎名内西足洗線の測量設計業務を実施しており、今後、関係者の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

平成9年度から千葉県が事業主体となって進めてまいりました旭駅前線整備事業については、長年にわたる関係者からのご理解とご協力により、本年3月をもって事業が完了となります。今後は市の玄関口として適正な維持管理を行うとともに、駅前の活性化についても取り組んでいきたいと考えております。

次に、国土強靱化地域計画について申し上げます。

現在、策定を進めている国土強靱化地域計画については、旭市が国の計画策定モデル調査実施団体に選定されたことを受けて、学識経験者や各種団体、市民の代表で組織する検討委員会を設置し、策定を進めてまいりました。この結果、間もなく計画案がまとまる見通しとなりましたので、本定例会の会期中に議員の皆様にお示しするとともに、市民へ公表し、3月末までに決定したいと考えております。

また、この国土強靱化地域計画は、本市における最上位の計画として位置づけられますので、その内容をさまざまな計画に反映させながら、今後のまちづくりを進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

市では、先の震災を教訓に、地震や津波といった大規模な災害に備えるため、市民一人ひとりが適切な避難行動がとれるよう、津波浸水想定区域を対象とした津波避難訓練を3月8日に実施いたします。

また、日ごろからの防災意識の高揚を図るため、地域に出向いて開く出張防災講座や防災資料館を活用した子ども向け教育など、さまざまな機会を捉えて防災に対する啓発を行ってまいります。

さらに、津波避難施設としての築山の整備や防災備蓄倉庫の設備など、災害に強い地域づくりを進め、市民の安全・安心を高めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備工事については、現在、下永井から平松までの区間で実施されております。また、萩園地区及び矢指地区については、平成26年度中の発注に向けて調整が進められておりましたが、このうち萩園地区について一部の工区が昨年末に発注されたところであります。残る区間についても早期の着手と完成に向けて、引き続き要望してまいります。

一方、海岸減災林の整備については、海岸に適した樹木を選定するための試験的な植樹として、平松地先において3月8日に市民参加による植樹祭を開催することとしております。

次に、海岸保安林について申し上げます。

海岸保安林の減災盛土については、足川地先において千葉県の施工により、延長約300メートルの工事が予定されております。工事に当たっては、地元や県との連絡を密にして、保安林の保全はもとより、海岸区域の秩序ある利用が図られるよう進めてまいります。

なお、この工事が終了すると、県と市が保有している保安林部分の減災盛土は全て完成となります。

第2は「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

初めに、生活環境について申し上げます。

快適で住みよい生活環境の確保については、「きれいな旭をつくる会」や環境ボランティア団体等の活動支援を行うなど、地域と一体となった環境美化に努めてまいります。

また、ごみゼロ運動などを通じて、ボランティア団体等をはじめ、市民の皆様のご協力をいただきながら、生活環境の保全、ごみの減量化に取り組むなど、地域ぐるみで環境に優しいまちづくりを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の建設計画を進めているところであります。

このうち広域ごみ焼却施設については銚子市野尻町地区を建設計画地として、環境アセスメントの手続きを開始したところであり、今後は現地調査等を実施する予定であります。

また、広域最終処分場については銚子市森戸町地区を候補地として、地元町内会に対する説明会や先進施設の見学会を実施するとともに、全戸訪問により事業内容を説明するなど、基本協定の締結に向け準備を進めているところであります。

今後も広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、銚子市、匝瑳市及び組合と提携を図ってまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全で良質な水を安定して供給するため、平成27年度から2か年の継続事業として、海上配水場の配水池増池工事を行い、適正な容量の確保と自然流下区域の拡大等を図ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成26年度末において198.2ヘクタールの区域で使用が可能となり、事業認可区域202ヘクタールのうち、約98%の区域が整備されることとなります。

また、平成27年度は、ロの新田地区3.8ヘクタールの面整備工事を予定しており、この区域を最後に平成6年から進めてきた事業認可区域の面整備工事が全て完了することとなります。

加入世帯については1,572世帯で、日量約1,730立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指して事業の進捗に努めてまいります。

また、広原地区の県道飯岡停車場線と県道銚子旭線との交差点周辺の道路冠水対策については、海匠土木事務所において具体的な排水方法の検討に着手しましたので、懸案となっております道路冠水の解消のために早期の着工を要望してまいります。

第3は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

初めに、保健事業について申し上げます。

健康寿命の延伸を目指して策定する、旭市健康増進計画は「～つかもう健康～あさひ元気アッププラン」として、本年3月末に策定を予定しております。計画に先立ち実施したアンケート調査からは、高血圧や高脂血症の治療をしている人の割合が高く、生活習慣病につながる食習慣の乱れや塩分のとり過ぎが浮き彫りになりました。

このため本計画においては、介護を受けたり寝たきりになったりせず、生涯にわたって健康に生活できるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防を柱に、市民の皆様とともに健康増進施策を推進していくこととしております。

次に、特定不妊治療及び未熟児養育医療について申し上げます。

不妊に悩む夫婦の数は年々増えていることから、医療保険の対象外で高額な治療費を要する「特定不妊治療」に係る費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図ってまい

ります。

また、養育医療給付として、出生時の体重が2,000グラム以下などで、医師が未熟児養育を必要と認めた赤ちゃんが、正常な諸機能を得るまでに必要な入院医療に係る費用を助成し、乳児の生命保護と健康の保持、増進に努めてまいります。

次に、感染症対策について申し上げます。

感染のおそれがある疾病の予防と蔓延防止のため、予防接種法で子どもたちに義務づけられる麻疹、風疹、水ぼうそう等のワクチン接種をはじめ、高齢者の疾病予防として肺炎球菌及び季節性インフルエンザのワクチン接種を実施してまいります。

また、高齢者肺炎球菌については、定期予防接種の対象とならない年齢の方にも、旭市独自で接種費用の助成を行うことで、市民の健康保持増進を図ってまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人移行について申し上げます。

旭中央病院については、昭和28年3月の開設以来、60年余り病院関係者の努力により、全国でも最大級の自治体病院に成長するとともに、安定した経営を続けてきたところであります。

そのような中、平成25年5月に提出された検討委員会の報告では、経営形態を地方独立行政法人へ移行すべきとのことでしたので、以来、議会や地区懇談会、病院などさまざまな場で説明を申し上げるとともに、皆様からの意見を伺い、経営形態の検討を進めてまいりました。

また、近年は医療情勢の変化により、医師、看護師の確保が厳しくなっているほか、紹介・逆紹介率の向上を求める診療報酬改定を含む地域完結型医療の推進など、国の政策的に確に対応し、将来にわたって安定した経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要となっていると考えております。

私は、このような思いから、旭中央病院の経営形態について、地方独立行政法人への移行を目指すことといたしました。移行に当たっては、まず、地方独立行政法人の定款と評価委員会の設置が必要となることから、これら関係議案を本定例会に提案するとともに、移行準備の経費を平成27年度予算に計上するものであります。

次に、旭中央病院における院外処方について申し上げます。

院外処方への移行については、本年7月ごろの移行をめどに、現在、院内の体制整備や外部への情報発信などを行っております。また、病院周辺の調剤薬局の進出状況についても、六、七店舗の調剤薬局が開業準備を始めており、受診者は自宅や勤務先、あるいは病院の近

くの薬局の中から好きな薬局を選んで薬を受け取ることができるようになるものと思われます。

また、院外処方に移行することで、外来の薬の待ち時間解消や、薬局で薬の説明を受けることができるなど、受診者の利便性の向上が図られるものと考えております。

市民の皆様へは、既に病院ホームページをはじめ、院内インフォメーションの配布や広報あさひへの掲載など、各種の広報媒体を活用してお知らせしておりますが、今後も混乱が生じないよう、慎重に対応してまいります。

次に、看護師の確保対策について申し上げます。

千葉県の保健医療計画では、高齢化に伴い増加する入院患者に対応するため、県内の病院だけではなく、自治体も連携して看護師の確保対策を進めております。こうした中、旭市でも旭中央病院をはじめとする医療機関における看護師の確保が大きな課題となっているため、卒業後に市内の医療機関へ従事しようとする看護学生を対象に、平成27年度から入学支度金の貸付制度を創設することとし、関係条例を本定例会に提案するものであります。

さらに旭中央病院においては、本年4月から4年制大学の看護学生を対象に、奨学金の増額を行うこととしており、こうした支援制度が利用されることにより、看護師確保が図られるものと期待しております。

次に、社会福祉について申し上げます。

昨年4月から消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担を軽減するため、平成26年度に引き続き平成27年度も臨時福祉給付金を給付することが、国において決定したところであります。

対象者は前年度と同様、市民税の均等割非課税者で、給付額については1人当たり6,000円となります。

なお、給付時期については、本年10月ごろを予定しており、今後、広報誌等で周知を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

初めに、本年4月から施行する子ども・子育て支援新制度について申し上げます。

子ども・子育て支援法に基づき、市町村に策定が義務づけられた子ども・子育て支援事業計画については、国の基本指針に沿って本年3月の計画策定に向け作業を続けてきたところであり、間もなく計画策定が終了します。

この計画では、子どもを安心して産み育てることができ、全ての子どもが健やかに成長で

きる社会を目指し、基本理念を、「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」としており、今後はこの計画に基づいて、子ども・子育て支援に関する各種施策の推進に努めてまいります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。

子育て世帯特例給付金についても臨時福祉給付金と同様に、引き続き給付が決定したところであります。給付額は対象児童1人当たり3,000円で、給付時期や対象者への周知については、臨時福祉給付金と歩調を合わせて進めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度については、平成27年度から第6期の事業計画がスタートいたします。前期計画を引き継ぎながら、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した計画としております。

介護保険料については、給付費の増加や第1号被保険者の負担率の上昇などにより増額となりますが、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、所得段階を現行の10段階から11段階とすることで、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階を規定しております。

また、新しい事業として、市と協力事業者の連携による高齢者見守りネットワーク事業を展開し、高齢者を地域で見守る環境を整備いたします。

今後も介護保険制度や高齢者福祉サービスの充実を図りながら、市民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

第4は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

初めに、教育行政について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年度から首長と教育委員会の協議の場である総合教育会議を設けることとなります。会議では、国で定めた基本的な方針を参酌して、教育に関する施策の大綱を定めることや、重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置等について、教育委員と協議、意見交換を行い、教育政策の方向性を共有し、執行に当たりたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

小・中学校緊急スクールカウンセラー配置事業については、引き続き、平成27年度も国の委託事業として、被災した児童・生徒をはじめ、保護者や学校職員からの相談が受けられるようにしてまいります。

また、学校いきいきプラン事業についても、引き続き補助金を交付し、子どもたち一人ひとりが生き生きと輝く特色のある教育活動を支援することで、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、教諭補助員を2名増員して22名とし、国語や算数、数学など、基礎学力の向上を図るとともに、通常学級に在籍して特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな指導を行ってまいります。

また、小学校外国語活動に補助員3名を配置することにより、外国語活動の充実と国際教育の推進を図ってまいります。

学力向上対策としては、学力向上リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して取り組めるよう啓発を図ってまいります。

次に、学校給食について申し上げます。

第二学校給食センターにおける調理業務の民間委託事業については、第一学校給食センターと同様、本年4月から完全委託となります。優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者により、学校給食の質の向上を図り、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

昨年6月に着工した飯岡中学校改築事業については、現在、校舎・屋内運動場の1階部分を建築しております。また、外構工事についてはグラウンド整備が始まり順調に進んでおります。引き続き工期内の完成に向けて、しっかりと工事監理を行ってまいります。

また、安全・安心な教育環境の実現を図るための屋内運動場の非構造部材の耐震化対策については、平成26年度に引き続き、平成27年度は琴田小学校と中和小学校で実施してまいります。

このほか、老朽化した学校施設の環境改善として、実施設計が終了した第一中学校校舎の大規模改造工事を実施いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心を高める青少年意見発表大会や、公民館活動における学習の成果を提示・発表する生涯学習フェスティバルを開催するとともに、学校・地域・家庭を連携させた地域子ども教室、さらには旭シニアカレッジなどの開設など、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応した各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様に楽しんでもらえるよう、市内の音楽愛好

者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」など、市民参加型の事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成ときずなづくりを目指し、まちづくりはスポーツからとの思いで、「第6回旭市民体育祭」「第11回旭市民駅伝大会」「第27回旭市飯岡しおさいマラソン大会」については、旭市復興のシンボル事業として、さらに盛り上げていきたいと考えております。また、「千葉県東部五市体育大会」「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選考会」「関東高等学校駅伝競走大会」並びに「千葉県高等学校駅伝大会」「未来（あした）への道1,000km縦断リレー」等、旭市復興の活力となるスポーツ交流事業についても、引き続き支援してまいります。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致について申し上げます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致については、推進本部の下部組織として推進部会を2月19日に発足し、総合体育館を含めた市内施設の活用と観光や特産品、及び郷土の歴史・文化の情報発信などの具体的な検討を開始したところであります。今後も引き続き、千葉県やオリンピック競技大会組織委員会とも連携し、協力を得ながら本市に事前キャンプを誘致できるよう取り組んでまいります。

第5は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

農業経営については、TPP交渉の継続や米価下落など、今後も厳しい状況が続くと予想されますが、農作物の適切な栽培管理、家畜に対する防疫等を進め、旭産の農畜産物の食の安全と消費者の信頼の確保に努めてまいります。

また、生産施設の整備拡充などを支援し、新鮮で安全・安心な農畜産物のブランド化や生産拡大に取り組むことで、都市への食料の安定供給を図り、農業を活性化させてまいります。

農業の競争力を強化する取り組みとしては、現在、県営事業で行われております農地の大区画化等の基盤整備事業の促進や、農地中間管理機構の本格稼働による担い手への農地の集積・集約化を進めてまいります。

一方、国の経営所得安定対策や日本型直接支払い、さらに米の生産調整の見直しを含む米政策の改革では、飼料用米等による水田をフル活用の取り組みを経営安定のために着実に進

ってまいります。

なお、米価下落の対策としては、飼料用米での多収性専用品種の普及や収入減少影響緩和対策として実施されるセーフティーネットの周知を図り、加入促進に努めることで、今後とも安心して営農に取り組んでいただけるよう、対応してまいります。

次に、水産業について申し上げます。

千葉県においては、飯岡漁港の東防波堤について、地震や津波に岸壁が粘り強く効果を発揮できるよう、構造強化を図るとともに、航路のしゅんせつなどについての機能保全計画を策定することが予定されております。市においても、漁港を利用する漁業者が安心して活動できる拠点として、事業の推進について県や漁協と連絡してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の落ち込みが続く中で、依然として厳しい状況にあります。このような中、今般、国の経済対策において消費喚起対策として創設した地域住民生活等緊急支援のための交付金が配分されたことから、本交付金を活用した地域における消費喚起を図るため、スーパープレミアム付共通商品券発行事業に係る費用を補正予算に計上するものであります。

この商品券については、プレミアム分を大幅に上乗せした販売を予定しており、多くの利用が見込まれることから、地域の消費喚起に一定の効果が期待できると考えております。

次に、工業の振興について申し上げます。

企業誘致については、千葉県及び関係機関はもとより、地元金融機関などとも連携を図りながら、誘致活動を強力に推進しており、この4月には新たに株式会社ゼンショーホールディングスが操業を開始する予定となっております。今後も地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

また、工業振興支援事業については、旭企業誘致条例による税制面での支援や、工業団地における生産環境の整備などにより、工業の振興を図ってまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

「袋公園桜まつり」については、平成27年度は4月1日から12日までの12日間の開催を予定しており、4月4日の土曜日には旭市出身で本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーをはじめ、さまざまな催しが計画されております。このほか「いいおかYOU・遊フェスティバル」「七夕市民まつり」「砂の彫刻美術展」の開催、サーフィン大会への支援、そして海水浴場のPR等、海の資源を最大限に活用し、旭市の元気を感じていただけれ

ばと思っております。

次に、観光組織の再編について申し上げます。

本市における観光事業については、旭市観光協会、飯岡観光協会の2団体を中心に展開してまいりましたが、この2団体の統合と合わせ、観光組織のない海上・干潟地域を含めた新たな組織として、本年5月をめどに旭市観光物産協会が設立されることとなりました。この協会は、これまでの観光産業に加え物産も含めた会員を募ることで、より大きな組織となる予定でありますので、旭市の観光物産事業の振興に結びつくよう、市としても活動を支援してまいります。

次に、いいおか荘について申し上げます。

いいおか荘については、施設の貸付先が決定し、観光拠点施設として7月の再開に向けた準備が進んでおります。再開により大勢の観光客が訪れ、地域のにぎわいを取り戻し、活性化が図れるものと期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅の建設工事については、平成27年度にメーン看板や屋外ステージの設置工事等を予定しており、開業に向けて整備を進めてまいります。また、道の駅の名称については、市民を対象に募集を行い、旭市道の駅名称選定委員会において「季楽里あさひ」を決定いたしました。

今後は、道の駅登録の申請手続きを進めるとともに、名称と併せて施設の魅力を広く市の内外に発信し、地域の交流拠点として多くの方が訪れる施設になることを目指してまいります。

なお、株式会社季楽里あさひ発起人会において、会社設立のための定款等の協議が整いましたので、市が出費する資本金について、本定例会に補正予算を計上するものであります。

次に、消費者行政について申し上げます。

本市においては、市民の消費者被害の予防や救済のため、地方消費者行政活性化基金を活用し、消費生活センターの体制整備を行ってまいりました。今後も市民に信頼される消費生活センターとして、この体制を継続、強化していくこととし、高齢者などの社会的弱者を狙った悪質商法による被害や多重債務者を救済するため、消費生活相談員を複数配置し、相談体制の強化を図るとともに、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、旭市消費生活サポーターの協力による啓発活動や各種啓発講座の開催、広報等の活用により消費者問題に関する情報提供を行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

第6は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

次に、総合計画の策定について申し上げます。

現在の総合計画については、平成28年度に計画期間が終了するため、平成27年度から次期総合計画の策定に取り組んでまいります。平成27年度は人口推計やアンケート調査などを行い、計画の基礎となるデータを収集するとともに、これに基づく基本計画を平成28年度に策定してまいります。

なお、策定に当たっては、議員をはじめ市民の皆様に進捗状況を随時報告するとともに、ご意見をいただきながら進めてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

債権の徴収対策については、市民負担の公平性と自主財源の確保のため、徹底した収納業務を進めておりますが、この3月から市税など、主な市債権の納付方法について、口座振替を原則といたします。これにより納付の手間が省かれ、納め忘れも防げるなど、市民の利便性や市全体の収納率の向上に結びつくことを期待しております。

さて、合併から10年が経過し、この間、継続して行政改革に取り組んでまいりましたが、市政を取り巻く環境は予断を許さない状況であり、行政運営は一層厳しさを増しております。今回策定する第3次旭市行政改革アクションプランでは、人や組織、財政基盤、市の保有する資産、これら全てを限りある行政資源として捉え、最大限に活用する行政経営の視点を取り入れ、より徹底した行政改革を推し進めてまいります。

また、できる限り具体的な取り組み事項を掲げ、可能な限り数値目標を設定するなど、実効性のある計画としております。特に全国的にも大きな課題となっている公共施設更新問題については、本市のまちづくりや新庁舎建設とも併せて、最適な施設総量と再配置を検討するため、公共施設等総合管理計画を策定し、効率的な資産戦略を行ってまいります。そして旭市を次世代にしっかりと引き継ぐため、全職員が一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

本庁舎建設に当たり、市民会議やパブリックコメント、また地区懇談会等における市民の意見を踏まえて、旭文化の杜公園を建設候補地とし、関係する法令等の手続きを進め、それが終了後に建設地として決定したいと考えております。

次に、合併10周年記念式典について申し上げます。

平成17年7月1日の合併から本年をもって10年を迎えるに当たり、これを記念する旭市合

併10周年記念式典を7月11日に東総文化会館において挙行することといたしました。式典にはこの10年の間にさまざまな分野で本市にご功績をいただいた方々などをお招きしたいと考えております。

次に、平成27年度の予算編成について申し上げます。

本市の財政状況は、歳入面においては、地方消費税交付金の増加は見込めるものの、景気回復の遅れにより市税の増収は期待できない状況にあり、地方交付税や地方譲与税については、制度の見直し等による減収が推計されることから、歳入全体では減となる見込みであります。

歳出面においては、少子高齢化の進行、低所得世帯の増加等に伴う社会保障、医療関係経費の増加に加え、喫緊の課題である防災・減災対策や人口減少対策、さらには公共施設の老朽化対策等について多くの経費を要する状況にあります。復興関連事業、合併関連事業の歳出減により、歳出総額は減少する見込みであります。

このような状況の中、平成27年度の予算編成に当たっては、限られた財源の重点的・効率的な配分を基本に、旭市総合計画をはじめとした各種主要計画に掲げる諸施策を着実に実施しつつ、市民福祉の向上に努め、本市の一体性の確立及び均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を273億8,000万円としたものであります。

特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、162億7,630万円、企業会計は、水道事業、病院事業の2事業で、406億381万6,000円となり、当初予算の規模を842億6,011万6,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ273億8,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に70億299万円、9款地方交付税に89億円、13款国庫支出金に28億528万円、14款県支出金に15億9,978万円、20款市債に26億7,390万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に33億7,629万3,000円、3款民生費に84億6,771万円、8款土木費に23億5,759万3,000円、10款教育費に32億7,981万3,000円、12款公債費に29億9,936万9,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を事業勘定で104億200万円、施設勘定で8,700万円とするものであります。

議案第3号は、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5億1,300万円とするものであります。

議案第4号は、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ46億1,200万円とするものであります。

議案第5号は、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ6億1,000万円とするものであります。

議案第6号は、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,230万円とするものであります。

議案第7号は、平成27年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,530件、年間給水量を579万977立方メートルと見込み、事業収益を15億3,662万5,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は26万7,100人、外来患者数は64万2,900人を見込み、収益的収入及び支出において、収入360億7,035万7,000円、支出357億3,181万円を計上し、当年度利益として3億3,854万7,000円を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出については、収入2億108万1,000円、支出31億6,521万6,000円を計上しております。支出のうち主なものとしては、放射線情報システムなどの更新を予定しております。

議案第9号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億800万円を追加し、予算の総額を311億6,610万円とするものであります。

議案第10号は、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出それぞれ9,910万円を追加し、予算の総額を93億9,110万円とするものであります。

議案第11号は、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ6,700万円を追加し、予算の総額を46億9,200万円とするものであります。

議案第12号は、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ84万円を追加し、予算の総額を5,624万円とするものであります。

議案第13号は、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、事業収入に2億1,356万6,000円を追加するものであります。追加の内容は一般会計の退職手当一般負担金縮減に伴う病院事業会計への繰り入れであります。

議案第14号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定についてでありまして、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人へ移行するに当たり、評価委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第15号は、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定についてでありまして、旭市内の医療機関に従事する看護師を確保するに当たり、看護学生入学支度金貸付制度を創設するため、条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定についてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職として位置づけられることから、条例を制定するものであります。

議案第17号は、旭市立保育所条例の制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、これまでの保育所条例を廃止し、改めて条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、幼稚園・保育所等の利用者負担額を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第20号は、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第21号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職として位置づけられることから、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旅費の支給要件の見直し等、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、関係法令の名称が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、これまで償還払いで行っていた医療費の助成を現物給付方式へ移行するため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、第6期介護保険事業計画に基づき介護保険料を改定するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、暴力団の排除規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、埴東西児童遊園を廃止するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、育英資金の給付対象となる学校等の範囲を、学校教育法に基づき明確化するため、所要の改

正を行うものであります。

議案第35号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについてでありまして、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人へ移行するための定款について、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号及び議案第37号の2議案は、いずれも指定管理者の指定についてでありまして、それぞれの施設の指定管理者を継続して指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、市道路線の認定についてでありまして、道路整備及び宅地造成により4路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは、事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時21分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決について

て、補足説明を申し上げます。

予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものをご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を273億8,000万円と定めるもので、対前年度15億5,000万円、5.4%の減となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほどご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中で説明いたします。

9 ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為です。表の1番目から7番目までは例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災に係る利子補給と損失補償について、下から3番目以下、公共施設等総合管理計画策定事業、固定資産評価基礎調査事業、中学校大規模改造事業について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として26億7,390万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、13ページの歳入から順を追ってご説明いたします。

それでは、13ページをお願いいたします。

1 款市税のうち、1 項 1 目個人市民税は、景気の回復のおくれなどから対前年度比0.2%の減で、28億2,739万円を見込みました。

2 目法人市民税については、個人市民税と同様、景気の回復のおくれから対前年度比4.3%の減で、4 億3,153万5,000円を見込みました。

2 項 1 目固定資産税は、土地は増収見込みであります。家屋・償却資産の減収見込みとなることから、全体では対前年度比1.0%の減で、27億8,263万4,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3 項 1 目軽自動車税は、対前年度比4.1%の増で、1 億5,299万4,000円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、対前年度比1.8%の減で、5 億5,605万9,000円を見込みました。

15ページをお願いいたします。

6 項 1 目入湯税は、対前年度比13.0%の減で、707万3,000円を見込みました。

7 項 1 目都市計画税は、対前年度比0.5%の増で、2 億4,181万6,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から 9 款地方交付税までにつきましては、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだものです。

1 項 1 目地方揮発油譲与税は、前年度と同額を見込んでおります。

16ページ、お願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度比4.9%の減で、2 億1,500万円を見込みました。

3 款の利子割交付金、4 款配当割交付金は、前年度と同額を見込んでおります。

17ページ、お願いいたします。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、対前年度比150.0%の増で、1,000万円を見込みました。

6 款地方消費税交付金は、昨年 4 月の消費税増税の影響から、対前年度比44.5%の増で、11億円を見込みました。

7 款自動車取得税交付金、8 款地方特例交付金は、前年度と同額を見込んでおります。

18ページ、お願いいたします。

9 款地方交付税です。このうち普通交付税は地方消費税交付金の増などから 1 億円の減、特別交付税は震災関連分を 3 億円の減と見込んだことから、交付税全体では対前年度比 4.3%の減で、89億円を見込みました。

10款交通安全対策特別交付金は、対前年度比23.1%の減で、1,000万円を見込みました。

11款分担金及び負担金は、1 項 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金において、子育て支援新制度に伴う市内公立保育所の保育料収入を負担金から使用料へ移行したことなどにより、合計が19ページの上の計になりますが、対前年度比36.0%の減で、4 億1,286万2,000 円を見込みました。

その下にあります12款 1 項使用料は、合計が20ページ中ほどになりますが、対前年度比 167.4%の増で、3 億5,796万2,000円を見込みました。

2 項の手数料は、合計が21ページ中ほどになりますが、前年度とほぼ同額の 2 億7,803万 4,000円を見込みました。

その下、13款国庫支出金ですが、1 項 1 目民生費国庫負担金については、3.9%の減で、

個別に見ますと、22ページをお願いします。3節児童福祉費国庫負担金は、子育て支援新制度により、保育所運営費負担金が廃止となったことなどにより、対前年度に比べ1億8,074万9,000円、18.3%の減となっております。4節生活保護費国庫負担金は、対前年度6,026万2,000円、11.2%の増となっております。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比91.3%と大幅な減となっておりますが、これは説明欄1、東日本大震災復興交付金が2億9,240万4,000円減となったことによるものであります。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比8.0%の減となっておりますが、これは、23ページをご覧ください。2節児童福祉費国庫補助金、説明欄4、子育て支援新制度による保育緊急確保事業費補助金2億611万6,000円の新規計上があるものの、22ページに戻りますが、1節社会福祉費国庫補助金、説明欄2の臨時福祉給付金給付事業費補助金や2節児童福祉費国庫補助金、説明欄2の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金が減となったことによるものです。

3目衛生費国庫補助金は、対前年度比24.1%の減となりました。減の主な理由は、説明欄2、循環型社会形成推進交付金188万6,000円の減によるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比31.6%の減となっております。減の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金、説明欄1、社会資本整備総合交付金7,976万1,000円の減によるものです。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比172.8%の大幅な増となっております。増の主な理由は、2節小学校費国庫補助金、3節中学校費国庫補助金の中で、説明欄1、学校施設環境改善交付金に係る事業が、それぞれ大幅な増となったことによるものです。

24ページをお願いいたします。

3項委託金は、合計が25ページ一番上になりますが、対前年度比26.8%の増で、2,304万5,000円を見込みました。増の主な理由は、24ページ、3目教育費委託金、説明欄1、緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金の新規計上によるものです。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は2.4%の減で、主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄3、保険基盤安定負担金が国民健康保険税の軽減世帯数の増などにより、3,916万6,000円、19.5%増となったものの、3節児童福祉費県負担金において、国庫負担金同様、子育て支援新制度により、保育所運営費負担金が廃止となったことによるものです。

26ページ、お願いいたします。

2項1目民生費県補助金は、37.8%の増で、増の主な理由は、3節児童福祉費県補助金の説明欄3、保育緊急確保事業費補助金及び27ページの説明欄4、放課後児童対策事業費補助金の新規計上によるものです。

2目衛生費県補助金は、9.5%の増で、主な理由は、説明欄6、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものです。

3目農林水産業費県補助金は、43.6%の増で、主な理由は、説明欄6、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の増と、28ページになります。説明欄11、農地の保全や維持管理のための多面的機能支払交付金の新規計上によるものです。

4目商工費県補助金は、253.6%の増となっておりますが、これは2節観光費県補助金、説明欄1、有料道路利用観光振興事業費補助金、及び説明欄2、千葉県観光地魅力アップ整備事業費補助金の新規計上によるものです。

5目土木費県補助金は、78.4%の減で、説明欄3、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものです。

29ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金は、134.4%の増で、説明欄1、消防防災施設強化事業費補助金862万2,000円の増によるものであります。

7目教育費県補助金は、87.2%の減で、これは主に放課後児童対策事業費補助金を民生費補助金へ科目変更したことによるものであります。

3項1目総務費委託金は、選挙費委託金や統計調査委託金などの増減により、26.5%の増となっております。

30ページをお願いいたします。

民生費委託金は、前年度と同額を計上しております。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款繰入金2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金は、対前年度1億2,000万円減の1億4,000万円、2目災害復興基金繰入金は、対前年度7,261万5,000円減の3億1,455万円、3目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度5億5,061万8,000円減の5億6,403万3,000円、4目地域振興基金繰入金は、対前年度338万3,000増の4,160万1,000円、5目学校建設基金繰入金は、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

34ページをお願いいたします。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を計上しております。

37ページ、お願いいたします。

20款市債は、全体では3億3,690万円の減となっています。

1目総務債は、道の駅施設整備事業債を計上しています。

2目衛生債は、水道事業一般会計出資債を新規計上しています。

3目農林水産業債は、農業基盤整備事業債の増により1,930万円の増となっています。

4目土木債は、蛇園南地区流末排水整備事業債をはじめとした各事業債の減により、5億1,260万円の大幅な減となっています。

5目消防債は、消防施設整備事業債、常備消防自動車の増と、新規に非常備消防自動車分を計上したことから、1億120万円の増となっております。

6目教育債は、飯岡中学校改築事業債の減等により、2億1,960万円の減となっています。

38ページをお願いいたします。

7目臨時財政対策債は、13.2%の減を計上いたしました。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明いたします。

40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度1,218万1,000円増の2億5,913万円を計上いたしました。

次に、2款総務費です。44ページをお願いいたします。

1目一般管理費は、7.9%の減を見込んでおります。減の主な理由は、51ページになります。説明欄9、新庁舎建設事業の減によるものであります。

2目人事管理費は、43.3%の減を見込んでおります。主な理由は53ページ、一番下からになりますが、説明欄3、一部事務組合負担金、19節の退職手当負担金の大幅な減によるものであります。

56ページをお願いいたします。

4目財政管理費は、92.9%の減で、減の主な理由は、57ページです。説明欄3、東日本大震災復興交付金基金積立金2億9,283万円の減によるものであります。

59ページをお願いいたします。

7目企画費は、139.1%の大幅な増で、主な理由は、説明欄1、企画事務費の旭中央病院の独立行政法人への移行に関連する経費の計上と、62ページ、説明欄5の道の駅施設整備事業の事業費増によるものであります。

64ページをお願いします。

8目電子計算費は、6.4%の減で、減の主な理由は、説明欄1、広域情報ネットワーク運用事業の電算機保守委託料等の減によるものであります。

70ページをお願いいたします。

11目諸費は、5.0%の減で、減の主な理由は、防犯灯のLED化に伴い、防犯灯電気料金補助金を廃止したため、71ページ、説明欄3の防犯対策事務費が減となったことなどによるものであります。

75ページをお願いします。

2目賦課徴収費は、14.1%の増で、増の主な理由は、76ページから77ページになりますが、説明欄2の収税事務費のうち23節の市税還付金の増によるものであります。

次に、少し飛びまして、80ページ、お願いいたします。

4項3目千葉県議会議員選挙費は、平成27年度執行分を計上したものであります。

83ページをお願いします。

5項2目委託統計調査費は、128.2%の大幅な増で、増の主な理由は、説明欄2の国勢調査費の増によるもので、5年に一度の国勢調査の経費を計上しております。

次に、3款民生費ですが、88ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費は、38.7%の減で、減の主な理由は、92ページになります。説明欄11、臨時福祉給付金給付事業の給付額の減によるものであります。

93ページ、お願いいたします。下のほうです。

2目障害者福祉費は、5.1%の増で、増の主な理由は、少し飛んで97ページ、下のほうになりますが、説明欄10の自立支援給付事業で扶助費が増加したことによるものです。

99ページ、お願いいたします。

4目国民健康保険費は、4.0%の減で、減の主な理由は、説明欄2、国民健康保険事業特別会計繰出金の減によるものであります。

106ページをお願いいたします。

3項児童福祉費においては、子育て支援新制度に伴い、新規の目の設定や目及び事業の組み替えが行われております。1目児童福祉総務費は、39.8%の減で、減の主な理由は、109ページになります。一番下、説明欄10、放課後児童クラブ運営事業が10款教育費から移行されてきたことによる増があるものの、一方で、児童扶養手当給付事業2億5,821万8,000円の減などが、次の2目母子父子福祉費へ移行したことなどによるものです。

111ページ、下段をお願いいたします。

先ほどの2目母子父子福祉費は、新たに設定した目であり、主な事業は児童扶養手当給付事業や、ひとり親家庭等、医療費等助成事業等が計上されております。

114ページ、お願いいたします。

5目障害児福祉費も新たに設定した目であり、障害児通所支援事業と子ども発達センター運営事業を計上いたしました。

115ページをお願いいたします。

6目保育所費は、3.7%の減となっておりますが、これは主に116ページ、お願いします。これまで公立・私立保育所の経費を一括して計上していた保育所運営費を、説明欄3、公立保育所運営費と118ページにありますが、説明欄5、民間認可保育所運営費給付事業に振り分けるとともに、経費の一部を他の目に移動したことによるものであります。

4項1目生活保護総務費は、41.4%の増で、これは主に説明欄2、生活保護総務事務費の電算業務委託料が増となったことによるものであります。

2目扶助費は、11.2%の増で、説明欄1の生活保護扶助費が増となったことによるものです。

次に、4款衛生費です。122ページをお願いします。

1項1目保健衛生総務費は、ほぼ前年並みの計上となっておりますが、今年度の新たな事業として、127ページ下段をお願いします。説明欄10、医療機関における看護師の確保対策として、将来、旭市内の医療機関に看護師として勤務しようとする方に対し、看護師養成施設への入学金の一部を貸し付ける看護学生入学支度金貸付事業を実施いたします。

128ページをお願いいたします。

2目予防費は、9.4%の減で、これは主に130ページになります。説明欄5、感染症予防対策事業の131ページの一番上のほうにありますが、麻しん等予防接種委託料が減になったことによるものであります。

次、134ページをお願いします。

4目環境衛生費は、8.9%の増で、増の主な理由は説明欄2、環境衛生事務費で、内容は次の135ページにありますが、19節の東総衛生組合負担金の増によるものであります。

140ページをお願いします。

5目公害対策費は、5.7%の増で、増の主な理由は、142ページになります。説明欄4、住宅用省エネルギー設備設置助成事業の増によるものであります。

2項1目の塵芥処理費は、3.4%の増で、増の主な理由は、143ページ、説明欄3、塵芥処理施設運営費で、145ページの下の方にありますが、18節で車両購入費の新規計上によるものであります。

次に、6款農林水産業費ですが、150ページをお願いいたします。

1項1目農業委員会費は、9.6%の減で、減の主な理由は、説明欄1、農業委員報酬に該当する農業委員さんの数が2人減になったことによるものであります。

少し飛びまして、154ページ、お願いいたします。

3目農業振興費は、13.9%の増で、増の主な理由は、156ページになります。説明欄5、水田農業構造改革推進事業及び、その下のページ、157ページの説明欄9、園芸生産強化支援事業の補助金の増によるものであります。

飛びまして、161ページをお願いいたします。

5目農地費は、47.0%の増で、増の主な理由は、162ページになります。説明欄4、農業基盤整備事業の負担金の増、及びその下、説明欄7、農地・水保全管理事業の交付金の増によるものであります。

164ページをお願いいたします。

2項1目林業総務費は、137.5%の大幅な増で、増の主な理由は、説明欄2、保安林植栽事業の植栽工事費の増によるものであります。

167ページをお願いいたします。

3項3目漁港建設費は、2.0%の減で、説明欄1、水産基盤整備事業の負担金が減となったことによるものです。

次に、7款商工費です。

171ページ、お願いいたします。

1項2目商工振興費は、8.8%の減で、減の主な理由は、173ページ、説明欄5の商業活性化推進事業、19節商店街振興事業補助金、これのうち平成27年度のプレミアム付商品券発行分については、国の補正予算に伴い、26年度、今回の補正で対応したことによるものであります。

175ページをお願いいたします。

3目観光費は、9.6%の減で、減の主な理由は、178ページ、下のほうです。説明欄4、観光施設整備事業の次のページになりますが、15節にあります観光施設改修工事のうち、旧いおか荘プール、これの改修工事費の減によるものであります。

次に、８款土木費ですが、187ページをお願いいたします。

２項２目道路維持費は、42.3%の増で、増の主な理由は、188ページ、説明欄２、道路維持補修事業の工事請負費のうち、道路舗装改修工事費が増となったことによるものであります。

189ページをお願いいたします。

３目道路新設改良費は、６億9,984万2,000円、44.2%の減で、減の主な理由は、説明欄２、道路新設改良事業の工事請負費の減と、190ページになります。説明欄３、蛇園南地区流末排水整備事業、それから191ページ、下のほうにあります説明欄７、震災復興・津波避難道路整備事業などの事業費の減によるものであります。

192ページ、お願いいたします。

４目橋梁維持費は、13.1%の増で、増の主な理由は、説明欄１、橋梁長寿命化修繕事業の橋梁改修工事費の増によるものであります。

194ページをお願いいたします。

３項２目街路費は、85.3%の大幅な減で、減の主な理由は、旭駅前広場等整備事業が完了したことによるものであります。

198ページをお願いいたします。

４項１目住宅管理費は、43.2%の大幅な減で、減の主な理由は、仮設住宅管理費を廃止したことによるものであります。

202ページ、お願いいたします。

２目住宅建設支援費は、21.8%の減で、減の主な理由は、説明欄１、被災者住宅再建支援事業の減によるものであります。

次に、９款消防費です。

204ページ、お願いいたします。

１項１日常備消防費は、ほぼ前年度並みであります。206ページ、お願いします。説明欄４、消防車両整備事業において、消防化学車等の購入を計上いたしております。

207ページ、お願いします。

２目非常備消防費は、55.2%の大幅な増で、増の主な理由は、210ページ、説明欄６、消防団車両整備事業で、消防車両等の購入費を計上したためであります。

３目災害対策費は、39.2%の増で、増の主な理由は、211ページ、説明欄２、災害に強い地域づくり事業で委託料の地域防災計画見直し業務の新規計上によるものであります。

次に、10款教育費です。

223ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は、43.1%の大幅な増で、増の主な理由は、225ページになります。説明欄4、小学校大規模改造事業で、琴田小と中和小の屋内運動場防災機能強化工事の計上によるものであります。

2目教育振興費は、51.3%の大幅な減で、減の主な理由は、放課後児童クラブ室建設事業の終了と、放課後児童クラブ運営事業が3款民生費へ科目移動したことによるものであります。

228ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費は、46.2%の大幅な減で、減の主な理由は、231ページになります。説明欄4の中学校大規模改造事業の第一中学校大規模改造工事などの増があるものの、反対に説明欄5、飯岡中学校改築事業において、改築工事費の大幅な減によるものであります。

ずっと飛びまして、258ページ、お願いいたします。

4項11目大原幽学記念館費は、20.5%の増で、増の主な理由は、261ページになります。説明欄4、大原幽学遺跡史跡公園管理費のうち、262ページ、文化財改修工事費、これの増によるものであります。

次、また飛びまして、280ページ、お願いいたします。

12款の公債費は、元金が増え利子が減っているという状況であります。

282ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち、2項1目水道事業公営企業費は、1,693万2,000円の増で、増の主な理由は、説明欄2、水道事業会計出資金1,660万円の計上によるものであります。

2目病院事業公営企業費は、10.2%の増で、増の主な理由は、説明欄1、病院事業会計繰出金に退職手当一般負担金縮減分を新規計上したことによるものであります。

286ページをお願いいたします。

14款の予備費は、4,000万円を計上するものです。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、その下、287ページ、お願いいたします。ここから292ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものであります。

次の288ページ、お願いいたします。

2、一般職のうち、（１）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものであります。職員数は、前年度に比べて９人の減で、金額は合計で4,852万7,000円の減となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、293ページ、お願いいたします。ここから296ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が28年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したもので、297ページ、お願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。一番下の計のところをご覧ください。左から、25年度末の現在高で、277億236万9,000円、その右が26年度末現在高見込額で、289億4,324万6,000円、その右が、27年度中の起債見込額で、26億7,390万円、その右が、27年度中の元金償還見込額で、26億9,595万4,000円です。一番右は、27年度末の現在高見込額で、289億2,119万2,000円となる見込みであります。

終わりに、資料としてお配りしてございます平成27年度当初予算の概要ですが、これは先日の全員協議会において説明したときの資料を編さんし直したものでありますので、参考にいただければと思います。

以上で、議案第１号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時 58分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第２号、議案第３号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第２号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の299ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は104億200万円、施設勘定は8,700万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内における流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の300ページから306ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、310ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は25億5,023万7,000円、前年度に対し1億6,171万9,000円、6%の減を見込みました。

内訳であります。309ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が24億6,410万6,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は8,613万1,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は所得割6.6%、資産割20%、均等割2万1,000円、平等割2万6,000円、課税限度額は51万円です。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割2.3%、均等割1万2,000円、課税限度額は14万円です。

介護納付金分の税率は、所得割1.7%、均等割1万4,000円、課税限度額は12万円です。

311ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で18億462万3,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対し、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を7,390万9,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので、1,580万4,000円を見込みました。

2項1目財政調整交付金は、3億7,668万円を見込みました。内訳は、説明欄1、調整対

象需要額と調整対象収入額との差額分が交付される普通調整交付金 3 億6,686万円と、説明欄 2、特別の事情がある場合に応じて交付される特別調整交付金982万円であります。

5 款療養給付費等交付金は、1 億3,532万6,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

312ページをお願いいたします。

6 款前期高齢者交付金は、13億3,519万7,000円を見込みました。これは、前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付されるものであります。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の7,390万9,000円を見込みました。

2 目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,580万4,000円を見込みました。

2 項 1 目県財政調整交付金は、5 億4,130万4,000円を見込みました。内訳は、説明欄 1、療養給付費に応じて交付される普通調整交付金 3 億5,446万9,000円と、説明欄 2、財政健全化等の施策に応じて交付される特別調整交付金 1 億8,683万5,000円であります。

313ページをお願いします。

8 款共同事業交付金は、25億6,204万円を見込みました。これは80万円を超えるものの高額医療費に対する交付金と、対象が 1 円から80万円までの医療費に対する交付金の 2 本立てとなっております。

なお、26年度までは医療に対する交付金の対象額が30万円を超えるものであったが、27年度からは 1 円からに拡大されたため、大幅な増額となったものであります。

10款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、7 億3,021万8,000円を見込みました。これは 1 節の保険基盤安定繰入金から314ページの 4 節財政安定化支援事業繰入金まで、ルール分として 4 億8,021万8,000円、及び 5 節その他一般会計繰入金として 2 億5,000万円であります。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、1 億3,000万円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

12款諸収入、1 項延滞金及び過料は、800万2,000円を見込みました。

3 項 1 目特定健康診査等受託収入は、1,801万5,000円を見込みました。これは国保の特定健診に合わせて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

316ページをお願いいたします。

4 項 1 目一般被保険者第三者納付金1,200万円は、交通事故等の治療費に係る国保立替分の納付金であります。

5 目雑入の主なものは、説明欄 1、人間ドック自己負担収入1,732万4,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、2,890万2,000円を見込みました。主な内訳としましては、説明欄 1、12節役務費として、通信・運搬費及び手数料1,313万1,000円、13節委託料としてレセプト点検や電算業務等1,380万8,000円であります。

318ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費は、1,701万2,000円を見込んでおります。主に説明欄 1、12節役務費594万4,000円及び13節電算機保守委託料911万5,000円であります。

319ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、1 目一般被保険者療養給付費45億7,300万円が主でありまして、合計は320ページをご覧ください。48億218万6,000円、前年度に対し2億5,629万6,000円、5.1%の減を見込みました。

2 項高額療養費は、321ページの合計欄をご覧ください。6億2,850万円、前年度に対し4,700万円、8.1%の増を見込みました。

1 目一般被保険者高額療養費6億600万円が主であります。

322ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金の6,303万2,000円は、1 件当たり42万円で、150件を見込みました。

2 項 1 目葬祭費の750万円は、1 件当たり5万円で150件を見込みました。

3 款後期高齢者支援金は、13億7,605万6,000円を見込みました。これは後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者1人当たりの負担見込額に、各保険者の該当数を掛けて算出するものであります。

324ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、6億2,417万3,000円を見込みました。これは国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として、社会保険診療報酬支払基金に納めるもの

であります。

7 款共同事業拠出金は、325ページの合計欄をご覧ください。26億7,015万1,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象医療費が80万円以上を超えるものの高額医療費共同事業拠出金及び1円から80万円までの保険財政共同安定化事業拠出金の2本立てからなるものであり、対象額の拡大により、大幅に拠出金が増額となったものであります。

8 款保健事業費は、1億2,801万8,000円を見込みました。主な事業として、説明欄1、特定健康診査事業が7,802万8,000円、説明欄2、特定保健指導事業が716万8,000円、326ページになります。説明欄3、短期人間ドック事業が4,083万6,000円見込みました。

327ページをお願いいたします。

11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、328ページの合計をご覧ください。1,171万5,000円を見込みました。

3 項 1 目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を、国保会計を経由して繰り出すものであります。

329ページをお願いいたします。

12 款予備費は、前年度と同額の3,000万円を見込みました。

330ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

331ページと332ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、333ページの歳入から、予算の内容について、順を追ってご説明いたします。

それでは、333ページをお開きください。

1 款 1 項外来収入は、前年度に対して134万8,000円、2.1%増の6,705万2,000円を見込みました。

2 項 1 目諸検査等収入は、前年度に対し43万9,000円、9.0%増の530万3,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

335ページをお願いいたします。

6 款 1 項他会計繰入金は、一般会計より710万円、及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

336ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金は、558万3,000円を計上しました。これは収支不足を補填するため、財政調整基金からの繰り入れであります。

7 款繰越金は、110万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

338ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、4,830万1,000円を見込みました。主に職員給与費と診療所に係る事務費と管理費であります。

341ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は、患者数の増が見込まれまして、前年度に対し116万6,000円、3.4%増の3,505万3,000円と見込むものであります。

344ページから347ページは、給与費明細書であります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の349ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を5億1,300万円と定めるものであります。

次の350ページ、351ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は353ページ以降の後期高齢者特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

353ページ、354ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

355ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は、3億4,518万4,000円、前年度に対し698万9,000円、2.1%の増を見込みました。

内訳として、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に2億4,505万2,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に9,878万円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に135万2,000円であります。

徴収方法としまして、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする特別徴収と、納付書等による普通徴収とになります。

また、保険料率ですが、県内均一であり、所得割が7.43%、均等割が3万8,700円、また、賦課限度額が57万円となります。

また、被保険者の所得状況によりまして、均等割では9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられております。

2 款繰入金は、一般会計から 1 億6,044 万4,000 円、前年度に対し216 万6,000 円、1.3%の減を見込みました。内容としましては、徴収事務費に係る事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3 款繰越金は500 万円を見込みました。

356 ページをお願いいたします。

4 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金は、100 万4,000 円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから、計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

357 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合にかわって各種届け出を処理するための事務的経費で、1,203 万6,000 円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、278 万8,000 円を見込みました。

358 ページをお願いいたします。

2 款広域連合納付金は、4 億9,217 万2,000 円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、104 万4,000 円を見込みました。これは、歳入の 4 款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を還付するものであります。

359 ページをお願いいたします。

4 款予備費は、500 万円を見込みました。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第 4 号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の361 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を46 億1,200 万円と決めました。

第 2 条は、歳出予算中各項において流用できる経費は、保険給付費とするものです。

次の362ページから368ページまでは説明を省略させていただきまして、369ページの歳入から予算の内容について、主なものを説明申し上げます。

369ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は9億5,757万3,000円で、保険料基準額は5万4,000円、納付義務者数を1万8,577人と見込み、対前年度8.6%の増です。

なお、第1号被保険者保険料につきましては、議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただいておりますので、そこで補足説明いたします。

内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の90%に当たる8億7,084万8,000円とし、2節現年度分普通徴収保険料に8,088万3,000円、3節過年度分普通徴収保険料に584万2,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、7億9,644万1,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の5.99%、2億6,846万2,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に2,000万円をそれぞれ見込みました。

370ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億5,491万8,000円を、2目地域支援事業支援交付金に229万2,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億6,016万1,000円、2項1目地域支援事業交付金に1,000万円を見込みました。

371ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は5億6,023万2,000円、2目地域支援事業繰入金に1,146万2,000円、3目介護保険事務費繰入金に5,693万3,000円、4目低所得者保険料軽減繰入金に892万8,000円をそれぞれ見込みました。

373ページをお願いいたします。

8款2項2目雑入の459万3,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、374ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務費経費として1,326万6,000円、2 項 1 目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費で345万6,000円。

375ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会の開催を毎週 2 回、年96回と見込み、2,434万9,000円。

376ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,506万6,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

378ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は44億8,184万8,000円で、対前年度0.3%の減を見込みました。

1 項 1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービス給付費で、17億3,785万9,000円を計上いたしました。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、グループホームに50人、小規模特別養護老人ホームに46人の利用を見込み、2 億9,140万3,000円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設に424人、老人保健施設195人、療養型医療施設 4 人、合計623人の利用を見込み、18億1,188万3,000円を計上しました。

379ページの下段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、2 億4,964万9,000円を見込みました。

380ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は、要支援者の保険給付費で、利用者を212人と見込み、それぞれ計上いたしました。

382ページをお願いいたします。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で、378万7,000円を見込みました。

4 項 1 目高額介護サービス費は、7,150万円を計上しました。

384ページをお願いします。

6 項特定入居者介護サービス等費は、施設入所者への低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄になりますが、1 億9,254万8,000円を計上しました。

385ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金に250万円を計上いたしました。

5款1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、376万8,000円を計上いたしました。

386ページをお願いいたします。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、465万9,000円を見込みました。

387ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費は、包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,417万円を計上いたしました。

389ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費は2,767万8,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、390ページの配食サービス事業などを実施いたします。

392ページをお願いいたします。

7款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

393ページから397ページは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第5号、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の399ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億1,000万円に定めるもので、対前年度1億1,300万円、15.6%の減となりました。

第2条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものでございます。

400ページから402ページの第1表、歳入歳出予算ですが、これらの内容につきましては、407ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

403ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、5,290万円を計上するものでございます。

405ページ、406ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

407ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は、平成27年度受益者負担金納付額について、供用開始区域の賦課面積増により3,378万2,000円で、対前年度13.3%増を見込みました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、本年度の実績及び新規接続分により1億396万8,000円で、対前年度4.3%増を見込みました。

3款国庫支出金は、建設事業費の減により1,550万円で、対前年度69.5%減となっております。

408ページをお願いいたします。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億5,358万1,000円で、対前年度9.1%の減となっております。

6款繰越金は、前年度繰越金で5,000万円を見込みました。

409ページをお願いいたします。

8款市債、1項1目下水道債は、面整備事業の事業量に伴い5,290万円で、対前年度60.3%減を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

411ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、本事業に係ります職員給与費、管理経費5,847万5,000円で、対前年度7.2%減となっております。

413ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費、説明欄2、施設維持管理費は、主に修繕料の減により1億5,054万8,000円で、対前年度2.7%減を見込みました。

415ページをお願いいたします。

2款事業費、2項1目工事費、説明欄1、下水道建設事業は、面整備工事の事業量の減により7,305万3,000円で、対前年度59.4%減を見込みました。主な事業といたしましては、平

成27年度において、ロの新田地区3.8ヘクタールを整備し、事業認可区域202ヘクタールの面整備工事が全て完了するものでございます。

416ページをお願いいたします。

3款公債費、1項1目元金は2億522万8,000円で、対前年度5.7%増。

2目利子につきましては8,317万6,000円で、対前年度10%減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

418ページから422ページは、職員の給与費明細書でございます。

423ページをお願いいたします。

地方債の現代高の見込みに関する調書で、平成27年度末の現在高見込額は、39億8,693万8,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の425ページをお開きください。

平成27年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,230万円と決めました。前年度予算額5,540万円に対しまして、5.6%の減であります。

次の426ページの歳入歳出予算から430ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は、省略させていただきまして、431ページの歳入から予算の順を追ってご説明申し上げます。

それでは、431ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は84万円で、前年度と同額であります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,721万9,000円で、対前年度103万4,000円、6.4%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上いたしました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,323万8,000円で、対前年度86万6,000円、2.7%の増であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金100万円は、前年度繰越金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

433ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業にかかわる職員の人件費及び管理経費1,023万8,000円で、対前年度95万7,000円、10.3%の増であります。

434ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は2,077万6,000円で、対前年度412万7,000円、16.6%の減であります。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,444万1,000円で、主なものは光熱水費474万円、修繕料568万7,000円、施設維持管理委託料306万8,000円であります。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費は633万5,000円で、主なものは光熱水費207万4,000円、施設維持管理委託料243万8,000円であります。

436ページをお開きください。

2 目資源循環事業費53万2,000円は、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の処理費用であります。

437ページの 3 款公債費、1 項 1 目元金1,483万5,000円、2 目利子427万9,000円は、農業集落排水施設整備による借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、438ページをお開きください。

給与明細書でありまして、職員数、給与費、共済費、職員手当等について、前年度との比較であります。

439ページから441ページにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、442ページをお開きください。

地方債の現在高に関する調書でありまして、表の一番右側の欄ですが、27年度末現在高見込額は2億1,389万4,000円であります。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） それでは、議案第7号、平成27年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、（1）番、給水件数を1万9,530件、年間給水量を579万977立方メートルとし、1日平均給水量は1万5,866立方メートルと予定いたしました。

（2）番、主要な建設改良事業でございますが、配水管布設工事に3,448万8,000円、海上配水場増池工事に3,190万円、配水管布設替工事に8,859万7,000円を予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額1億4,886万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万7,000円と、過年度分損益勘定留保資金1億4,012万8,000円で補填いたします。

4ページをお開きください。

第5条は、継続費でございます。海上配水場の適正な配水池容量の確保や、自然流下区域の拡大等を目的に、配水池の増池工事を行うものであり、平成27、28年度の2か年事業として実施をするものでございます。平成27年度は場内整地、基礎工事等を、平成28年度は、配水池本体、機械・電気等の工事を行うものであります。

第6条は企業債であり、海上配水場増池工事に1,580万円、配水管布設替工事に1,480万円を借り入れるものであります。

5ページをお開きください。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を512万8,000円と定めるもので、これは量水器等の購入費でございます。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となります。

7ページをお開きください。

平成27年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入ですが、1 款水道事業収益は15億3,662万5,000円で、前年度に比べまして1,593万8,000円、1.0%の減を予定いたしました。

1 項営業収益は14億8,026万6,000円で、主なものは1 目給水収益に14億7,273万4,000円の水道料金であります。有収水量を551万3,010立方メートルと見込みました。

3 目その他営業収益は753万1,000円で、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び給水装置工事設計審査手数料等でございます。

2 項営業外収益は5,635万9,000円を予定いたしました。主なものは3 目長期前受金戻入益で、補助金等をもって取得した償却資産の減価償却等に伴う長期前受金の戻入5,493万6,000円でございます。

次に、8 ページをお開きください。

支出の部ですが、1 款水道事業費用は14億5,459万4,000円で、前年度に比べまして2,911万7,000円、2 %の減を予定いたしました。

1 項営業費用は13億9,348万1,000円で、主なものは1 目原水及び浄水費に8 億5,162万1,000円と、5 目の固定資産の減価償却費2 億3,479万3,000円でございます。

2 項営業外費用は3,992万2,000円を予定いたしました。

内訳は1 目企業債の支払利息及び取り扱い諸費1,670万5,000円。

2 目消費税及び地方消費税2,321万7,000円となっております。

3 項特別損失は119万1,000円となっております。

4 項は予備費として2,000万円を予定いたしました。

次の9 ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、1 款資本的収入は1 億333万1,000円、前年度に比べまして4,006万5,000円、63.3%増を予定いたしました。

内訳は1 項1 目企業債は3,060万円で、海上配水場配水池増池工事分に1,580万円、耐震管布設替工事分として1,480万円を合わせたものであります。

支出の部ですが、1 款資本的支出2 億5,219万6,000円で、前年度に比べまして1,116万5,000円、4.6%増を予定いたしました。

1 項建設改良費は1 億7,370万3,000円を予定いたしました。

1 目拡張工事費は、海上配水場増池工事及び負担要綱に基づく配水管布設工事等で6,638万8,000円。

2 目改良工事費は、配水管布設替工事で8,859万7,000円となっております。

2項1目は企業債の償還元金で5,849万3,000円を予定しております。

次に、10ページをお開きください。

水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

左側のⅠ、業務活動によるキャッシュ・フローの計が2億5,701万9,000円、右側になりますが、Ⅱ、投資活動によるキャッシュ・フローの計がマイナス1億883万5,000円。

11ページになりますが、左側のⅢ、財務活動によるキャッシュ・フローの計がマイナス1,129万3,000円となっております。右側のⅣは資金の増加額で、ⅠからⅢまでを加えた額で1億3,689万1,000円、Ⅴは資金の期首残高で10億145万4,000円、Ⅵは資金の期末残高で11億3,834万5,000円となっております。

次の12ページから15ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

16ページから18ページにつきましては、平成27年度末の予定貸借対照表となっております。

18ページの7、剰余金をご覧いただきたいと思います。

(2)の利益剰余金は19億2,273万5,000円となる見込みでございます。このうち17億1,243万2,000円につきましては、会計制度の改正により今まで資本剰余金として分類していた国の補助金等で、減価償却費の済んだ分を振りかえたものでございます。

次に、19ページから23ページにつきましては、平成26年度予定損益計算書、及び平成26年度末の予定貸借対照表でございます。

23ページの7、剰余金をご覧ください。

(2)番の利益剰余金ですが、18億2,566万3,000円となる見込みでございます。このうち16億5,749万6,000円につきましては、資本剰余金として分類した国補助金等で、減価償却の済んだ分を振りかえたものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量であります。

1、事業量の（1）事業計画ですが、許可病床数は989床です。患者数は入院患者数26万7,100人、外来患者数64万2,900人を見込みました。

また、③介護老人保健施設は入所者数3万4,310人、通所者数6,840人を見込みました。

2ページをお開きください。

④養護老人ホームは、入所者数1万1,310人、短期入所者数800人、特別養護老人ホームは、入所者数1万8,100人、短期入所者数670人、⑥ケアハウスは、入所者数1万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数6,050人、⑧グループホームは、入所者数1,090人を見込みました。

2、資本的支出の（1）建設改良計画ですが、①工事費2億7,000万円、②資産購入費11億514万円を予定いたしました。

3、職員計画は1,921人であります。

3ページをご覧ください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。

4ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。後ほど実施計画によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきましては、1款病院事業収益は360億7,035万7,000円を予定いたしました。

1項医業収益は316億9,625万3,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は181億3,862万2,000円、2目外来収益は124億2,438万8,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも患者数は直近の推移を勘案し、単価は実績平均から入院3.5%増、外来1.6%減として算出いたしました。

2項医業外収益は30億2,609万1,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金1億7,621万1,000円は、臨床研修費補助金などで、病院の運営に対して国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金21億4,489万6,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。なお、このほかに看護師養成事業収益に7,718万7,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に

2,522万3,000円が繰り入れ予定であり、繰入金の合計は22億6,470万8,000円を予定してございます。

4目長期前受金戻入2億1,540万円は、補助金等により取得した資産の補助金償却分であります。

8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億4,140万5,000円は、看護学生の授業料、寄宿舎費、繰入金などです。

4項介護老人保健施設事業収益5億3,753万3,000円は、入所者、通所者の介護料などであります。

5項養護老人ホーム事業収益1億1,424万9,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億847万5,000円は、入所者の介護料などであります。

7項ケアハウス事業収益6,630万9,000円は、入所者の使用料、繰入金などであります。

8項訪問看護ステーション事業収益6,169万円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料であります。

9項グループホーム事業収益478万6,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム事業の利用料等でございます。

10項特別利益2億1,356万6,000円は、千葉県市町村総合事務組合において、退職手当一般負担金の累積収支黒字分を縮減するため、市の負担金額が減額となり、その相当額を市から繰り入れするものです。

次に、支出でございますが、9ページをご覧ください。

1款病院事業費用は357億3,181万円を予定いたしました。

1項医業費用は322億7,347万8,000円を見込みました。主な内訳であります。1目給与費149億1,554万6,000円は、病院職員に係る給与費であります。2目材料費94億9,964万2,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3目経費45億8,481万3,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4目減価償却費は30億100万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は20億8,354万5,000円であります。主な内訳であります。1目支払利息及び企業債取扱諸費5億1,276万円、2目雑損失7億5,501万2,000円、3目繰延勘定償却5億6,000万円、4目長期前払消費税償却1億9,100万円は、課税仕入額に係る消費税のうち、

仕入控除対象外相当分の償却であります。

10ページをお開きください。

3項看護師養成事業費用3億7,649万円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金などであります。

4項介護老人保健施設事業費用は5億1,852万4,000円、5項養護老人ホーム事業費用は1億3,333万4,000円、6項特別養護老人ホーム事業費用は2億560万4,000円、7項ケアハウス事業費用は6,424万7,000円、8項訪問看護ステーション事業費用は6,128万9,000円、9項グループホーム事業費用は1,529万9,000円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などであります。

11ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1款資本的収入は2億108万円を予定いたしました。

1項1目企業債2億円は、医療器械整備事業に係る企業債借入であります。

支出ですが、1款資本的支出は31億6,521万6,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は13億7,514万円を予定しております。そのうち、1目工事費2億7,000万円は、本館エレベーター増設などを予定したものであります。

また、2目資産購入費11億514万円は、医療器械の購入やソフト開発費などであります。

2項1目企業債償還金は17億9,007万5,000円であります。

ここで、4ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入2億108万1,000円、資本的支出31億6,521万6,000円により生ずる不足額29億6,413万5,000円を、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

5ページをご覧ください。

第5条は、企業債について定めるもので、医療器械整備事業として2億円の起債を予定いたしました。

第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第8条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を118億8,000万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、滅菌器など10件を予定いたしました。

12ページからは平成27年度予定貸借対照表であります。16ページの下から5行目、2、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金2億9,664万4,000円を含めて31億8,385万841円を見込みました。

17ページから19ページは、平成26年度予定損益計算書であります。

20ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。

21ページをご覧ください。

VI、資金期末残高は107億4,837万6,000円と予定いたしました。

22ページをお開きください。

会計注記ですが、重要な会計方針に係る事項について記載いたしました。4、セグメントは事業ごとの損益・資産を見るための表となっております。

23ページからは平成26年度予定貸借対照表となっております。その後、28ページからは給与費明細書、35ページからは旭市病院事業予算実施計画内訳書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5

号)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億860万円を追加し、予算の総額を311億6,670万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と第3条、債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので、説明を省略し、内容は事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正は、上段の表に掲載いたしましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業について、4事業を追加するとともに、下段の表のとおり、4事業について金額を変更するものです。

追加する事業のうち3款3項児童福祉費、乳幼児紙おむつ給付事業と7款1項商工費、商業活性化推進事業については、国の補正予算に基づく2事業でありますので、事業内容等につきましては、後ほどご説明いたします。

8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業については、道路境界の同意や地元水利管理者等の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に工事を完了することができないため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

10款3項中学校費、飯岡中学校改築事業については、学校用地となる土地の土地改良事業の遅れにより、工事に向けての法的手続が遅れ、本年度予定の工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、変更です。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業については、道路境界確定が難航したことと、関係官公庁等の協議に不測の日数を要し、工事に着手できなかったため、金額を変更するものです。

蛇園南地区流末排水整備事業については、隣接する前年度繰越工事の進捗の影響から、本年度工事の施工ができないため、金額を変更するものであります。

同じく、震災復興・津波避難道路整備事業及び道路維持補修事業については、地権者の同意や他の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の業務及び工事に着手できなかったため、金額を変更するものです。

5 ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正は、国営大利根用水土地改良事業（国営施設機能保全事業）に係る旭市の受益割合に応じた負担分の追加であり、本債務負担行為の設定により締結する協定書の締結年度である平成26年度から償還終了予定年度である平成52年度までを期間とした債務負担行為を新たに設定するものであります。

6 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。

掲載しました2事業については、事業の見送りや財源内訳の見直しなどにより、起債の限度額を増減するものであります。

次の7ページと8ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、9ページの歳入から順を追って説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税3億268万6,000円の追加は、普通交付税の留保分について、今回の補正財源として計上したものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金232万1,000円の追加は、1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金161万8,000円、及び2節児童福祉費国庫負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金70万3,000円の増によるものです。

2項1目総務費国庫補助金5億8,949万2,000円の追加は、説明欄1、東日本大震災復興交付金4億6,396万5,000円の増と、説明欄2、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1億2,552万7,000円の新規計上によるものです。なお、後者の交付金は国の補正予算によるもので、地域における消費喚起策等に対し、国から交付されるものであります。

2目民生費国庫補助金156万円の追加は、介護保険事業費補助金の新規計上によるものであります。

5目教育費国庫補助金185万5,000円の減は、飯岡中学校改築事業の財源区分の見直しにより、学校施設環境改善交付金を減額するものであります。

10ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金1,595万8,000円の追加は、1節社会福祉費県負担金の説明欄1、保険基盤安定負担金1,560万7,000円、及び3節児童福祉費県負担金の説明欄1、障害児通所給付費等負担金35万1,000円の増によるものであります。

2項4目商工費県補助金3,469万2,000円の追加は、国庫補助金である地域活性化・地域住

民生活等緊急支援交付金に合わせた県の上乗せ分として、プレミアム付商品券市町村交付金の増によるものであります。

8目総務費県補助金120万円は、防犯カメラ設置に係る防犯設備設置事業費補助金の新規計上によるものであります。

16款1項1目一般寄附金839万9,000円の追加は、災害見舞金を計上するものであります。

8目衛生費負担金10万円は、環境衛生のための篤志寄附を計上するものであります。

11ページをお願いいたします。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金3,455万6,000円の追加は、平成25年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分であります。

2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額2億6,000万円を全て減額するものであります。

3目東日本大震災復興交付金基金繰入金456万円の減は、事業費の減によるものであります。

5目学校建設基金繰入金の減は、財源の見直しにより、予定しておりました繰入額4,147万3,000円を全て減額するものであります。

18款1項1目繰越金2億8,232万4,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります

12ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明しましたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金であります。

2目人事管理費2億9,693万4,000円の減は、退職手当一般負担金の減免により減額するものであります。

4目財政管理費4億9,681万8,000円の追加は、災害復興基金へ839万9,000円、東日本大震災復興交付金基金へ4億8,841万9,000円を積み立てるものであります。

7目企画費3,075万円の追加は、道の駅施設の管理運営を担う株式会社季楽里あさひへの出資金を新規計上するものであります。

8目電子計算費816万5,000円の追加は、介護保険の制度改正に伴うシステム改修費の増に

よるものであります。

14ページ、お願いいたします。

10目地域振興費151万円の追加は、コミュニティバス等運行事業助成金の増によるものです。

11目諸費7,399万5,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

3款1項4目国民健康保険費2,362万円の追加は、説明欄1、国民健康保険事業特別会計繰出金の増で、保険税軽減世帯数が当初の予定より上回る見込みとなったことによるものです。

15ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費4,027万8,000円の追加は、説明欄1、乳幼児紙おむつ給付事業3,855万4,000円の計上です。本事業は例年実施している事業であります。このたびの国の補正予算に関する地域消費喚起・生活支援型交付金を活用できる事業として、平成27年度分を前倒しし、3月補正に計上するものであります。

なお、先ほど説明させていただいたとおり、本事業は平成27年度へ繰り越させていただく事業で、財源は全額、国の交付金となっております。

また、説明欄2、障害児通所支援事業は、給付対象者数の増により172万4,000円を増額するものです。

6款3項3目漁港建設費490万6,000円の減は、来年度に飯岡漁港の機能保全計画の見直し等が予定されていることから、今年度の漁港整備事業が見送られたことによるものであります。

16ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費1億2,173万8,000円の追加は、説明欄1の商業活性化推進事業の商店街振興事業補助金で、このたびの国の補正予算に関する地域消費喚起・生活支援型交付金と、県の上乗せ分であるプレミアム付商品券市町村交付金を活用して行う事業であり、事業の内容はプレミアム付商品券の発行で、1セット1万3,000円の商品券を1万円で販売し、そのプレミアム分を実施主体である旭市商業振興連合会へ補助するものであります。

なお、本事業も先ほど説明させていただいた乳幼児紙おむつ給付事業と同様に、27年度へ繰り越す事業となっております。

13款2項2目病院事業公営企業費2億1,356万6,000円の追加は、平成26年度退職手当一般負担金の縮減分を病院事業会計へ繰り出すものであります。

最後、17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

事業の見送りや財源区分の見直し等の増減により、表の真ん中あたり、平成26年度の起債見込額の補正額の一番下、計の欄のとおり、4,320万円増額するもので、これにより平成26年度末現在高見込額は、一番右の下になりますが、289億4,324万6,000円となるものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第10号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億9,110万円とするものであります。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は103万7,000円を追加するもので、旭中央病院に係ります施設整備費分として措置されたものであります。

10款1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより2,362万円を追加するもので、その内訳としまして、1節保険基盤安定繰入金を2,296万7,000円、4節財政安定化支援事業繰入金を65万3,000円、追加するものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金の留保分6,426万4,000円を計上するものであります。

12款4項5目雑入は、国保連合会からの精算金として1,017万9,000円を追加するものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

3款1項1目後期高齢者支援金は、決算見込みにより54万1,000円を追加するものであり

ます。

4款1項1目前期高齢者納付金は、決算見込みにより8万2,000円を追加するものであります。

11款1項3目償還金は、平成25年度分の療養給付費等負担金の精算及び過年度分の特別調整交付金の修正に係る返還金として9,744万円を追加するものであります。

10ページをお願いいたします。

3項1目他会計繰出金は、財政調整交付金として措置された103万7,000円、同額を旭中央病院に繰り出すものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第11号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ6,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億9,200万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款県支出金は、前年度介護給付費負担金の精算による追加交付で、662万8,000円を追加し、6億7,477万4,000円とするものでございます。

5款財産収入は、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

6款繰入金2項1目介護保険給付費準備基金繰入金2,900万円の減額は、7款の前年度繰越金収入により、基金の取り崩しが必要なくなったことによるものでございます。

7款繰入金は8,590万6,000円を追加し、8,590万7,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

8 款諸収入 2 項 1 目第三者納付金は345万9,000円を追加し、346万円とするもので、これは交通事故による損害賠償金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は2,410万6,000円を追加し、2,410万7,000円とするもので、これは基金運用利息と平成25年度剰余金を積み立てるものでございます。

6 款 1 項 2 目償還金は4,289万4,000円を追加し、4,289万8,000円とするもので、前年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

先ほど歳入でご説明いたしました県支出金は、介護給付費負担金の過年度分の追加交付でありますが、こちらの返還金は地域支援事業交付金の精算によるもので、県の補助事業が違うため、別々に精算するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） 議案第12号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ84万円を追加し、予算の総額を5,624万円とするものでございます。

少し飛びます。5 ページをお開きください。

歳入についてご説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目受益者分担金は、新規加入の住宅 1 件、84万円を増額するものでございます。

6 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

4 款 1 項 1 目繰出金84万円の増は、歳入の受益者分担金で受け入れた収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。

今年度、受益者分担金が当初予算を超えましたので、補正するものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 議案第13号、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額372億7,479万4,000円に対し、2億1,356万6,000円を増額補正するものであります。

10ページをお開きください。

平成26年度旭市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画内訳書でご説明いたします。

収益的収入1款10項特別利益ですが、千葉縣市町村総合事務組合において、退職手当一般負担金の累積収支黒字分を縮減するため、市の負担金額が減額となり、その相当額2億1,356万6,000円を市からの繰り入れを受けるものです。

以上で、議案第13号についての補足説明を終わります。

○議長(景山岩三郎) 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、15号、35号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 伊藤 浩 登壇)

○企画政策課長(伊藤 浩) 初めに、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、補足説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定です。本条例は、地方独立行政法人法第11条第3項の規定により、評価委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員会の組織についてですが、委員会は委員6人をもって構成します。

第3条は、委員についてですが、委員は学識経験を有する者のうちから市長が任命するものとし、その任期を2年とするものです。

第4条は、委員長に関する規定です。

第5条は、委員会の会議の運営についての規定です。

第6条は、委員会の関係者の出席等に関する規定です。

第7条は、委員会の庶務を企画政策課において処理するという規定です。

第8条は、委任規定です。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

次に、議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、補足説明申し上げます。

第1条は、目的規定でありまして、市内の医療機関に従事しようとする看護学生に対し、入学支度金を貸し付けることにより、看護師の確保を図ることを目的としています。

第2条は、定義規定です。本貸付金は4年制大学の看護学科で学ぶ学生を対象とします。

第3条は、貸付金の要件です。看護師免許を習得した後、速やかに市内の医療機関に従事する者に貸し付けを行います。

第4条は、貸付金の金額を40万円とするものです。

第5条から第7条までは、貸し付けに係る手続の規定です。

第8条は、貸付金の返還に関する規定です。

第9条は、返還の猶予に関する規定です。

第10条は、返還の免除に関する規定です。看護師免許を取得後、市内に存する医療機関に看護師として従事し、2年を経過した場合は、貸付金の返還を全額免除するものです。

第11条は、延滞利子に関する規定です。

第12条は、委任規定です。

なお、この附則において、条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、第15号の説明を終わります。

次に、第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、補足説明申し上げます。

第1条は、目的規定です。地域の中核的な病院、いわゆるマグネットホスピタルであるということ、市民病院であるということ、また、研究・研修病院であるということを念頭に、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としております。

第2条は、法人の名称についてですが、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院と称するものです。

第3条は、法人の設立団体についてですが、設立団体は旭市といたします。

第4条は、法人の所在についてであります。現行と同じく、旭市イの1326番地とするものです。

第5条は、法人の種別ですが、いわゆる非公務員型の法人とするものです。

第6条は、法人の公告の方法について定めるものです。

第7条及び第8条は、役員の構成及び職務等について定めるものです。法人に役員として、

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 10 人以内及び監事 2 名以内を置くものです。このうち理事長及び監事については、法律に基づき市長が任命することとなります。

第 9 条は、役員の任期についてでして、理事長を 4 年、それ以外の役員を 2 年とするものです。

第 10 条は、役員以外の職員に関する事項についてでして、職員に関する事項については、法人の規程で定めることとなります。

第 11 条から第 14 条までは、理事会の運営等に関する事項です。

第 15 条は、法人が設置し、運営する病院、その他の施設についてですが、現行の全運営施設をそのまま引き継ぐものであります。

第 16 条は、法人の業務の範囲についてですが、こちらも現行の全業務を引き継ぐものであります。

第 17 条は、業務方法書に関する規定です。

第 18 条は、法人に対する資本金等に関する規定ですが、承継される権利に関する財産のうち、土地及び建物については、別表に記載されたとおりであります。

第 19 条は、法人が解散した場合の残余財産の帰属関係ですが、当該残余財産については、市に帰属することを定めるものであります。

第 20 条は、法人規程への委任規定です。

以上で、第 35 号についての説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 16 号、21 号、22 号、23 号、24 号、25 号、26 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） 議案第 16 号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 20 日に公布、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになり、教育長については、一般職から常勤の特別職として位置づけられ、法律、または条例に特別の定めがある場合を除くほか、職務に専念する義務を有する旨の規定が新たに設けられました。

このことから、教育長の職務専念義務の特例、勤務時間等に関し条例を定めるものであり、その取り扱いは旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例

によることといたします。

なお、附則ですが、この条例は平成27年4月1日から施行し、同日以後に任命された教育委員会教育長について、適用するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

議案第21号をご用意願います。

議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、子育て支援課の事務分掌中、「保育の実施」を「子ども・子育て支援による教育・保育」に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

続いて、22号をご用意ください。

22号と新旧対照表をご用意いただきたいと思います。

議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

平成26年6月13日に公布された行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。改正法は、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続や法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続を新設すること等により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的として制定されたものです。

行政手続法は、市の機関が行う条例等に根拠を有する処分や行政指導については、適用の対象外としていることから、これらの手続を規定する本市の条例について、法の趣旨にのっとり改正するものであります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

目次の改正は、「行政指導」、「処分等の求め」について条文を追加することから、目次を整理するものであります。

第2条第5号の「名あて人」を漢字表記に改める改正は、文言の整理であり、以下、同じように文言の整理の改正が続きますので、説明は省略いたします。

6ページをご覧ください。

第33条に2項として加える規定は、行政指導の根拠等の明示に関する規定でありまして、行政指導に携わる職員は、行政指導をする際、市が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合は、その相手方に対して、当該権限を行使できる根拠の条項、条項に規定する要件及び要件に適合する理由を示さなければならないものとしします。

7ページをご覧ください。

第34条の2を加える規定は、行政指導の中止等の求めに関する規定でありまして、市が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと考えるときは、市に対して、その旨を書面で申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとしします。

また、申し出を受けた場合、市は必要な調査を行い、当該行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとしします。

第34条の3を加える規定は、処分等の求めに関する規定でありまして、誰でも法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思ったときは、当該処分または行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を書面で申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとしします。

申し出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとしします。

なお、附則ですが、第1項において、この条例の施行期日を平成27年4月1日とし、第2項において、旭市税条例中で引用する旭市行政手続条例の条項を整理するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

続いて、23号をお願いします。

議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、2点でございます。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

1点目は、議案第14号でご審議をお願いいたします、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例で定める評価委員会委員の報酬額を月額1万3,000円と定めるものであります。

2点目は、本市の保育の円滑な運営を図るため設置しておりました保育所運営協議会について、その機能を子ども・子育て会議に集約し廃止するため、委員の報酬について別表から削るものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、補足説明を終わります。

次に、議案第24号をお願いいたします。

議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例につきましても、議案第16号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が常勤の特別職として位置づけられることから、条例の別表に教育長の給料月額を加えるものであります。

なお、附則ですが、第1項は、この条例の施行期日を平成27年4月1日とするもの。第2項は、本条例の改正に伴い、現行の旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止するもの。第3項及び第4項は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例、旭市特別職報酬等審議会条例について、一部改正を行うものでありまして、教育長が常勤の特別職として位置づけられることに伴う所要の改正であります。

第5項及び第6項は、この条例の施行日以後、新たに教育長が任命されるまでの間の経過措置についてでありまして、現教育長の給料については、廃止前の旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例を引き続き適用する旨の規定及び現教育長の給与については、改正後の旭市特別職報酬等審議会条例の規定は適用しない旨の規定であります。

以上で、補足説明を終わります。

続いて、25号をお願いします。

議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

改正の内容としましては、人事院勧告、及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、給料表水準の引き下げや号給の増設等を実施し、国・県と同様に、給与制度の総合的見直しを行うものであります。

第1条で、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を、第2条で、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものです。

改正条例第1条中の、第19条の改正ですが、これは今回の人事院勧告に基づく改正ではあ

りませんが、時間外勤務手当等の算出に当たり、勤務1時間当たりの給与額の算定方法に関し、労働基準法の趣旨に基づき、県と同様に、祝日等を差し引き、実勤務時間を基に算定するよう改正するものであります。

第20条の改正は、国・県の勧告に基づき、管理職特別勤務手当について、平日深夜においても支給できるとするものです。

附則第10項は、職務の級が7級で55歳以上の職員に係る給料の1.5%減額支給措置の期間を定めるものです。

附則第12項は、給料の1.5%の減額を受ける職員の、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の変更に係るものです。

別表第1の行政職給料表の改定については、平均改定率マイナス2.2%の引き下げ改定をするものです。

続いて、5ページの第2条ですが、これは特定任期付職員の給料表の引き下げ改定をするものです。

次に、改正条例の附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めるものでありまして、平成27年4月1日から施行するものです。

第2項は、今回の改正給料表で、3級における号給の減少に伴い、最高号給を受けていた職員に係る切替日における号給を定めるものです。

第3項は、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整についてです。

以降は、主に給料表の見直しに伴う現給保障で、経過措置として給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、平成30年3月31日までの3か年に限り現給保障をするものです。

以上で、補足説明を終わります。

続いて、議案第26号をお願いします。

議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第7条の改正ですが、現行では、特急料金の支給について、100キロメートルを超える場合で、県内出張については50キロメートルを超える場合としているところですが、県内出張する場合、県外出張よりも近距離であるにもかかわらず、特急料金が支給できるという矛盾を解消するため改正をするものです。

また、別表の改正ですが、議案第16号、議案第24号と同様に、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が常勤の特別職として位置づけられていることを踏まえ、別表の職、または職務の級の市長、副市長の欄に教育委員会教育長を追加するものであります。

なお、附則ですが、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、総務課所管の議案について、補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、18号、33号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 山口訓子 登壇）

○子育て支援課長（山口訓子） 初めに、議案第17号、旭市立保育所条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、これまでの旭市立保育所条例を廃止し、本条例を制定するものです。

第1条は、保育所の設置目的を定めております。

第2条は、保育所の名称と位置についての規定でありまして、これまでの条例にある規定と変更はございません。

第3条は、保育所において行う事業を定めております。子ども・子育て支援法に基づきまして、入所する児童は1日当たりの保育必要量、これは標準時間11時間と短時間8時間の2種類でございますが、このいずれかの認定を受けることになります。

第1項1号で規定する保育は、この認定を受けた時間の範囲内の保育のことです。

第2号で規定する時間外保育とは、この後、第8条においてうたっておりますが、やむを得ない理由により、第1号の保育の時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に保育を行うものです。

第4条は、保育所の入所資格を定めております。

第1号は、満3歳以上の小学校就学前の児童で、保護者の労働等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童、第2号は満3歳未満の小学校就学前の児童で、やはり家庭において必要な保育を受けることが困難な児童、第3号、第4号は、その他の児童でございます。

第5条は、保育所入所の手続を定める規定でありまして、手続については規則で定めるものといたします。

第6条は、保育所の休業日を定めております。

第7条は、保育所の保育料を定める規定でありまして、保育料はこの後、議案第18号で説明をさせていただきますが、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例で定めるものといたします。

第8条は、第3条にも出てまいりましたが、保育所の時間外保育事業を定めております。

第1項では、実施日、対象者について、第2項では、利用手続について、第3項では、時間外保育料を定めております。時間外保育料は保育料と同様に、利用者負担額条例で定めるものといたします。

第9条から第11条は、指定管理者についての規定でありまして、これまでの条例にある規定と変更はございません。

第11条は、委任でございます。

附則第1項は、施行期日でございます。

附則第2項は、これまでの旭市立保育所条例を廃止する規定です。

附則第3項は、これまでの旭市保育の実施に関する条例を廃止する規定です。

この条例の廃止につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉法に基づき保育の実施基準を条例で定めるとされていた文言が削除されたため、これにより制定されていた本条例を廃止するものです。

なお、この条例により定められていた保育の実施基準は、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、旭市保育の必要性の認定基準に関する規則において定めておりますので、申し添えます。

次に、議案第18号に入らせていただきます。

議案第18号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に始まることに伴い、国の保育料基準額が改定されることから、保育所保育料の見直しと、新たに設けられた基準額に従って、新制度へ移行した際の幼稚園保育料の新規設定が必要になります。

このため、就学前児童の教育と保育給付に係る利用者負担額を定めることについて、条例で制定するものです。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、利用者負担額は規則で定めるものとします。

第3条は、利用者負担額の減免について定めております。

第4条は、委任です。

附則で、施行期日等を定めております。

以上で、議案第18号を終わらせていただきます。

次に、議案第33号に入らせていただきます。

議案第33号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市塙1399番地に設置されている塙東西児童遊園は、利用児童数の減少と遊具の老朽化に加え、地元区長からの要望もあることから、今年度末をもって廃止するものです。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第19号、20号、29号、30号、31号、32号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準について、市の条例で定めるものでございます。

条例の制定に当たって、本市には国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほど

の特段の事情、地域性は認められないことから、一部の参酌する基準を除き、厚生労働省令どおりとするものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1章は総則を定めたもので、指定介護予防支援事業者の指定及び基本方針を示しております。

2 ページをお願いいたします。

第2章は、指定介護予防支援事業者ごとの従業員の人数及び管理者を置く旨、規定しております。

3 ページをお願いいたします。

第3章は、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を示したもので、提供の拒否の禁止、サービス提供困難等の対応、要支援認定の申請に係る援助等について規定しております。

次に、11ページをお願いいたします。

第4章は、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法、取り扱い方針、サービス提供に当たっての留意点を規定しております。

次に、18ページをお願いいたします。

第5章は、基準該当介護予防支援事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、指定介護予防支援等の基準を準用することを規定するものです。

なお、本市の独自基準として、平成24年4月に旭市暴力団排除条例が施行されたことから、第3条に暴力団の排除規定を設け、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備します。

また、介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、第31条の記録の保存期間について、省令の2年から5年とするものです。

なお、施行日は平成27年4月1日となります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について、補足説明申し上げます。

本議案につきましても、第3次地方分権一括法の施行に伴う介護保険法の改正により、こ

れまで厚生労働省令で全国一律に定められていた基準について、市の条例に定めるものでございます。

条例の制定に当たって、本市には国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないことから、厚生労働省令どおりとするものです。

それでは、内容を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第3条、基本方針で、地域包括支援センターは職員が共同して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないことなどを規定しております。

第4条で、地域包括支援センターの人員について、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1人ずつ配置する旨を規定したものです。

なお、施行日は27年4月1日になります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、3年ごとに見直すこととなっている介護保険料について、平成27年度から29年度までの介護保険料を定めるため、また、介護保険制度の改正により、要支援者等を対象とした新たな介護予防事業の開始時期を規定するため、介護保険条例を改正するものでございます。

条例の説明の前に、保険料の算定に係る介護保険法の改正内容についてご説明いたします。

第1点目は、介護保険制度の財源構成が見直され、第1号被保険者の負担割合が21%から22%に、第2号被保険者の負担割合が29%から28%に変更されました。

第2点目は、一定以上所得者の利用者負担の自己負担割合が1割から2割に変更されました。

また、低所得の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に、預貯金等の資産が追加されました。

第3点目は、低所得者の保険料軽減を強化し、第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減いたしました。

第4点目は、所得水準においたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、所得段階の見直

しが行われました。

第5点目は、介護報酬が2.27%引き下げられました。

これらの改正を踏まえ、また、介護保険給付費準備基金を1億2,750万円取り崩して、保険料軽減の財源として、3か年の財政収支計画を策定して保険料を算定いたしました。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

26ページになります。

第3条、対象年度を27年度から29年度までに改め、所得段階を現行の10段階から11段階に見直し、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定としたものです。

第5号の年額5万4,000円、月額にいたしますと4,500円が第5段階になりますが、ここが基準になります。その他の各段階の保険料は、基準額に各保険料率を乗じて算出したものでございます。

28ページをお願いいたします。

第12号は、介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うもので、平成27年度と28年度の2か年、第1号の2万7,000円を2万4,000円に軽減するものでございます。

なお、介護保険料の変更点につきましては、全員協議会時にお配りいたしました第1号被保険者介護保険料の章を参考にさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、第5条第3項の改正は、介護保険施行令の改正に伴う改正です。

29ページをお願いいたします。

次に、附則に加える2項について、ご説明いたします。

介護保険法の改正により、新しい介護予防、日常生活支援総合事業を平成27年4月1日から実施することとされましたが、市の条例で規定する場合、その実施を猶予することができるとされました。新しい総合事業への移行を円滑に行うため、猶予期間を活用し、市長の定める日の翌日から行うことを規定するものです。

10項の介護予防日常生活支援総合事業及び11項の認知症総合支援事業につきましては、多様なサービスの開発や受け皿の整備のため、一定の準備期間をかけ取り組むものとし、実施を猶予するものです。

なお、施行日は27年4月1日となります。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

それでは、新旧対照表の30ページをお開きください。

本議案は、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例との整合を図り、第3条に暴力団の排除規定を設け、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境を整備するものです。

なお、施行日は平成27年4月1日となります。

以上で、議案第30号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号、旭市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、一部の参酌する基準を除き、全て省令どおり改正するものでございます。

なお、本市の独自基準として、介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、議案第19号との整合を図り、記録の保存期間を省令の2年から5年とするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表の31ページをお願いいたします。

一番上になります。目次の第9章、「複合型サービス」を、サービス内容が具体的にイメージできる「介護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるものです。なお、本則中においても同様の改正を行っております。

33ページをお願いいたします。

32条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等が、事業の一部を行わせることができる事業所に指定訪問介護事業所を加え、契約に基づき事業を行わせることを可能とするものです。

34ページをお願いいたします。

第42条は、先ほどご説明いたしましたとおり、本市の独自基準として、介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年と定められていることから、議案第19号との整合を図り、記録の保存期間を省令の2年から5年とするものです。

なお、第58条、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条、第201条についても、同様の改正を行うものでございます。

35ページをお願いいたします。

63条に4項として加える規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、夜間及び深夜に当該サービス以外のサービスを実施する場合に、事前に市長に届けることとしたものでございます。

一番下になります。

第65条は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員は、事業所ごとに1日当たり3人以下と定められていたものを、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、認知症ケアの拠点とする観点から、共同生活住居ごとに3人以下と見直すものでございます。

38ページをお願いいたします。

82条第6項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員等が兼務可能な施設等について、現行の「併設する施設等」に右欄の下段になります、「同一敷地内の施設等」を加え、右欄になります、兼務可能な施設等に「指定居宅サービスの事業を行う事業所等」を加えるものです。

42ページをお願いいたします。

85条は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人から29人以下とするものです。

第2項は、登録定員が25人を超える通いサービスに係る利用定員を定めるものです。

45ページをお願いいたします。

第113条は、ただし書きの追加で、指定認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行の「1又は2」とされている共同生活住居数に、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットまで可能とするものでございます。

48ページをお願いいたします。

151条第4項は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を加えるものです。

152条、180条につきましても、同様の改正でございます。

53ページをお願いいたします。

第9章、複合型サービスを、サービス内容が具体的にイメージできる「介護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるものです。

以下、本則中についても同様の改正を行うものです。

57ページをお願いいたします。

194条は、看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を25人から29人以下とするものです。

第2項は、登録定員が25人を超える通いサービスに係る利用定員を定めるものです。

なお、施行日は平成27年4月1日になります。

以上で、議案第31号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第32号、旭市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、一部の参酌する基準を除き、全て省令どおり改正するものです。

なお、本市の独自基準として、議案第31号と同様に、記録の保存期間を省令の2年から5年とするものです。

改正内容につきましては、議案第31号でご説明しました、地域密着型の介護サービス事業の改正点について、この議案第32号の地域密着型介護予防サービス事業についても、同様の改正を行うものです。

なお、施行日は平成27年4月1日になります。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 浪川 昭 登壇）

○環境課長（浪川 昭） 議案第27号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に名称が改正され、平成27年5月29日から施行されることに伴い、旭市使用料及び手数料に関する条例の別表中の同法の名称を改正するものであります。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第28号、36号、37号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第28号、議案第36号、議案第37号の3議案につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第28号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、重度心身障害者に係る医療費の一部負担に関して、一時立替となる経済的負担を軽減し、かつ事務の簡素化を図るという県の方針から、これまでの償還払い方式を改め、現物給付方式に移行するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

お手元の新旧対照表、24ページをお開き願いたいと思います。

第3条の受給権者について、第1項の改正は、障害者で後期高齢者医療制度の加入できる年齢が65歳であることから、この改正条例の施行後は、65歳未満で重度心身障害者と認定される者をもって対象とするということになっております。

また、子ども医療費の助成を受けている者は、支給対象から除くという規定をつけ加えたものであります。

続いて、同条第2項では、対象としない者は、基準世帯における所得の合計額が23万5,000円以上であるということを明記するとともに、その例外として、医療保険の多重該当及び重度かつ継続に該当する場合には、対象とする旨をつけ加えました。

次に、第4条ですが、ここでは一部負担額に自己負担額から重度心身障害者医療自己負担額を除いた額と、より明確に示したものであります。

続いて、25ページになりますが、第5条は、助成の申請は規定で定めることとし、第6条においては、助成の方法と県外等で受診した場合には、これまでどおり償還払いによる旨の規定を設けたものであります。

なお、施行時期につきましては、県下統一で本年8月1日から施行することになります。

続きまして、議案第36号及び議案第37号の指定管理者の指定について、補足説明申し上げます。

議案第36号の海上ふれあいサポートセンターの指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を海上ふれあいサポートセンター指定管理者として指定すること

について、議会に議決を求めるものであります。

続きまして、議案第37号の飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましても、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者である社会福祉法人旭市社会福祉協議会を指定管理者候補者として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことにより、同協議会を飯岡福祉センター指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第34号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 石見孝男 登壇）

○学校教育課長（石見孝男） それでは、議案第34号、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

今回の改正の趣旨は、学校教育法の用語との整合を図り、条文の文言整理を行うものです。

給付の対象を規定した第2条第1号について、「教育機関その他の規則で定める機関」とあるものを、法に基づき「学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校のうち規則で定める学校等」に改め、生徒の修学先を条例上で明確にするものです。

また、給付の手續を規定した第5条第2項ただし書きですが、現在、育英生の認定につきましては、例えば高校生であれば3年間、大学生は4年間と、その育英生の修学年数を原則としており、1か月未満の修学等は該当とならないことから、今回削除するものであります。

その他文言の規定として、第3条、第7条第1項、同第2項及び第8条では、「育成資金の給付を受ける者」を「育英生」と改め、第3条第1項第2号にある「学校長」は、学校教育法と整合を図り「校長」、または大学では「学長」とし、第6条第2項第1号中、「教育機関等」は「学校等」と改めるものでございます。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第38号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 大久保孝治 登壇）

○建設課長（大久保孝治） 議案第38号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

認定する４路線は、道路整備事業に伴い１路線を、宅地造成により市に帰属及び寄附された３路線を認定するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

ここで、おはかりをいたします。

この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議案とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 会議録署名議員の追加指名

○議長（景山岩三郎） 追加日程、会議録署名議員の追加指名。

会議録署名議員の追加指名を行います。

18番、木内欽市議員を新たに会議録署名議員として追加指名いたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は３月３日定刻より開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 ４時１０分

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成27年3月3日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（21名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利
9 番 太 田 將 範
11 番 島 田 和 雄
13 番 伊 藤 房 代
16 番 景 山 岩三郎
18 番 木 内 欽 市
20 番 林 俊 介
22 番 林 正一郎

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄
10 番 伊 藤 保
12 番 平 野 忠 作
14 番 林 七 巳
17 番 滑 川 公 英
19 番 佐久間 茂 樹
21 番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

15 番 向 後 悦 世

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	刃田 哲雄	病 院 事 業 者 管 理 課 長	吉 田 象二
秘書広報課長	飯 島 茂	行 政 改 革 推 進 課 長	加瀬 正彦
総 務 課 長	堀 江 通洋	企画政策課長	伊 藤 浩
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	伊 藤 正 男	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	野 口 國 男
社会福祉課長	加瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大久保 孝 治
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	赤 松 正	消 防 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病院事務部長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	石 見 孝 男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	監 査 委 員 長 事 務 局	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長 事 務 局	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	高 安 一 範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第38号までの38議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 議案第1号の質疑をいたします。

最初に、予算書の28ページ、14款県支出金のうち、4目商工費補助金の2節観光費県補助金の説明欄の2の千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金の1,210万7,000円の具体的な内容を伺いたと思います。

それと、2点目に68ページの2款総務費の地域振興費、19節負担金補助及び交付金の説明欄3、市民まちづくり活動支援事業の説明を求めます。

3点目、112ページ、3款民生費、母子父子福祉費の説明欄の扶助費、母子家庭高等技術訓練給付金の具体的な内容を伺います。

4番目に、120ページ、3款民生費、1目災害救助費、説明欄2、東日本大震災災害救助費、20節扶助費の県外避難者住宅扶助費の内容を伺います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問の予算書28ページ、歳入でございます。

14款4目、中段、商工費県補助金、2節の観光費県補助金のうち、ご質問の千葉県観光地魅力アップ整備事業の補助金、具体的な内容ですが、この補助金の目的につきましては、観光関連施設の観光案内板等の設置及び改修に係ります経費の一部を県が助成するものでございます。

補助率は3分の2以内、上限は1か所1,000万円となっております。

今回、市では観光案内板を3か所予定をいたしております。一つは、道の駅の施設内に情報発信スペース、この中にタッチパネル式の情報発信板の設置、さらに同施設駐車場へ照明つきの観光案内板の設置、さらに大原幽学遺跡史跡公園、ここの駐車場へ観光案内板の設置、これらを計画しております。

それらに対します補助としまして、合計1,210万7,000円を見込んでおるものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） それでは、予算書68ページ、市民まちづくり活動支援事業の内容についてお答えいたします。

旭市総合計画の基本理念であり、協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業を行う団体に対して補助金を交付するものであります。

旭市市民まちづくり活動団体登録要綱に基づく登録を受けている団体であり、スタート支援事業補助金につきましては、設立の日から起算して2年を経過していない団体を対象とし、交付回数は1回限りで、補助率は補助対象経費の10分の9以内、限度額は10万円となっております。

また、ステップアップ事業補助金につきましては、連続して5回まで補助金を受けることができ、補助率は補助対象経費の10分の8以内で、限度額は30万円となっております。

平成27年度予算では、スタート支援事業補助金は3団体で30万円、ステップアップ支援事業補助金は9団体で270万円、合計300万円を予定しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、112ページをお願いいたします。

112ページ、民生費、母子父子福祉費の一番上の20、扶助費になります。母子家庭高等技能訓練給付金の具体的内容についてお答えいたします。

この母子家庭高等技能訓練給付金は、児童扶養手当受給者、または同様の所得水準にある

と認められる母子家庭の母、父子家庭の父を対象者として看護師、介護福祉士、保育士などの資格を取得するための養成機関に就学した際の利用者負担額の一部を訓練給付費として支給する制度です。

この予算額360万円は、看護師、保育士等の資格取得をするための対象者3名を見込んでおります。

また、歳入としては国庫補助金で、補助率は4分の3となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、社会福祉課から120ページになります、3款民生費、5項1目災害復旧費の説明欄2の東日本大震災災害救助費168万円は、東日本大震災の被災者であります福島県からの避難者への住宅扶助費として2世帯、4名分を計上するものでございます。

なお、この費用につきましては、全額県支出金として補填されることになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） ちょっと伊藤議員、お待ちください。

暫時休憩。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○議長（景山岩三郎） 会議を再開いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 何点か、再質問させていただきます。

これは県外の避難者ということは、県外から旭市に来ているということでよろしいですか。これだと県外に避難したという、そういうふうにもとれますのでちょっと伺いました。

それとあと、P134の特定不妊治療の質問が漏れてしまいましたけれども、この特定不妊治療の補助金を市で出すということなんですけれども、これは県でも今までやっていたと思うんですけれども、県と市と両方合わせて助成を受けることは可能なんではないでしょうか。それもお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） これにつきましては、福島県から来られている2世帯ございまして、その方に市で住宅を用意しまして、その方に住宅を供給していると。その費用につきましては、県から補填されるということでございます。

○議長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、特定不妊治療につきましてのご質問であります。P134ページになります。

不妊に悩みます夫婦に対しまして、医療保険の対象外で高額な治療を要する特定不妊治療に係る費用の一部を助成するものでありまして、平成26年度、今年度からスタートさせた事業でありまして、お尋ねの件ですけれども、対象要件の中に千葉県のこの事業に該当する者に限って旭市も上乘せしていくという独自の施策でございますので、これは両方当然該当する事業でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、20ページの住宅使用料、雇用促進住宅使用料1,947万円の内訳についてお尋ねしますが、まずこの雇用促進住宅は今何戸あるのか。そういう中で、何戸の入居を予定した計画なのかお尋ねします。

次に、2点目は60ページの13、委託料で、コンサルティング業務委託料2,311万2,000円及び総合計画策定支援業務委託料598万4,000円、この詳細についてお尋ねします。

それから、3番目に64ページの2、電算システム運用事業3億3,898万1,000円がここにあります。いろいろな各課にまたがっておりますので、全体を把握できない中で、ここでもし数字が出せなければ後ほど結構ですが、旭市全体で電算機の使用料ですか、これがどのぐらいになるのか。

それから、4番目として118ページの民間認可保育所運営費給付事業5億700万円。これはそういう中で民間保育所は現在何か所あるのか。そして、その園児数、そしてちなみに分かれば公設の保育園の児童数。

それから次に、153ページの3、農村公園維持管理費433万2,000円が組んでありますが、この公園の管理というのはいろいろな課にまたがっていますね。しかし、これはなぜ1か所

で扱えないのか。1か所にすれば、むしろ管理費が安くなるんじゃないかと思うんです。そういう中で、公園の維持管理費全体でどのぐらいかかっているのかお尋ねします。

それから、6番目は185ページの2の国土調査費1,131万9,000円、この国土調査の場所、それから何を目的にやるのか、それからそれによってどういうメリットがあるのかお尋ねします。

それから、7点目は211ページの災害に強い地域づくり事業の地域防災計画の見直し業務委託料1,042万2,000円、この詳細についてお尋ねをします。

それから、8番目は226ページの需用費の消耗品448万5,000円がありますが、これはいろいろなところに分散してありますので、どのぐらいかかっているか分からないわけですが、そういう中で全体でどのぐらいかかっているのか。

それから、9番目、241ページの委託料、文化財調査委託料15万2,000円を組んでありますが、大原幽学記念館でこの文化財をやっている中で、なぜほかの場所にこういう予算が組んであるのか。むしろ一本にすればいいではないかと思うんですが。

それから、10番目は243ページの3番目の市民会館費の市民会館関係職員給与費1,872万1,000円、2人でなぜこんなにかかるのかお尋ねをします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 20ページ、備考欄3の雇用促進住宅使用料についてお答え申し上げます。

まず、雇用促進住宅は、現在管理戸数が79戸、3月1日現在では59戸が入居している状況です。

予算ですが、予算につきましては、平成26年11月1日現在の調定額、入居者60戸だったんですけれども、これに新年度の新規入居者、これを3戸見込んで63戸ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、60ページのコンサルティング委託料2,311万2,000円、それとその下にございます総合計画策定支援業務委託料598万4,000円、この詳細についてということで申し上げます。

まず、コンサルティング委託料につきましては、旭中央病院の地方独立行政法人化のための支援業務に関する委託料でございます。地方独立行政法人への移行につきましては、検討項目が多岐にわたりますが、五十数項目の案件につきまして業務支援を委託するものでございます。

その下の総合計画策定支援業務委託料につきましては、平成29年からを計画期間とする総合計画の策定に向けまして、市民意識調査などの基礎調査を行うものであります。

続きまして、64ページの電算システム運用事業の中に3億3,898万1,000円あるわけなんです。各課にまたがる電算業務全体の事業費はということのお尋ねです。

これにつきましては、企画政策課のほうの事業費といたしまして、トータル的には4億604万5,000円の事業費を持っております。それに各課がありまして、各課の議会費から体育振興課までの経費が1億5,797万8,000円ございます。トータルで5億6,402万3,000円という電算経費が予算化されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、118ページの一番上になりますが、民間認可保育所運営費給付事業についてお答え申し上げます。

民間保育所と公立保育所、何か所、それから園児数ということでお答えをさせていただきたいと思います。

民間保育所でございますが、市内は5か所で、この予算では561名を見込んでおります。また、市外、他市ですね、市外は17か所で25名を見込んでおります。

また、公立保育所でございますが、干潟保育所を含めまして13か所で1,157名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 農村公園の維持管理費に関連いたしまして、公園の施設の管理を1か所でできないかということでございますが、これにつきましては第2次行政改革アクションプランの中でも公園管理の一元化という項目がございまして、それで取り組んでいましたので、私のほうからお答えいたしますけれども、ただ、この打ち合わせ等は何回か実施して一元化できないかどうか協議を進めてきたところでございました。ただ、公園管理の法令の違いなどもございまして、現時点ではまだ一元化できていないと。

確かに一元化すれば、管理費が若干節約できるんだろうなという、そういうこともあってアクションプランの中に載っていたという状況でございます。

今、ご質問の中で全体でどのくらいかかっているのかということでございますが、これにつきましては、新年度予算を積み上げたもの、これは今手元にはございません。ただ、公共施設白書の中では、調べた中では、これは25年度の数字になるのかもしれませんが、大まかにいうと、約1億円ぐらいは公園全体でかかっているだろうと、そういうような数字でございました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 国土調査に関しましてお答え申し上げます。

国土調査に関しましては、干潟地区の登記未完了でありました2地区について、平成26年度中に完了見込みでございましたが、県・国との認証事務について一部時間を要したため、27年度完了見込みとなっております。

また、谷丁場地区につきましては、平成24年3月に現地調査等は終了し、現在は県・国との認証事務を進めており、平成29年度の完了を予定しております。

また、今後の国土調査に関しましては、新たな区域に着手する予定はございません。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） メリットでございますが、これは25年の高橋議員の一般質問でもお答えしていると思います。

目的でございます。

現在、法務局に備えられている地図の約半分、これが明治の地租改正事業時に作られた公図を基にしております。現況とあまりそぐわないということがあります。そこで、調査で正確さを求めるために行っております。

メリットとしましては、土地所有者に測量する費用が一切かからなくなったこと、所有する土地を明確にできること、公共事業等調査費用の軽減、工期の短縮等が挙げられております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 予算書211ページの災害に強い地域づくり事業の地域防災計画の見直し業務委託料1,042万2,000円についてお答えいたします。

平成25年4月以降に改正されました災害対策基本法など各種法令や旭市国土強靱化地域計画、また昨今の災害の状況等を踏まえた見直しをするものでございます。

それともう1点、243ページ、市民会館費の市民会館関係職員給与費1,871万1,000円についての中身でございますが、職員2名の給料、職員手当等、共済費含みまして1,872万1,000円の内訳なんです、正職員2名で給与費合計1,495万4,000円、それに再任用職員、この定数に含まれない職員が2名配置をいたしますので、その2名分で376万7,000円、合わせまして1,871万1,000円となるものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、226ページ、小学校教育振興費のうち消耗品につきましては、各小学校の授業中に消費されます、例えば色画用紙ですとかラシャ紙等の紙類、サッカーボール等、版画のインクですとか理科の実験用のビーカーですとか画びょうとか、細々した教育活動に必要な物品が対象となっているところです。

お尋ねの消耗品につきましては、その他の項目につきましても確かに消耗品として計上させていただいているところでございますが、合計は幾らかというご質問に対しましては、事業の目的ごとに予算組みをしているところでございますので、消耗品をトータルしての数値は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、241ページの説明欄13、委託料、文化財調査委託料15万2,000円についてご説明いたします。

この15万2,000円ですけれども、鐙木の長津台2号遺跡の発掘調査で平安時代、約800年前になりますけれども、特徴を有する土器とともに出土した鉄製鎌、農作業に使う鎌ですけれども、1点の保存処理費です。腐食による劣化を防ぐための化学処理を施すのが目的です。

化学処理とは、さびの原因となる塩分を取り除き、さびが進行しないように樹脂を浸透させ、さびの進行を防ぐ作業を行うものでございます。これは、文化財発掘調査で出た際の文化財の保護ということで、大原幽学とは一本化できないというような状況でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、1点目の雇用促進住宅の関係でございますが、79戸あると。そういう中で、約60戸ですね。20戸ぐらい入っていないんですが、あそこは入居率は悪いんですよ。せつかくあるものですから、結局、なぜ満室にできるように考えないのか。同じ料金であったら、誰も5階には入らないと思うんですよ。ですから、ある程度条件を変えた中でいかに入居率を満たしていくか。せつかくあるものですから、入居してもらって、多少でも入居料をもらったほうがメリットがあると思うんで、それと同時に、部屋が傷まないと思うんですよ、使っていたほうが。そういう中で、どういうふうにそれを今後やっていくのか。

それからあとは、3番目の電算システムの関係で5億6,000万円かかっているということですが、この電算を導入する意味はどういう意味があるのか。やはり事務事業の効率化だと思うんです。事務事業の効率化は、イコール人件費の削減になると思うんですね。そういう中で、今後、この電算機をどういうふう to 有効活用していくのか。

それから、次の4番目、この園児の数を見てみますと、どうしても公立のほうが1人当たりの単価がかかってしまうんですよ。そういう中で、今後、どういうふう to 考えていくのか。

それから、5番目の公園の維持管理費、これは一括管理すれば、結局比較ができますから、管理費の削減になると思うんですよ。そういう中で、これから検討云々というけれども、なぜ合併のメリットのある中でこういうことをやっていかなかったのか。

それから、6番目の国調の問題ですが、それは土地の確認もちゃんとできます。しかし、これをやることによって市に何のメリットがあるのか。全然ないと思うんですよ。それで、この前の答弁でも、これから国調、旭市全部終わるとなれば100年かかると言っていましたよね。そんな中で無駄金ではないかと思うんですが、今後、どういうふう to 考えるのか。

それから、8番目、それぞれのセクションで云々というお答えがありましたが、やはりまとめて購入すればかなりコストが安くなると思うんです。その辺、やはり各課の意識、そういう中でなく全体で考えたらと思うんですが。

それから、9番目の文化財の委託調査の関係でございますが、大原幽学記念館、ここではとんど文化財関係をやっているわけなんですね。そういう中で、あそこには学芸員もいますね。そういうことはともかく、やはり同じ文化財を扱うなら一元化したほうがいいと思うんですが、どういうふう to 考えているのか。

それから、10番目の、私も予算書を見ましたら、2人で900万円からの給料、高給取り、

もったいないなと思ったら、結局、正職員は2人、そこに今度は再任用の職員ですか。それならもっと早く行革の中で入れていくのが当然だと思うんですが、そういう中で企業でも何でも一番高いのは人件費なんですよ。やはり自分たちを守るのではなく、全体でどうしていくのか、その辺、今後、どういうふうに考えているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 20戸ぐらいの空きがあるから、もっとしっかり入れていくべきだというご指摘でした。そのとおりだと思います。

雇用促進住宅につきましては、まず入居要件として勤労者であること、それから基準の範囲の収入、これは月額で10万4,000円から31万3,000円ということで、要件が一般の市営住宅に比べて厳しいということがございます。

一方、5階建てでエレベーターがないですとか、築年が経過、37年たっているということの中で、意外に人気がないのかなというふうに思っております。

ただ、ご指摘のとおり、空室があるのは非常にもったいないことでありますので、募集については今後とも広報等を通じてPR、募集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 電算システム、非常にその金額が上がっておるという状況です。

議員おっしゃるように、事務の効率化、それによっての人件費の削減、これはやっていかねばならないことだと認識しております。そういう中で、今、何回かお答えしておりますが、3市で共同開発できるもの、そういうものに対して研究していくというものをこれから積極的に取り入れながら、そういった経費の削減を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 公立保育所のほうが1人当たり単価がかかってしまうと、今後、どのように考えていくのかというご質問でございますが、単価のほう、少し予算上の計算で出させていただきますと、確かに少し高くなっております。民間のほうは5億751万9,000円に對しまして586名で割らせてもらいますと86万6,000円、単純には。あと、公立保育所12か所では9億590万9,000円を1,041名になります、干潟を除きまして、それで割り返しますと87万円となっております。

数字は多くは開いていないと思うんですけども、確かに民間のほうがサービスもよく、一生懸命頑張っていただいております。そんな中で、公立のほう、単価が高い中でどう考えていくのかということですが、新年度、27年度には公立保育所関係、あり方検討委員会を立ち上げて、公立保育所の再編等を含めまして皆さんの意見を伺いながら今後、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 再質問で、一括すれば経費の削減になると、合併のメリットがあるうちで実施できなかったのかというご質問でございました。

ちょっと公園について現状をお話しさせていただきますと、公共施設白書で今公園の姿、かなり明らかになったわけでございますが、今都市公園が11か所、それから児童遊園が41か所、農村公園が4か所、農村公園に準ずるものも含めてその他の公園が14か所ということで、全体で70か所あります。

このうち児童遊園、それから農村公園等につきましては、一部地区にお願いして管理費を非常に安くできている部分というのは現実にあります。これはもう、一つ工夫のあらわれで進めてきたところ。

それと、この70か所の公園を五つの課が管理しています。要するに、五つに分かれているから少し経費的にどうなのということがあるんだと思いますけれども、その部分につきましては、今回、それぞれの課題を抽出いたしまして、それぞれ方向性を今後決めていくことにしています。

特に、第3次アクションプランの中でも公共施設台帳の電子化なども考慮しながら、公園施設についても協議、検討を進めていくこととしていますので、今まで法令等の関係もあって、なかなか一元化できなかった部分というのは現実にありますので、そのところは少なくとも進めることとして検討していきたいなと思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） これは同じく平成25年3月の一般質問のときに市長より答弁がございました。

打ち切るという内容での答弁でございます。したがって、その後の新たなものは実施しておりません。

今現在は、最初に申し上げましたが、干潟2地区、それと谷丁場地区、これらについて終息に向けた、いわば清算事務ということでございます。

現在やっております認証事務というのは、大きく分けまして10段階ございます。そのうち認証事務は今9段階目でございますので、なるべく早く国との調整をして終息に向けたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 予算書の226ページの需用費の再質疑に対して答弁申し上げます。

高橋議員の再質疑では、消耗品の予算の組み方は目的別だけれども、各課まとめてやればコスト等の軽減が図れるのではないかとのご質問です。

内容に関しましては、先ほど学校教育課長が答弁させていただきました教材等の内容ですが、教育委員会全体として、また各課にも若干話が及ぶ内容としましては、例えば消耗品なんかの場合には財政課で各課まとめて単価契約ということでやってございます。教育委員会の場合ですと、用紙とかファイル、蛍光灯、トイレトペーパー、洗剤、これらにつきましてはどこの課も同じ単価契約で発注しているというような内容になります。

それと、各課に及ばないようなもの、例えば庶務課ですと学校で施設管理に使うような床に塗るようなワックスですとかプールに藻が生えないような防護剤とかというと、各学校ごとの購入というやはり効率が悪いので、庶務課のほうでまとめて使用量の調査をし、発注しているといったような工夫をしています。

今後ともさらに経費の節減に向けて、できるものは削減してきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、大原幽学の関係と一元化したらどうかということですが、文化財を保護・保存するという目的は同じですので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 人件費の関係で全体で今後、どのようにしていくのか、お考えをということですが、まず、再任用制度について、国の方針に準じて平成25年度以降に定年退職される方について、希望される場合には再任用をしていただきます。これは、退職共済年金報酬比例部分を支給される年齢までということで、今年の退職者については1年、そういう

ことで今後、65歳まで年金がもらえませんので、そういう方については週3日の勤務でやっていただく、希望される方については。そういうことで今後の人件費等の考え方なんですが、第3次アクションプランと併せまして、27年から新たに第3次の定員適正化計画を作りました。

そういうことで、旭市の実情に合った定員というものを途中で見直しをしたりしながら削減を図っていく。また、職員の人材育成についても努めていくということで、今後、行っていくます。

そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、みんな最後の質問になりますが、まず、雇用促進住宅の関係ですが、やはり条件を緩めないとこれは無理だと思うんですよね。そういう中で、5階でもいいや、安いからと、そういうむしろ入れる条件、市の立場ではなく入居者の立場になって入れるような条件づくり、これをした中で雇用促進住宅、全戸入居できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それからあと、電算の関係、先ほどいろいろありましたが、やはり電算をいかに使いこなすか、それが逆に人件費の削減になると思うんですよ。ですから、電算機を使いこなしできるような体制づくり、それをしていただきたいと思います。

それからあとは、10番目、職員の適正化計画ができたということですが、結局、これは数に入らないわけですよね。そうすると、裏腹な面が、それなら人件費はそのままかかって、今度は職員適正化で職員を減らして、こういうパート的な人ですか。そうすると、適正化計画というのは人を減らすために作るのではないんですかね。ちょっとこの裏腹な面があると思うんですがね。

いずれにしても、いかに人件費を減らすか、それが行革につながるわけですから、そういう中で検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のありました条件の緩和ということですが、場所が非常にいい所にあるということを考えますと、家賃のほうは若干難しいのかなと考えておりますが、その他の例えば勤労者であることの勤労者の意味とかについては少し検討してみたいかと考

えます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 使いこなせるというようなことでございますが、情報管理班、結構精通した職員がおります、を中心に研修等を重ねてやはり有効利用できるような進めてまいりたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、人件費の今後の削減については、再任用を活用することによって職員1人を減らすこともできます。そういうことも加味しながら職員の定員適正化計画に沿って削減していきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 第 7 号の質疑をいたします。

収益的収支について、これ 7 ページですけれども、営業収益の 1 の給水収益14億7,273万4,000円の、この数字は市民の皆さんから徴収した純粋な水道料金なのかお聞きします。

それと、4 ページの 1 款資本的支出、建設改良費の海上配水場増池事業がありますけれども、この増池事業は、基準が満たないということで増池するということでございましたけれども、市内 4 か所に配水場がありますけれども、この 4 か所の配水場の基準というのはどのようなになっているのか、お聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） それでは、ただいま 2 点ほど質問がありました。収益的収支についてと、あと配水場の基準についてということでございますが、まず、収益的収支の水道事業収益、7 ページの14億7,273万4,000円ですけれども、これはお客様からいただく水道料金となっております。これは、今までの実績から計算して14億円余りを計上させていただきました。

それから、配水場の基準なんですけれども、配水池の容量につきましては、水道施設設計基準により設計することになっております。水道事業を計画した昭和50年代の基準では、1 日最大配水量が 8 時間から12時間分を確保することとなっておりますが、その後の改定された基準では12時間分以上を確保することとなっております。

それで、配水池を、今市内 4 か所あるんですけれども、個別に見ますと、飯岡配水場においては必要容量を満たしているものの、旭配水場、あるいは海上配水場、干潟配水場においては必要容量を満たしていないというような状況がありますので、それで27年、28年に海上配水場を建設して、配水場の不足分と、あと区域を多少見直す、地の利を生かした自然流下地域を少し広げるという意味合いも含めまして配水池を造成するということで考えておりま

す。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この収益的収支、純粋な水道料金ということでございますけれども、同じく平成27年度旭市水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書というのがありますけれども、ここには当年度純利益ということで7,291万4,000円という金額が載っておるわけでございますけれども、これは純粋な収益ということで考えると、これを基金として積み立てするということとはできないのかどうか。

内部留保でどんどん蓄積していくと、どういうふうに使っていくのかというのが分からないし、金銭の出入りが分からないというものがありますので、これだけ高いと、高料金の規格にも外れるということもありますので、その辺のところを何とか聞きたいなということで質疑したんですけれども。

それともう1点は、配水の基準ですけれども、今後、あと何か所かあるということですが、その計画はどのようなになっているのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） まず、収益的収支の差し引きが8,203万1,000円あるんですけれども、消費税を抜きにしますと、今、議員からお話がありましたように7,291万4,000円になりますが、その使い道といいますか、そのうちの5,849万3,000円につきましては、企業債の償還に充てて、その残りの1,442万1,000円につきましては、施設の更新等のための建設改良積立金に積み立てていく予定となっておりますので、今、議員が質問されました、そういったこれからの更新需要の増加が見込まれるそれらの改良費に充てていくという趣旨で建設改良積立金に積み立てていくような予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、配水場のこれからの計画ということですが、今27、28年で海上の配水場を計画しているんですけれども、その後、ちょっと電気関係の更新もありますので、それが終わったら、今度、干潟の配水場につきましても配水池容量が足りませんので、干潟のほうをやっていくという予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 話は大体分かりました。

それで、実は公営企業というのは、提供する財貨、これは要するにサービスの対価である料金を徴収するということなんです。それで、住民の福祉の増進を目的として経営する企業という名目が書かれておりますが、料金が非常に高いという市民からの声があるんで、その辺のところで今回聞いたんですけれども、この次に干潟があるという計画ですと、四、五年かかると思いますけれども、3年ずつ料金を見直すということがありますので、ぜひ料金を一回見直していただけないかなというふうに思います。その辺のところはどのように考えておりますか。お聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） ここ何年か、利益が出ているということなんですけれども、それは先ほど言いました、これからの更新需要が増加してきますので、平成19年度の料金改定に際しましても、その辺の更新だとか、あと合併したことによってそれぞれの配水場があるわけなんですけれども、それを一元化するというようなこともやっていますし、そういったこれからの更新需要に増加が見込まれますので、それらの建設改良費に充てていくということで考えておりますので。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

議案第7号について質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、2点ほどご質問します。

まず、5ページの第5条、医療器械整備事業2億円、決算上ではかなり病院にも金があるわけですが、なぜ借金をしなければならないのか。

それから、9ページの給与費149億1,500万円、それから経費45億8,400万円、これは毎年かなりの率で上がっていますが、この内容についてお尋ねします。

なお、この答弁につきましては、これは公営企業法では当然市が十分精査した上でここに出すということになっておりますので、責任ある担当の部署の方に答弁をいただきたいと思います。責任部署がなければ、病院でお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、5ページ、起債です。これにつきましては、予算案の説明を受けたときに、この企業債2億円については、医療機器の購入のための設定だということと、買う器械が全て決まっているわけではないというような説明を受けました。

11ページをちょっとご覧いただきたいんですが、予算書の11ページの資本的収支のほうで資産購入費11億514万円が組まれております。この中に医療機器の購入費が6億4,800万円あるよという説明が併せてありました。

そんな中で、全ての機器の購入を剰余金等で充てるかどうかということに関しては、公営企業会計の中で病院が決めることだろうという判断で、この案を承認したというか、説明を受けたということであります。

次に、9ページの給与費ですが、これも予算案の説明を受けたときの話として、27年度は26年度に比べて予算の時点で医師が14名増えるということ、それからリハビリ医師が8名、検査技師が7名増える。さらには看護師の待遇改善のために夜勤手当を見直すというようなことの中で、この増加額が必要であるという説明でありました。

さくっとその時点で自分が思ったことですが、医師14名は1,500万円であれば2億1,000万円、技師等についても700万円から800万円ということであれば約1億円、看護師の夜勤手当等についても5,000万円ぐらいの増があるという説明が併せてありましたので、適当だろうというふうな判断をいたしました。

一般経費につきましては、残念ながら、そのとき何も気づかず説明を受けなかったのも、もし中身については病院のほうからあればと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから経費につきましてご説明さしあげます。

経費につきましては、予算書のほうの内訳、40ページのほうをお開きください。

こちらのほうに、先ほど高橋議員のほうからお話のありました9ページの経費45億8,400万円、これにつきましての内訳表のほう、1節の福利厚生費から21節の引当金の繰り入れまでの内訳のほうを記載してございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 財政課長から説明を受けましたが、財政課長は事務分掌の中で中央病院担当ということが明記されている中で答弁いただいたと思いますが、その辺、責任ということですから、事務分掌ということがあれば、ちゃんとその辺を、もう1回答弁いただいた中で、中央病院、医師マンションだって20億円、一銭も借りないで建てたわけですよ。そういう中で2億円、今この決算書なんかを見ますと、2億円の金はあえて借金しなくてもできるわけですね。それを借金するということは、結局、銀行にいろいろな付き合いの中である程度は持ちつ持たれつの中でもうけさせるということになると思うんですよ。あえてこういうことはしなくてもいいと思うんですが、いかがですか、その辺。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 財政課として市の予算全体を管轄するんだということの中で、中央病院の予算案につきましても一番最初に説明を受けているということで、ただいまお答えしましたが、責任がどこにあるかということについては、すみません、自分にははっきり分かっておりません。ただ、今の質問だと、自分が答えるべきかなと考えます。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから、その辺いろいろ付き合いがあるんだろうというようなご指摘でございまして、その点につきましてご回答申し上げます。

病院のほうで今回、予定しております2億円というのは、財務省の財政融資資金のほうを予定してございます。銀行引き受けではございません。

また、なぜ預金があるのにというご指摘でございますが、こちらにつきましては、いろいろな制度があるわけですが、医療器械につきましては、その制度的な融資の中で規定にはまるものがあれば、こちらのほうの借り入れについては普通交付税の算定対象になるということで借り入れを起こしたほうが有利になる、有利といいますか、自己資金でやるよりも病院にとって有利になるという側面がございますので、この医療器械2億円については、上限として設定したものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、補助金があるとか何とかなら借金をするのでもいいでしょうよ。しかしながら、補助金もない。そんな中で2億円を借りるとなれば、やはり事務的にもかなり手間暇かけるわけですね。その上に金を払う。中央病院の場合は、1億

円、2億円、何ともないですから、200万円だから何ということはないと、そういう考えのもとにこれはやっていってもいいです。

そういう中で、これはちょっと関係ないんですが、これだけの300億円からの病院を持っている中で、市に、ちょっとこれは話それますけれども、そういう担当の部署がないというのは、私は今聞いて、はっきり言ってびっくりしました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑が終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑の途中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 第9号の補正予算の質疑をいたします。

補正予算書の15ページ、乳幼児紙おむつ給付事業の給付対象者数の26年度の見込み数と27年度の見込み数を伺います。

それと、16ページ、商店街振興事業補助金の①の助成金額について、現行の今、市で助成しています1万円で1,000円割引券、それから1割の助成でしたけれども、予算書説明では2割を考えているという説明がありました。今回、3割になったわけでありましてけれども、まず、1人当たりの限度額、これはどのぐらいなのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、15ページでございます。乳幼児紙おむつ給付事業

の給付対象者数の26年度と27年度の見込み数についてお答えいたします。

26年度、1,010名でございます。そして、27年度、この予算上も同じ数字で1,010名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の16ページ、商店街振興事業補助金、今回出しますプレミアム商品券、これにつきましての1人当たりの購入限度額というご質問がありました。

現在考えておりますのは、1人当たり5セットまで。ただし、1世帯当たり、これを10セット、これを上限としたい、そのような形で今考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 1人当たり5セットというお話がございました。5セット、それで1世帯ということでございますけれども、本来であれば、このプレミアム商品券というのは旭市で買ってもらおうということですから、市民に買ってもらおうということですね。そうすると、共通で考えていなかったのかどうか、近隣の各市町村ですね。その辺のところも聞きたいと思います。そうすれば、市外からも市内に来て買い物ができるというような形になると思うので、一律してこの東総地域とかそういった部分では考えておられなかったのか、その辺のところもちょっと聞きたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからこの地域連携をしてというご質問をいただきました。確かに国の指導の中ではそういうことをしても構わないという、そういう指導は確かに受けております。

ただ、現実問題、いろいろな商店街の事業を今回、商工会の中にあります旭市商業振興連合会、ここにお願いをする予定でおります。それらの関係の中では、やはり旭市は旭市の中で消費喚起を行いたい、そういう意向が強い、そういうような状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 旭市で買ってもらおうということでございましたけれども、これは一過性のものと思われるんですけれども、今後、継続してこういう形で、今まで1割できたけ

れども、2割というような形では考えておるのか。その辺のところも聞きたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回、国の、すごいという実感はあるわけですが、こういうような大々的に即効性のある経済効果を狙ったプレミアム商品券を全国でやるということですね。私ども、商工会とも今話をしまして、今回を商店街のチャンスとして捉えようと。これはどういうことかということですが、ただ単に消費者が来てくれただけではなくて、一度来ていただいたら、商店街、ここはやはりすばらしいものが売っていたと、そういうふうな形で、これをきっかけにファンを作ろう、そんな形で今回の事業の中でも来ていただくような、そういう商店街になろうと、そういうことも含めて一過性にはなるかと思えますけれども、引き続いて商店街が活性化する、継続して活性化する、そういう形で動きたいとは思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、保議員が言ったような、同じようなことなんですけれども、これは政府の緊急経済対策事業、経済が腰折れするということで、簡単に言えば全国に対して2,300億円のばらまきをやったわけですね。

これ申請は多分3月6日が締め切りだと思うんで、今でも遅くないと思うんですけれども、今、商工会の中でもこんなにたくさんプレミアムを付けていいのかと。現実には、昔、だいぶ前にありましたよね。いろいろな方々にお願いして、1割もうけてしまった。100万円も200万円ももうけたという話があるんで、これは今言ったようなことで、ただその規制で大丈夫ですか。この前、そういうことをやられた過去があるんですけれども。その後、10セットまで限定と言っていますけれども、実際には1家庭といってもいろいろな人がいたら、そこまで検討してやっているんですかね。こんなに3割もプレミアムがあるということは、ことによったら、またそういうおそれがあるのではないかという商工会の皆様の批判もだいぶあるんですが、担当課はそれを伺っておりますか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） この問題につきましては、商工会の役員さんとも何回か会合を重ねております。過去に問題があったということも承知しております。

その対策としまして、今回は事前に往復はがきで募集というんですか、予約をしようと。その予約状況に応じまして、それを販売をする。そういうふうなことで、1世帯で10枚以上買うという、そういうことは現にないような形で、そこはチェック体制をしよう。

今回、国でも人件費が足りなければ商工会で人件費を、例えば賃金、職員を雇っても、そこまでやっていいよという、そういうこともございます。そんなことで万全を期して公平に配分されるよう努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 予約整理券をもらわないと買えないということですね。そういうことになれば、完全には買えると思うんですけれども、この前のプレミアムが最初に合併してから出たうちに、どのくらい倍率があったんですか。例えば午前中いっぱい売り切れるとか。今回も今までもプレミアム商品券というのは多分、去年でも並んでいたと思うんですよね。どのくらいで売り切れているか、その辺調べてあればお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今ちょっと記憶の中で申し訳ありません。26年度、1万7,000セットを販売させていただきました。夏に7,000セット、暮れに1万セット。

その状況を見ますと、2日でやったわけですがけれども、朝早く並んでいただいて、ほぼ大体並んでくれた方が買えた。ただ、夏のときには買えない方が少しいて、暮れにまたやりますからまた来てくださいと。

冬の状況ですと、市内5か所でやりましたけれども、1か所は若干残ったと、それを次の日の2日目に販売をしました。そんな形でございます。

ただ、ご承知のように、結構並ぶということで、並ぶのは大変だ。そんなことで、今回、予約販売をすることによってスムーズな形で販売したい、そういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ということは、整理券を作って、簡単に言えば、買い占め防止策をやる。ここ1億2,000万円ありますけれども、これは実際に商振連合にお願いするのはどのくらいなんですかね。多分あそこでは事務費も相当あるんで、実際の発行額というのはどのくらいになるんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在、1万円で1万3,000円の券が買えるという、そんなことで、これは1セット、そういう形ですけれども、3万2,000セットを予定しております。そうしますと、3,000円が持ち出しですので、9,600万円、これが商券にかわるお金になるかと思えます。

現在、商業振興連合会のほうには、そのほか2,500万円くらいの事務費は見ておりますけれども、これをもうちょっと少なくして、なるべく多く、3万2,000セット以上多く発行するようには今指導をしております。

今回は偽造防止、コピーをするとコピーという字が浮かんでくるとか、いろいろな形で国からも求められております。そういうふうなことで、なるべく事務費は精査した中で、なるべく多くの商品券を発行したい、そういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、議案第14号の評価委員会条例につきまして質問いたします。

この評価委員会の役割につきましては、法人の業務実績に関する評価をするというのが、私たちが認識しているところでありますけれども、そのほかにもいろいろな役割があるのではないかなと思います。もうちょっとその辺につきまして詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、この評価委員会ですけれども、実際に開催をするということになりました段階での開催の時期、それから回数、それとその会議が公開されるのかどうか、その辺について伺います。

それともう一つの質問ですけれども、この条例の中の第7条の庶務についてでありますけれども、委員会の庶務は企画政策課において処理をするというふうになっておりますが、この評価委員会の評価にかかわるいろいろな資料の作成というのは膨大なものになるのではないかなというふうに私は考えているわけでありますけれども、そういったことにつきまして、企画政策課だけでこれが処理できるのかどうか、その辺について伺います。

2点ですね。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、評価委員会の役割の詳細説明をということです。

評価委員会の開催時期、それから回数、それと公開の有無ということの内容についてお答え申し上げます。

まず、役割ですけれども、一つとしまして、地方独立行政法人の業務、実績に関する評価に関すること、これが一つであります。2番目として、そのほか法律または条例によりその権限に属された事項に関する処理をすることとされています。

その他の権限に属する事項というのが何項目かあります。

まず一つ目として、業務方法書に対しまして市長が認可する際の意見を求めます。これは、法の22条第3項に規定されております。

それから、市長による中期目標の作成、それと変更の際の意見、これも求められます。こ

これは、法25条第3項です。

3番目といたしまして、中期計画の作成また変更に対しまして市長が認可する際の意見、これは、法律の26条第3項でございます。

それから、4番目といたしまして、各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告ということで、これは、法28条でございます。

これらを含めた法律上、20項目の事項がございます。

それから、評価委員会の開催の回数、時期ですが、先行事例を見ますと、予算時、それから中間時、それから決算時のように、年3回から4回というところが多いようです。

また、会議につきましては、原則公開の方法によるものと予定しております。

なお、27年度の中央病院に係る評価委員会につきましては、準備ということもあり、6回ぐらいを予定しております。

それから、2番目の第7条にあります委員会の庶務は企画政策課となっておりまして、評価に関する資料は企画政策課が作るのか、膨大な資料ではないかということですが、担当が企画なものですから、評価に関する資料につきましては、まず法人からデータをいただきまして、市側の評価担当ということで企画政策課が作成するということになるかと思います。以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 評価委員会もかなりいろいろな役割があるんだなというふうに感じたわけでありましてけれども、その中で独立行政法人法の28条の3項目に書かれておりますが、評価委員会は必要があると認めるときは当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるというようなことが書かれているわけなんです、このようなことがないことを願うわけでありましてけれども、もしこういったような改善してください、あるいはまたその他の勧告が出た場合には、法人側としてはどのような対応をされるのか、その辺について伺います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 議員、今おっしゃるような法律のほうの28条第3項で、法人に対して勧告できるということになっています。

それから、この4項におきまして、今度はその勧告は首長に報告されまして、評価委員会はその公表するということになります。この報告がなされた後、今度は市長のほうで議会

に報告をするというような手続になります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 評価委員会から市長に報告ということでありましたが、実際にこの改善の勧告の対象になるのは法人側ということなんですが、法人側のほうはどのような対応をされるのかということについてお伺いをしたいということなんですけれども。要するに、業務運営の改善その他の勧告がされた場合。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一般的には、その法人の理事長が勧告に対する改善計画を策定いたしまして、その計画に沿って業務の改善を図っていくということになろうかと思います。
以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、太田將範議員。

○9番（太田將範） 第14号につきましては、独立行政法人化を進めていく上では、一つのしよっぱなとなる議案であると思います。

この間ずっと独立行政法人化について執行部側の具体的な必要性だとかという、そういったものがちょっと分からないところが多いということで、この条例が出てくるという一つの経過といいますか、そういうことを含めて質問させていただきたいと思います。

1点目は、この間ずっと9月ごろまでは、市長は議会や職員皆さん方、旭市民の方々のご意見も聞きながら条例を作っていくという形のご回答をしていただいたわけですが、この間、地域懇談会等やりましたけれども、半分以上が市の職員の方々と、一般の参加者は250人ぐらいしかなく、質問の件数も非常に少なかったと。

また、パブリックコメント等を行うということを言っておりましたけれども、あまりやっていないような気がします。

その点で、一つ目は、旭市民への説明責任ということはどういうふうに今までやってこられて、これからどうしていくのかというようなことについて質問させていただきます。

それから、今回の施政方針並びに提案理由の中で、地域完結型の医療制度ということで推進ということで、それからまた国の政策等を勘案しながら的確に対応していくということで、この評価委員会制度の条例が出てきたというふうに書いてあります。

ですから、地域完結型医療制度の推進と国の動向というのはどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいということです。

それから、先ほど島田議員のほうからかなり細かい質問がございましたので、簡単にお答えいただきたいんですけども、役割につきましては、先ほどご説明がございましたので、人選について、こういった方々をどういう形で選任していくかというようなことについてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、1点目の市民への説明責任ということで、どのような説明を行ってきたかということでお答えさせていただきます。

一昨年5月に検討委員会からの報告がございました。それから今日まで、さまざまな場面で説明を行ってまいりました。まず、地区懇談会、それから議会の全員協議会、それから各種団体役員、また旭中央病院職員への説明等をきめ細かに行ってきたものです。

今後は、この議案が成立いたしまして、地方独立行政法人化が動き出したならば、さらに広報やホームページでその内容について説明させていただきたいと考えております。

次に、地域完結型医療の推進とは何かということのご質問がございました。

この地域完結型医療につきましては、これまで我が国におきましては、病院完結型医療、すなわち1病院で患者をケアする体制を続けてきました。現在、医療を取り巻く状況を考えますと、救急、高度急性期等を担う大きな病院、慢性期やリハビリ期を担う中規模の病院、またかかりつけ医など身近な診療関係などが相互に連携し、紹介・逆紹介制度により地域の医療資源を有効に活用し、地域住民のケアを的確、継続的に行っていくことが重要である、そのようなスタンスで地域完結型医療を図っているものであります。

評価委員会の人選ということですが、評価委員会の人選につきましては、本議案が議決、成立した後に先行事例等含めまして、また専門家の意見を聞きながら、人選については進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） まず、第1点目の地方独立行政法人化についてということでの説明責任ということでございますけれども、私どもが行ったアンケートでも、最近さまざまな方々か

ら聞いている範囲でも、よく分からないというのが実態ではないかと思います。

ですから、この辺でのきちんとした対応をどうしていくのかということが非常に重要になるのではないかなと思うんですけれども、要するに、この条例が出てくる中で、この条例がいきなりぽんと出てきたというような、そういう関連になってきているのではないかなと思うんですね。

ですから、その辺についてこれからもきちんとした対応を求めていきたいと思います。

地域完結型医療の推進ということでは……

○議長（景山岩三郎） すみません、議案質疑ですので、条例に関する質疑に限ってお願いいたします。

○9番（太田將範） 条例の提案理由がそういう形でありますので、それについて、やはり関連のあることということで議案の質疑として行っております。その辺については、ご理解をいただきたいと思うんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 太田議員、一般質問ではありませんので、まず条例に関する質疑でお願いしたいと思います。

○9番（太田將範） 提案理由のことについては、きちんとお答えをいただきたいと思うんですね。

では、評価委員会の役割と人選についてということで、役割につきましては、島田議員のほうの質問でかなり細かい質問が出てきましたけれども、人選については具体的にどのような方をどういった人たち、例えば公認会計士だとか医療に詳しいコンサルだとか、どういった方々を予定しているのかということについてのお答えがなかったように思います。その辺、やはり公正性と中立性、そういったものを勘案しながら考えますと、この人選によって評価委員会の回答というのはほとんど変わってきてしまうというふうに思います。その点で、再度、どういう方々を予定しているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 太田議員の人選ということでもありますけれども、先ほど課長から話がありましたように、この定款と条例、議会に承認をされるということがまだ決まっておきませんので、それ以後、人選に入りたいと思いますけれども、議員の皆さん方が思っているような方々をお願いをしたい。それぞれこの独立行政法人の所管委員会ということの中で、議員の皆さん方、報告書が出てから2年間ありますので、評価委員会ということも少しは考えて

いただいていると思います。そういった思いの中を十分いろいろな方々と相談をしながら、評価委員として任命させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 質問ではないんですけれども、結局、今のところ、どういう方々をどういうふうにやっていくかということは、まるきり考えていないということによろしいですね。以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、旭市看護学生入学支度金貸付条例についてお伺いいたします。

第3条の貸付の要件では、旭市民であることとうたっていません。全国の看護学生を対象とするということによいのか、お伺いいたします。

また、第4条で貸付額は40万円となっています。この40万円の算定の根拠をお伺いいたします。

併せて、貸し付ける人数は22人と想定されているようですが、この人数の算定の根拠についてもお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、対象者ということですが、全国を対象とします。

それから、40万円の支度金の根拠ですけれども、先進地としてさんむ医療センター、それから県内では東千葉メディカルセンター、この水準を参考としまして、旭中央病院の奨学金制度との関係も勘案しまして40万円という額の算定をいたしました。

それから、22人ということの根拠なんですけれども、市内で中央病院、それから一般市民病院も含めまして、病院等も常備20名程度おりますんで、その辺で22名という算定をしています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

多くの看護学生は、若い男女でしょうから、市内の医療機関で働いているうちに縁ができて旭市に定住してくれるという可能性もあります。人口減少対策にもつながると理解いたします。

再質疑では、貸付の時期についてお伺いいたします。

第2条4号で、看護学生とは養成施設で看護業務を履修する課程に在学する者をいうとし、第3条では、看護学生に貸し付けることができるとしています。ですから、新入生の場合は入学後の4月に貸し付けされるという理解でよろしいか、お伺いいたします。

また、入学後に貸し付けるということであれば、現在、既に看護学生である者も貸し付けを受けられるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 確かにこの条例の中でいきますと、4月以降ということで、これから選考基準等も作ってまいります。

やはりこの制度の中で、今回初めて条例化するわけですから、予算が基本的には通った後、4月でなければなりません。この辺で行ってみまして、ある程度、支度金ですから、やはり大学に受かって3月ぐらいからその準備行為があるということも想定されます。その辺については、結果としてその辺の状況になったときに、やはり3月に交付することがいいというような判断に基づきまして、また条例等の改正も含めて今後検討したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

お答えのように、言うまでもなく、大学に進学するときには入学前に入学金ですとか授業料を納めなければなりません。ですから、入学前に貸し付けを受けられるということが本当に使い勝手のよい制度ということになると思いますので、そのような趣旨でお伺いしますが、現在、入学後でないと貸し付けしないという理由は何なのか。また、今後、どういった点がクリアされれば入学前でも貸し付けが可能となるのか。分かればお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今申しあげましたように、現制度の中で予算がまず通ってからということになると、執行が4月になると。

先ほど申しあげましたように、3月のほうがいいというような、手続論の中であれば、例えば予算を3月補正、その辺も考慮して予算措置、それから今、学生という基準が合格して学生になってからということの今規定になっております。それを、例えば通知を受けた者とか、その辺の運用を考えていけば、その辺がクリアできるのかなということで、総合的に検討してみたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 米本議員が全部答えましたので、いいです。

終わりにします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、発言許可をいただきましたので質疑をさせていただきます。

このたび、中央病院が地方独立行政法人化に向けて、いよいよ大きく動き出したわけでありますけれども、定款の内容について、2点ほどお伺いいたします。

まず、第7条より第9条まで、こちら役員に関する規定であります。この定款には、役員の任免権に関しては明記されておられません。確かに法律上の記載必要事項とはなっておりませんけれども、これだけを見てしまうと、任免権がどこにあるのかということが一見、一般には分かりにくいのかなというふうに思います。どうして記載がないのかということをお伺いいたします。

もう1点、これも法律上の記載義務ではありませんが、理事会の会議規定に関してであります。

昨年、文教福祉常任委員会で視察に伺いました地方独立行政法人京都市立病院の定款では、議事に関する規定の中で理事会の構成員は自己、配偶者、もしくは三親等以内の親族の一人身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者を従事する業務に直接の利害関係がある事件についてはその議事に参与できない、いわゆる利害関係者規定というのが定められています。

こうした規定については定款には載っていませんが、今後、法人の規定、あるいは理事会の運営規則などで理事会が定めることとなるのでしょうか。

以上、2点、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、役員の任免権につきまして規定がないのではないかとということです。

役員の任免権につきましては、地方独立行政法人法の第14条に規定されているため、本定款には記載してございません。

なお、法人によっては役員の任免権について定款に再度規定しているという法人もありま

す。

続きまして、理事会の議事について、当該議案に関する利害関係人、この出席を認めないものとする規定がということです。

京都市立病院、ここはあったということなんですが、利害関係人の理事会からの排除に関する規定に関しましては、例えば今言ったように、先進地などで規定されているところもあるということですが、全国的にはこの規定を持っているという法人は少ないです。必要がないのであろうという、その判断のもと、規定をしておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 確かに当定款の根拠となります地方独立行政法人法では、14条、そちらに理事長、監事については設立団体の長、すなわち市長が任命、また副理事長ほかの理事については理事長が任命するという旨が確かに規定されております。

定款がこの法律のもとにありますので、必ずしも記載する必要というのではないのかもしれませんが、おっしゃるとおり、神戸市立病院ですとか福岡市立病院、そちらのほうには任命権が明記されております。また、県立の独立行政法人のほうは、ほとんどが知事の任命権ということで明記していると思うんですけども、こちらはあえて定款に明記することで、任命の権限と責任が設置者、すなわち市長にあるということを明確にするものであると思うんですけども、定款というのは法人の重要事項を定める、いわば法人にとっての憲法のようなものであるというふうに思いますので、これだけの規模の病院でありますので明記すべきではないかという考え方もあるのではないかと思うんですけども、どのようなお話があったのか、ちょっと詳しくお伺いしたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この定款作成については、関係機関との協議も調っております。それから、県の市町村課にも提出して精査しておいてもらっております。

そのようなことの中で、私ども入れないということの確認はとっておりますので、その辺でご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 定款の中で第10条でありますけれども、職員に関する事項について質問します。

職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については法人の規定で定めるといふうになっているわけでありまして、この規定をどのような過程を経て定めているのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この10条での規定であります、現状の病院規定をベースに先行事例の例を参考としながら制度設計を進め、定めていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今後、規定を定めていくといった中で、その内容について、職員との話し合いも十分されまして、合意形成をされて定めていただきたいと、このように思います。

○議長（景山岩三郎） 要望でいいですか。

○11番（島田和雄） いやいや、答弁があれば。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今回、この議案提案をして、この3月末に病院のほうにまた職員向けの説明会を、今私ども準備委員会もその事例を行っておりますので、病院職員、それから私どもで説明会に行き、やはりその辺のまた説明をしてまいりたいと思います。

ただ、意見を聞いて、給与関係云々ということまでの聞き方という形ではできないのかなと思っています。ですから、いろいろなこと考え方を、不安要素とか、その辺はしっかり説明をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、太田将範議員。

○9番（太田将範） 先ほどの話もありますので、主に（1）の地方独立行政法人定款と自治体病院の倫理綱領とかそういったもの、それから中央病院の理念というようなことについての整合性といいますか、定款の場合ですと、非常にシンプルな中身の運営形態しか出ておりません。そういったものが確実に考え方として担保されるのかどうか。このことを1点確認したいと思っています。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、定款と自治体病院の倫理綱領との整合性ということのご質問です。

自治体病院の倫理綱領におきましては、地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関と連携を図りながら、公平、公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図るため、行動指針としまして、地域医療の確保、それから医療水準の向上、患者中心の医療の確立、安全管理の徹底、健全経営の確保の5点を挙げています。

これらを踏まえまして、今回提案した定款の第1条、目的規定を読み上げますと、この独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき地域の中核的な基幹病院として救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供、医療に関する研究、研修等を行うとともに、他の医療機関及び市と連携をして、市民を初めとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としております。

これによりまして、自治体病院の倫理綱領との整合性については問題ないものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第38号までの38議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いをいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長（景山岩三郎） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号の1件であります。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第1号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時 1 2 分

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成27年3月6日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の質問に対し、明快、簡潔にお願いいたします。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（景山岩三郎） 通告順により、高橋利彦議員、登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。大きく分けて2点の一般質問を行います。

まず、行財政についてお尋ねをいたします。

国の厳しい財政、そしてなかなか進まない市町村の行財政改革、このために国は市町村にとっては命綱である交付金にめとむちを使って進めた平成の大合併、3,200あった市町村、今では1,700となりました。我が旭市も生き残りのため、これにより誕生。しかし、27年度で交付金などの合併メリットによる特典もなくなります。

そこで、行財政について何点か伺います。

まず1点目は、国の交付税の現状と推移についてであります。全国どこの市町村の住民も最低限の行財政サービスが受けられるよう、国が徴収した所得税などから一定の基準により市町村の収入不足を補填するための交付金制度、国からの出口ベースでの平成18年度と25年度の額、そして比較しての額と比率についてお尋ねします。

2点目は、市の交付税の現状と推移についてであります。旭市の平成25年度の交付税額と、平成18年度と比較した額と比率、そして同様に、市と病院に分けてお尋ねします。

3点目は、市の借金の額と推移についてであります。

合併初年度17年度末と25年度末の借金の額とそれを比較した額、また25年度末の市と病院に分けての額、そして25年度の市の分につきましては、道路、学校など建設等のための借金と、人件費など何にでも使える臨時財政債などについての分けての額と、17年末合併時点との比較した額についてお尋ねします。

4点目は、市債への交付税算入についてお尋ねします。

市の借金には、借金の内容により、借金の返済時に交付金によって補助してくれる仕組みになっていますが、18年度と25年度の算入額と内訳についてお尋ねします。

5点目は、行財政改革についてであります。合併による交付金の特典も今年27年が最終年度、これから毎年四、五億円ずつ削減されてきて、5年後には約18億円が削減されます。

そこで、現状での行政改革による削減額と内容、また今後の年度ごとの計画額と内容についてお尋ねします。

次は、大きな2点目の中央病院についてであります。

旭中央病院、地域住民の健康と命を守るために、開設以来60年、今大きくかじが切られようとしております。

そこで、何点かお尋ねします。

まず1点目は、院外薬局移行の目的等についてであります。薬の待ち時間が長いということを出発点、薬はもうからないなどの理由から院外薬局が決まりました。薬の受け渡し時間の長い原因。また、薬の患者への請求額は国によって決められています。院外薬局が十分もうかっているのに、なぜもうからないのか、仕入れ次第ではないか、それらを含めて要因についてお尋ねします。

2点目は、直近25年度決算黒字が実質莫大な赤字の要因ですが、決算上は8億円余りの黒字を出しています。しかし、これは単年度限りの特別利益などのため、この内容と額について、またこれがなければ逆に莫大な赤字になっていたわけですが、前年と比較し、大きな差異のあった項目と額についてお尋ねします。

3点目は、新館建設をはじめとした再整備事業に伴う収支のシミュレーションであります。

300億円からの総事業費、そして200億円からの借金をしても、絶対経営上問題はないと言われ計画されましたが、計画時点の収支シミュレーションと比較した中でどうなのかお尋ね

します。

4点目は、地方独立行政法人制度の目的と活用の基本についてであります。

この制度は、いつ何を目的にできたのか、そしてこの制度にするための交付通知においての基本的なことはどのように示されているのか、お尋ねします。

5点目は、独立行政法人に移行しなければならない事由であります。医師不足解消のために作られた検討委員会、その答えは全くなく、出たのは経営の形態を独立行政法人に26年末までにすべきという、これが金科玉条であるかのごとくの報告、それによって旭市の命運を左右する議案がこの議会に出ましたが、独立行政法人にすることによって、現在の問題点がどのように解決されるのか、また、一番懸念される病院が赤字になった時、旭市が逃れられるのか、旭市として十分検討した結果の選択肢であれば、具体的にお尋ねします。

次は6点目でございますが、患者、医師等の推移についてお尋ねします。

平成18年度と25年度の医師数と入院、通院に分けての患者数、それと医師1人当たりの入院、通院に分けての患者数と、それらを比較した増減数。

また、100万医療圏と言いますが、どの地域までを指すのか。また、何を根拠に医療圏と言うのか。そして、現在の市内の患者の率についてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、大きな2番目の（5）番目、地方独立行政法人に移行しなければならない事由についてということでお答えをしたいと思います。

この制度につきましては、あくまで経営手段の一つでありまして、独法化すればどんな問題でも自動的に解決できるものではありません。しかしながら、現在の地方公営企業法全部適用に比べますと、柔軟、迅速な経営が可能となり、医師、看護師等の確保においても容易性が増すことがあります。それと、公務員としての枠を外すことで、より柔軟になると思いますし、このことが特に近年目まぐるしい変遷をする国の医療政策への対応が容易であること、民間的な経営手法の導入により経営の即応性が増すなど、結果として問題が解決しやすくなるものと考えております。

なお、赤字の問題であります。現在の公営企業法全部適用においても、また地方独立行

政法人に移行した場合でも、その処理の方法に変わりはありませんが、地方独立行政法人においては、評価委員会からの業務改善勧告などの経営効率化に係る法制上の措置、あるいはまた情報公開、そういった部分で経営に対する厳しい目が向けられるため、法人の経営努力が促進されるものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、交付税に関して2点、それから市債に関して2点お答え申し上げます。

まず最初に、国の交付税の現状ということで、交付税の出口ベースでの25年度と18年度の比較です。平成25年度が17兆624億円、平成18年度が15兆9,073億円となっておりまして、比較いたしますと1兆1,551億円、7.3%の増となっております。

二つ目に、市の交付税の関係で、市全体の25年度と18年度、それから市と病院に分けた時の25年度と18年度ということでお答えいたします。

まず、市全体の地方交付税の総額ですが、これは臨時財政対策債を除いたもので申し上げます。平成25年度が93億1,953万1,000円、平成18年度が76億2,002万9,000円となっておりまして、比較いたしますと16億9,950万2,000円、22.3%の増となっております。

市と病院を分けた場合ですけれども、まず市分です。25年度が72億2,382万5,000円、18年度が64億2,371万6,000円、比較しますと8億10万9,000円、12.5%の増となっております。続いて病院分ですが、平成25年度が20億9,570万6,000円、平成18年度が11億9,631万3,000円、比較いたしますと8億9,939万3,000円、75.2%の増となっております。

次に、市債についてですが、25年と17年度、それぞれ年度末の市全体の借入額、それから市と病院に分けての借入額、さらに市分については建設事業と一般財源に使われる臨財債に分けてということでありました。

まず全体ですが、平成25年度末が615億6,678万7,000円、17年度末が492億9,526万円、比較いたしますと122億7,152万7,000円、24.9%の増となっております。このうち、病院を除いた市の起債ですが、25年度末が328億8,445万6,000円、17年度末が337億7,137万9,000円、比較いたしますと8億8,692万3,000円、2.6%の減であります。

続いて病院事業ですが、25年度末が286億8,233万1,000円、17年度末が155億2,388万1,000円、比較しますと131億5,845万円、84.8%の増となっております。

それから、病院分を除く建設事業分の起債とその他ということですが、まず建設事業分で

す。平成25年度末、205億3,174万1,000円、17年度末、265億5,635万5,000円、比較いたしますと60億2,461万4,000円、22.7%の減であります。

それから、臨時財政対策債など一般財源として使える起債の残高ですが、25年度末が123億5,271万5,000円、17年度末が72億1,502万4,000円、比較いたしますと51億3,769万1,000円、71.2%の増となっております。

それから、市債の交付税算入額について、25年度と18年度ということでした。

まず、市全体の25年度分の元利償還金に対しての算入額を申し上げます。元利償還金が51億9,253万4,000円に対して、算入額は49.1%の25億4,981万8,000円で、市の実質負担額は26億4,271万6,000円となっております。平成18年度は元利償還金55億1,226万4,000円、これに対しまして算入額は32.9%の18億1,385万8,000円で、市負担額は36億9,840万6,000円でありました。

平成25年度と18年度を比較いたしますと、元利償還金で3億1,973万円、5.8%の減、交付税算入額で7億3,596万円、40.6%の増、市負担額で言いますと10億5,569万円、28.5%の減となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革推進課からは、行財政についての5番目ということでお答えいたします。

まず、行政改革の効果としてこれまでの削減額、それから今後の見込額の主なものとして、人件費の削減額と公共施設の統廃合に係ります削減額等を申し上げたいと思います。なお、実績額は合併後から本年、平成26年度の見込みを含めた合計となります。また、計画額は平成27年度から33年度までの第三次行政改革アクションプランの期間に見込まれる現時点での効果額をまとめた額でご回答させていただきます。

人件費につきましては、削減額は11億8,400万円余り、今後の削減見込額は2億1,500万円余りということで、合計では約14億円の削減となります。なお、職員数につきましては、実績として143人の削減で、計画では40人、合計で183人の削減見込みとなります。

続きまして、公共施設を統廃合いたしますと、それまで経常的に支出しておりました維持管理費が削減されます。これらを効果額として算出してみますと、実績としては1,300万円余り、計画では1億9,200万円余りということで、合計は約2億500万円余りの削減となります。

そのほか、アクションプランでは、業務の民間委託による削減効果額として1,000万円を見込んでいます。

行政改革によります支出の削減効果の実績と見込みを合わせますと、実績は約12億円、計画は4億1,000万円余り、合計では16億1,000万円余りの削減効果となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、2番の中央病院についての（1）院外薬局移行の目的等及び（6）番の患者、医師等の推移についてお答えさせていただきます。

まず、第1番目の院外薬局移行の目的等で、薬の待ち時間がどうして長いのかといった前半の質問でございますけれども、平成24年度から、病院薬剤師の役割として入院患者さんの薬剤に関する安全管理が求められるようになり、病棟ごとに専任の薬剤師を配置し、病棟の業務を行うことが義務付けられました。

これに伴いまして、当院でも平成25年11月から薬剤師を病棟に配置することといたしました。さらに今年度に入り、薬剤師5人が退職したことなどから、患者さんの混雑している時間帯には、病棟担当の薬剤師を外来処方へ配置し応援させるなどして努力はしておりますが、なかなか待ち時間の解消ができず、患者さんにはご迷惑をかけることとなっております。

それから、次の質問でございますけれども、院外薬局は十分もうかっているのに、院内薬局はなぜもうからないのかというご質問でございますけれども、これは医薬分業を進める国の方針によりまして、調剤薬局に利益が上がるような仕組みになっているということでございます。なお、仕入れの仕方が悪いのではないかとということですが、大量購入をしていない小さな調剤薬局でも経営が成り立っているということを考えますと、調剤薬局に対する診療報酬制度そのものが利益が出るような仕組みになっているということが考えられると思っております。

次に、6番目の質問でございます。患者、医師等の推移についてということで、患者数及び医師数の推移、それから100万人の医療圏の範囲と根拠、それから現在の市内の患者数ということでお答えさせていただきます。

最初に常勤医師数ですが、平成18年度、238名、平成25年度、240名で、2名の増員となっております。

次に外来の延べ患者数ですが、平成18年度、85万4,014人、平成25年度、72万4,579人で、

マイナス12万9,435人でした。医師1人当たりの外来患者数は、平成18年度、3,588名、平成25年度、3,019名で、マイナス569名でございます。

次に入院患者数ですが、入院患者数につきましては、精神科の病棟で自立支援を推進し、稼働病床数の削減を大きく行った結果、精神のほうにつきましては200床余りの病床数の差がありますので、一般病床の数字でお答えさせていただきます。

平成18年度の一般病床の入院患者数は25万6,672人、平成25年度は25万3,458人で、マイナス3,214人でした。医師1人当たりの一般病棟の入院患者数は、平成18年度、1,078人、平成25年度、1,056人で、マイナス22人となっております。

次に、100万人の医療圏という範囲と根拠という質問ですが、範囲につきましては、当院を中心に半径30キロメートル、市町村で言いますと、西は東金市、八街市、成田市など、北は茨城県鹿嶋市、神栖市、潮来市などとなっております。

根拠といたしましては、入院、外来ともに常時一定数以上の来院数のある地域としております。

次に、現在の市内の患者数は、直近の1月の数字で申しますと、外来が2,312件で全体の33%、入院が589件で全体の28%となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから2番の（2）直近の25年度決算黒字が実質赤字の要因についてということで、その中で特に前年比、差異の大きい項目と金額はというご質問にご回答申し上げます。

まず、平成25年度決算におきましては、病院事業収益が361億7,900万円、病院事業費用が353億2,600万円で、病院の退職手当負担金の減免分、またそれに伴う市からの繰入分を含めまして、平成25年度の当期純利益は8億5,300万円というところでございます。

そのほか、25年度の特異要因といたしましては、既存棟の解体費用と償却費で特別損失として約5億円を計上しているところでございます。

ご質問のありました費用面で、前年と比較して増加額が多いものということでございます。

まず、給与費でございますけれども、こちらは法定福利費、先ほど申し上げました退職手当の関係を除いたところの給料、手当、賃金で、前年よりも6億5,000万円ほど増加してございます。また、そのほか前年比増加額の多い項目といたしましては、材料費が5億3,000万円、開発費償却費が2億円、委託費が9,000万円、光熱水費が8,000万円増加しているところ

ろでございます。

続きまして、（３）の新館建設をはじめとした再整備事業に伴う収支シミュレーションと
いうことでございます。現状はどうかということでございます。

平成19年８月の全員協議会でご説明いたしましたシミュレーションと現状の比較を申し上げ
ます。

22年度は、当初２億円の利益見込みでございましたが、１年前倒しで７対１看護基準を獲
得し、実績につきましては16億2,300万円と、大幅な利益増となつてございます。また、新
本館オープン初年度の23年度は、15億4,300万円の赤字見込みに対しまして、実績は４億500
万円の黒字でございます。24年度は、２億1,400万円の赤字見込みに対しまして、実績は１
億3,700万円の黒字でございます。25年度は、４億5,600万円の黒字見込みに対しまして、実
績は８億5,300万円でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 大きな２番目の中央病院についての中の（４）地方独立行政法
人制度の目的と活用の基本についてということで、この制度は何を目的にできたのか、それ
から、基本的なことはどのように示されているのかということのご回答を申し上げます。

地方独立行政法人制度の目的と活用の基本についてですが、この制度は平成16年４月１日
から施行された制度でありまして、目的や設立に当たっての基本的な考え方は、平成15年７
月17日付の各都道府県知事宛てに総務省から発せられました地方独立行政法人及び地方独立
行政法人の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布についての通知に示されていると
ころであります。

この通知文書によりますと、この制度の目的は、自律的かつ弾力的な業務運営を行うとと
もに、適切な事後評価と見直しを行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図
ることとされております。また、設立に当たっての基本的な考え方は、まず対象となる事務
事業について、その廃止や民間譲渡の可能性について十分な検討を行い、その上で公の施設
の指定管理者制度の活用等と比較検討をし、地方公共団体が自ら実施することよりも地方独
立行政法人を設立して行わせるほうが効率的、効果的に行政サービスの提供ができると判断
される場合に設置することが適当であるということが示されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目でございますが、交付税、先ほどの答弁を聞いてみますと、この10年で1兆2,000億円しか増えていないわけでございますが、そういう中でやはり当時とは違って交付税の単価、これもだいぶ変わっていると思うんですが、いずれにしても交付税というのは人口、それから面積、それから道路の長さ、これで交付税というのは基本的には決まると思うんです。そういう中で、この10年たった中で当時と比較して単価はどういうふうになっているのか、またそういう中で計算した場合、旭市は減るのか増えるのか、まずその辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 基準単価のお話ですが、単純に先ほどの18年と25年度を比べますと、例えば人口1人当たりですとか道路1メートルあるいは平米当たりの単価は下がってきております。したがって、その基準単価だけで計算した時には、従来ある基準単価だけで計算すると当然下がっているということだと思います。詳しい額については数値を持ち合わせておりませんので、それぞれについてはご容赦いただきたいと思います。

ただ、その他の経費も増えているんだということもありますので、全体を見ないとよく分からないということです。申し訳ありません。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今持ち合わせていないということですが、18年度と25年度を比較しますと、人口、面積では大幅に上がっているんです。しかし、道路ではかなり低くなっているんです。そんな中で、これは私が計算したんじゃない、財政課から出た数字ですから、全体で十一、二億円増えているわけなんですよ。そういう数字が増えているわけですね。そんな中で、これは何も合併しないところにもこの交付税というのはいろいろ影響がありますのでね。増えている中で、もし分かればこの近隣の市町村の交付税、本来だったら合併したところは上がりますよ、合併しないところは下げますよという中で、この近隣、東庄町も銚子市も合併していないわけですよ。そんな中で、この交付税が上がっているかどうか、その辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。銚子市、東庄町とも確かに上がっております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、今になってあれなんです、合併してほとんどメリットがないわけですよ。私が持ち合わせている数字からやりますと、銚子市も約2億7,000万円、東庄町は2億8,000万円上がっているんです。そうすると、人口割でやったら東庄町は1万五、六千円なんです。ここの4分の1しかない。その計算でやりますと、東庄町あたりは10億円も上がっているわけですよ。全然、ですから合併したメリットがないと思うんですが、そういう中で財政課長、どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 確かに、銚子市、東庄町等合併していない市町についても増額されているんですが、比べてみますと、旭市を含む3団体について臨財債を含めた交付税全体の18年度、25年度で比べますと、旭市は12億円余りの増、それから銚子市は8億円余りの増、東庄町は2億円余りの増となっておりますが、特殊需要を除いた、特別交付税を除いた額、普通交付税の額で言いますと、旭市は約12億9,000万円で22%強の増、それから銚子市は2億3,000万円余りで4.7%の増、東庄町はやはり2億円余りの増で15%ぐらいの増ということで、増額幅は大幅に旭市が多いという状況ですので、その辺にも合併のメリットはあるんだろうなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それにつきましては、私はもう質問しても答弁のあれがありませんので、私はあえてこれは質問しない。ただ、言わせてもらうのは、臨時財政対策債というのは、交付税には全然関係ないわけですよ。それと同時に、国に金がないから、個人に言わせれば、今までは子どもを大学にやっているのに毎月20万円やっていたと。しかし、親に金がないから、20万円が10万円しかできないから、10万円はおまえの名前で借りておくよと。後でその借金は払ってやるからということなんですよ。そうしますと、前と比べて交付税が増えてくる、それをやりますと逆に減っているということなんですよ。これは私の質問ではありませんからね。

そういう中で、2番目の交付税の現状の関係でございますが、18年度と比べますと約17億円増えていきますね。その中で、中身を見ますと市が8億円、病院のほうが多くて9億円なんです。そうすると、病院のほうが多い算定の基礎というのはどういうことになっているんで

すか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 中央病院が大幅に増えている理由ということですが、比べてみますと、一般病床数に要する算定額、これが2億3,000万円、それから元利償還金に対する算定額が8,600万円、児童手当に対する算定額が5,800万円、多いものはこんなところなんです、こういう大幅な増、算定の基礎に対する大幅な増があったということでもあります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、病床数でそんなに交付税は変わるということなんですか。昔と病床数は大体同じだと思うんですが、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 交付税の算定の基礎の中で言いますと、まず単価ですが、1床当たりの単価が18年は48万9,000円でした。それが25年では71万3,000円見てくれているということでもありますので、先ほどの変化になったということでもあります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、その辺は分かりました。

そういう中で、3番目の借金の問題でございますが、市全体では合併時と比較して約122億円増えているわけですね。しかしながら、市の借金が減っていますから、逆に今度はここで数字のマジックになるんですが、市と病院の差額が今度は市全体では上乗せになってしまいうから、病院の借金のほうがずっと多くなってしまうわけですよ。市の借金は約9億円減っていますから、だからここでいや増えたなと思ったのは、これはただ単に全体で病院だということなんです、病院がこれ以上に増えているということなんです。そんな中で、それはまあいいですよ。そういう中で、このインフラ整備の借金、それから何にでも使える臨財債、これがインフラが60億円も減って、逆に生活のための借金が増えるということは、これはどういうことなんですか。一般の家庭であれば生活が大変だということなんです。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 建設事業に対する借金が減っている中で、臨財債、何にでも使える

借金が増えているのはどういうことかということですが、まず臨財債というのは交付税算定の中で需要額を決めて、収入額を決めて積算して、その足りない分を交付税で措置するという中で、先ほど議員からもありました交付税の基礎となる国の収入の足りない部分について、今はおっしゃるとおり取りあえず市の名義で借りておいてくれという借金でありますので、どういうことかと言われれば、交付税の算入に見合う交付税として国の収入がなくなっているというのも確かだと思いますし、また地方公共団体における財政需要がそれだけ増えているということもあろうかと思います。そんなことから、市長会等ではその財源を増やしてくれということを要望しておりまして、27年度についても交付税に当たる5税の配分率を見直した中で、900億円ほど国のほうでも増えているという事実もございます。

そんなところで、何が理由かと言われれば、やはり行政需要が増えているということだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 結局、親が金ないのは十分分かっているわけです。それで幾ら増やせと言っても、これは無理だと思うんですね。その中で全体の借金、私が見たら、いや借金は大部分がインフラに使おうと思ったら、中身を見たらほとんど半分がかなり生活に使ってしまっているわけ。ということは、逆に国が進めている行財政改革ですか、これができていないということだと思うんですよ。その辺どう思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 国の行政改革の進み具合についての言及はちょっと控えさせていただきたいと思いますが、市で臨財債に入ったものが全て、先ほど、一番最初に議員にありました飲み食いに使われるわけではなくて、建設事業の市の持ち分、最初からの市の持ち分にも使われておりますので、その辺の色は特にないんだろうと思っております。

したがいまして、建設事業が全然できていないということでもないと思っておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この臨財債というのはどういうものにも使えるわけですから、ですから、そのインフラ整備にやった、その借金を払うのにも使えるわけですよ。ですから、そういう意味では、たしか課長の言う答えも一理ありますけれども、いかに、何て言いますかね、前向きの借金ですか、建設は前向きの借金でしょう、これが減る、

それから臨財債が増えるというのは、ちょっとこれは一般ではおかしいと思うんですよ。その辺をよく、これからの予算編成の中で検討していただきたいと思うんですよ。結局、私は簡単に言いますと、臨財債の借金もいっぱいあるから今度は事業できないと、そういうふうにも捉えてしまうわけです。これは、立場が変われば物の見方、考え方が変わりますからね。

続いて、交付税の算入の問題でございますが、4番目、25億円ほど25年度算入されたと。しかし、25億円算入されても、交付税全体で見たら16億円か17億円しかないわけですよ。そうすると、どこにこの算入の根拠があるのかということになってしまうわけです。

本来だったら交付税が増えた分だけ、ですから全体では25億円増えているんですから、交付税算入の中で目に見えなくちゃならないわけですよ。しかし、交付税算入の中では、あの臨財債、合併特例債の数字はありますけれども、ほかの、皆さん方がよく言う、有利な財源を使って何かやりますと、そういう算入の数字がどこにあるんですかね。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、臨財債について先ほども申し上げましたが、交付税として交付すべき額で足りない分を国と地方公共団体で折半しようということで臨財債の発行が許可されるようになっております。全国市長会などもそうですけれども、基本的には、地方公共団体の側から見ると、臨財債は交付税であるという考えもできるんだろうと思います。そんなところから、25億円臨財債が増えているから、それが全てということではないんだと、合わせて交付税だというふうに考えて使っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、合わせてということであれば、結局25億円から16億円か17億円少ない、不足部分があるわけですね。そうすると、全体でやりますと、借金はちゃんと見てくれるけれども、今度真水の交付税が、どうにでも使える交付税が少なくなってしまうということでしょう。全体のパイが同じですから。そうでしょう。交付税で借金分を見てくれば、例えば100億円あったと、今まで交付税が借金分の交付税を見てくれたのは30億円であったと、それが今度は50億円見たら、出口の交付税というのはそんなに変わらないでしょう。そうなった場合は、借金は見てくれるけれども、真水のどうにでも使える金がなくなってしまうということでしょう。その辺どういうふうに市としては見ているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、ちょっと頭の中がぐちゃぐちゃしてきてしまいましたけれども、需要額があつて、収入額があつて、足りない分が本来交付税だと。交付税としてその年に国から現金で交付できない分は取りあえず臨財債として借りておきなさいということで、全体が交付税だというお話を先ほどいたしました。

議員のおっしゃっている後で算入されるというのは、借りた借金の返済分を交付税で後年度にくれますよという制度ですので、そこが増えるとか減るとかは、国の命というか指示というか都合によって市が借りた分の借金が増えていくわけなので、それは基本的には最初に借りた臨財債の返還に充てていますので、それが増えた分は、基本的にはもらった時には使えない金だというのが原則だろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、ここに今、升がありますね。交付税の出口、そんなに変わらないわけですよ。一つの升ですから。片方が増えれば片方が減っちゃうでしょう、原則的には。そうすれば、交付税算入を多くされれば、片方が減っちゃうわけですよ、真水の部分が。そうじゃないんですか。そうすると、結局真水の部分は住民サービスに使えるわけなんですけれども、結局真水の部分が少なかったら住民サービスが低下するということじゃないんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） どう説明していいのかがよく分からなくなってきているんですが、臨財債そのものは、先ほども申し上げたように交付税の一部だと考えますと。高橋議員のおっしゃる後年度に返ってくる分、これが交付税の出口ベースの中で増えていってしまうから、交付税の出口ベースは本来もっと広がっていかなければいけないんじゃないのかという、多分ご指摘だろうと。そこが同じだからほかが減ってしまうということですが、算定の段階でその年に足りないもので考える時に、その年に払わなければいけないもの、これも考えてくれていますので、基本的には国がこの制度をやめようとかどうにかしようと思わない限りは、その年に必要な額には返済分も入っているし、その年にそれこそ飲み食いで使う分も入っているということですので、その辺は国の制度を信じるしかないだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その問題はここで論じてもしようがない。私の言いたいのは、国から

出ている交付税はそんなに変わらない。そんな中で、市町村の交付税ですか、算定される、年々増えているわけですよ。そうすると、パイが一つの中では、片一方が増えれば片方が減るのは当然ですよ。ですから、そこで……

(発言する人あり)

○21番(高橋利彦) 結局、住民サービスに充てられる、何にでも使える真水の交付税が減ってしまうと。借金分は見てくれるけれども。

(発言する人あり)

○21番(高橋利彦) これは私の4回目ですからいいですよ。

次、行財政改革についてでございますが、先ほど最終的には16億円余り、実績、計画を含めて減らすということでございますが、そんな中で、実績の公共施設、1億3,180万円ですか減らしたと、この内容ですね。

それから、行政改革課、これは市長の肝いりでできたわけですが、これはもう五、六年になると思うんです。それまでの概略の経費、人件費を含めて、どのぐらいかかっているのか。そういう中で、その後、人件費は別ですよ、この公共施設を含めた削減はどのぐらいできたのか。つまり費用対効果ですね。その辺をお尋ねします。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(加瀬正彦) 実際の公共施設の削減の状況ということがございました。

公共施設の統廃合、過去に実際に進めてきたところを少し申し上げれば、合併以後、例えば山の家の廃止、それからシルバー活力センターの廃止、青少年憩いの家の取り壊し、大原幽学キャンプ場の廃止、それから埴地区の保育所の廃止、それから小さいところでは公衆トイレ等の取り壊し等も実施しています。それと、海上地区にありました庭球場の廃止、それから市の教職員住宅の取り壊し、墓地の民間委託、第2、第3学校給食センターの統合等を実施してきているところでございます。それとあと、農村環境改善センターは今現在休止していると。このような形で、公共施設等は年次を追って実施してきているということになります。

それと、行革課、確かに五、六年になります。それまでのこれは人件費を加えた額ということなんだと思いますけれども、例えば年4,000万円かかって6年であれば2億4,000万円ということになるかと思いますが。これはあくまでもその額ということになります。

例えば、今後、公共施設につきましては、公民館の機能移転であるとか、それから公用車等の削減も大幅に考えておりまして、あと南分館の廃止等も今後の計画には入っているとい

う状況でございます。

費用対効果、これは25年度にも行革課のほうに投げられていたような気がします。

この行革の役割なんですけれども、さまざまな取り組みがございます。各担当課と連携して、調整を図りながら推進していくものでございますので、その業務全てが減額に結びつくということではない、減らすだけが業務ではないということをご理解いただきたいなと思っています。

アクションプランを策定いたしまして、進行管理や点検を行って、確実な行革の推進に努めてきたところでございまして、これまでも事務事業評価等を実施いたしまして、事業の成果の向上、それからコストの縮減を図ってきております。それと、改善することによって、市民サービスの向上ができてきているだろうと。

それから、課ができてからは、窓口業務のあり方を検討いたしまして、市民が利用しやすい窓口へと改善することができています。これはサインであったり、ローカウンターの設置であったり、これは目に見えないところでそういう動きもしていると。

それから、公共施設については、活用方針を策定いたしまして、これに基づく統廃合を先ほど申し上げたような形で実施してきていると。

あと、今年度、昨年の6月には公共施設白書を策定いたしまして、今後の公共施設等の総合管理計画の策定に取り組むその準備段階で、今、周知に努めているところである。

そういったところを踏まえて全て実施してきているということで、職員が1人いるから例えば職員の1人分600万円であるとかそういうのを減らさなければいけないということでもありますと、市の管理部門は全ていらなくなってしまいますので、そういうことではないということをご理解いただきたいなと思っています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、結局合併というのは、基本的には行財政改革、これが主眼であったわけです。それでスリムになってと。そんな中で、市長の鳴り物入りでこの行革課ができたわけですよ。今、市長聞いてお分かりのように、五、六年ですか、それで、人の問題は別ですよ。人はもう当然この合併の際に削減計画を出された。これは別です。公共施設、五、六年して1,300万円になる。それで、人件費、先ほどですと人件費を含めて四、五千万円。こういう中で、現状市長はどういうふうに、この行革課を作った中でどれだけの効果があったのか、その辺、市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 実績、効果については、今、課長から詳しく説明がありました。

私のほうからも、行政改革推進課でこの5年間、本当に頑張ってくれたということは、大きな地方の命題であります行財政改革、それが少しは、全員といいましょうか、市民、行政側、あるいはまたいろいろな部分での認識、意識の向上には役立ってきている。そういった中で、行政改革はぜひ理解をして進めていかなければならないというような方向性はきちっと出ているものと思います。

そんな中で、白書の作成、公共施設の利活用、そしてまた更新問題、いろいろな部分での調査、研究もしていただきました。また、大きな課題でありました徴収率の向上につきましても、行政改革推進課が音頭を取って徴収率のアップに頑張ってきていただいたところであります。

先ほど申しましたように、内部の行政改革、仕組み、組織、そういった部分もメスを入れるというようなことで頑張ってきていただいているわけであります。

いろいろな効果が今上がってきているわけで、具体的な数字の実績は上がらないというような部分でご指摘があると思いますけれども、大きな国の流れ、行財政改革、そういった方向を担うということでは、やはり市にもそういった部分で骨を折っていただける部署がなければならぬと、そんなように思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 絵に描いた餅では何にもならないわけですよ。もう10年したらメリットが、何て言うか、交付税も減らされるということはもう既に分かっているわけでしょう。そういう中で、絵に描いた餅じゃなく数字をそこに置いた中でやるのは当然です。そのためにこの行財政課を作ったんじゃないんですか。それが、今まで何億円もかけて、たった一千何百万円、これでは何のために作ったんですか。これは市長が鳴り物入りで作ったわけですよ。そんな中では、もっとこのセクションに市長は口出ししていいと思うんですよ。これでは作った意味が全然ないと思うんですよ。それで、既に、もうあれですよ、後期5年間、猶予期間ありますけれども、そんな中で、今まで1,000万円ちょっとしか削減できないものを、1億9,000万円ですか、これ市長どういうふうにする考えでいるんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、数字的にはなかなか実績が上がっていないという部分はありませんけれども、公共施設といいますのは、やはり市民が、みんなが使うものであって、その統廃合、廃止、そういった部分は大変な大きな努力、苦勞があると、そんなように認識しているところでありまして、各地区にもいろいろな施設があるわけでありまして。それを統廃合するというのは、やはり地元の住民の説明やいろいろな部分での理解をいただかなければ統廃合も廃止もできないわけでありまして、そういった面では議員の皆さん方にも地域の皆さん方のご理解をいただけるような、そんな応援をしていただければこの行政改革はなかなか進まないと、そんなように思っておりますので、今後ひとつそういった部分では皆さん方にもよろしくご支援をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、中央病院の問題で、院外薬局の件についてお尋ねいたします。

この院外薬局、薬がもうからないからということで院外薬局にしたわけですが、利益率はどういうふうになっているのか。そういう中で、この入札はどういうふうになっているのか。また、院外薬局にする場合は市長に当然話があったと思います。こういう重要なことです。そういう中で、市長はどういう認識の基に院外薬局にしたのか、まずお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 院外薬局に出す、変更する時に相談があったかということでもありますけれども、きちっと説明を受けました。今の現状、そしてまた国の流れ、病院の流れ、そういったものを聞きながら、薬剤師の問題、人件費の問題、そしてまた薬価利益の問題、そうい

った部分を聞きまして、それと待ち時間の問題、そういったものも解消できるということの中で、全て今までよりはよくなる方向だということを聞かされまして、院外薬局に踏み切ったほうがいいというようなことで私も同意をしたところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 利益率はどうか、それから入札の手法はどうなっているのかというご質問ですけれども、利益率といった形ではちょっと手元にございませぬ。ただ、先般の再度薬剤部関係で収支を見込みましたところ、平成26年度の見込みとしては薬剤部関係では1億4,900万円程度の赤字になるというふうに見込んでおります。

それから入札につきましては、薬品ごとに相見積もりをとってそのうちの安いものを購入する方法をとっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 相見積もりというのは、この薬の売り値というのは国で決まっているわけです。2年に一遍の医療審議会の中で決まっているわけですよ。それで、一般であれば売り相場幾らにする、そんな中で仕入れ。それが、もう売り相場が決まっている中で相見積もりって、当然原価計算をした中で向こうだつて入札の価格の値段を出してくると思うんです。それで、一般の薬局が、院外薬局がもうかるのに中央病院がなぜもうからないのか。そういう見積もりを出してきた中で、当然、よその病院、それから薬局ですか、そういうものの仕入れも普通であればある程度は情報として持っていると思うんですよ。それではなくてはまた入札もできないわけでしょう。

そんな中で、また院外処方にするという新聞が出ました。その中で、病院側としては数年前の患者アンケートでも7割が院内処方がいいという希望が出ていると。全く矛盾していると思うんですが、それをどういうふうに考えているのか。当然これは市長も新聞報道された内容を知っていますね。

それから、この院外薬局制度ですか、これなぜできたかということなんですが、当然市長、その辺は十分、院外薬局はなぜできたか、その基本も知っていると思いますよ。それだけの決断を下すということでもありますので。じゃ、院外薬局のできた根本ですね、それをお答えいただきたいと思います。

そんな中で、この院外薬局の問題についてであります、ここにもちょっとありますが、

国内最大手の製薬会社社長の年俸が2億円であるのに対し、調剤薬局チェーン代表はその二、三倍とかと。これは株式上場時にその社長の年俸が出たからこういうことが載っているわけですが、それだけ調剤薬局はもうかるわけなんです。ですから、いずれにしても院内薬局がもうからない理由、その辺を具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 院外薬局を認める最初のいろいろな部分での国の指導といいましょうか、そういった部分についてははっきり私のほうは知らなかったということでありますけれども、ただ、病院からの説明で、待ち時間、そしてまた薬価差益が少なくなってきた、薬剤師が多くかかる、今度もっと病院の中でも細部にわたっての薬剤が分化されるということの中で、薬剤師ももっともっと必要になるというような話もありました。いろいろな部分で方向性を示されまして、病院の行く方向がいいのではないかとということで承認をしたわけでありますので、詳しいことについては事務部長のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず、質問が多岐にわたっていますので、漏れたものがありましたらまた後で追加したいと思いますけれども、まず原価計算しているはずなのにとということで、ほかの病院の仕入れとかそういうものも知っていると、そういうことであれば入札できるんじゃないかというようなことだと思うんですけれども、基本的に普通の商品でも定価と売り値というのは違うわけでありまして、薬につきましても同じで、公定価格である薬価につきましては、当然業者はそれを売るために値引いてくるということです。ただ、ほかの病院、それから薬局等がどういう価格で仕入れているかということについては、私もそういう資料を持っておりませんので、基本的には業者間を競わせて、その中から一番安い薬の価格を提示したところと交渉をして買うと。これは多分ほかの病院でも同じようなことをやっていると思っております。

それから、院内処方がいよいよという市民の方々のご意見が出ているということで、それをどうして院外にするのかということについてどういう考えを持っているのかというお話でございますけれども、先般、今市長の方からもお話がございましたけれども、11月28日の全員協議会の席で、患者サービスの向上への対応と、それから薬剤師法の改正、それから職員確保が困難になっている、それから収益面でも非常に苦しくなっているという3点をご説明して、市民の方には若干ご負担をかけるけれども移行させていただきたいというようなことで、ご

理解をいただいたものと考えております。

なお、市民の方のご意見であっても、病院のすぐ前に院外薬局も多数今予定されておりますので、院内であることと院外であることでそんなに手間等がかかるわけではございませんので、その辺はご理解いただけたと思います。また、他市町村からいらっしゃっている方につきましては、地元で薬を受けられるということもございますので、その辺では利便性等もはるかに今よりはよくなるものと考えております。

それから、医薬分業につきましては、ちょっと今、すみません、市長のほうから詳しくということだったんですけれども、細かいものは持っておりませんけれども、既に国の方針として医薬分業というのは打ち出されておまして、それにつきましては既に県内の自治体病院、普通の病院というわけではございませんで、自治体病院28ございますけれども、そのうち既に24の施設が院外薬局に移行しております。全国でも自治体病院の統計ですけれども492のうち417施設が院外処方を行っているということで、今県内でやっているところについても特殊な病院を除くとうちの病院だけということで、我々としましても国の施策に沿った運営をしていくというのも一つ公立病院のあるべき姿だと思っておりますので、院外処方に移行するということにつきましては十分ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この医薬分業ですか、これは、診察は医者、それから調剤は調剤薬局の薬剤師と、それぞれの専門家が当たるということで、薬漬けの医療から脱却しようということでこの医療の抑止策のためにとられたわけです。しかしながら、今度やってみますと、医者のほうからすれば、薬を輪ゴムでつづるだけでそんなに処方箋料を取るのかという問題もあるわけです。ですから、そういう意味からすれば、今の皆さん方の考え、また変わってきてしまうと思うんです。あえて院内のほうが私はいいいと思うんですよ。

それで、院内にする、院外にするということの中で、患者というのは弱者なんですよ。よそでもらうなら院内のほうがいいと思うんですがね。そんな中で、最終的にやはりこれは政治的な決断だと思うんです。もうかる、もうからないも含めて。ただもうかる、もうからないであれば、これは何も最終決断を下す市長もいないわけですよ。もうかる、もうからないとは別に、患者のために、市民のためにどうするか、これが市長の決断だと思うんですが。

そういう中で、具体的に、聞いただけじゃなく、具体的に市長はどう思ったのか。そういう中で、説明を受けただけで、では市は、それら説明が来る中で、それぞれの職員がどういう立場、職務権限を持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 移行するということについて、実際にどれだけの内容を知っているのかというようなことが総体的だと思いますけれども、それはまず、やはり説明の中で、このままでは赤字に転落すると、院外に今出す時期だというような話を聞きまして、それで大きな決断をしたわけでありまして、それと同時に、やはり病院周辺の産業、そういった部分は、あれだけの大きな旭市の中央病院があるわけでありまして、あの周りの産業の活性化、そういったものも含めながらこれからの旭市づくり、旭市のまちづくり、そういった部分でも大きな決断のポイントであったのかなと、そんなように今感じているところでありまして、あとは移行期間、患者さん、市民の皆さん方からいろいろな部分での要望とかいろいろなものがあると思います。それは病院、市、一致団結しまして、細心の注意を払いながら問題が起きないように対応していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） この問題につきましては、既に全協で何回かご説明を十分にしたつもりであります。また何回もお聞きになるので同じ答えになると思います。

何年か前から、苦悩する病院と繁栄する周辺産業と、こういうようなタイトルで諸橋先生が言い始めたことの一つであります。病院は一生懸命やっておりますが、ただいまのようにメーカーを中心とした、製薬メーカーですね、これが利益率をぼんぼん出して、さらにその下に来るところの、今、問屋という人たちがさらに1兆円産業というふうなことでどんどん成長してまいります。それに引きかえ病院はなかなか利益が上がらないと、こういうのが実情であります。

この医薬分業につきまして、今ご指摘ありましたように過剰診療と、その主なものが薬を出し過ぎだと、これをきちんと管理させてよく患者様にも説明をしてというふうな表向きの理由で、これが医薬分業ということになったわけでありまして、これはただ世界的にも大体医薬分業じゃないところというのは極めて少ないということで、グローバル化というのが全ての面において進められてきたわけでありまして、その一環として経済誘導というのがされて

おりまして、院外薬局、院外薬局と、こういうふうなことでされておりました。

当院につきましては、先ほどのアンケート調査というのを定期的に行っておりまして、患者さん、当初は90%以上は病院の中でやってもらいたいと、こういうふうなことで、毎年やっていて、70%というのは直近の例であります。だんだん待ち時間というのがやはり長くなってきました、患者さんの主な理由は待ち時間が非常に長いと、これ何とかしてくれと、ほかの病院じゃみんな院外やっているぞと、こういうふうな話になってまいりました。こういう期間がもう既に数年たっておりまして、10年以上たっておりまして、直近では74%ぐらいの500床以上の病院はもう全て院外処方に移行しております。したがって、世の中はほとんどがそういうような形でありまして、うちが最後まで頑張ってきたわけであります。

もう一つは経済的な問題がありまして、ご存じのとおり消費税、消費税は病院の場合は損税になるわけで、お薬を買うには税金、消費税を取られますが、患者さんにそれを上乗せすることはできないと、こういう非課税の原則がありますので、これが来年になりますとまた10%に上がるというふうなことも予想されます。

こういうようなことがだんだんおもしろになってまいりまして、非常に頑張ってきたわけですが、なかなかそうもいかなくなってきております。これが2年ぐらい前から市長にはいろいろ相談をしておったわけですが、これはそろそろタイミングとしては今じゃないだろうかと、このようなことでお願いしてご許可をいただいたと、そういうことで今年の夏過ぎからそうしたいと、このようなことでやっております。

ということで、確かにこれ患者様にとって全ていいかということそうじゃない部分も出てきておりますが、しかしそこはやはり全体を考えてみて、多少のご不便がある方がいらっしゃると思いますが、それを何とか運用でカバーして進めていきたいと、このように思っております。

私からは以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、薬の内税、外税の問題もありました。それから、今度は消費税がまた上がるとか。その内税、外税で売る、売らないは、これは関係ない、どこでもそういうことはあるわけですよ。それから、消費税が上がる云々ということもありましたが、結局医療審議会、今年の10月ですか、上がれば本来なら審議会2年に一遍、今年やることになっていた。だから、消費税は全然関係ないんですよ。

それは言ってももうしょうがないので、次の2番目ですね。

赤字は先ほど聞きました。そういう中で、中央病院は交付税、合併当初から見ても約9億円多くなっているわけです。そんな中で、なぜこんな状況になるのか、もう実質赤字でしょう、市長。そういう中で市長はよく、体力のあるうちにといろいろ言いますが、これで市長、体力あると思いますか。それと同時に、また、これ見てみますと、人件費とかそういう問題ですから、もうこれはなかなか削ることができない問題なんです。そんな中で、これからその辺を含めて中央病院が本当にどういう経営になるのか、市長の思い、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院は地方公営企業法全適でやっています、経営権、そしてまた会計、予算、決算、全部中央病院にお願いをしているわけでありまして、私は総合的な判断の中で是非を、意見を言うということでもあります。そんな中で、開院以来60年間、数字的にはどうなのかと言われますれば、ずっと黒字で来ているわけでありまして。その内容について、高橋議員が言いますように退職金の問題とかいろいろな部分があると思いますけれども、長期のシミュレーション、質問がありましたようにその中では平成25年度、26年度は赤字決算ということを見込んでいたわけでありまして。そんな中で黒字を出していただく、退職金制度の問題もいろいろあって、総合事務組合とかけ合いまして20億円に最低持っていくということの中で、新しいいろいろな規約ができたと思いますけれども、実質中央病院が退職金の手当を払っているのは10億円くらいなのかな。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 11億円で、実質もらっているのが五、六億円ということでもあります。そういった部分でも、過剰に退職金手当を払っているというようなことも含めれば、やはり今の経営状況は黒字ではないかなと、そんなように考えているところでありますので、そういった部分で私も理解をしているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、黒字であるって、実質やはり赤字でしょう。それから交付税もかなり伸びているわけ、多く行っているわけですよ。そんな中で、体力があることになりませんか、これから。

それで、この25年度ですか、決算内容を見たら、人件費等、そういうものは増えている。

これはもう絶対減らすことのできない経費なんです。そういう中で、じゃ、今後どういう経営になっているか。市長、十分これは病院と話し合いをした中でその答えは出ていると思いますので。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私は、今、先ほども申し上げましたように十分体力はあると、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そういう認識であれば、これは幾ら聞いてもしょうがないですから。

次の新館建設の問題でございますが、この新館建設の中では本来なら赤字になる年度ですね。

（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） ええ、黒字になっていました。これは民主党時代に大幅な診療報酬の引き上げがあったから、それだから早い話がちょうど时期的に恵まれたからなんですよ。それがなければ当然の結果、赤字になっていたと思うんです。この問題はそれだけでいいです。

それから、今度は地方独法の問題でございますが、地方独法、先ほど答弁いただきました。地方独法のつくられたことからすれば、かなり乖離していると思うんですがね。この公営企業法全適、この中で、このまま継続したほうがいいのか、やめたほうがいいのか、そういう中で決めるということになっているんじゃないんですか。それをお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 検討委員会におきましても、独立行政法人に移行したほうがいいのか、それと継続的な全適ですね、その辺の検討についてはしっかり協議をした中で、今回、独立行政法人に移行すべきというような検討結果が出たわけです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、今回、独法にするための議案が出ています。しかしながら、これ独法にするしないじゃなくて、定款ですか、それが通れば独法にできるわけ

ですね。そんな中で、どうなんですか、市長。この前、病院の医師マンションの話がありましたよね。議案に出ました。私も憤慨しましたけれども、そういう議案を出されました。しかし今回は、市長がそれを十分理解、納得した中でこの議案を出されたのかどうか。そうであれば、独法と今の公営企業法全適ですか、どういうふうに違うから、どういうふうにメリットがあるから出されたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の独立行政法人の移行については、もう25年3月に検討委員会の報告書をいただきました。それから2年余り、頭のない私でも十分にいろいろ勉強をさせていただきました。今、そんな中でこの時期に、先ほどの体力の問題ではありませんけれども、そういった時期に地方独立行政法人に移行するのが、一番中央病院のこれからの継続的な、安定的な中核病院としての位置付けをしていけるのではないかなと、そんなような思いで今回定款と評価委員会を提案させていただきました。

主な理由としまして、先ほどお話がありましたように、病院運営に当たっては、昨今目まぐるしく変わる国の医療政策など厳しい医療環境に速やかに対応していかなければなりません。何よりも地域間の自治体同士、病院での関係、そんな中で医師、看護師の確保の競合をしているわけでありまして。そういった意味でも迅速な対応ができることが最大限に必要なと思われまして、また、公務員法といいましょうか、それに縛られることのないような、兼業の禁止であるとか勤務体系、勤務時間、そういった問題が自由にできるような、そういった部分でも柔軟になるということもあります。そしてまた、単年度予算から3年、4年の継続的な予算の執行も現場の判断として柔軟に対応できると、そういったこともありまして、今の時期、これからもこの地域の発展の礎でありますので、そういった部分で中央病院を継続していただきたいなという思いで独法化に踏み切ったところでありまして、よろしく願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 柔軟って、今だって十分柔軟じゃない。むしろ市長より権限があると思いますよ。実際問題、入札やったら何だって。それと同時に、給料だって何だってこの職員の給料はここで決めなくちゃならないんでしょう。それは事業管理者が全部できるわけですよ。それでどこに柔軟性が必要なのか。そんなにあれであれば、議会どんどん開いたって構わないわけですよ。ですから、何のあれもなく、ただ病院から言われたから。それで、

検討委員会の中身だって、ただ柔軟だけでしょう。これこれこうだから独法がいいという、そういう言葉、一言もないでしょう。その辺十分、議員のほうだって独法になってどうかはつきりは、私も分からない、議員もよく分からないと思うんです。やはり私は、独法にするのがいい、公営企業がいいじゃなく、旭市のこの病院がある、これはいいことです。しかしながら、最終的に市民にその負担がかからないような方式、そのために市長はどういうふうを考えているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほど来、柔軟な運用ということで、全員協議会のほうでもご質問ありまして、要は単年度予算統制から、今、中期目標をまだこれから作るわけです。3年から5年という範囲の計画を作ります。ですから、その3年から5年の範囲で中期目標は議決事項になります。議会で承認いただいたという。その範囲内でやはり弾力的な柔軟な運用が図れるということが予算執行上の最大のメリットなのかなと。その辺について、あとは評価委員会ということの制度が、厳しい事業評価ですね、ございますので、その辺も備えた中で柔軟な予算執行ができるということの認識をしております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 単年度予算云々と言いましたけれども、市だって単年度予算でなくできるでしょう、継続で。病院だって同じでしょう。そんな中で、まるっきり詭弁じゃないんですか。私は、どこがどういうメリットがあるのか、それを聞いているわけですよ。

これは5番も関係しますから、そういう中でそれを聞いています。それで最終的に、負担が旭市にかからないようにするのはどういう考えを持っているのか。もうここまで来るとかなり財政的にも厳しくなっているわけです。むしろ、じゃ、それを単純に聞きます。市民に負担のかからない病院経営。

○議長（景山岩三郎） 高橋議員、5点目でいいですね。今の、5番目で。

○21番（高橋利彦） 4のほうで。似通っているからな。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 5点目にしてもらえれば。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 市のほうに負担のかからない、これは今回も提案しております評価委員会、ここの委員会がしっかりとした事業実績について評価をいたします。それで、評価委員会についてはやはり市長のほうにも報告の中で結果について報告します。それで、理事長のほうに勧告をすると。その勧告はその経営に対して改善をする、改善計画です。それを作り上げてくるということで、そういうような透明性のあるしっかりとした評価をするということで、それで負担がかからなくなるのかということではないのですが、常にそういう評価がされるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、今の公営企業法全適で、全然計画も中央病院からはないのか。普通、市だって計画というのはあるでしょう、長期、中期。今度は、結局評価だってちゃんと市はしているわけでしょう。そんな中、今、公営企業法の中で、市は全然、タッチするセクションはあるんですか、ないんですか。そういう中で、どういうふうに予算、決算、市は対応しているんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 公営企業法全適ですから、定期監査があると思います。その監査の中で十分評価していると思います。監査していると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、定期監査でやっていると思いますって、そういうちょっとあまりにも、300億円からですよ。それが、旦那が全然関与しない、計画もない、こんなずさんな経営ありますか。格好のいいこと言うけれども、じゃ、今まで何も中央病院には関与していなかったということでしょう。市長、そうでしょう。だから今度は、今まで中央病院は手も足も出ないから、臭い物にはふたで独法にしちゃえと。独法にしたって、その尻拭いは市がしなくちゃならないわけです。市がするということは、市民がなんですよ。この辺は市長、十分踏まえてもらいたい。それは、市長の財産であれば、なくそうが増やそうがこれは勝手ですよ。市民に負担をかけたならこれは大変なことです。その辺、市長どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） まず最初に、改めて確認をしておきたいということは、地方公営企業法全適ということは、全ての病院の経営、運営、そして予算、決算、一応病院側から市に報告があるということで、病院側で作成するものであります。それを財政と、そしてまた市の執行部、市長、副市長、そういった者で判断をしながら、これでいいのかどうかというような部分は、最終は判断をいたします。しかしながら、その事業計画、そういった部分についても、大きな事業については、当初、予算の時に説明を受けまされども、細部にわたっての高度医療機器とかいろいろな部分での施設設備の充実、そういった部分ではあらかじめ予算編成の時に相談になかった部分もあるということで、医師宿舎の問題は少し憤慨をしたところでありますけれども、そういった部分できちっと予算、決算、そしてまた事業計画、そういったものは市に相談をさせていただいておるところでありますけれども、いずれにしても地方公営企業法全適ということは病院の手腕、六十数年間黒字であったその手腕に委ねているところで、これはずっと以前から地方公営企業法全適をしてきたところありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、これは要望ですけれども、やはり独法にするのは、最終的には、やめるか、それから指定管理者にするか、いかに負担のかからないようになんです。これで結局、幾ら今まで60年間黒字で来たからと言ったって、経営者の手腕一つなんです。病院が云々じゃない、経営者によってあるわけです。

それから、今、この独法だって問題があるわけです。独法をどういうふうに直すか、閣議でも決まっているわけです。その辺、当然こういう重大なことを決める中では、市長だって知っていると思います。知っていてやっていると思いますよ。ただ、個人がもう議会に出てこないで病院の経営ができる、そういうことじゃなく、やはりどういう経営の形態であろうと、やはり市が最終的な尻拭いをするわけですから、きちっとして管理できるような、そういう体制をとっていただきたいと思います。そんな中で、答えは一つです。どういう経営形態であろうと、市民に負担のかからない病院経営、それを念頭に置いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2 番 高橋秀典 登壇）

○2 番（高橋秀典） 議席番号 2 番、高橋秀典でございます。

第 1 回定例会におきまして、質問の機会をいただきましたこと感謝申し上げます。

東日本大震災から丸 4 年がたとうとしております。犠牲となった方々のみたまの安らかならんことを心よりお祈り申し上げます。そして改めて、今を生きている私たちがなすべきことは何なのかを考える次第であります。10 年、20 年後、子や孫の世代にどんな旭市をつないでいくのか、それは今の私たちのする判断に大きく委ねられているのだと感じます。そのような思いに立って、今回の質問をさせていただきます。

まず、中央病院の地方独立行政法人化に関連してお伺いいたします。

私は、不採算とされる政策医療への責任やまた職員の雇用、労働条件等がしっかりと担保されるのであれば、独法化により企業的な経営手法のよい側面を取り入れて柔軟かつスピーディーな経営を行うということは、病院にとっても、そして結果的には市民にとってもプラスであると思いますし、プラスにならないのであれば独法化の意味はないものと考えます。

しかしながら、現時点において十分な議論がないように思える点が幾つかあるように感じています。私は、病院をめぐる最重要論点の一つは経営の統治、ガバナンスの問題であり、病院と行政あるいは議会をめぐる関係性であると考えています。

独立行政法人に経営形態が変わることによって、平時の病院運営についてその権限が法人の理事会に移り、経営責任者は理事長となるわけではありますが、理事長の任命権及び解任権が市長にある以上、根源的な責任は設置団体である旭市にあると考えています。ですが、独立という名のイメージから、中には病院が市の統制を完全に離れてしまうのではないかとい

う市民の心配の声も聞かれるというのも事実であります。今後、引き続き丁寧な説明が必要であると感じます。

今後、病院経営に関するチェック機能が、有識者による評価委員会に委ねられることとなります。評価委員会の庶務に関しては企画政策課が行うということですが、そんな中で、法人化以降の行政本体と病院との関係についてお伺いいたします。独法化後、市側の病院に対する窓口としての機能や中期目標の策定などの実務はどかが担当することになるのでしょうか。この点をお伺いいたします。

次に、旭中央病院の看護師数についてであります。

昨年、第4回定例会における事業管理者の答弁の中で、看護師数が不足とのことでありました。言うまでもなく、看護師の量と質の維持は非常に重要であります。現在及び4月以降の予定数が何人であるのかお伺いします。

また、今回、病院サイド、行政サイド、双方から看護師の確保対策が打ち出されておりますが、いま一度その内容について整理してお伺いいたしたいと思います。

次に、公立小・中学校の適正な規模と配置についてお伺いいたします。

先般、文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が各教育委員会に通知されました。少子化が進むに伴い、増加し、また今後も増えていくであろう小規模校のデメリットを解消するという目的で、統廃合の目安となる学校規模を示すとともに、特段の事情により小規模校として存続する場合には、児童・生徒が教育的に不利益をこうむらないように措置すべきとしています。市としては、この通達をどのように受け止めているのか、その見解をお伺いいたします。

また、これは非常に難しい問題であるということは承知でお伺いいたしますが、近い将来、市内小・中学校の今後についても統廃合あるいは小規模校継続、いずれにしても何らかの方向性を示す必要が出てくると思いますが、現時点において市としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、教育振興基本計画についてお伺いいたします。

現在の教育基本法では、国に対しては教育振興基本計画の策定を義務付け、また各自治体には国の計画を参酌した同様の計画策定に努めることを求めています。すなわち、学校教育、生涯学習、体育振興、家庭教育支援等々、世代で言えば幼児期から青年期、また生涯教育にまでまたがる総合的、横断的な計画策定を努力目標としているわけであります。

例として山武市のものを挙げさせていただくと、山武市教育の目指す姿として、これは旭

市でも各学校において目指す児童像あるいは目指す生徒像というのを設定しているわけですが、山武市では市全体としての教育理念を定めております。それによりますと、学びの感動と、他人を思いやる心を育み、未来をたくましく切り拓く自立した人づくりという理念だそうであります。また、苗半作の教育を目指すとしています。私は恥ずかしながらこの意味を知らなかったのですが、米づくりにおいては苗を育てる過程が最も重要で、苗のでき、ふできにより作柄の半分は決まるという意味だそうであります。すなわち、苗である幼少期のうちからの教育を重視し、生きる力の基礎づくりを市民総がかりで行おうということだそうです。

人づくりの根本理念を示し、横断的、総合的な教育計画を立てるということは、10年、20年後の旭市を描く上で大変重要なことと考えますが、旭市においては現在あるいは今後、そういった人づくりのビジョンあるいは計画の策定の予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、家庭教育支援についてお伺いいたします。

改正後の教育基本法はその第10条で、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するということを明確にしております。この背景には、家庭教育力の低下が原因と見られる青少年の問題行動等があるとしています。学校、家庭、地域がそれぞれの立場で教育力を発揮しなければならない中で、特に家庭教育力の向上は喫緊の課題であります。

そのような中で、旭市が現在行っている家庭教育支援に関する施策について、どのようなものがあるのか、これを総括してお伺いいたします。

次に、経済振興策としての小規模事業者支援についてお伺いいたします。

アベノミクスによる経済効果はいまだ限定的なものであると感じます。身近なところでは、大型店舗の進出の一方で、長年地元で親しまれてきた店舗の事業撤退なども見受けられます。小規模の事業者は依然として、人によっては以前にも増して、苦しい戦いを強いられているのが現状であります。

国・県からは、地方創生のための諸施策が打ち出されてきてはおりますが、本当の意味でまちがにぎわいを取り戻すためには、やはり小規模事業者の皆さんが元気を取り戻す必要があると思います。小規模事業者に対する個別の支援策として、市としての施策の現状をお伺いいたします。

最後に、各種補助金等の情報提供についてお伺いいたします。

昨年のにぎわい補助金については、商店街に補助金活用を積極的に進めていただいたこと

で、結果として商店街活性化の一助になったと思います。しかしながら、個々の企業、事業者に対して国や県が打ち出している支援策については、事業者によって情報収集力にこれは格差があるように感じます。特に、小規模の事業者はそのような補助金、助成金の情報が乏しいという声も耳にいたします。そういった個別の公的支援に関する情報提供を、現在どのように行っているのでしょうか。

以上、お伺いいたします。再質問は自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） それでは、議員質問の3について、私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、公立小・中学校の適正な規模と配置についてのうちの（1）文部科学省通知に対する見解についてであります。公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引としては、平成27年1月27日付で文部科学事務次官から各都道府県教育委員会及び知事ほか宛てに通知されたものであります。

これは約60年ぶりの改正でありまして、背景には、少子化の進展する中、児童・生徒が集団の中で多数の考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとの考えから、手引の改正がされたものであります。

そのようなことから、旭市においては、緩やかながらも今後少子化の進展が予想されているわけでありまして、適正規模・適正配置の検討は避けては通れない現状にあるというふう理解しておるところでございます。

次に、2の市内の小・中学校の今後についてお答えをします。

文科省からの手引には、小規模校の教育上の課題も挙げられている一方で、そのよさと小規模校の課題を緩和する方策についても記載されております。

旭市における学校の適正な規模と配置については、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者の声を踏まえ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点で、丁寧な議論を行うことが望まれていることと思っておりますので、今後の動向等を踏まえながら多角的に丁寧な検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、1番の旭中央病院の独立行政法人化についての（1）病院担当部署についてと、大きい2番の旭中央病院の看護師についての（2）確保対策についての2点をご回答申し上げます。

まず、中央病院独法化した後の病院担当部署についてですが、独法化に関する市の事務といたしましては、独法に伴う評価委員会の運営や中期目標の策定、中期計画の認可などの事務があります。これらの事務につきましては、独法に移行するまでは企画政策課で担当いたします。

市の確保対策はどのようなものかということで、まず市が計画している看護師の確保対策につきましては、看護学生入学支度金貸付条例の補足説明で申し上げたところですが、千葉県では高齢化に伴い増加する入院患者に対応するため、平成25年5月に策定した保健医療計画において、県内医療機関の病床数を3,600床程度増やしたことから、限られた医療資源をめぐり各病院では看護師の確保が課題となっております。

これまで、旭中央病院の看護師の確保対策は中央病院だけで行っておりましたが、県内では、病院だけではなく自治体も一緒になって看護師の確保対策を進めているところであり、市といたしましても、医療サービスの充実や病院の安定経営のために平成27年度から中央病院をはじめとする市内の医療機関の看護師確保対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、2番の旭中央病院の看護師数について、まず第1番目の現在の看護師数について、それから第2問目の確保対策についてお答えさせていただきます。

現在及び4月以降の予定数は何人かというご質問でございますけれども、平成27年2月1日現在の看護師数は837名です。4月1日以降の看護師数は855名を見込んでおりますが、さらなる増員のための努力を継続していく所存でございます。

続きまして、看護師確保のための対策についてのご質問ですが、既に実施している対策、それから今後実施を予定している主な対策について述べさせていただきます。

まず、労働環境の改善のため、看護補助員の増員を予定しておりまして、既に14名ほど採用しているところでございます。

それから、育児を行いながら勤務する看護師の支援策として、病児保育、病後児保育の実施と併せ、院内保育所の利用料の引き下げをこの4月から予定しております。

それから、4月から夜勤手当の引き上げを行うこととしております。おおむね2割程度の手当の引き上げを考えております。

それから、4年制大学に通う看護学生の奨学金をこの4月から月額5万円から月額10万円に引き上げることとしております。

そのほか、積極的な採用を進めるということで、紹介会社等を活用した採用活動も行っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、私のほうから質問の4、教育、人づくりに関するビジョンについてお答え申し上げます。内容につきましては、（1）の教育振興基本計画を作っているか、なければ今後の予定はというご質問です。質問の内容が教育委員会各課にまたがるというようなこともありまして、庶務課のほうからまとめて現状と現在の考え方という形で答弁したいと思います。

まず現状ですが、旭市教育委員会では、現在、教育基本法に定める教育振興基本計画は作成してございません。教育に関しての計画等は、旭市総合計画、これは基本構想、基本計画で構成されますが、ここに教育委員会が進める方針などを位置付け、さらに個別計画になりますが旭市生涯学習推進計画、これは5か年のものです、を策定するほか、旭市学校教育指導の指針、これは毎年決定をし、示しているものです。それらに基づき各種施策を推進しております。

今後ということでの回答ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、4月1日から施行されます。この中で、市長と教育委員会が協議する場ということで、総合教育会議を開催することになっています。また、市長が教育に関する大綱を策定するということになっておりますので、この中で教育振興基本計画の作成についても協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、2点目の家庭教育支援について、本市の家庭教育支援の現状についてお答えいたします。

初めに、新生児の保護者に対しては、子育て支援課並びに健康管理課と連携し、4か月定

期健診の機会を利用して、赤ちゃんと絵本の読み聞かせを通して親子のコミュニケーションの大切さを伝えながら絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施しております。

3歳児を持つ保護者に対しては、3歳児わくわく子育て学級を開設し、幼児の家庭教育の向上に役立てるため子育て講座を開催しております。

小・中学校の1年の保護者に対しては、家庭教育学級を開設し、年間5回から6回の学習会を行っております。家庭教育学級への保護者への理解を深めるため、小・中学校の入学説明会には生涯学習課の指導員が出向き、家庭教育学級への参加を呼びかけるなど、啓発活動を積極的に進めております。

全体の学習会では、各学校を会場に保護者の希望を生かした内容を協議し進めているほか、市内全域を対象とした講演会を年2回開催しております。

なお、家庭教育に関する情報の提供につきましては、各小・中学校のホームページから千葉県の子育て応援サイトにリンクすることができますので、家庭が抱える子育てや学力に関する悩みに対するアドバイスや情報を提供できる環境が整備されております。

そのほか、家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者等に対して、電話等により生涯学習課の指導員が個別に相談に当たる体制を整え、旭市の広報等で定期的に周知しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の5番目の小規模事業者支援策につきまして、ご質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

1点目の小規模事業者への支援策の現状でございます。市が行っているということで。現在、市が行っております小規模事業者に対します支援策、大きく分けまして、一つ、市内金融機関と連携をしまして資金の融通、これを円滑にするため預託融資制度、これがございます。この預託金、市内六つの金融機関に対しまして預託金額1億円、これを市で用意しまして、金融機関につきましては融資限度額、この10倍、10億円を融資原資としまして、市は1億円を無利子で貸し付けしております。融資機関におきましては、この10倍、10億円を事業者に貸し付けしている、その1億円につきましては年度末に市のほうに償還される、そういうような事業を行っております。

さらには、借り入れ事業者には、市から利子補給としまして年2.5%以内で利子補給を行っている、という金融面での支援策が一つございます。

その他としましては、旭市単独としまして空き店舗活用対策事業、これは空き店舗の活用

につきまして、改修し、あるいは賃貸料の一部を支援させていただく、そういう制度。さらには、特産品開発事業としまして特産品の開発PR、そういうものに使っていただく補助事業等を用意してございます。

その次に、2番目に、議員のほうから国・県の補助金、こういう補助金制度の情報をどういうふうにというようなことでご質問をいただきました。

国の支援策等につきましては、小規模事業者、中小企業者に向けまして各種の事業がございます。特に本年は、経済対策としまして2月に成立しました補正予算、これを含めましてきめ細かな事業が現在創設されております。

これらの事業の情報提供の現状としましては、市内各種、公共窓口でチラシを置くとか、あるいは、昨日も実施しましたけれども旭市の雇用対策協議会、この中での研修としまして情報の提供を行っております。昨日は、国から、あるいは県からも職員を派遣していただきまして説明会を行ったところでございます。

ただ、特に小規模事業者への情報周知、低いという、それは我々も認識してございます。商工会、ここには経営指導員5名いらっしゃいます。そういう方々と連携しまして小規模事業者への経営指導、こういうものを円滑に実施するようにこれからも連携して実施をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、独法化以後の病院担当部署についてでございますが、今後、福祉、医療を一体としたまちづくりを進めていく上で、中央病院と行政、諸機関との連携というのはますます強化していかななくてはならないのかなというふうに思います。独法化病院を持つほかの自治体では、専門の部署を設置しているところも多いようでございます。

ガバナンスといった面からも、病院運営にある程度の知識を持って、病院または議会に対応できるような部署というのが必要であろうかと思います。これまでの経過として、公営企業法全適からの独法化という流れの中では、現状そういった明確な担当部署がなかったわけでございますが、今後についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今後の担当部署についてのお考えということでご回答申し上げます。

独法化後の病院担当部署につきましては、今後の独法化の進捗と併せまして、先進地事例や具体的な事務の内容を踏まえ、市役所内どの部署に置くことが適切なのか検討してまいります。

参考ですが、先進地であるさんむ医療センター、これは健康支援課というところが担当しております。それから、東千葉メディカルセンター、これは企画政策部医療センター推進課というところが担当しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） お伺いします。

どうでしょう、病院側にとっても、市との連携あるいは連絡調整のために、そのようないわゆるシングルウィンドウといいますか、市側の窓口の一本化というものが必要ではないのかと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 市側のシングルウィンドウについてのご質問ですけれども、当病院につきましては、一般の診療だけでなく、福祉施設ですとか介護関係のさまざまなニーズに対応した事業を行っております。現在、市とは幾つかの関係部署と協議をしながら進めているわけなんですけれども、市のほうでそういう窓口を設置していただければ助かるかなということは思って、ただまた、実際市だけの問題ではなく、病院側としても市の窓口となるようなものが独法化した時には必要になってくるのかなと思いますので、それについても市のほうと協議しながら、我々についても検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 独立行政法人においては、病院経営に関する事前関与、統制を極力排し、事後チェックへと重点が移るということになっております。そうしますと、議会の関与というのは法律の定款に定める事項のみとなってきます。

しかしながら、独法化したとしても、市と病院のいわば運命共同体的な関係というのはこれは変わりがないことだと思いますので、その中で行政サイドに病院への窓口機能というのをしっかり作った上で密な連絡調整あるいはお互いの積極的な情報開示ということが必要なのではないかなと思いますが、どうでしょう、見解をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 独法化以後の担当部署ということで、今、高橋議員からお話がありました。全くそのとおりだと思っておりますし、市としてもそういった、今、独法化に移行手続き中でありますので、そのことも十分踏まえながら担当部署、そしてまた、旭市には部がありませんので、どこかの課内の担当部署、病院班というものを作って、病院側そしてまた行政側、職員をそこに集中させて連携を図っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 失礼しました。

次に、旭中央病院の看護師数についてですが、医師については今年度相当数の増員があるということも伺っております。一安心なのかなというふうには思いますが、看護師の不足ということで、今後、看護体制の量と質が保たれるのか、市民の皆さんには一部不安の声もあるようでございます。

現状、旭中央病院は7対1の高い看護水準となっているわけではありますが、そもそも中央病院が7対1看護を維持するための必要最小限の人数というのは何人であるのか、お伺いたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 7対1看護を維持するために必要な最小限の人数ということでございます。

まず初めに、7対1看護体制について若干ご説明させていただきます。この制度は、常時、患者さん7人に対し看護師1人を配置するというもので、入院患者の数を基に必要な看護師数を計算します。

7対1の対象病床となっております病床は、中央病院で640床ございます。病床稼働率90%ということで計算しますと、病床に配置する看護師としては403名の看護師が必要と考えております。そこに外来ですとか緩和ケアとか、そういった他の病床へ配属する、それから長期に休暇をとっている看護師等もおりますので、そういったものを合わせまして必要数ということになるんですけれども、一応先ほど申しました755の見込みで達成することができるといふふうに考えております。

現在は達成しておりますし、先ほど申した今年の春の見込数でも確保できる見込みになっておりますので、引き続き 7 対 1 看護でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2 番（高橋秀典） そうしますと、7 対 1 看護の維持のための必要最小限というのはクリアしているということでお伺いいたしました。

それでは、一つ数字をお伺いしたいのですが、今現在の看護師の離職率はどの程度なんでしょう。できましたら、全国平均と比べた上でお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 日本看護協会のデータによります退職率との比較をさせていただきます。

平成23年度の全国の離職率は10.9%で、当院は10.8%でございました。24年度は全国が11%で当院は9%ということで、25年度は全国のデータは出ておりませんが、当院は12.3%と過去に比べてちょっと若干高くなっている状況です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2 番（高橋秀典） 今回、確保対策を打ち出すに当たって、当然離職率等の状況、背景についての調査というのをやっているんだと思いますが、その離職の主な要因として考えられるものはこういったものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 退職する際に届け出を当然いただくんですけども、その理由の中では、結婚、それから帰省、田舎に帰ると、それから出産、育児、介護、それから夫の転勤、転居といったものが同じぐらいの数字で上がっております。

それらに対応するために、先ほど言った病児保育ですとかそういったものをしたり、働きやすい環境を整えるためにいろいろな、看護助手などの増員とかそういったものを行ったりしているわけでございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2 番（高橋秀典） そういった背景に基づいて今回の確保対策ということであるというふうに思いますけれども、病院、行政、双方の取り組みの今回この結果として、その成果、目標

についてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 申し訳ございません。先ほど755名というふうに数字を言いましたが、申し訳ございません、855名の間違いでございました。訂正させていただきます。

効果につきましては、これらの確保対策でどの程度効果が出るかということについては、やはり今のところ判断が非常につかないところなんでけれども、幾つかの施策を実施、それから打ち出したことによりまして、何となく院内外に、いろいろなところから声がかかったりすることで、採用面で少し上向いてきているかなといった感じはいたしております。

目標数につきましては、28年度以降になりますけれども、855名がラインとしては最低ラインですので、870名程度維持できるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 確かに中央病院の看護師さんは大変だそうだという声を、例えば看護師志望の高校生なんかからも聞くことがあります。ぜひ、今、打ち出している施策に加えまして、市内の若者へのPR等も積極的に行っていただければと思います。

また同時に、もしも勤務体制等に課題が見受けられるのであれば、積極的に改善していただけるようお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） おっしゃるとおりだと思います。それで、病院のホームページですとか広報あさひですね、市の広報紙、それから病院の発行する広報紙などで看護師募集の広報活動をいろいろやっているわけでございますけれども、そのほかに来年度27年度は、地元の高校生を対象に看護師関係の、今まで医師とそれから技術職についてはやっていたんですけれども、看護師の希望者に対しても、職業体験プログラムを開催しようかということも考えております。また、ホームページも、今、スマートフォンで見る学生さんたちが非常に多くなっているので、パソコンから見るだけではなく、スマートフォンでもきれいに見えるような対策をとっていきたいというふうに考えております。

それから、勤務体制につきましては、先ほど対策のほうでちょっと触れなかったんですけれども、従来、日勤、夜勤、準夜、深夜の4種類の勤務体制があったんですけれども、それ

に加えて、看護師たちからの要望がありました長時間の日勤、それから短時間の夜勤の2種類の勤務体制も加えて、看護師たちの生活リズムというか、そういった働きやすい体制をとるように配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、次の文科省通知に対する見解についてお伺いしたいと思います。通知に対する見解については、ただいま教育長よりお伺いいたしました。

このまま、2の市内小・中学校の今後についてということでございますが、施設の統合といったハード面から考えますと、小・中学校の統廃合を進めていくということは確かに合理的であるかもしれませんが、その中身である教育というソフトの面から考えると、事はそう単純ではないのかなというふうに思います。学校は地域のコミュニティの核であり、同時に地域の文化のかなめでもございます。財政上の理由など、教育外の理由から統合せざるを得ない状況になってからの議論というのではなくて、教育長のおっしゃるように、丁寧な議論が今からスタートしていけばいいのかなというふうに思います。

そのためにも、いわゆる丁寧な議論というのをを行うのは各地域においてであり、また親御さんだったり、学校にかかわる多くの人々によるものだと思いますが、そういった場を地域に作っていくということを、やはり行政の側で今後サポートしていただけたらと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、市内の小・中学校の今後についてということで、どのようなプロセスで議論を進めていくのかについてお答えをします。

言うまでもなく、学校規模の適正化の検討に当たっては、児童・生徒にとって望ましい教育条件の整備という視点は最も大切にされなければならないというふうに考えております。そして、それと同時に、学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、学校を核とした地域のコミュニティの形成、防災避難場所、体育館の夜間・休日開放によるスポーツ活動など、さまざまな機能を持っております。このような学校の持つさまざまな機能にも配慮しながら進めることも考えていかなければならないというふうに考えております。

また、学校を統合した場合の1校当たりの児童・生徒数や、学級数の増加により既存の校舎では教室数が不足したり、新たな校舎建築といったハード面の整備が必要になることも予

想されることから、将来の児童・生徒数の予測を行った上で、予算や市長権限にもかかわるものでありますので、先ほどありましたように、改正地方教育行政法の組織及び運営に関する法律で示された市長と教育委員会で組織される総合教育会議などで、緊密な連携をとりながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 人口が増えるに伴って増やしてきたという施設等は、人口が減る中のそういった状況下では減らしていくというのは、ある意味それは自然の流れなのかもしれませんが、ただ、他市に見られるように、財政的な理由から統合せざるを得ない状況になってから統合するというのでは、教育的な見地が置き去りにされてしまう危険性があるのかなというふうにも思います。そういった意味におきましても、ぜひ議論、検討のスタートをリードしていただければと思います。

次に行かせていただきます。続けて、4の教育・人づくりに関するビジョンについて再質問させていただきます。

まず、（1）のこの教育振興基本計画であります。よく教育は国家百年の大計などと言います。まちづくりの根本は人づくりにあり、学力、人間力を高めていく教育環境の構築というのは、やがては地域力の向上につながってくるものと考えます。ぜひ、旭市としての人づくりビジョンあるいは計画の策定を前向きに進めていただきたいと思います。先ほど総合教育会議また市長が大綱作成ということもお伺いしましたので、この人づくりということに関して、市長の今のお考え、お気持ちをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 総合教育会議の中で市長と教育委員会、教育長の協議の場が設けられるということになるわけでありすけれども、私は私の思いで教育とはどういうものかというものがありますけれども、まずやはり現場、先生方からそういった旭市の教育に合った教育方針を聞いてみたい、そんなように思っているところであり、そういったことの中で新たな教育の指針といいましょうか、そういった部分を作っていきたいなと、今の状況ではそういうところでありすので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 了解いたしました。

次の（２）家庭教育支援について、再質問させていただきます。

現状の家庭教育支援策についてはお伺いいたしました。教育基本法の中でも、家庭教育支援が自治体の義務であるというふうにこれは定められているわけですが、家庭教育というのは親が親として学び、またそれを家庭内で教育として実践するということなのかなというふうにも思います。しかし、最初から親として教育力が優れている人というのはそうはいないわけでございまして、子どもの成長とともに、皆さん悩みながら、場合によっては必死に子どもと向かい合って、自分も親として成長していくわけでございます。

そんな中で、子どもを取り巻く環境というのは、スマホの普及に見られるように、これは物すごい勢いで変化しており、子どもに対してどのようにかかわったらいいいのか分からないといった、悩んでいる親の声も聞かれるわけでございます。

就学前までの育児相談に関しては、子育て支援課あるいは保育所等の取り組みが充実していると思いますが、子どもの成長に伴い悩みの内容というのは変わっていくものでございます。悩みそのものは尽きないわけでございまして、就学後、小・中学生の子育てに対する教育相談窓口というのがどういったことになるか、さっき一部お伺いしましたけれども、もう一度詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、相談の件についてお答えいたします。

子育てに関する相談窓口ですけれども、悩みいろいろありますので窓口を広くとっておりまして、生涯学習課以外にもいろいろ窓口を開いております。特に、今お話がありましたように一応18歳まで子育て支援課で対応しておりまして、要保護児童対策協議会というのを設置しております。この協議会、丁寧なケアに努めていると聞いております。私たちの生涯学習課でも家庭教育相談員2名おりますので、そちらのほうで丁寧に相談を受けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 実際、子育てに関する相談件数、あるいはどのような内容が多いのか、概略でいいですのでお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） うちのほうで子育てに関する質問、26年度は2件でございます。1件は、具体的にお話ししますと、小学生の保護者から相談がありまして、子ども同士のけんか、そしてそれがエスカレートして相手にけがをさせてしまったと。この親の対応についてと、それから今後の子どもの接し方、それをアドバイスしてほしいというようなことで、うちのほうの指導員、適切なアドバイスを行いまして解決しております。

もう1件は、中学生の保護者からの相談でありまして、家庭での生活態度に関すること、この件は特に夜中にスマホを使ってゲームに熱中して多額の請求が来たということで、聞くところによりますと100万円くらいの請求が来たということでありまして、その件をいろいろ調べて、保護者の同意がない場合は親は払う必要がないというようなことでアドバイスしまして、それでそちらで交渉してほしいという話をして、その辺も何とか問題なく解決していると。あと保護者には、学校の管理職、それから職員の連携により、その辺も生活態度についても直ったというようなことで、一応2件とも解決しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 思ったより件数少ないのかなと思ったんですけれども、やはり相談に行くというのは結構ハードルが高いのかなという気もいたしますけれども、やはり潜在している悩みを抱えた親の声というのは非常に耳にするところでございます。そういった相談の窓口の告知等も含めてお願いしたいと思いますが、また親の啓発の機会、例えばPTAなどと連携して推進していただくこともぜひお願いしたいかなと思います。

今後、教育振興基本計画が策定されるようでしたら、その中で親の学びですとか家庭教育支援というのを一つのぜひ柱としてお願いいたしまして、次に行かせていただきます。

続きまして、5の（1）小規模事業者支援について再質問いたします。

現状、金融支援等を行っているということで、市の単独の支援についてはお伺いいたしました。今回、経済振興策としてプレミアム商品券ですが、これが小規模事業者支援としてはどういった効果があるというふうに見込んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、小規模事業者の効果ということでご質問をいただきました。今まではプレミアム商品券、市から支援している際にはプレミアム率、例えば1万1,000円ですと1,000円のところを支援させていただきました。その1万1,000円

を、実は小規模事業者、商店さんが換金する際には、手数料として、いろんな事務のお金として３％を商店さんが負担していたと。そういうようなことで、ある商店のほうからは薄利多売のところはちょっときついんですよとありましたけれども、今回はそこも国が面倒を見るということで、今回３万２,０００セットですと、総額で４億１,６００万円ほどの金券になります。その３％という概略１,２００万円、これが小規模事業者が負担すべきものが今回そのままいけるということ。

それと合わせまして大きいのは、よく国が言うんですけれども、今回旭市でやります今予算計上させていただいています３万２,０００セット、これを１万３,０００円、３,０００円は国が出しますけれども、実は消費者も１万円出していただくと。そこが、実は今回国がよく言っています、国は３,０００円出すけれども、消費者にも１万円出していただいて、合わせて実は４億１,６００万円、その効果があると。そんなことで、大きな効果はあるのかなと、そういうふうに感じております。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） 薄利多売のところにはちょっとというところも耳にはしていたので、そこは改善されるのかなというふうに期待申し上げますけれども、いわばカンフル剤として一定の効果というのは見込めると思いますし、市中にお金が動くということは活性化につながると思います。

ただ、今まさに苦しい事業者がこの商品券の支援だけで、急激に業績回復するのかといえば、それは難しいのかなと思います。やはり、加えて地道な継続的支援策というのが必要ではないのかと考えますが、今後個別の支援策としてどうでしょう、二の手、三の手というのがあるようでしたら伺いたいのですが。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回の補正予算が相当すごい予算で、我々もこの次の二の手、三の手という、そこへいきますと相当きついかなと。ちょっとお答えにならないかと思いますが、実はある商店街の取り組みを若干説明させていただきたい、それはお金を使わない取り組みですね。

昨年、七夕の市民まつりをやった時に、ある商店街さんから人が欲しいという、商店も七夕の時忙しくて人が欲しい、ボランティアの人を課長探してきてくれと。企業の独身寮があるから、あそこの若い連中をこっちへ連れてきてくれないかなということでした。企業さんに

話しましたら、遠くから来た職員ですのでちょっと寂しがっていて、いろいろそういう所に行きたいということで、企業のニーズと商店街のニーズが合って、そこでまつりの中でボランティアで従事していました。そういうようなことの取り組みが、そのボランティアしていただいた企業の職員がその商店のファンになるのかなと。そこは一銭もお金がかからなくて、そういう地道な商店街、いろいろ頭を、知恵を絞って、何もお金をかけるだけではなくて、商店街の一つの取り組みでできるのかなと。

あるいは干潟のほうの商店街では、1店舗だけプレミアム商品券使うんじゃないくて、スタンプリー的な、いろいろな店を回ってくださいよ、それにはまた、回ったら商品の抽選を行いますみたいな、商店の連携をしてという、そういう支援、商店街との連携をいろいろ話し合いしながら考えていきたいというところで、すみません、答弁にならないと思いますけれども。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そういった商店街の中での創意工夫によってというのは、一つの振興策なのかなというふうに思いますし、そういった意味で成功例等ありましたら、ぜひ情報共有を進めていただきたいなというふうに思います。

ただ、1点お伺いしたいんですが、国道沿いを中心に大型店が増え、一見まちとしては活況を呈しているように見えますが、小規模店舗の実情というのは本当に厳しいものでございます。一つ数字をお示しいただきたいのですが、この10年で事業からの撤退、シャッターを閉めてしまった事業者の件数というのはいかほどになるのか、こちらをお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 統計の数値で申し上げたいと思います。

合併時の数値が、小さな商店、小規模の商店が883店ということで我々理解しております。これが24年の統計の数値ですと182店、約2割、店が減っていると、そういう数値はつかんでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 2割減という、これは本当に危機的な状況であるというふうに認識していいのかなというふうに思います。先日も、友人である何代も続く小売店の店主の方が、本当に大変だと、ぎりぎりのところで何とかやっているんだという声もいただきました。やは

り、行政に地道に継続的に支援していただくような体制も整えていただきたいとお願いする次第ですが、次に入ります補助金の情報等というのもそんな支援の一環であると思います。

このまま（２）の質問に入らせていただきます。

現在、地方創生の動きの中で各省庁から施策が打ち出されているわけではありますが、その中で、小規模事業者持続化補助金というのがあるようでございます。個別の事業者を対象に、これはかなり使い勝手のよい内容になっているというようですが、この詳細について伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからお尋ねの小規模事業者持続化補助金、これにつきましては、昨年度25年度から経済産業省のほうで創設をされたということで聞いております。中身的には国が補助をいたします。ただし、補助金の申請先は全国商工会連合会ですか、商工会の上の組織、そこ宛てになっています。要は事務をそこに任せてあるという。これを申請するに当たっては、地元の商工会から支援の計画書の一つのペーパーをいただいきなさいと、そういう添付書類があります。ただ、商工会に入っている、入っていないは別にして、商工会がバックアップするよという、そういう建前になっております。

補助金の内容でございますけれども、補助率は3分の2という、上限が実は50万円ということになっております。常時使用、従業員5人以下の小さなところであればこの事業が使えますよという。その補助金を使える内容は、販促用のチラシとか、あるいは看板を作るとか、あるいはホームページを作ります、そういうものも使えますということで聞いております。あるいは、一部店舗内を改装する、そういうことにも使えるという、そういう使い勝手のいい補助金ということで聞いております。

これはあくまでも公募事業ですので、事業者の方が国へ、全国商工会連合会のほうへ申請しないといただけない。第1回目の申請が2月27日から3月27日という、そういう日にちになっておるところで情報はつかんでおります。ちなみに、昨年、旭市では二つの事業者が申請をされたと。本年は、先般、商工会で説明会をした際には20の事業者が参加をされた、そういうことで情報はつかんでおります。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） この補助金、概略については私もついこの間知ったんですが、意外と知られていないようで、やはり情報の提供というのは大切であって、知らないうちに期限終了

というのは非常にもったいない話だなと思います。

これ以外にも、最近出されている小規模事業者対象の支援制度というのは、相当量出ているようでございますので、ぜひその告知をお願いしたいなというふうに思います。ちょっと主なものだけでも、今、把握できているものがあればお伺いしたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、主な国の事業ということでご質問いただきました。

昨日も、先ほど言いましたように雇用対策協議会で、国あるいは県から講師を呼びまして説明会をいたしました。その中で、若干説明させていただきます。

一つ大きな事業としましては、26年度の補正予算で、これは2月に成立しましたけれども、繰り越しで27年も使えるという、そういう制度になっています。

一番使い勝手がいいというのは、ものづくり・商業・サービス補助金というものがございます。補助率は3分の2で、1,000万円を上限にしてということです。これは新しい企業さんが設備投資あるいはサービス、あるいは試作品の開発、そういう経費が使えると。ただ、いろんな事業計画等で国に採択をいただかないとなかなか使えないと。そんなことで、26年、昨年、旭市内では二つの事業者の方が使ったということで確認をしております。

さらに今回、補正予算の中で大きなものとしましては、創業補助金が充実されたという、これは新たな商品あるいはサービスを提供する事業を起こす方、新たに仕事をされる方、ここに店舗の借入れや設備等、そういうもので最大200万円を補助をしますと。これは補助率3分の2でございます。

また、26年のちょっと変わったものとしましては、ふるさと名物支援事業ということで、これはいろんなふるさとの名物をつくろうという、そういうことでございます。最大500万円、補助率3分の2ということで、こういうものもございます。さらには、今のふるさと名物開発支援というようなことで、これは販路開発、そういうものに対しまして最大1,000万円、3分の2、そういうものがございます。

特にふるさと名物につきましては、ご承知のように県のほうでも今回の予算を使いましてふるさと産品ネット販売促進事業、3億5,000万円使って、県のほうで補助金を出して地域に埋もれている商品を世の中に出そう、そんなことも考えておられるということで聞いております。そういうような販売ルートを使って新たなものをつくっていく、そういうことの紹

介が昨日ありました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 紹介いただきましたように、いろいろな制度があるんだなということでございますが、やっぱり国や県の支援制度については、よほど意欲的に情報を取りにいかない限り、その情報が小規模事業者が届いていないというふうに感じる次第です。

また、自分がどの補助金を使えるのかというのもやはり非常に難しい話でありまして、繰り返しになりますけれども、幾ら大規模店が来ても、まちの元気は地元のお店が元気にならなければ始まらないというふうに思います。積極的に情報を提供するような仕組みを整えて支援を強化していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（景山岩三郎） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（14番 林 七巳 登壇）

○14番（林 七巳） 議席番号14番、一般質問をいたします。

今議会はとても大事な議会です。中央病院の独立行政法人化という、また中央病院は薬品の調剤を院外に出すという、このような旭市よりも100億円も多い予算の中でこの病院の経営形態が変わりますので、また両高橋議員よりこの独立行政法人化の問題は質問がありましたが、重なるところがあると思いますが、またそれなりのお答えをお願いいたします。

中央病院は開設以来、経営者の努力で黒字経営で頑張ってきましたが、このたび独立行政法人という議案が出ましたので、この独立行政法人になりますと、どのように今までと変わ

るのか、また市民はどのようにこの病院でかかる対応が違うのか、まずその点1点をお聞きします。

次に、特別老人ホーム、それから養護老人ホームについてお聞きします。このたび独立行政法人という議案が出ましたので、この両老人ホームがこの独立行政法人でこのまま経営できるのか、私、この点が分かりませんので、質問いたしたいと思います。

老人ホームは、老人ホーム施設の要綱に特別老人ホームと養護老人ホーム、二つありますが、一つは、特養老人ホームのほうは、自分もしくは家族が申請して入所するというように定まっております。養護老人ホームへの入所は市町村の措置により行われますと書いてありますので、福祉法がこのたび独立行政法人になりますと適用できてスムーズにいくのかいらないのか、自分は分かりませんので、この点2点についてお聞きいたします。

再質問は自席でさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 独立行政法人についての、独立行政法人化した場合どのように変わるかということと、それから特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム、この辺の経営することに問題はないかということの2点についてお答え申し上げます。

まず、地方独立行政法人の制度の意義についてでございますが、地方独立行政法人法の第2条にありますとおり、医療等の公益的、公共的な事業であって、直接民間の主体に委ねる場合には必ずしも実施されないおそれがある事業を、効率的、効果的に行わせるというものであります。その運営の基本原則につきましては、同法第3条にありますとおり、第1に公共上の必要性、第2に業務内容の幅広い公開、第3に業務運営の自主性への配慮ということになります。

これらを踏まえた上で、旭中央病院が独立行政法人化した場合のメリットについて述べさせていただきます。まず、医師、看護師等の医療スタッフの確保において、地方公務員法の制約がなくなり、勤務体系や給与体系の柔軟化からより容易性が増すこと、単年度予算による統制が中期目標・中期計画による統制に変わり、経営の柔軟性が増すこと、特に近年、目まぐるしく変遷する国の医療政策への迅速な対応がより容易になること、評価委員会による適正な業務評価とその公開による透明性の確保がされること、私法人とは違い、不採算部門等の政策医療の提供は担保されることなどが挙げられます。

このようなさまざまなメリットを生かし、地域の基幹的な中核病院として、市民の宝とも

いえる旭中央病院を将来に向けても宝として守っていくための地方独立行政法人化であることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、養護老人ホーム、それから特別養護老人ホームの制度ですが、この両方の老人ホーム、設置については老人福祉法にその定めがあります。同法第15条第3項において、市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームを設置することができると規定されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） どうもメリットの部分、ありがとうございました。

私が一つ聞きたいのは、いろいろなメリットの話はお聞きますが、市長も課長も、独立行政法人にするのは市民のためですという言葉が一つも聞かれなかったんです。迅速な対応、職員の対応、それだけはお聞きしましたが、旭中央病院の理念は全て患者様のためにと。課長もこの市役所に入った時に宣誓しているわけですよ、市民に奉仕するという、採用の時に。メリットは本にも書いてあるし、いろいろあるわけですが、やはりこの市民に奉仕するという理念を、自分たち市議員は市民の代表であり、市民のために議会で発言するわけですから、そういうもう一度理念に戻ったことでこの旭市の独立行政法人化、または行政のあれをしていてもらいたいと思います。

じゃ、それだけ1点。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほども内容の中で申し上げましたが、やはり不採算部門の停止、中止、そのようなことがなくならないよう、そして独立行政法人によって運営が効率化し、そして適正に行われるということがやはり市民にとっても市の財産であるわけですから、そういうことからしても利益につながってくるというように確信しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） ですから、市民のためにやる。それと、市民のためにするといっても、市民の患者数は3割です。3割の市民のために、この病院が経営がおかしくなった時に心配するから、議員の皆さんも皆こうして質問しているわけであって、これが反対とか何とかじ

やなくて、いい病院になってほしいという気持ちから質問しているわけです。

じゃ、これはいいですから、次のあれに入ります。

老人ホームは結局老人福祉法でやっているという問題ですが、先ほどの医療と薬、これは分けていますよと。今度この福祉のほうも一緒に考えて私は問題がないのか質問しているわけですから、その点、本当に上級の厚生労働省のほうに聞いて、問題がないという答えならそれで私はいいんです。これから自分たちがこういう施設に厄介になる年齢にもう来ていますから、安心して旭市の福祉に委ねられることを望んで、あの時、間違っちゃったというあれではないような答弁をいただきまして、最後の質問にさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今回の議案の中の第35号に定款を載せてあるわけです。この中にこの業務の範囲として1号から10号まで、ここには現行で行っている全ての事業が掲載されています。介護、社会福祉事業等あります。これらについては、この定款で定めると同時に、事業を行うということの、これは各福祉施設、それから今病院が行っておりますシルバーケア、それから老人ホーム、それからケアハウス等、この辺は県の方の許可及び届出等により認可を得ておる内容で、継続的にこれは引き継ぐということの処理をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（景山岩三郎） 続いて、太田將範議員、登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 座席番号9番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

第1に市の道路行政についてということで、（1）として市道の危険箇所、舗装の修繕、安全対策に対する住民要望についてということで質問します。

市道の排水が非常に悪く車が水没した、高台にある市道でJRの踏切や橋があり、県道とも交差して大変危険で事故が多発している、崖崩れの後、そのまま放置されている、あるいは何度申請しても直してくれないなど、市道をめぐる苦情が多発しています。

市道についての改善要求は、担当課に聞きましたら、1,200か所ほどあると聞いております。個別的な箇所を幾つか調査をお願いして、どのような状況になっているのか調査をお願いしてありますので、報告を求めたいと思います。

(2) として今後の中小の市道の整備計画について。旭市総合計画では、市道の整備や計画的に行われる具体的な計画や立案はどのようにして行われるのか、お答えください。

年間に整備する件数はどの程度なのか、年間予算はどれほど見込んでいるのか、お答えください。

特に、用地の買い上げを伴う事案や道路等の大幅な形状の変更など、設計段階から準備の必要性のある事案についての対応をどうしているのか、こういったことについて説明を求めます。

大きな2番目といたしまして、税金、国保税、公共料金等の減免制度について。

(1) 各種制度における減免制度の利活用の状況について質問します。

市の財政が厳しくなる中で、市税や公共料金の滞納が大きな問題になっております。市議会の中でもさまざま議論されているところでございます。旭市においても、公共料金などの市債権の滞納整理についての条例が定められております。

また、昨年9月、銚子市の県営住宅に住む母子世帯の母親が無理心中を図って、中学生の長女を殺害する事件が発生しました。大変痛ましい事件でした。県営住宅の家賃の滞納を理由に千葉県が強制的に退去を執行する日の出来事ということでした。この事件についての概略と、公営住宅の家賃制度と家賃の減免について、県の場合ですけれども説明を求めたいと思います。

また、国民健康保険税などにつきましては、低所得対策といたしまして、国が予算を設け法的減免が行われております。また、申請による減免制度がありますけれども、この制度の説明と、おのおのの適用状況、これについてお答えください。

(2) といたしまして、減免について、全ての窓口で対応できる体制の確立についてということで質問いたします。

銚子市の事案につきましては、千葉県の住宅の家賃や減免申請を扱う部門と滞納整理を行う部門が連携した行政が執行されていれば、滞納という不良債権の発生はなかったですし、このような事件にもならなかった、こう考えております。また、銚子市の保険年金課には、この母親は国保税の納付相談に行った際、生活保護の申請を勧められた。しかしながら、社会福祉課では申請に至らなかったという問題があると思われます。

さまざまな減免や福祉や子育てなど、有利な制度の活用や相談のできる全ての窓口で対応できるように求めたいと思います。

大きな3番目といたしまして、医療介護総合推進法について。

安倍政権は昨年6月、医療介護総合推進法を強行成立させました。19本の法律を一括して成立させましたので、非常に分かりづらいという内容になっております。この法案の目指す2025年の医療・介護の将来像とは、高度急性期の医療病床をピラミッドの頂点として、在宅に視野を広げています。川上の医療、川下の地域包括ケアの一体化の改革等をしております。入院を絞り込み、介護や在宅への介護から市場、ボランティアへと、国にとって安上がりの医療・介護の供給体制づくりを目指しているとした考えられません。

また、総合法案では、県の医療機関に対する権限を強化し、県が医療費の抑制を進める体制が作られつつあります。全体として、医療保険の範囲を縮小し、医療を保障する保険料の増加、医療費の窓口負担の増加など、国民に医療への受診を控えさせる危険が多分にあります。

質問の第1項といたしまして、最近の特に医療保険制度、国民健康保険、社会保険もそうなんですけれども、負担の増加や改革についてどのようなことが行われてきているのか。

2番目といたしましては、医療保険の都道府県単位化、この進捗状況についてお尋ねします。特に平成18年から県は、国が予定しておりまして、法律を通せば自動的にこれは実現していくということになります。そうしますと、保険者は旭市ではなくて千葉県という形になっております。

3番目として、看護を入院から在宅へという流れが強化されますけれども、旭市としての受け入れ体制はどうか、十分なのかどうかお尋ねします。

4番目といたしまして、香取海匠医療圏の地域医療計画の作成が義務づけられます。また、公立病院改革プランが今年の3月で終わりになりまして、新しい計画を作らなければならない。この整合性について、特に介護総合推進法の中でこういったものを作っていく場合、どのようなことを予定しているのか、お答えいただきたいと思います。

また、訪問看護ステーションは入院から在宅へということになりますと、非常に大きなキャパシティーが必要になると思いますけれども、中央病院における訪問看護ステーションというのはこれに対して十分な体制がとれるのかどうか。

以上にわたって一般質問をさせていただきます。

2回目からの質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、ご質問の1番目、市道路行政について、（1）市道の危険箇所、舗装の修繕、安全対策に対する住民の要望についてを回答させていただきます。

住民の皆様から寄せられる道路の穴などの修繕をはじめとする通報や要望に関しましては、建設課職員及び臨時作業員等で対応しております。寄せられる通報や要望はさまざまで、件数は1か月当たり約70件から140件と非常に多く、順次対応はしておりますが、要望件数が重なってしまいますと、対応までにかなりの日数を要してしまうケースもあります。特に夏場の雑草が繁茂する時期、これにつきましては、シルバー人材センター等にも委託しておりますが、最短でも2週間程度を要してしまう状況でございます。

また、建設課の職員等では対応し切れない規模の修繕や、危険回避のため緊急性の高い修繕等については、迅速に対応できますよう1年間を通しての道路舗装補修工事を委託しておりますが、材料等の調達に時間を要する場合もございます。

生活道路、危険箇所についてを優先して対応せざるを得ないため、場所によっては対応までに長期間を要してしまう場合もありますが、迅速な対応ができるように努めてまいります。

（2）ですが、今後の中小の市道の整備計画ということでございます。

まず、年間件数、予算額ということでございました。これにつきましては、その年度年度でのバランスが変わってございます。ちなみに平成26年度で申しますと、本日までに発注した件数は120件ほどございます。

それと、予算でございますが、26年度は当初予算、それと前年度からの繰越分を合わせまして約28億円でございます。

それと、対応でございますが、老朽化した幹線道路の舗装の打ち替えに関しましては、わだちやひび割れの度合いを調査する路面性状調査を実施します。そして、幹線市道舗装修繕整備計画に基づき工事を実施してまいります。

住民の皆様から寄せられました中小の生活道路の要望につきましては、要望内容によって、排水の放流先がなかったり、調査や協議を要するもの、また用地買収を伴うもの等、直ちに対応可能な案件ばかりではないため、要望を受け付けた順に対応できるわけではございませんが、危険性の度合い等を考慮しながら迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、各種制度における減免制度の利活用の現状についてとい

うことで、市税の減免につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免措置がございます。各税目において生活困窮や災害、公益使用等、減免を適用する共通事項が条例に定められております。

税目ごとに平成25年度の減免実績を申し上げますと、市民税の減免件数は6件で、減免額は30万円でした。固定資産税の減免件数は87件で、減免額は481万9,300円でした。軽自動車税の減免件数は184件で、減免額は115万9,100円でした。国民健康保険税の減免件数につきましては17件で、減免額は57万8,450円でした。

なお、国民健康保険税につきましては、低所得者世帯に対する法定軽減制度も適用されまして、所得基準に応じて保険税の均等割額及び世帯別平等割額を7割、5割、2割と段階的に減額しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 市営住宅についてお答えいたします。

初めに、銚子の事件についての説明をということでありましたが、議員の質問の中にもありまして、家賃滞納を理由に県が強制退去を執行する日に母親が無理心中を図って娘を殺害したと、このこと以外には銚子市の出来事でありまして、市には直接関係がないので、言及は避けさせていただきます。

市営住宅の家賃については、入居者世帯の収入に応じた算定方法がありまして、それによりまして、結果として平均家賃額は6,087円となっております。家賃の減免制度についてですが、病気にかかっていること、その他特別の事情がある場合において必要があると認める時、申請に基づき家賃を減免することができるということになっております。

現在の状況ですが、災害公営住宅につきましては、東日本大震災に係る旭市営住宅家賃等減免規則によりまして、本人からの申請に基づき、平成26年度は25件、240万8,400円の家賃を減額し、敷金については32件、188万4,300円の免除を行っております。その他の市営住宅につきましては、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例及び規則に家賃及び敷金の減免に関する規定がありますが、実際の適用に至った事例は26年中ございません。

家賃の滞納があった時の実務ですが、戸別訪問や電話等により滞納者の状況確認を行い、その中で収入が著しく減少した場合などには、生活保護に認定されれば家賃分の住宅扶助が支給されることとなるため、その状況に応じて生活保護をはじめとした各種の公的扶助につなげられるよう、福祉部門との連携を図っております。ただ、銚子市の事件のようなことも

ありましたので、今後はさらに入居者に減免制度を周知するとともに、入居者の状況を詳細に調査、把握しまして、家賃の減免規定に該当する場合、申請があればその活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、2の（2）減免について全ての窓口で対応できる体制の確立ということで、ご質問がございました。行革のほうに徴収対策室がございますので、まとめてお答えしたいと思います。

税、それから公共料金等、いわゆる市で扱う債権、この減免につきましては、災害等による被害や生活の困窮など、やむを得ない場合の特別な措置としてそれぞれ債権ごとに定められております。

これらの減免要件、それから基準は確かに一律ではございません。全ての窓口で対応できる体制をとということでございますが、各公共料金等はその算定方法、また減額、免除の基準はそれぞれで違うということと、それから減免を適用するには、債務者が申請をいたしまして、収入や生活状況等を審査して認められるということとなっております。

このような一連の事務の流れの中において、一つの窓口において全ての公共料金等にわたる減免の申請受け付けを扱うとした場合には、全ての債権情報の共有化などという課題等もありますので、現時点では少し難しいのかなと考えております。

相談窓口を設置するという形であれば可能かとも思いますが、いずれにしても今後の検討課題とさせていただきたいと思います。なお、本市におきましては、毎月開催する徴収対策会議におきまして、各債権担当の横の連携をとりながら、徴収対策を講じているという状況です。

あと、公共料金等は市の貴重な収入源でございますので、堅実に納付している多くの市民との公平性という、その面もありますから、減免制度につきましても市民に対して分かりやすく当然お知らせしていく、これは重要だと思っています。その点、横の連携はとりながら進めているということでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、3の（1）、医療保険制度の今年からの負担増加、改革についてお答えいたします。

まず、窓口での自己負担額についてであります、70歳から74歳までの方は平成20年4月

から特例措置として1割となっておりましたが、平成26年4月から新しく70歳になられる方については2割となりました。なお、今まで1割の特例措置を適用されていた方は据え置かれております。

次に、高額医療費についてご説明いたします。

平成27年1月から70歳未満の方の医療費の自己負担限度額が変更となりました。概要ですが、今まで3段階の区分でありましたが、これを5段階の区分といたしまして、基礎控除後の所得が600万円を超える上位所得者の自己負担額は引き上げられる一方で、201万円以下の中低所得者の自己負担限度額は引き下げられております。

次に、入院時における負担についてご説明いたします。

入院時の食事代は現在1食260円でありますが、入院と在宅療養の負担の公平性等を図る観点から、平成28年度から1食360円、平成30年度からは1食460円に段階的に引き上げられることとなります。ただし、低所得者は引き上げを行わず、また難病患者、小児慢性特定疾病患者も現在の負担額を据え置くものと伺っております。

次に、3の(2)、医療保険の都道府県単位化の進捗状況についてお答えいたします。

まず、共同事業についてであります。市町村国保間の保険料の平準化、急激な医療費の変動による財政への影響の解消を図るため、平成18年から1件30万円を超え80万円までの医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で実施しているものであり、平成27年度からは80万円までの全ての医療費に拡大されることとなりました。拠出金の負担割合は、過去3年間の医療費実績割合が50%、被保険者割合が50%となっております。

次に、都道府県単位化についてご説明いたします。

厚生労働省の方針によりますと、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うものとし、制度の安定化を図ることとなっております。一方、市町村は地域住民の直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっています。

また、財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの分賦金の額を決定することとし、市町村ごとの分賦金の額は市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映することとし、保険給付に要した費用は都道府県が市町村に対して確実に交付することとなっております。

分賦金方式における旭市の影響については、具体的なことがいまだ示されていないため、

今後県との協議を重ねていく中で見えてくるものと思われます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、3の（3）、看護を入院から在宅への流れに強化されるが、旭市の受け入れ体制はどの程度なのかについてお答えいたします。

市では地域包括ケアの理念に基づき、医療・介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための連携体制の構築が重要になると考えております。

現在、先ほどご質問の市内における訪問看護ステーションと訪問看護事業所を合わせまして6事業所が整備されておりまして、介護保険制度による利用者は平成26年12月利用実績で136人となっており、今後の追加受け入れも可能な状況でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは3番、医療介護総合推進法についての（4）、海匠医療圏の地域医療計画の作成と公立病院改革プランの整合性について、それから（5）番目の訪問看護ステーションは十分な体制であるのかということについてお答えさせていただきます。

まず初めに、地域医療計画と公立病院改革プランとの関係性という質問でございますけれども、医療介護総合推進法では、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保をうたっておりまして、医療機関が都道府県知事に病床の医療機能を報告し、都道府県はそれを基に、地域医療構想を医療計画において策定することになっております。

スケジュールといたしましては、今年度中に厚生労働省がガイドラインを作成し、27年度中に県が地域医療計画を策定することになっております。

また、公立病院改革プランについても、総務省が地域医療構想と連携しつつ今年度末までに新ガイドラインを作成することとなっており、方向性として現ガイドラインの内容に加え、地域医療構想の実現に向けた取り組みと連携する項目を盛り込むこととされております。したがって、新しい改革プランにつきましては、地域医療構想が策定されてから内容を決めていくことになるかと考えられます。

このため、当院いたしましては、地域医療構想策定のための調整会議の場におきまして、当院が受け持っている市民病院としての役割と急性期病院としての機能について、今後もそ

の機能が損なわれないような形になるよう主張してまいりたいと考えております。

次に、旭中央病院における訪問看護ステーションは、今後十分な体制がとれるのかというご質問でございますけれども、当病院の運営しております訪問看護室におきましては、心不全の方とか筋萎縮性側索硬化症、それから筋ジストロフィーの方など、非常に他のステーションでは対応が難しい患者への対応が活動の中心となっておりますので、引き続きまして、他のステーションと連携しつつ、高度な患者が必要なケアを受けられるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、1番の市道の道路行政についてということで質問させていただきます。再質問をいたします。

よく損害賠償ということで、タイヤが切れたとか、ホイールが曲がってしまったとか、そういった形で賠償の額が例年決算の時に出てくるんですけれども、例えば具体的に市道がその機能を発揮できなかった、あるいは欠陥があったということで損害等が発生した場合、管理責任について、市はどのような形で責任を負わなければならないのかということをお答えいただきたいと思います。

また、ちょっとこれは偏見が入っているかもしれませんが、地域的に旧海上町とか飯岡町の台地の地域、それは旧市街地西部地区というのが非常に何か整備が遅れているといえますか、ほかの行政区、場所から見ると市道と、それにまた隣接する私道の部分だとかの交差点だとか排水、そういったものの整備が遅れているのではないかと思います。ちょっと具体的に言いますと、矢指地区とはかなり差があるなというふうに感じております。こういったことがあるのかどうか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それではまず、損害賠償の件でございます。

こちらにつきましては、道路保険なるものには加入しておりまして、そちらの保険で補填するのが原則となっております。また、責任の割合と申しますか、そのケースバイケースによります。

まず、本年度で申し上げますと、市の瑕疵割合が6あるいは7、いわゆる六四、七三というような判断での賠償がございました。ほとんどがやはり議員おっしゃられますように、穴

によってタイヤがパンクしたとか、ホイールが壊れましたとか、あるいはその他車に損害を与えたというようなケースでございます。その金額といいますのは、議会のほうに報告させていただいていきますので、省略させていただきますけれども、今までの割合ですと、やはり通常の交通事故と同じで、百ゼロという場合には完全に停車している所へ追突されたとかいう部分でございます、やはり被害者の方のほうの過失がゼロというケースはまれでございます。

それと、台地の整備、遅れております。これはおっしゃるとおりでございます。特におっしゃられました方面では、最近は畜産団地への乗り入れ、飼料屋さん等々搬出のトラック等も大型化しております。それによって雨が続いた時などは特に被害が大きくなると思いますか、穴のほうがかなり広がってしまうケースがございます。我々のほうも、先ほどの最初の答弁でも申し上げましたのですが、どうしても生活圏といいますか、そちらのほうが優先になってしまいます。どうしても台地上の部分ではやはり目の行き届かないのが現状でございますけれども、連絡がございましたケースがあれば、迅速な対応に努めてまいりますので、これからもそういったケースがございましたら、ぜひ連絡をしていただきたいと思います。

また、私道につきましても、原則市のほうは私道の整備補助金というもので対応しております。しかしながら、要望がございました場合には、整地であるとか、碎石の補充であるとか、そういったものは対応しておりますので、今後もそれを継続させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 分かりました。かなりこの要望というのは市政にとって、どういう対応をするかによってかなり市の印象が変わってくるといいますか、好感を持たれるかあるいはちょっと感じ悪いなというふうに感じるかということで、非常に大きな要素になり得るんじゃないかと思っておりますので、ひとつ今後とも要望につきましては誠意ある回答等を行っていただきたいと思います。

（２）のほうに移ります。

具体的に、何度連絡しても対応してもらえないというようなパターンというのは結構話に出てくるものですから、特に苦情があった場合、どういう対応をするのかというようなことについて、特に匿名ではなくて具体的に住所とか名前とかきちっと特定できる方につきましては、ご連絡したり報告したりする、あるいはその区長さんとかそういった所に連絡して

いくというふうなことはちょっと考えてもらえないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 住民の皆様からの通報や要望を受けた場合には、まず建設課の職員が現地を確認いたします。また、現場状況に応じて暫定的な応急処置を施した後に、建設業者に依頼する等して対応しております。

また、道路境界の確認や隣接土地所有者との調整が必要なものにつきましては、調整がつき次第、設計、積算を行い、工事発注の準備を進めております。また、道路の舗装新設や道路側溝の新設等につきましては、従前から各区の区長を通し、区としての要望をいただいております。また、区からの要望の全てが即座にお応えできるものではございませんが、地元区のご協力をいただきながら、順次整備してまいりたいと考えております。

また、通報があった場合ですが、建設課では台帳を備えておりまして、匿名を希望されない限りは、連絡先、お名前を聞いております。対応が済み次第、あるいは対応の段取りがつき次第、連絡をさせていただきながら対応しております。また、今後もそういったものに努めますので、我々が目が行き届かないところがありましたら、ぜひご一報いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございました。

では、大きなほうの2のほうに移っていききたいと思います。

いろいろな条例を見ますと、公共料金とか税金の関係ですと、必ず市長は減額したり免除することができるという規定が大体条例の中に入っております。それを規則で定めるということは、ちょっと私、認識不足なんですけれども、規則や基準というのが市長が作れということになれば、できるということではよろしいのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 確かに各条例の中で、債権に係ります減免、免除の制度、これはそれぞれの条項に載っています。ただ、細かな、いわゆる20%減免であるとか50%減免であるとか、そういったところの細かな基準というのはそれぞれ、例えば住宅なんかはきちんと収入に応じて定めているんですけれども、そういうものがないものがございます。で

すからないものについては、市長が特に定めるということであれば、それは定めていけば、例えば生活保護を受けている世帯で市民税の所得割が非課税となる世帯については幾らというのは、それは定めればできると思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 減免申請というよりも、一つの権利ですので、はっきりと市民の方々が分かるもの、これはやはり必要だと思うんです。わざわざ議会を通す必要はないと思いますので、そういった規則とそれに対する基準、これはやはり執行のほうの場合きちっと定めていただきたい。

具体的に例えば隣の匠瑳市なんかでは、国民健康保険、固定資産税、住民税、3税についての減免の規則がありまして、その減免する、先ほどの30%とか、範囲と基準を定めてあります。ですから、こういう形でのものがこれからやはり必要になるんだろうと思うんです。

公共料金のその辺につきましては、市のほうとして、執行部としては、作成して公開していくという、そういう方向性は出せないんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 減免制度を広く市民に周知することだと思います。

実際に各担当窓口であれば、相談等あれば必ず減免制度について説明をしていると思います。また、ホームページ等で減免のお知らせをしている債権も現実にあります。ただ、全てのものがまとめて出ているかということでは、それは現実にはまだないので、分かりやすく市民へ周知をどのようにしていけるのか、その辺はちょっと研究してみたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） その辺がやはり分かりませんと、銚子市の事例ですけども、旭市には直接関係ありませんけれども、県のほうの家賃の条例で定めた減免制度があるわけですね。それが十分に知らされていなかったということなんです。また、知らされていなかったから申請もしていない。大体県の場合、6割から7割ぐらいの方々が申請すれば減免になるという、そういうシステムです。ところが、行政のほうが連絡をしてありませんでしたので、減免の申請が6割、7割は行われていないという、そういう事態になっております。

ですから、そういうことはきちっと出さないと分からないということなんです。銚子市の事例は特殊かもしれませんが、この方の場合ですと、裁判があっても3か月ぐらいの家賃は払っているわけです。減免がきちっと行われれば、1年半分の家賃が繰り入れら

れますので、そもそも滞納がなくなってしまう。こういう事案なんです。

ですから、非常に窓口の仕方によって、相当低所得者に対する支援というものは変わってくる、このように思います。ですから、なるべく公開しながら市民の皆さんに分かりやすい行政をやっていただきたいと思います。

そのことは要望として申し上げまして、（２）のほうの窓口の対応ということなんですけれども、これもやはり同じことなんです。全ての窓口で相談できるという体制、何で行政改革のほうに振ったかといいますと、たしか第１回目の一般質問の時に行政改革課ができるからということで、組織図がおかしいんじゃないかと、横並びに課長が並んでいて、行政改革課がぽんと横にある。ここじゃなくて、市長の直属だとか副市長の直属であって、ある程度各課に影響力を持たせるような組織図になっていないと、本当に行政改革課というのは私できないんじゃないかと思っています。

ですから、主にここで求められるのは、PDCAのサイクルをやるためには、やはりとにかく集まって行動を起こすということが大切だと思うんです。私も元民間の会社にいた時に、QCサークルってあったんですけれども、これは私、大嫌いで、とにかく残業代をくれないわけですから、残業代をくれないやつを共産党が薦めするというのはちょっとおかしいんですけれども、とにかく30代、40代の若い方々のやる気のある方々がとにかく行政改革推進課あたりで集めちゃって、とにかくそういう研修をやると。各課から集まってくるので、スペシャリストが必ずいるはずなんです。その方々がチューターになって、そういう特にトータル、TQCといいますか、病院のほうではやっているようなんですけれども、そういった組織体制なんかも行革課が中心になって考えていったらいいかなと思うんですけれども、回答をお求めしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） まず、各課に相談においでになった市民の方がいたとします。その場合には、必ず自分のところの課の内容でない相談であって、しかも生活困窮で困っているというところが見えれば、担当するところに必ずおつなぎするようにしているというのは、今の組織の中であります。ですから、特化して一つの所の窓口で全て相談できればいいんですけれども、冒頭に申し上げたとおり、いろいろな情報の共有が必要になったりするというのであれば、やはりどうしてもおつなぎするしかないということになってしまいます。そういったところの難しさがあるということをご理解いただきたいと思います。

それとあと、少なくとも堅実にいろいろなものを納付している多くの市民の方がいらっしゃいますので、その公平性というところもきちんと見ていかなければなりません。ですから、そのこのところとの兼ね合いを踏まえながら対応していく、これがやはり重要だと思います。

あと、その生活困窮という方であれば、少なくとも幾つかの債権にわたって滞納があるというのは、これは厳然たる事実だと思います。実はうちのほうの課を介しまして、そういったところの横の連携をとっていることもあります。あと、この4月からは生活困窮者への支援制度というのが実は始まることになっている。これは少なくとも自治体の窓口に来た時に、例えば自立相談の支援であるとか、あとは勤労の準備であるとか、その生活困窮の度合いに応じて相談員が対応するような、そういう制度、これは国のほうでも進めていくということになっていますので、それはまず、例えば生活保護の関係であれば社会福祉課に行った時にできる。それから社協のほうに委託して実施するというのもありますので、そのこのところはこういったもののPRも含めて進めていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。

国のほうもそういう方向で動いているということは、私も知っておりますし、私も1回目の時かな、一般質問の時に、やはり多重債務の問題で、必ず多重債務の方々はほかの滞納があったりしていて、SOSが出ているはずだということで、それをつかまえてきちっと相談に乗るようにという、そういう一般質問をした覚えがあります。その後すぐに消費生活センターができて、そういった相談活動が、消費生活の相談がその窓口で一本でできるようになっているということでは、非常に進歩してきておりますし、その当時の以前から比べますと、市役所の対応、窓口の対応というのも非常に横の連携がとれてきているなというふうには感じております。ただ、これをもう少し突き詰めたような形の連携をもう少し考えていただきたいということをお願いしまして、次に進みたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田議員、一般質問は途中ですが、ここで3時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き太田將範議員の一般質問を行います。

太田將範議員。

○9番（太田將範） 医療と介護の総合推進法につきまして、大きな3として一般質問させていただきます。

先ほど保険年金課長のほうから、大体負担のほうの問題とこれからありそうな問題が出てきていると思うんですけれども、現実的に現在かなり自由診療のほうが進んできまして、例えば時間外選定の利用料だとか選定利用料、紹介なしで行きますと今、僕も二千九百十六、七円ちょっと取られたんですけれども、そういったものがかなり自己負担として増えてきているんじゃないかと思うんですけれども、そういったことで、かなり医療・介護の総合推進法の中でいきますとこういった自己負担分だとか負担分が増えていくんじゃないかということで、保険のほうの利用ができなくなってくる、あるいは先ほどあったように滞納の問題だとか資格者証の問題で医療の抑制が出てくるのではないかというふうに感じるんですけれども、具体的にそういった事例が今出てきているのかどうか。旭市において、なければいけない構いませんので、お答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 資格者証等の関係でよろしいでしょうか。

保険税のほうを滞納している方に関してましては、その滞納の具合、金額に応じて短期証あるいは資格者証ということで保険の給付の制限は行っております。

ちなみに、短期の6か月証の方は全体の約3%で、短期の3か月証の方は5%、資格者証の人もやはり3%ございます。資格者証の方というのは、国保に入っているよと、ただ窓口負担が10割だという方になります。あとは、短期証の方は通常の自己負担割合で受診はできるというような状況です。

よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○保険年金課長（渡邊 満） それで、25年の末と26年末ではいろいろ納付相談等を行いまして、徐々に短期証、資格者証は減少傾向にございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 私のちょっと質問の仕方が悪かったようで、現場としてそういった資格者証だとかそういったものの発行によって、お医者さんにかかるのが抑制されているのかどうかということについて、現場として感じられたことがあればということではちょっとお聞きしたかったんですけども。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 医者にかかるに当たって資格者証の人が医者にかかりたいと、10割負担するのが大変だということで窓口相談に来ます。その際は、納付相談を行いまして、とにかく今月から分納してくれということをお願いして、多少なりとも納付できるということであれば3か月の短期証を発行するというケースもございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 分かりました。特別な事情ということで対応の仕方はしているということで、特に問題はないということではよろしいんですね。

じゃ、次のほうに進んでまいります。

医療保険の都道府県単位化の進捗状況についてということなんですけれども、先ほど財政運営の安定化ということで、1年以上のものから全て事業が開始されたということなんですけれども、これと同時に医療のほうの問題もほとんど行政指導といいますか、今度、保険者になるだけではなくて、具体的に医療・介護の総合法案の中ではかなり県が具体的に医療機関だとかそういったところに対する指導の強化、そういったものが入ってきております。具体的にいきますと、この法案の中で見えてくるものは、関連するものを見てみますと、県が大体医療関係の保険者あるいは指導機関になっていくという、そういうような構図が描かれているんですけれども、特に保険料の分賦金ということにつきましては、今までの、これからのことだからどのぐらい保険料が割り当てられてくるのか分からないということなんですけれども、後期高齢者の時もやはり同じような状況だったと思うんですけれども、その時はやはり保険料が段階的にかなり上げられましたよね。その時のちょっと様子みたいなものを、特に後期高齢者の場合どういう影響があったかということについてお答えいただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 平成20年に後期高齢者医療というのが始まりまして、75歳以上の方が対象になっているわけですが、その時点での保険料につきましては、医療費、各市町村の医療費の安い市町村は保険料を減額しておりました。4市町、芝山町と匝瑳市と旭市ともう一つ、ちょっと資料が手元にないんですけれども、その時点で保険料の減額を行いましたけれども、それは6年間に限った減額措置ということで、後期の場合2年に一度保険料の見直しが行われまして、そのたびに少しずつ上がって、平成26年からは県内統一になったというような状況でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 県内統一ということになりますと、同じようなことが生じるというふうに考えて想像してよろしいんじゃないかと思うんですが、確実な回答じゃなくても結構ですから、思ったところがあればおっしゃってください。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 現時点での情報ということでお話ししたいと思いますけれども、県において分賦金の試算に当たりましてはやはり後期とちょっと似たようなところがございまして、地区の医療費につきまして、千葉県の医療費を算出しまして見込みを出して、そこからどれだけの保険料を取ったらいいかということで標準保険料というのを県が示すと、その標準保険料に沿って市町村が基に分賦金が決まるわけなんですけれども、市町村ごとにその保険料を設定しなさいと、設定できるというようなことのようにです。

ただ、やはり医療費が安い、それから所得が低いとか、そういうのは今のところ考慮されるということで、計算された分賦金が旭市が幾らということになった、その分について収納率は何%というような計算で算出すると、それを納付するというようなことになる予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） この地域は非常に医療費も安いところでございますし、所得もそんな高くないということから、そうしますと大体何段階に分けて値上げが行われると、国民健康保険税のほうの値上がりが進んでいくというふうに考えてよろしいんじゃないかと思うんです。

けれども、そういったことが大体明らかになったということで、次のほうに、（４）のほうに進んでいきたいと思います。

先ほどのご回答では、とにかくこれから作っていく地域の医療計画というのと公立病院改革プランというのはこれからの問題ということで理解しましたけれども、そうしますと、現在検討されております旭中央病院の独法化とか、定款と委員会の条例が出てきているんですけれども、より具体的にといいますか、かなり現状分析とか何が問題かということは、むしろその後のほうがきちとした方向性が出るのではないかというふうに私考えるんですけれども、かなり今回行われてくる医療計画というのは、レセプトから何から全部入れちゃって、どういう傾向があるかと、どういう無駄があるかということをしちとかなり正確に判断して県の指導が入ってくるという、そういう形になってきていると思いますので、現在こういう形で独立行政法人化といいますかそういった方向にいきなり持っていくというのは、これが出てからでもいいのではないのかというふうに私考えるんですけれども、病院の事務部長としてはどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 独法化については地域医療ビジョンですとかそれから新しい改革プランの構成を見てからのほうがいいんじゃないかというようなご質問だと思いますけれども、基本的に病院の機能については、先ほど申しましたとおり、今の病院の機能を維持していくつもりで会議等に臨みたいと思っておりますし、またそのほかの問題につきましてはあまり、現在のいわゆる今までやってきました改革プランと今後できる改革プランではほとんど同じものになると思いますので、評価、中期目標ですとか中期計画を作っている中でそういういろいろな会議で出たものについては、その都度取り入れながら進めることは可能かと考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○９番（太田将範） 今度の医療・介護の総合推進法につきましては相当大きな、今までの皆保険制度から何から相当多々の検討がされてくるというふうに、あまり正確な、あちこちから出てくるものを総合して考えますとそういう形で、これからの医療制度について相当大きな影響をもたらすというふうに私考えるんですけれども、旭市の場合、中央病院の場合ですけれども、とにかく一次診療といいますか、外来といいますか、物すごいボリュームがあるわけです。その中からスクリーニングしていった二次医療につなげていく、あるいは高度な事

業につなげていくという、そういう完結型の医療ができていると思うんですけれども、旭市の市民はそれが当たり前だと思っているわけです。ですから、24時間、365日、行けば取りあえず診てもらえるということで、非常に安心して中央病院を頼っているわけです。ですから、こういったことが医療と介護の総合推進法の中で担保されるのかどうかというのを非常に心配されていると思うんです。その辺のことにつきまして、できれば事業管理者のほうからちょっと、個人的な考え方でも結構ですので、担保できるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 当初のうちの病院の理念どおり、地域包括医療というのを理念にしておりますので、これはもうこの旭市民病院であるというまず大前提の上から基幹病院に発展していった、こういう経緯がございますので、できる限り、国の方針あるいは千葉県の医療計画、いろいろ立つわけではありますが、やはりこの地域はうちが中心になって行ってきておりますので、この60年の歴史というものをよく理解していただいて、これはどこで理解していくかということと住民の皆様だけではなくて県あるいは国のほうにも理解していただいて、何とかやれる範囲で地域包括医療はやっていきたいと、このように考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 現在、さまざまな自治体病院がかなり負け組と勝ち組といますか、そういった形での色分けが今進んできていると思うんですけれども、旭中央病院の場合は勝ち組ということになるかと思うんですけれども、医療と介護の総合法案の中ではかなりそれをめぐりまして、ホールディングカンパニー構想といますか、そういった法人もこれから視野に入ってくるということで出てきているようなんですけれども、そういった地域の病院とかそういったものを総合的に運営するような大規模な法人に転化していくということは考えているのかどうか、一言感想といますか意見を聞きたいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 将来、私がずっとやっているわけじゃありませんので、将来のことはよく分かりませんが、今、ホールディングカンパニー制度というのが新しく出たのは、規制改革の自由経済学者のほうから出て、うちにも昔その一部コンサルタントで

入っておりました松山先生がIHN構想というのを昔出したことがあります、今の構想自体は民間の大手のチェーン店ぐらいしか多分うまくいかないだろうと、ところが彼らはもう既にそのようなことで今動いておりますのであまり興味を示しておりませんし、自治体病院の名前も出ておりますが、これもどこもまだいろいろ不備で、そのようなことに手挙げをするようなところもまだ一つも出ておりませんで、これはもう少しホールディングカンパニー構想というのは案を練り直して、何回かもっといい案が出ないと、なかなかこれに手を挙げるところは出てこないだろうと、誰も手を挙げていないというのが実情で、岡山大学も大学病院が中心になってやろうというところまで出てきておりますが、これも頓挫しております、どこもまだ進んでいないというのが実情であります。

したがって、現時点で私がこれからこの地域をそういう制度にして周りの病院を束ねていくとかというふうな考えを考えているというわけではありません。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日、定刻より開会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

散会 午後 3時55分

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成27年3月9日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	管 理 推 進 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（景山岩三郎） 通告順により、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問、六つの項目、11点についてお聞きしたいと思います。

大きな一つ目として、いいおか荘貸し付けについてでございます。

二つのことをお聞きいたします。

一つは、貸付先募集要項の中で応募提出書類についてでございます。

資力及び信用があることを証する書面、残高証明書、融資証明等が提出書類となっております。過去3回の公募におきまして、第1回目の事業者からはこの融資証明書は提出されております。第2回目、第3回目の事業者からは提出されておられません。この点について整合性、一貫性に欠けているように思えます。これについて説明していただきたいと思います。これが1点目。

二つ目の質問、応募に当たっての条件についてでございます。

無償貸し付けに対して、改修・改善費は、今回決定した修繕費は借り主の負担であると決

まっております。今回決定しました貸付先事業者の提出されました改修費計画書の中には浄化槽の項目が抜けております。公募における各第1回、第2回目でも、事業者からはこの浄化槽の改善計画書はきちっと提出されております。見落とされていることが理解できません。この浄化槽の費用が最も高額ということになっております。その点を説明していただきたいと思います。

大きな項目の二つ目、道の駅についてでございます。

今回の質問は前回と同様に、赤字になった場合の責任は誰がとるのかということでございますが、赤字になる対象となるのは、道の駅の建物内外での営利を目的とした事業のことで限定させていただきます。第三セクターでありましても、経営主体は株式会社ということですよ。市の直営ではございません。通常、株式会社が赤字が出た場合、打つ手は三つございます。銀行へ融資を申し込むこと、それが駄目で断られたら、経営者自らの資産売却、預金引き出し、そのことで赤字を補填する。それが不可能となった場合、会社を潰すか、エム・アンド・エーに引き受けてもらうかというような話になります。これらのことは経営者の責任で決めなければなりません。理事会とかそういうのも関与はいたしますけれども、赤字になった場合の責任はどのようにしてとられますかということをお聞きしたいと思います。

二つ目の道の駅の質問は、直営バイキングレストランについてであります。

やってはいけないとか、やるべきではないとか言う権利は私にはございません。しかしながら、市の担当部署である企画課の方々が、例えばバイキングレストラン、これは何でもいい、パン工場でも何でもいいんですけれども、例えばバイキングレストラン一つとっても、自分たちが考え出した案であるかどうかお聞きしたいと思います。高いお金を払ってコンサルタント会社に一任してしまっているだけではないでしょうか、その辺を伺いたい。

地方・地域のことは住民が一番よく知っております。コンサルタントというのは、フォーマット・マトリックスは完備しております。しかしながら、中身はそのフォーマットを使って自分たちで考えるべきだと思います。

そこで、質問です。

どのような経緯でバイキングレストランを決めたかお聞きしたいと思います。

大きな項目の三つ目、水道事業についてでございます。

今回の質問は1点だけです。上水道の高料金対策についてでございます。

この問題は過去何回も、何人からも質問に取り上げられております。けれども、一向にこの高料金は改定されないまま推移しております。

水道事業というのは、国からの交付金・補助金は当てにできないものなののでしょうか。合併もしております、旭市は。いろんな意味で有利に資金は引っ張ってこられるというようなことになっておりますから、整備事業を当てにするということではできないのでしょうか。

千葉県習志野市における20リッターの水、2,581円です。旭市、同じ20リッター、5,184円、ちょうど倍なんですね。人並みの料金に改定していただけないものなのでしょうか。よろしくご説明いただきます。

大きな項目の四つ目、袋公園用地売買契約についてです。この件につきましては、私だけで5回目の質問となります。

1点だけ担当課にお聞きしたいと思います。

旭市と地権者との売買契約日は平成21年5月15日金曜日、その3日前、5月12日火曜日に、地権者自らが来庁されて市と契約を交わしたと担当課が説明されています。これは何回もです。定例議会でも事前審査会でも聞いております。

しかしながら、地権者、夫婦そろって、契約書に直筆でサインもしていなければ、5月12日あるいは5月15日も来庁されておられません。委任状も、この契約については担当課長はいただいていませんと言いつけております。一体、市は誰と、いつ、どのようにして袋公園用地売買契約を結んだのでしょうか、お答えください。

次、いきます。

五つ目、大きな項目、旭中央病院についてでございます。

何年も前から中央病院の地方独立行政法人化については、検討会議において内部・外部、講師を呼びながら会議が開かれてきております。にもかかわらず、私自身も会議に出ておまして分かることは、執行部、議会側両方に独法化のその理解が浸透されていないということに気がつきます。その理由は、説明する側がよく理解できていないのではないかと考える次第です。事前説明会でも担当課の方々に申し上げたことは、よく理解している方がよく勉強して説明してくださいよと再三申し上げます。

独法化のメリット・デメリットについて、よろしくご説明お願いします。これ1点目。

次、2点目でございます。

現在、経営形態としてとっているのは、地方公営企業法全部適用でございます、ご存じのように。このままの公営企業全部適用であろうが、これを続けようが、独法に変えようが同じことがあります。それは、赤字になった場合は市が負担するという点ということでございます。なぜ、これだけ何年も前から勉強会開いて、定款書まで作り始めて、そこまで行って

いる問題であるのに、皆さんが力が入らないのかという問題ですね。

1 点目に申し上げたメリット・デメリット、ここのところの何がメリットがあるのか、優先順位は一体何なのかというところをきちっと説明するだけでいいわけですね。そのメリットが多くあれば、赤字は一緒であれば、メリットの多いほうをとればいいわけですね、という話で終わるはずなんですね。

私の今回の質問は、全適用ではなく独法化になった場合の責任の、赤字になった場合の責任はどういうふうにしてとるんですかと、誰がどういうふうにしてとるんですかということをお伺いしたいということです。

最後の6 項目、三川蛇園線整備事業についてでございます。これは三つでございます。

一つ目、費用対効果についてであります。事前の説明会で、数値は必ず出していただくよう計算しておいてくださいよと申し上げております。よろしくお願いいたします。

二つ目、当該道路に対する旭市の優先順位についてお伺いしたい。つまり、一番緊急を要する緊迫的な道路なのかどうかということですね、これが二つ目の質問。

三つ目、国の社会資本整備事業及び合併特例債を使うわけでございます。そのようなすごい大きな財源を使ったものでございますから、申請書、もちろん国から出るんですけども、申請の受け付けは県でございます。その県に対しての申請書の中の申請内容についてお伺いします。どういったことを書かれたのか。交通渋滞解消できるとか、このバイパスを造ることによって時間が短縮されるとか、周りの環境が抜群によくなるとかというようなことが書かれるはずなんですね。目的、内容、どのように記入されたか伺いたい。

以上、1 回目の質問、6 項目11点、説明いたしました。

2 回目の質問以降は自席でさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の1 番、いいおか荘の貸し付けにつきましてご回答させていただきます。

このいいおか荘の貸し付けにつきましては、ご承知のように、先の全員協議会あるいは臨時議会で説明をしてございますけれども、ちょっと重複するかと思いますけれども、説明をさせていただきます。

議員のほうからの1 回目、2 回目、3 回目、特に1 回目から2 回目、募集要項についての

整合性あるいは一貫性がないんじゃないかというご質問をいただきました。

第1回目のとき、これは23年にやったと思いますけれども、この募集の中では、融資予定証明書（借入金がある場合）、そういうことで募集をした際にお願いをしたかと思います。

私は、24年に来まして、再度2回目の公募あるいは3回目の公募をするに当たりまして、ちょっとこの表現が、借入金がある場合ということで、借入金がなければ構わないわけでございます。なければ、私、個人的には残高証明書をぜひいただきたいなど、そんな思いがありまして、2回目の公募からは議員から言われましたように、資力及び信用があることを証する書面（残高証明書あるいは融資証明書等）ということで、これにお願いをしたわけでございます。

そんなことで、より詳しく2回目からは書かせていただいたということで、私は整合性あるいは一貫性を持って1回目、2回目、3回目は実施したというふうに理解をしてございます。より分かりやすく表示をしたということでご理解いただきたいと思います。

あと、2番目のいいおか荘の浄化槽、これが改修費がそれぞれ盛られていないということで、我々も当初、1回目のときは、担当の職員に聞きますと、浄化槽が相当やられているということで、そういう判断をして現場も確認したと。いざ、2回目の公募に当たりまして詳しく中をやってみますと、浄化槽については、中を清掃することによってそのまま浄化槽は使えると、そういう判断もいたしました。

現に、現在、いいおか荘の浄化槽につきましては、防災資料館のトイレ、それと市営プールのトイレ、これを接続させてありまして、今、浄化槽は使っております。そういうようなことで、1回目は浄化槽はちょっと使えないという判断でありましたけれども、2回目以降につきましては、浄化槽は現浄化槽で使える、そういう判断で計画の中には盛り込んでいない、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、私のほうから大きな2番目の、道の駅季楽里あさひについての（1）赤字になった場合の責任は誰がとるのかということと、2番目の直営バイキングレストランについて、どのようにそのバイキングの選定を決めたのか、自分たちで考えたのかということ、それから5番目の旭中央病院についての独法化のメリット・デメリットについてということのお答えをさせていただきます。

まず、道の駅あさひの赤字になった場合の責任はということのご質問です。道の駅の経営につきましては、平成27年4月をめどに設置される第三セクター、株式会社季楽里あさひが

行います。収支計画につきましては、旭市道の駅第三セクター設立計画において5か年の運営計画を立てておりまして、将来の社会変化や今後競合する可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案し、営業期間が6か月となる開業初年度以外は赤字は想定しておりません。

経営の責任についてであります、第三セクターが負うことになりましたが、会社法上では株式会社の出資者は有限責任となり、出資額を限度としての責任を負うということになります。

次に、バイキングレストランについてどのように決めたかということのご回答を申し上げます。

旭市の特徴は、何でもそろそろ食の産地だ、これを売りに、季節の地元食材をふんだんに使った自然食バイキングを、道の駅の一番の特徴として展開していきたいということの考えであります。

バイキングレストランを採用した経過につきましては、平成24年度及び平成25年度の道の駅の準備委員会で、直営のバイキング方式と単品飲食店によるフードコート方式の比較検討を行いまして、道の駅に導入する業態は、人件費を低く抑えられる、それから接客サービスに頼らない方式が成功する可能性が高いと結論付けをいたしまして、さらに直売所で展示販売する旭市の豊富な食材の活用と、旭市道の駅のモットーである地産地消の推進を図るため、第三セクターによる直営方式「自然食バイキングレストラン」を採用することといたしました。

続きまして、独法化のメリット・デメリットということでご回答させていただきます。

独法化のメリット・デメリットにつきましては、独法化が病院事業の目的ではなく、あくまでも経営手段の一つでありまして、メリットといたしましては、まず公設公営の病院の経営形態の中では最も迅速な判断と柔軟な事業運営ができることであります。

近年、高齢化社会の進行に伴う事業費の増加を抑制するため、国は次々に新しい医療政策を打ち出しておりますので、その政策に速やかに対応するためには迅速な経営判断が必要なほか、予算執行につきましても単年度予算にとらわれない柔軟な事業執行を行えることはメリットであります。

このことによりまして医師の勤務・給与条件が柔軟に設定できるもので、医師の採用がしやすくなり、医療の充実、患者の満足度の向上につながります。そのほか、医師以外の職員にも柔軟な雇用契約形態を設定できるので、雇用の弾力性を高めることや、人事評価や業績

連動賞与など、努力が報われる給与制度の運用が可能となるなど、さまざまなメリットがあります。

次に、独法化に伴うデメリットについてであります。これまでの議論の中では、政策医療などの不採算医療が切り捨てられるのではないかとという不安が一つあります。それから、公務員でなくなることへの職員の不安、それから独法への移行経費などが挙げられております。これらのうち、不採算部門の医療が切り捨てられるのではないかとという不安につきましては、しっかりとした中期目標の設定とこれを達成するための中期計画の確実な進捗管理によりまして払拭していけると考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 3 番目の、上水道の高料金対策について回答いたします。

まず、地方公営企業繰出金についてご説明いたします。

趣旨は、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について一般会計から繰り出すための経費でございます。

繰り出し基準につきましては、有収水量 1 立米当たりの資本費が164円以上、給水原価が260円以上という要件があり、平成24年度以降は要件を満たしておりませんので、繰り出しの対象とはなっておりません。

また、この制度とは別に千葉県独自の市町村水道総合対策事業補助金制度がありますが、こちらも平成24年度以降、該当しておりません。

それから、習志野市と旭市、2 倍の開きがあるということで、どうにかならないかというお話があったんですけども、これは今、県のほうで自治体間の水道料金の格差解消を目的に、県内水道の統合・広域化というのを進めております。これは県が中心になっているんですけども、昨年、九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合していくというような協議に入っております。また、それとは別に、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市と君津広域水道企業団が、これは独自にやはり格差解消等を目的に、今協議を進めているところであります。それらの様子を見て、それは料金格差の解消ということで今進めていますので、その辺の動きを見ながら考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、4 番目の袋公園用地売買契約についてお答えします。

この契約につきましては、前回の議会等何度もお答えしているとおり、地権者本人に来庁していただき、地権者本人から直接契約書に記名・押印していただいております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、独法に移行した結果、赤字になった場合の責任ということでなんですけれども、単年度における赤字の責任ということなんですけれども、独法化されると、3年から5年の中期目標、中期計画が議会の議決を経て定められ、その達成に向けて法人が取り組むことになります。

それで、経営内容については評価委員会で評価され、理事長の経営責任については評価委員会の評価を基に最終的に首長が判断することと私どもは認識しております。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、大きな6番目、三川蛇園線整備事業についてお答え申し上げます。

最初に、費用対効果でございます。

こちらにつきましては、昨年10月22日の議会全員協議会におきまして、トンネルの断面を縮小した概算工事費をJRより算出してもらったところ、約14億円との回答を得た旨を報告させていただきました。

この14億円という数字もまだ概算であること、またトンネル断面を縮小することに伴う交差点の再協議を調えた上でトンネル工事費の再積算となるため、ビー・バイ・シーの分母となるコスト分が算出できないことから、現時点での算出はできない状況でございます。

2番目でございます。

当該道路に対する旭市の優先順位について。

これにつきましては、新市建設計画で交流基盤が整備された魅力的なまちづくりの主要事業の中で、まず主要なアクセス道路の整備として旭中央病院へのアクセス道の整備、南北線及び東西線が記載されております、また、地域間連絡道路の整備として、旭市谷丁場遊正線の整備、道路新設事業、国道126号・海上町道0207号線等、11路線の道路整備事業、道路改良事業が記載されております。

この11路線のうち、旭中央病院へのアクセス道の整備、南北線及び東西線、旭市谷丁場遊正線の整備、道路新設事業、国道126号・海上町道0207号線、干潟町道1級5号線道路改良事業の5路線についてを優先し、社会資本整備総合交付金事業等を活用し事業着手しました。

また、この中の飯岡町忍坂横根線ほか3路線については、合併前からの継続事業として防衛省の補助金を受けながら整備しており、三川蛇園線整備事業が特出しているものではございません。

3番目の、国の社会資本整備事業及び合併特例債申請書の申請内容についてということでございます。

申請内容の趣旨につきましては、社会資本整備事業及び合併特例債も同様なものであり、概要としましては、本路線は、旭市の旧飯岡町と旧海上町を結ぶ連絡道路であり、旭市総合計画では産業振興や地域間交流の促進として位置付けされている。現況の道路は古くからの民家が隣接し、幅員が5メートル程度と狭く屈曲しているため、歩行者及び車両の交通に支障を来している。このため、歩行者及び車両の円滑な通行の確保及び幹線道路へのアクセス向上を図るために、本路線を整備するとしております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2回目の質問に入らせていただきます。

一つ目の、いいおか荘についてでございます。

事業者から提出される提出物、残高証明書、融資証明書、これが出ているところと出ていないところというような話で、整合性、一貫性がないのではないかという質問をさせていただきました。

1回目、出ているところを落選、2回目、出ていないところ、出なかったところは結局融資ができなくてというような話がありました。それで、3回目、過去はいつでもいいですけども、3回目、これの融資証明書が出ていないということの裏付け、それに匹敵するものが出ているかどうか、あるいはそういう証明がとれる審査員がいたかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、有田議員のほうからご質問いただきました、そのご回答の前に、誤解のないように、2回目の事業者の方は融資が受けられなかったから今回、旭市への申請を断念したと、そういうことは私は聞いておりません。そこはよろしく願います。

今回、3回目の事業者の方、ちょっと名前は申し訳ありません、ある事業者ということで、

一つ目の事業者につきましては、具体的な数値を申し上げますと、改修見積費を約4億4,500万円見積もってございます。これに対します残高証明書、これは添付がされております。残高証明書で確認したということでご理解いただければと思います。

二つ目の会社につきましては、改修費用、いろんな経営の仕方も違いますけれども、改修費用につきましては1,500万円を見積もったと、これに対します残高証明書も添付をされています。これで、自己資金で改修をします、そういうことで我々は確認をさせていただきました。

三つ目の会社につきましては、改修費が約3,300万円、その後の運転資金としまして1,500万円、合わせまして4,800万円、これが再開に対しての予定している金額、そういうことで処理をいただいております。これにつきましては、全額借入金で実施をしたいと。これにつきましては、千葉県の中企業組合事業育成融資制度、そういう県の融資制度がございます。これで、もし仮にこの方が借りられたら、この融資制度の道は開けている、そういうようなことで確認をしてございます。

以上のような状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 二つ目の質問、浄化槽のことでございます。

今、お聞きしましたら、その最初に見積もった第1回目、第2回目の事業者によりますと、まず使えないという判断でございました。それは、プロの浄化槽専門家が来た判断でございますが、プールと今、復興センターございますね。そこのトイレは使えているということですね。本館の浄化槽はどうなっていますか、浄化槽が違うんですよ。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 本館のほうの浄化槽につきましても、2回目の公募をした際に、契約をしました事業者、契約後、細部にわたって調査をして、浄化槽は中を清掃すれば使えるという、そういう判断、直接、中を調べまして判断をしております。

それも我々確認しまして、ただ、浄化槽ですので、上の機械、それは交換しますけれども、浄化槽そのもの、一番大きなかかる浄化槽そのものは使えると。そういうことで、2回目の業者が専門業者を入れた中で確認をしております。そういうようなことで、今回の3回目は入れていないということでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） その点で、もう 1 点質問させていただきたいんですけども、今、ちらっとおっしゃったのは、浄化槽は洗えば使えるだろうというような話で、電気のところが駄目だというようなことですか。そこのところが高い、高くついてしまうんですね。

私の質問は、こういう詳しいことを聞いているわけではないんですよ。項目の中、改修計画書というページがありまして、そこの中に、浄化槽の項目と費用がないわけですね。今、おっしゃったことだったら、電気のところだけやり直せばいい、洗ったらいいという簡単なことなんです。これって1,000万円かかるんですよ。そんな簡単なものじゃないですよ。ほかの改修見積書は500万円から600万円あたりばかりがだっと並んでいて、これは今ちょっとおっしゃったようなことでも、多額の、500万円単位の金額がかかっちゃうというところがなぜ抜けているんですかということをお聞きしているんです。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） その500万円という金額がどこから出たか分かりませんが、我々はそんなにかからないというふうに私は確認してございます。

過去に、先ほど言いました既にもう使っているいいおか荘の防災資料館、それとプール、これにつきましてもそんなに浄化槽そのものにはかかっていないというところでご理解いただきたい。

そういう経過からしまして、地震のときに地下にある浄化槽がやられた、大金かかるというのはありましたけれども、中をいろいろ再調査してみると、中はそうはやられていないという、一番かかるところがやられていないということで、今回入った、契約しました事業者の方もそこは確認してございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4 番（有田恵子） ちょっとよく聞いてくださいね。

項目があって、たとえ1,000円でも、第1回目、第2回目に全部浄化槽を書いてあるんですよ。なぜ書いてあるかというのと、入れているかというのと、もともと募集要項にうたっているわけですよ、浄化槽、駄目になっていますよと。だから、それに対してどうかという、当たり前のことをやっているだけ。それが抜けて、1,000円でも1万円でも問題じゃないんですよ。項目が抜けていて、金額が1万円でもいいんですよ、別に、10万円でもいいですよ。なぜないんですかということをお聞きしているんです。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） あれだけの施設ですので、細かく全てここが壊れています、ここが、ここがということは、申し訳ございません、不可能だと思います。先般も、今やっています事業者の方、思わぬところで大きな工事出ましたと。何ですかと言いましたら、温泉をくみ上げるモーターが全てやられていましたということで、それはすぐ替えまして、先般は浴槽に黒い昔の温泉が張ってありました。

そういうようなことで、我々は細かく書いたつもりはなくて、大ざっぱに、全ていいおか荘については修繕は借り主の方でお願いをしたいと、そういうことで表現したつもりでございます。

○議長（景山岩三郎） 今の質問はこれで項目は終わり、はい。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） じゃ、これ言い出したら切りないですから、要は、私はけちつけているわけじゃないんですね。これ誤解しないでくださいね。

浄化槽、ちょっとでもおかしかったら本当にトイレ流れませんよ。これね、経験者でないと分からないということを申し上げたかった。気をつけて予算を組んでやらないと、本当に大変なことになりますよということを言いたかっただけでございます。いいおか荘の件については終わりです。

○議長（景山岩三郎） 次の質問に移ってください。

○4番（有田恵子） それでは、道の駅、2回目の質問に入らせていただきます。

今、担当課長からも説明がございましたね。第1回、初期の投資、これ資本金は幾らですか、4,400万円ぐらいですかね、第三セクターがやるということで。初期の赤字はまあ仕方ないだろうとかいうような話で、赤字というのは想定していないんだというようなことを今おっしゃった。赤字、想定しないといけないんです。これ、何回も私申し上げているんですけどもね。赤字は想定しないといけないんです。想定していなければいけないんです。想定しないといけないんです。

それに対してどう対策をとるかということを私はお聞きしているんです。経営というものを公務員の方はされたことがないからよく分からないでしょうけれども、分からないんだったら分からないで、分かっている人に聞くとか、そういう勉強をしないと何かしていただかないと、これ永久に想定していない、想定しない、こんなばかな話通りませんよ。想定しないといけないんです。想定して赤字が出るものとして、どうするかということも手を打って

おかないといけないんです。

それで、第三セクターが責任を負う、出資額の範囲内で責任を負う、出資額の範囲内で、出資額4,400万円、それがどぶに捨てられて、じゃ次の4,400万円以上のところは誰が出すんですか、お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、出資額以上に悪化した場合ということですが、総務省の第三セクター等健全化に関するその指針があります。

ここでは、地方公共団体から独立した事業主体で、公共性、公益性の高い事業を行う法人であり、その経営は原則として第三セクターの自助努力により行われるべきであるが、性質上、当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でないケースについては、地方公共団体が公的資金を行うこともやむを得ないものと明示されております。

このことは前回もお話ししたんですが、例えば今回の道の駅については、公共性のある施設の部門があります。ここの情報発信館とか、それから24時間トイレ等の維持管理がありますので、その辺については公的資金の投入ではなくて、やはりこちらから支出をすべきであろうということも国のほうの健全化に関する指針の中にあります。

いずれにしても、第三セクターは経営悪化にならないようにその経営健全化に取り組んでいただき、仮に経営が悪くなったとしても、すぐに財政支援を行うのではなく、まず経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組んでいただきたいというように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 冒頭で私が説明したこと聞いておられますか。思い出してください。

道の駅の建物は7億円かけて建てるわけです。その道の駅の建物の内外、主に中ですね、外、出したりしますけれども、での営利を目的とした事業のことでの赤字になった場合の責任は。

今、おっしゃったのは、ここは頭をすっきりさせてくださいね、公共性と営利とごちゃごちゃにしているんじゃないですか。違うんですよ。例えば、あの広い中の外のトイレ、駐車場、これは市の持ち分ですよ、建てていますよね、整備した。私が今申し上げているのはそうじゃない。事業の中の、例えば野菜を売る、何売るのそういうところがほとんど99.9%

お金がかかる、稼ぐところですね、そこが赤字になったらどうするんですかと。ちょっと区分してくださいね、ちゃんと。それに対して答えていただきたいということでございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 現段階では、やはり私どもは、売上げに対する15%だったり20%、それから25%というその手数料において経営をします。ですから、購入をして販売、売れ残りが残るといようなことがありますので、今、経営上の中では赤字というのは本当に想定できない。それから、近隣の先進地を見ても、やはり順調に利益は出しております。ですから、赤字にならないということで進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 想定、永久にしないんですか、それよりも。普通、株式会社が、例えば同じことを道の駅をするとしますよね、本来の地方公共団体がやる第三セクターじゃなくて、本来の株式会社がですよ、町の株式会社が道の駅をやるとします。そうすると、7億円の建物から建てないといけないんですよ、7億円かかっちゃうんです、銀行融資して。

そうすると、何回も前も申し上げた、これインセンティブが違うんですよ。7億円は市からもらっている、ただでもらっている、ただで使わせてもらっているような話、まあ家賃払って委託して相殺するとは思いますがね。この苦労がもともとない中で、7億円の苦労がないんですよ、ここが全然違うんですよ。ここ、よく聞いてくださいね。

7億円は私が借金をして道の駅をやったとしたら、7億円は一生払えないですよ。この借金を返すために働くというようになってしまうんですよ。それがぽんとなないわけですよ。そうすると、働くインセンティブ、稼ごうというインセンティブはどんと落ちてしまうんですよ、ここが問題だということを言っているんです。

そうすると、結果的に赤字になってしまうという、赤字に導かれてしまうということなんです。これ、誰が悪いとか悪くないというんじゃないんですよ。頑張るインセンティブそのものが欠如した状態からスタートしてしまうから怖いということを私は申し上げているわけですよ。

だから、赤字を想定していないのではなくて、想定しなければいけないんですよ、ここは。絶対しなければいけないんですよ。我々の、民間業者の経営者、株式会社をする以上になければいけないということを申し上げたいんですよ。

それと、もうついでにちょっとバイキングの話しますね。

バイキングをやると……、ああ、いいですか、それは後で。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) ああ、そういうことで……。

それに対してお答えください、今の話。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(伊藤 浩) 経営の中で、運営で赤字を出さないということの努力をしていただけるような市を、責任を持って指導監督をまいります。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 有田議員、あと12分です。

(発言する人あり)

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員に申し上げます。

残りの質問時間はあと12分です。お願いいたします。

有田恵子議員。

○4番(有田恵子) ちょっとバイキングのところで……。

人件費節約、接客しなくていい、とんでもない話です。バイキングのシェフというのは、普通のあれよりも5倍ぐらいいりますよ、そこの人件費高いですよということです。

道の駅はこれで終わります。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 水道事業について。

これ、何とか努力してやっていただきたいと、水道の料金、下げてくださいね。

それだけお願いして、終わります。

○議長(景山岩三郎) いいですか。

○4番(有田恵子) はい。

○議長(景山岩三郎) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 四つ目、袋公園用地売買契約、同じ回答が来ました。これは間違っています。次回の定例議会でも申し上げます。確認をとってください。

公園用地売買、これも終わります。

○議長(景山岩三郎) 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 何度も同じ質問をされても、同じ回答です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2回目の質問、旭中央病院です。

旭中央病院の方に本当はお聞きしたかったんですけども、企画課の方が代行して説明していただきましたが、お聞きしていますと、もうほとんどメリットですよ、これ。デメリット1点だけでございましたね。不採算医療は切り捨てられるんじゃないかとかいうようなこと、これは切り捨てたらいけないという条例、規則があったような気がしますね。これは、その法的なところでとめられる問題であると思いますよ。

そうすると、先ほどメリットをたくさんおっしゃった。もっとありますよ。大事なところ、ぼんと抜けてますよ、大事な、もっといい。

このメリットのほうが多くて、冒頭で申し上げましたように、例えば赤字、交付金21億円、毎年市が裁量で渡しているということでございますが、それが永久に一緒であれば、このメリット多いほうは採用したほうがいいんじゃないでしょうか。この辺を旭中央病院、どなたでもいいですからお答えいただけますか。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、有田議員のほうから、デメリットが少なくてもメリットが大きくて、交付金、いわゆる国から措置されている交付税措置が引き継ぎされるなら、よほどそちらのほうがいいんじゃないかというお話ですけども、交付税措置につきましては、独立行政法人になりまして、一応必要な経費についてはいわゆる設立団体が見ることになっておりますので、病院としては経営的にはメリットが多いほうがいいのではないかと考えておりますので、まだそれは今いろいろご審議いただいているわけでございますけれども、独法化になったほうが、経営的には今よりは多少なりともよくなるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 前回、全員協議会のときでしたか、今度は事業管理者の方にお聞きしたいんですけども、独法になったほう、移行したほうが、世の中の病院を見ていると、黒字化しているところが多いということもメリットかなというようなご説明を聞いたことがある

んですけれども、まあそれは聞いただけなんですけれども、その根拠とかいう、数値とかもし、数値は今出せないですか、ありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうから、その数字の話でございますけれども、ちょっと出典がはっきり、手持ちの資料であれなんですけれども、黒字化病院の比較で、平成25年度独法化になって、全部で58病院のうち17病院が、独法化の前とそれから25年の比較ですね、17病院が赤字のまま、それから20病院がもともと黒字、21病院が黒字になっているということで、36%の病院が黒字になっていると。それから、独法化経常収支比率が、同じように58の病院の中で、ちょっとこれが、すみません、手持ちの資料だけですけれども、74%の病院、43病院で経常収支比率が上がっているというふうなデータを一応持っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そうすると、これ、パーセントでいうと、独法化に移行したほうが黒字化されているということの数値、証拠があるということですね。これ、独法化を推進している人間ではないんですよ、別に。これは客観的証拠を挙げていただきたいということが目的でありましてね、その辺をきちっとした数値を挙げていただいたら、物すごく皆さんが理解できるのではないかと思います。

以上です。

この病院の質問は終わります。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最後の8分しかない中で、三川蛇園線整備事業。

内容ですね、社会資本整備事業とか合併特例債とか、大きなお金を25億5,000万円ですか、25億円もあの道路につぎ込むというような話なんですけれども、町を車で走っていると、本当に道路というのは危険きわまるような道路、整備されていませんね、いっぱい、百何か所とかいう話なんですけれども。

そういうところをやっていただきたいなというようなことも、プライオリティーの問題です、優先順位、一番大事なところは何かということをもまず考えていただきながら、お金の配分を、これは私は載せてないんですけれども、行政改革課の方とも相まって、道路整備課、建設課、やっていただきたいと思うわけですね。住民が、何が何でも押しかけて造ってもら

いたいといった道路ではないわけですね、三川蛇園線。もう議会は通り、何は通り、全部通ったかもしれませんが、今も着工中でも、やってしまうならもう早くやれよというような話になるんでしょうけれども、このプライオリティーの問題、お金の配分の問題、事業を起こさなければ国からお金は来ないんだ、これは原理原則でございますが、その使われ方というのを、もっと優先順位、困っているところ、もっと本当に必要なところ、経済活性化できるところをもうちょっと考えていただいてお金を配分していただきたい。

25.5億円、そんな費用、費用対効果、これ3回目ですよ、費用対効果を出してくださいと言って、トンネルが17億円から14億円に下がった、3億円下がっただけです。ないんですよ、これ、1切っているんですよ、私が計算すれば。その計算方法の土台は、私いただいている、建設課からいただいた中での数値を使いながら私は計算した。それを言えないこと自体が、いいことだったら堂々と言えればいいんじゃないですか。言えないということ自体が、この事業、1切ったような事業、かけただけの費用が全然効果なし。むしろ、ホタルの里潰しています。これは、こういう事実、お金かけてもう終わってしまっているんですけども、今後こういう道路建設、やらないとかいう話ですけども、やらないのが正解です。

大きなお金を使う場合、もうちょっと考えていただきたいと、これ行政改革課、今回入っていませんけれども、お願いしたいということで、私の答弁終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 答弁やるんですか。

○4番（有田恵子） 答弁じゃなくて、反対です、質問。

○議長（景山岩三郎） 質問終わりね。

○4番（有田恵子） ええ、最後。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） まさに地域の活性化を目的として整備している路線でございます。

それと、費用対効果につきましては、これはもう何度もお答えを申し上げております。単純に分母の数字を入れ替えて計算できるものではございません。路線等の形態を変えるということですので、単純に申し上げれば、交通量調査の交通量の推測、そちらのようなものが再度必要になってまいりますので、これは簡単に数字をはじき出せるものではございません。以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○市長（明智忠直） 飯岡海上連絡道のことでありますけれども、これは先ほども担当課長か

ら答弁がありましたように、新市建設計画から総合計画、基本計画へと移行しながら、議会にも説明をして、総合計画はその当時は議会の承認がいるわけでありました。基本計画ですか、基本計画は議会も承認をいただきながら、そういった計画をしっかりと住民にも説明しながらやってきたところでありまして、最大の連絡道路として、旭市が合併した中で最優先順位として位置付けておりました。その中でずっと今、計画を進めてきて、社会資本総合交付金事業、あるいはまた合併特例債事業として採択をさせていただいているわけありますので、この道路をぜひ早期に完成したいという思いでありますので、議員の皆さん方にもぜひご協力、ご支援をいただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最優先の一番大事なところだというのであれば、費用対効果出してください。数値が命です。これは当たり前の話しているんですよ。数値も出せないというのは、今、市長がおっしゃったそれを証明する、それはそれでいいと思いますよ、それを証明するのは数値しかないんじゃないですか。

次回、もう1回質問します。数値出してください。

これで本当に終わります。ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（景山岩三郎） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） 議席ナンバー7番、飯嶋正利です。

平成27年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

あの未曾有の震災より丸4年がたとうとしております。

震災直後、市長の震災以上の旭市を目指すという言葉に胸に、この4年間一生懸命市のほうは頑張ってまいりました。

昨日も海岸沿いの避難訓練、また減災林の植樹等、ソフトとハードを併せた事業により震災に強い旭市を目指すというところで頑張っていたきたい、このように考えております。

それでは、一般質問に入ります。

今回、大きく3項目9点の質問をさせていただきます。

1点目、都市計画について。

都市計画については、私も議員5年目といたしまして、毎年1年に1度質問させていただいております。

その(1)点目、旭市新市建設計画においては、新市の均衡あるまちづくり等を進めるため、新市において新たな都市計画を定め、市民生活に身近な上下水道、公園などを計画的に整備するとあります。その見直し、進捗状況についてお伺いいたします。

(2)点目、下水道事業について。

この下水道事業につきましては、現在、特別会計になっておりますが、私、議員になってからこの質問をするたびに、旭市には下水道があるというふうな話をよくされております。この都市計画と下水道の関係についてお伺いしたいと思います。現在の状況と起債残高等をお知らせいただきたい、そのように考えております。

(3)点目、今後の都市計画事業についてということで、今後の都市計画事業の計画についてお伺いいたします。

(4)点目、都市計画税についてということで、これもお伺いしたいと思います。

大きな2番目、防災についてということで、震災後の防災事業について。

震災後、旭市では避難タワー4基、また防潮堤のかさ上げ、減災林等の整備をしてまいりました。そういったものの検証をしていただきたいというふうに思っております。

(2)今後の事業予定についてということで、今年度事業の当初予算におきまして、市長のほうより築山等の整備というようなお話も出ております。今後の事業についてお伺いしたいと思います。

3番目、保育所について。

子ども・子育て支援法の施行により、この4月から新しい制度に移行します。その大きな変更点についてお伺いしたいと思います。

(2) 法施行後の体制について、保育園等の受け入れ体制についてお伺いしたいと思います。

(3) 番目、入所児童の安全確保についてということで、警報等が出るときの保育の体制等についてお伺いしたいと思います。

以上、大きく3点質問させていただきます。なお、再質問は自席でいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、大きな1番目の都市計画について、(3)の今後の都市計画事業についてということでお答えをしたいと思います。

都市計画については、本市のまちづくりに当たり、秩序ある土地利用と均衡ある発展を図るため、市全域を視野に見直しを進めているところであります。

現在の都市計画区域における街路事業、公園事業及び下水道事業は、下水道事業認可期間の最終年度となる平成27年度をもって一つの区切りとなります。

今後は、新たに都市計画区域を設定した中で、街路、公園などの都市施設を定めた上、必要性なども十分検討し、市民とのコンセンサスをとりながら整備計画を策定し、都市計画事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、私からは、1番目の都市計画についてのうち、(1)見直しの進捗状況についてお答えいたします。

都市計画の見直しにつきましては、現在、平成28年度末の決定をめどに作業を進めているところであります。

これまで、建築物の動態調査、指定道路の基礎調査等を職員により実施してまいりました。

現在は、県関係部局と協議を進めるとともに、用途地域、都市施設、建築基準法に関する調査検討を行っております。

今後は、広報等により住民への都市計画制度の周知等を行い、また住民説明会を開催するなど、さらには議会や関係機関からもご意見をいただき、十分な調整を図りながら都市計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） それでは、私のほうから、（２）の下水道事業についてお答え申し上げます。

下水道事業の現在の状況と起債残高ということでございます。

それでは、現状につきましては、下水道事業につきましては、快適な居住環境を作るとともに公共用水域の水質保全を図ることを目的に開始したものであります。

平成５年度に事業認可を受け、平成６年度から事業に着手し、平成12年３月に中央地区90ヘクタールを供用開始いたしました。

その後、順次区域の拡大を行い、平成27年３月末で198.2ヘクタールが整備済みとなります。

平成27年度は、事業認可期間の最終年度となり、事業認可区域202ヘクタールの面整備工事が完了する見込みであります。

その後につきましては、区域の拡大は行わず、区域内の水洗化率の向上を図るとともに施設の適切な維持管理に努めてまいります。

なお、起債の残高でございますが、27年度末で、元利合計で約47億2,000万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 今後の都市計画税につきましては、これまで実施してきた街路事業、公園事業及び下水道事業に対する起債の元利償還金へ充当していくことになろうかと考えております。

また、先ほど、市長の答弁にもありましたとおり、現時点では新たな都市計画事業は予定されておませんが、計画の見直しに伴う将来の都市計画事業などもあるかと思いますので、当面、都市計画税は歳入として維持していきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ２番の、防災についての中の防災事業についての検証ということで、総務課から回答いたします。

今まで防災事業として、津波避難タワー、海岸線に４基設置してきました。そのほかにも、防災としては備蓄倉庫、それからいろいろな事業を行っております。今回、新年度予算につ

いては、津波避難施設、築山の設置について予算を計上いたしました。津波避難施設、築山の詳細、検討業務委託経費として1,300万円ほど計上させていただいております。

そのほかにも、今後、防災事業としては、ソフト面で力を入れていきたいと考えております。防災訓練やら自主防災組織の育成、そういうものにも力を入れていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、2番目の今後の事業予定ということでございますが、まず、飯嶋議員の地元でございます椎名内西足洗線の進捗状況、こちらについてご回答を申し上げます。

椎名内西足洗線につきましては、調査・測量の業務委託を発注し、平成26年9月30日に1回目の説明会を開催し、56名の出席をいただいております。

この説明会では概略の計画線を提示し、県道飯岡一宮線側の交差点の具体的な起点について、建物補償等を勘案して検討することとする内容で説明をさせていただきました。

県道飯岡一宮線側の具体的な起点については、近隣の土地所有者の皆様により用地買収、建物補償等について意向確認をさせていただき、基本計画線の候補を策定できるようになったため、飯岡一宮線側の地権者の皆様を対象にして、平成27年3月中に2回目の説明会を開催できるように、現在準備を進めております。

説明会開催後には、土地所有者の皆様により具体的な用地交渉を進めさせていただくため、境界確認作業、現地測量、物件調査等に着手したいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから、3番目の保育所についてお答えいたします。

初めに、（1）子ども・子育て支援法施行による変更点についてですが、子ども・子育て支援新制度では、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することになっており、旭市でも策定を進めて、間もなく終了するところです。今後は、この計画に基づき各種事業を進めていくこととなります。

新制度により変更となる大きな変更点というご質問でしたが、利用者の皆様の視点から具体的なこととして、新制度での幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用する場合には、入所申請書とは別に旭市から支給認定証の交付を受ける必要があり、この支給認定申請につ

いては昨年12月から受け付けを行ってまいりました。新規入所の方へはこの支給認定証を保育所入所承諾書とともに2月上旬に発送済みでございます。また、継続入所の方へは支給認定証のみを先週発送したところでございます。

この支給認定証では、認定区分1号認定から3号認定までの3種類と、さらに保護者の就労等の時間により、保育標準時間11時間と、保育短時間8時間に区分された保育の必要量などが決められています。

また、保育所の開所時間について少し説明させていただきますが、公立の保育所では、月曜日から金曜日までの延長保育を除きまして、開所時間がこれまで午前7時15分始まりの保育所と7時30分始まりの保育所がありましたが、これを午前7時15分から午後6時15分までの11時間に統一することといたしました。

次に、国の財源につきまして少し説明させていただきます。

国では、ご案内のとおり、消費税10%への引き上げが延期となったことにより、当初の7,000億円の財源の確保が難しいとのことで、平成27年度予算案としては、国・地方分を合わせて子ども・子育て支援の量的拡充に約3,100億円、質の改善に約2,000億円、合わせまして約5,100億円が予定されております。子どものための教育・保育給付、延長保育事業や一時預かり事業などの予算額や補助率等、これらの詳細が先般ようやく示されたところでございます。

なお、この新制度に係る市の予算につきましては、予算編成時において事業の単価や補助率等の詳細が不確定でしたので、概算で算定をさせていただいております。

利用者の皆様には、今後も新制度における変更点や制度概要など、周知を引き続き図ってまいります。新制度によって利用手続には若干の変更があるものの、旭市として幼児期の教育や保育の内容そのものはこれまでどおり継続してまいりますとともに、より質の高い保育の提供を目指してまいります。

次に、(2)の法施行後の体制についてお答えいたします。

現在の公立保育所の保育時間は、市の規則により月曜日から金曜日まで、午前8時から午後4時までとなっておりますが、延長保育を除きまして、午前7時15分または7時30分から午後6時15分まで保育所を開所しており、通勤等事情のある方のために早朝と夕方に児童を受け入れて保育に当たっております。保育時間を挟んだ早朝と夕方の保育については、保育士がシフトを組んで対応しております。

4月から早朝の開所時間を午前7時15分から統一することにより、開所時間が15分増え

る保育所もございますが、新制度1年目の27年度は、まずは現行の体制で対応していきたいと考えております。利用状況や運用状況などによりまして、28年度の体制を今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)入所児童の安全確保についてお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、保育所は警報が発令されても休みにはならず、児童をお預かりしております。台風などの強風の際には、保育所では児童の安全のため保育室のカーテンを閉め、窓際に近づかないようにしております。また、児童数が少ない場合には、安全な部屋へ集め保育に当たっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

見直しの進捗状況についてということで、旭市総合計画においては、新たな都市計画を定め、都市計画施設を計画的に整備し、秩序ある土地利用の確立と均衡あるまちづくりを進めるとあります。

また、都市計画マスタープランを策定します。また、そのマスタープランの中には、「現在の旭地区のみに指定されている都市計画地域を全区域に拡大します」とあります。

その後、震災等で若干遅れ等がございましたが、この復興計画の中にも、28年度を目標とするということが明記されております。

この28年度に向けて、今年最終年というふうになりますが、この策定ができるのかどうか、その辺についてお伺いさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 今お答えしたように、28年度末を一応目標に調査を行っているところです。

今現在、進捗状況、確かなかなか震災等があつて遅れている状況ですけれども、今、県と詳細な調査でありますとか、調書の作成とか、その辺今、協議しております。ただ、いろいろ県から新たな調査でありますとか、詳細な調書の作成とかを求められておりますので、若干遅れている状況ではございますけれども、28年度末に向けて鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 本当にご苦労さまでございます。

やはりこの都市計画を新たに3町にしくこと、非常に大変だと、いろんな問題をクリアしなくてはいけない。これは、後の質問にもちよっと関連はしてきますが、その中で、先ほど財政課長のほうより、税は存続するというお話がございました、この税を、去年の9月議会でもお話ししましたが、一度とめることによって、進捗が進む、まあ一度とめるといいですか、一度見直すという形によって、そのほうもスムーズにいくと、課長のご苦労もだいぶ減るんじゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、税をとめるかどうかという、ちょっとお答えすることは難しい状況ではありますけれども、ただ都市計画事業、市長から答弁ありましたとおり、一旦、一区切りつきますけれども、今後も新しい区域、拡大した中で都市計画、きちっと計画しまして整備を進めていく予定ではございます。ですので、また、今現在、下水道の事業ももう1年ございます。それからあと、起債の償還等もございます。

ですので、今すぐここにとめるということではなく、またこれから拡大していく中で、税についても議論していくべきじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目、下水道についてということで、先ほど課長よりご説明がありました。約47億のまだ起債残があるということで、これの関連がその都市計画税との関連にはなると思うんですが、この公共下水道、これ合併時にはもう旭市にはあったと思うんですね。その後も、この10年間、この下水道予算もこの議会でも承認されている予算だと思います。その予算の中身が、全部完済とはいきませんが、地域である程度そのお金を出していく、その地域完結のような形、こういったお金の使い方がいかななものか。逆にいえば、それをやっているのは、ほかの地域に比べたら何にもできないんじゃないかなというふうにかがわれるんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 今、飯嶋議員おっしゃられましたように、合併時には既に、平成5年、6年から工事に着手しておりまして、特定の地域といいますか、事業認可区域は202ヘクタールということで、市全域からすればほんの数%という地域になります。

ただ、この事業に当たりましては、今議員おっしゃられましたように、地域の方には受益者負担金ということで、建設費に当たっては受益を負担していただいたり、一部負担していただいております。それと、維持管理に当たりましては使用料を負担していただいておりますので、全てどうなのかなというのはありますけれども、金額的な面もございますけれども、そういった地元の方にはご負担はいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今、課長のちょっとお話、答弁いただいたんですが、やはり受益の中というのが、旧旭市の中でも特別多いわけじゃないと思うんですね。

その中で、旧旭市、広く税をかけているわけですよ。私、この旧旭市には、一中学区、二中学区という線引きはないと思うんですが、一中学区にも人口約8,000人ほどいます。この地域には、この税がかかった40年以上の間、計画も何もないまま税だけ払っているということになると思うんですね。

それについてご答弁いただければ、非常にやっぱり計画も無く税だけかかっていると、まあ確かに一中学区、二中学区という線引きはないんですが、その辺のところ、情情的にいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋議員、これ今、税というやつの何点目の質問になりますか。

○7番（飯嶋正利） 今は、下水道の関連で……

○議長（景山岩三郎） 関連でね。

飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 一中学区、二中学区の線引きはないというようなことの中で、一中学区地域は都市計画の恩恵があまりないというような、計画もないというような話だと思いますけれども、都市計画区域というのは市の旧旭市であっても、全体で都市計画区域を設定したわけでありまして、一中学区の方々がパークゴルフやら文化の杜公園あるいはスポーツの森公園、そういった部分で利用するということは十分あるわけでありまして、そういった部

分、何も恩恵がないというようなことはないわけでありまして、応分の、まあ農地は当然かからないわけですので、応分の負担、宅地やらそういった部分での都市計画税の負担を今までしてもらっているところでもありますので、先ほども申し上げましたように、新市になってこれから3地区の本当に必要のある都市事業、都市公園事業が必要なのかと、そういったことも十分、旧3町の皆さん方の意見を聞きながら、この都市計画税は見直しをするのか、廃止をするのか、その時点で決めていきたいなと、そんなように今思っているところでもありますので、当分の間は、今まだ下水道事業もありますし、市債も払っている部分もありますので、現状のままで理解をいただければと、そのように思っているところでもあります。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

（発言する人あり）

○7番（飯嶋正利） 市長にそうやって言われると、なかなかあと次の質問がしづらいところがあるんですが、確かに起債、下水道にという話の中で、逆に下水道にその起債を払っているということになると、これ以上下水道を広げないという一方で、その下水道の起債に関して税を払っているのかということになると、やはりこれ反発も出てくると思うんですね。

先ほど、新たな事業もないという話もちらっとされた、まあこの次のやつになりますが、聞きました。ならば、この下水道のために払っているのかというふうに言われれば、下水道ないよという地域は多いわけですね。ほとんどが下水道ないわけです。その辺についてもやはり一考いただく部分はあると思いますし、この税、もともと多分、市全体に上からかぶせた税、明智市長もまだ議員になる前に施行されていた税ではないかなというふうに考えます。これが逆に、合併時に旧旭市だけにかけるということであれば、やっぱり大反対あったと思うんですね。その辺も含めて、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、まちづくりというのは、都市計画区域、都市計画法と、そういったものが基本でありますので、そういった部分で見直しをしていかなければという時代に入ってきているのかなと、そんなようにも思っているところでもありますけれども、今、都市計画区域に指定をされているのが旧旭市だけということもありまして、これは慎重に3地区の市民の皆さん方に説明をしながら、やるべき仕事があるのかどうか、そういったことも含めながら、しっかりと見直しをしていきたい。

そして、またそういった事業、これからの旭市のまちづくり、旭市の発展のために必要であれば、そういった都市計画を全面に皆さん方に応分の負担をしていただけるような、そんなような対応をこれから協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、3点目に移りたいと思います。

先ほど、財政課長より、今後新たな計画はないという話がございました。今、市長のほうに、新たな策定をした中で、新たな事業をとという話がございました。

この4番目とかぶってくるかもしれませんが、昨年9月の一般質問において、この下水道を除くこの都市計画事業について、合併特例債の起債の交付税算入分を除いた額は幾らかというお答えに對しまして、4億数千万円とお聞きしました。

この税は、この額は旧旭市にかかっている税の約2年分です。この2年後、この起債の分が終わったら、やはりそれは下水道に行ってしまうのかもしれませんが、その分のそれ以外の使い方といいますか、逆に言いますと、払うときは目的税なので、目的があって集めるわけですね。支払うのは合併特例債で払う。戻ってくるのは交付税、使えないお金が、今度は表に対して使えるお金として返ってくると。やはり税を負担している地域にしてみれば、使えないお金を使えるお金にしているだけではないかなというふうにも思ってしまうところがあると思うんですよ。そういうところは財政課長、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に對し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 起債の実質な負担額についてのご質問ですが、今、1点だけお伝えしておきたいのは、都市計画事業に絡む起債の中で合併特例債が約14億円あるよと。その中で、実質負担が4億円というのは間違いのない数字ですが、都市計画事業全体、下水道を除きますが、全体でいうと18億円ぐらい25年度末に残りがあって、その中の実質負担は7億6,000万円強だということですので、4億円という数字とはちょっと違うよという前提ですが、議員おっしゃるように、都市計画事業にしか使えない金のはずが、何にでも使えるお金になって戻ってきちゃうのがおかしいということだろうと思うんですけれども、都市計画事業に使った分としての償還もまだあるという中で、ここ1年、2年の見直し作業の中で、市長のほうから先ほど税も見直ししたいと、考えてみたいということですので、

その答えを待ちたいなと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなか私も理解ができないところがあるんですが、やはりそういったものを十分これも酌んでいただきたいなというふうに思っております。

合併も10年たち、市民の間にも一体感が感じられる中で、市民が同じ条件で不動産を持ち、生活ができない、この状況に関して、今現状としてはそうなので、それに対しては一言いただきたいなというふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 都市計画税の問題、かなりやはり合併してから難しい部分も確かにあると思います。まちづくりの基本であります都市計画マスタープラン、そういった部分での議論も慎重にこれから伺いながら、バランスよい発展というのはどういうことなのかと、そういったことも改めて考え、見詰め直しながら、これからのまちづくり、それから税の問題も含めながら考えていきたいなと、そのように思っているところであります。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなかちょっと無理な質問で、大変恐縮です。

4番目も、都市計画税ということで、今までこの関連がございましたので、4番目は割愛させていただきたいと思います。

大きな2点目、防災についてということで、先ほど、今までの検証ということで、避難タワー等の説明がございました。

これは2点目と関連するかもしれませんが、この矢指地区、実は高い建物がなかなかございません。子どもたちの幼稚園、保育園、小学校、避難場所は中央病院の看護学校ということになっております。

小学校の子どもはまだまだ歩けるので、あそこまでは十分行けると思います。保育園は基本的には、震災、そういったときにはお迎えが基本だと思うんですが、それが全てではないなというふうに思っております。そういった場合に、保育園の場合にはやはりまだ歩けない子どももいます。そういった子どものためにやはり近場ということで、先ほどそういったものをいただいたんですが、やはり早急に避難できる場所というのを確保していただきたい、このように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　今まで、海岸地域なんですが、飯岡地区とか三川地区、矢指地区、富浦地区を多方面から避難施設、要するに避難ビルと、そういうものをいろいろ検討してまいりました。そこで、矢指地区については、議員もおっしゃるように高いところはございません。そういうことで、新年度予算に津波避難施設、築山の経費を計上させていただきました。

今まで検討した中で、矢指小学校の体育館の東側の屋根に上がれるような階段を設置することも考えました。しかし、収容人員が限られていることから断念をいたしました。このように、矢指地区には避難施設となる高い建物がなく、一応500人以上の規模を想定した場合、盛土施設が妥当ではないかという考えに達しました。盛土施設であればふだんから開放することができ、有事の際はより多くの住民が避難できるものと考えております。

築山という高台であれば、今後100年、200年、後世まで残ります。そういうことで、命の丘とでも申しましょうか、後世につながる、伝えていけるような施設を考えております。

また、議員のおっしゃるように、小学校はある程度自分でも逃げられる、保育所のある程度重視して考えたかどうかということもご提案ございましたので、そういうことも考えながら、今後、詳細検討業務委託をする予定でございますので、その中でもいろいろ場所等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎）　飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利）　ありがとうございます。

最近、匝瑳の共興小学校ですか、体育館の屋上に避難できる体育館ということで、建設が今、もうそろそろできるのかなと。

今、築山で整備ということなんで、でもそういったことも併せて考えていただいてもいいのかなと。もし、改修ができるのであればですけども、よろしくお願いいたします。

今後、あとは、続いて、この避難道、実はこの地域、今、水田の機場の改修の事業を検討しております。津波避難道の予定地、拡張すると、その機場にやはり若干当たってくる部分があるのかなというふうに思っております。この機場の改修もできれば早急というふうに考えております。その辺のところ、やっぱり詳細な計画が求められるんじゃないかというふうに考えております。

分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の境界確認あるいは現地測量後に具体的な計画線を策定してまいります。現状は、大利根用水の構造物からため池までの距離が約10メートル、揚水機場までが約8.5メートルと、計画幅員の12メートルには不足しておりますので、補償についての工法や手法について、今後、関係機関等と協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） その避難道に予定されている下には実は用水のパイプラインも入っているということで、その部分も今度交通量が増えるということで、やはり地元としても若干その分の担保はいただきたいなというふうに考えております。

万が一、破損等の場合があった場合に、今までは簡単に工事ができたものが、今度はできなくなったりするという部分もあると思うんですね。そういった部分に関して、建設課としてはどういったお考えでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 当然、パイプラインのほうも承知はしてございます。そちらにつきましては、道路整備と併せまして、機能補償という形で手当てを考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、2点目、今後の予定ということで、矢指地区にもこの河口、矢指川というものがあったり、どの地域にも河口があって、先般、県のほうで、河口部の水門の整備をしていただけということで、その辺について、詳細なものがあればよろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 当然ながら、道路を整備しますと、道路上の排水問題が出てまいります。飯嶋議員おっしゃいますように、河口部のほうは県のほうで今、手当てを考えております。我々が計画しております本路線につきましては、詳細設計はまだ済んでいませんので、具体的な放流先はまだ決定してはございません。ただし、矢指川が農業用水として反復利用されておりますのは承知しておりますので、これから放流する場合につきましては、反復機場より南側、海側ですね、そちらへ放流する等の対策について、今後も関係者の皆様と

協議をさせていただきたいと考えております。

(発言する人あり)

○建設課長（大久保孝治） 河口部のほうは、平成27年度で県のほうが手当てをするという予定でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、大きな3点目、保育所についてということで、特別大きな変更点はないということでしたので、1番目のほうは割愛させていただきます。

法施行後の体制ということで、先ほど11時間保育が通常保育になるということでした。この11時間保育、今は多分、そんなに多くないと思うんですが、その分、それが標準になった場合、今のシフトで可能なのか、もちろんこれは予算もつくはずなので、それに向けての拡充というのもやはり考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと、シフトの変更だけではなかなか済まないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） お答えいたします。

確かに標準時間、11時間開所いたしますけれども、実際、使う方はやはり必要に応じて、それぞれその時間の範囲内で使っていただくことになります。皆さん、標準時間の11時間が出たから、全員の方が11時間を利用するということではございませんので、少しご了解をお願いしたいと思います。

あと、シフト関係ですが、実際に運用をちょっとしてみないと、まだはっきり分かりませんもので、まずはこの体制で、先ほどと同じになりますが、進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ちょっと聞くとところによると、正職員のほうは有休が簡単にとれるんだけれども、臨時職員のほうは全くとれていないというような話も聞いております。

その辺のところのシフトのほうを、もう一度ご一考いただければありがたいなというふう考えております。これは答弁は結構です。

それでは、小さな3番目、入所時の安全確保ということで、先ほどお話ししました、今、台風も大型化、非常に大きな風が吹いたりということで、保育所施設、ある程度頑丈に造っ

であるというふうには考えております。先ほど課長のほうより、そういうときにはカーテンを閉めて窓際から離れてというふうなお話がありました。

確かに、保育所、そのような体制でとっております。ただ、やはり万が一ということで、どうでしょう、一部屋くらいは雨戸が閉まるような部屋が私はあってもいいのかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 確かに、議員おっしゃいますとおり、年々台風も大型化しております。また、暴風で何が飛んでくるか分からない。保育所は周りがみんなサッシでございますので、議員おっしゃいますとおり、一部屋でも雨戸の閉まる部屋を考えてみたらどうかというご意見でございますけれども、確かに児童の安全確保のためには、今後研究していくところがあるのかなと思っております。ですから、今後検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

ご一考いただきながら、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（景山岩三郎） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

(1 番 林 晴道 登壇)

○1 番 (林 晴道) 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。1 番議席、林晴道でございます。

本年第 1 回定例会におきまして、景山岩三郎議長より一般質問の許可がおりましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、通告の順に従いまして、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

おかげさまで議員活動も、はや 1 年が過ぎ、一巡させていただきました。この間、たくさんの方々より議員としてのルールやマナーなど指導を受け、このまちで生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って精いっぱい活動しています。本年も、当議会一番下議員といたしまして、精いっぱい活動してまいります。どうかよろしくお願いをいたします。

初めに、執行部の皆様方には、昨年 4 月からの消費税の増税や物価上昇の中、マクロ経済スライドによる調整など、年金の受取額は上がりにくい状況にあり、市民の生活は厳しさを増していると思われまふ。本市においても、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、それから我慢するものなどめり張りを持って取り組んでいただきたいと思います。

また、報道でも、毎日のように青少年に対する事件が起こっております。関係機関と連絡を密にさせていただいて、犯罪の抑制に当たっていただくことをお願いいたします。

それでは、1 項目め、病院事業について。

旭中央病院は開院以来の黒字経営で、旭市が全国に誇る優良病院であり、本市一般会計を大きく上回る事業規模で、その経営が本市に与える影響も非常に大きいと思われまふ。

本定例会初日の市長の施政方針において、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行を目指すとの方針が出されました。

地方独立行政法人化した場合、これまでの公営企業での予算・決算に代わるものが中期目標、年度計画、事業報告となり、議会の承認は受けずに、評価委員会が実績評価と業務が不調な場合に業務改善勧告を行うことになるため、移行後は議会の関与が極めて少なくなるので、本定例会においても病院事業に対し、しっかりと質問して十分理解を深めたいと思いまふ。

そこで、(1) 独立行政法人化の考えについて質問をいたします。

今、日本は超高齢化社会へと進行しており、国の財政が厳しい中において政府の打ち出す医療政策に対し、旭中央病院が今後も地域医療を支える大病院であり続けるのは非常に厳し

い状況であろうかと思います。しかし、独立行政法人化することによる利点をしっかりと活用できたなら、今後とも安定的な健全経営が維持されるものと確信をしている一人でございます。

吉田病院事業管理者においては、独法化はご自身が病院長になって以来のお願いであるとの答弁がありました。独法化による権限、権力の開放が移譲されますが、吉田管理者の思う重責と特に責任に対する考えをお伺いいたします。

(2) 薬剤部の取り組みについて質問をいたします。

政府が平成25年6月に閣議決定をした日本再興戦略、いわゆる成長戦略では、地域社会の健康管理推進の新たな仕組みづくりの一つに、地域に密着した健康相談役として薬局・薬剤師の活用がございます。

そこで、当院薬剤部は何らかの対応を考えているのか、また今後薬剤部の規模についての考えをお伺いいたします。

(3) 職員の採用の取り組みについて質問をいたします。

医師不足に続き看護師不足が問題になりつつある、重ねて本年7月ごろをめどに院外処方へ移行することにより、職員採用においても大変苦慮されているものと思います。

そこで、現在の職員数及び平成27年度の採用予定についてお伺いいたします。

2項目め、市税収納について。

徴収の状況について質問をいたします。

市税は歳入の根幹をなす自主財源であり、市にとりまして重要な財源になります。近年の景気の動向により、市税の収納がどのように変わってきているのか、市税の主なものの直近の収納額と収納率、それから収入未済額、いわゆる滞納額についてお伺いをいたします。

3項目め、環境問題について。

汚染状況と対策について質問をいたします。

人間は、生産活動や消費活動の結果、さまざまな廃棄物や排出物を生み出しています。その量がそれほど多くないときには、自然の浄化作用によって十分処理されていましたが、排出物などが多量になって自然の処理能力を超えたり、自然の浄化能力に処理を頼れない新しい廃棄物が生まれてきたりしました。こうして自然環境の汚染が進み、生態系が破壊されて、人間の健康にも被害が生じ、大気汚染をはじめとする公害問題が発生するようになりました。昨今、大気汚染、とりわけPM2.5については、国民、市民の関心が高まっております。

そこで、本市における大気汚染と水質汚濁等の状況に対して、市民への情報提供と対策に

ついてお伺いをいたします。

4項目め、救急出動について。

119番の救急車要請が全国的に増加の一途で、総務省消防庁の発表によると、平成25年中、救急自動車による救急出動件数は590万9,367件、対前年比10万6,922件、これは1.8%の増。搬送人員は534万117人、対前年比は8万9,826件、これは1.7%の増であります。いずれも過去最多を記録しております。

そこで、（１）119番通報の対応について質問をいたします。

本市消防本部においての平成25年中の救急自動車による救急出動件数と対前年比及び搬送人員とその前年比について、救急発生状況の主な原因なども併せてお伺いいたします。

（２）救急搬送の対応について質問をいたします。

救急自動車による医療機関等への搬送において、救急搬送先と搬送先別人員数、またその引き継ぎ状況についてお伺いいたします。

以上、4項目7点の質問をいたします。

なお、再質問につきましては自席で行いますが、執行部の皆様方においては、これからの担い手である若者から、これまでしっかりと支えていただいたお年寄りまでが理解できるようなやさしい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） ご指名でございますので、お答えいたします。

以前からと申し上げておりましたけれども、いずれにしても、病院の評価というのを、いいおか荘だとか道の駅だとか一緒にされては非常に困るのでありまして、黒字だ、赤字だというのは結果としてのことでありまして、これを表に出していただくのは本意ではありません。病院というのは社会的な共通資本の一つでありまして、住民の皆さんの安心・安全を守るためということでございます。

したがいまして、私どもは、病院を運営するに当たっては、医療の質を上げること、あるいは顧客あるいは患者様のと言い換えてもいいんですが、そういう視点で考えること、それから財務の視点で考えること、そしてさらに成長、学習、職員のそういう進歩といいますか、そういう視点で考えると、この四つの視点というのが、最近の経営学の話ではバランススコアカードというようなものを使ってやる方法がありますが、このバランスの上にやはり立って運営をしている次第であります。

したがって、その上に役割、ミッションというのがありまして、うちの病院の役割は何だというふうなことがまず第1番目に来て、それに基づいてそれに合った運営をしているのであります。したがって、財務の赤字、黒字というのはその一つにすぎません。

絶対黒字を出せというならば出せないことはありませんが、しかし、サービスの点、サービスを落とすことになるわけでありまして、それでもいいと、不採算部門をやらなくていいと、これを議会の皆さんあるいは市民の皆さんがそうおっしゃるならそれは簡単なことであります。しかしながら、そういうものを全てひっくるめて医療あるいは福祉の分野まで担おうと、こういうようなことでやってまいりました。

独法化になって何がいいかということではありますが、これがより企業として運営するのにガバナンス度強化というのがまず第1番目に挙げられるんだろうというふうに思います。公営企業全適というのは、一つにはそういう面で公共福祉のためのみならず、そういう企業としての財務的なことも独立してしっかりさせようと、こういうのが一つであります。さらにそれを進化した形にしたものが地方独立行政法人だと、このように思います。目標管理と もう一つ、適正な業務実績の評価、これは評価委員会がやります。それから、業績主義の人事管理と。

今だったらできるんじゃないかという話がありますが、完全な業績主義で給与体系を全適病院がやっているところは一つも結論としてありません。できないですよ。

それから、財務運営の弾力化、これは単年度、前からおっしゃるとおり単年度ではない複数年度の業績、それから積極的な情報公開、これも今度はさらに透明性というのが求められておりまして、これによって評価委員会、これは第三者機関がありますが、今よりさらに透明度が増すだろうと、こういうことによってきちんとした企業運営ができると、こういうふうに確信しております。

ただし、これは私は今の考えでありまして、どなたが理事長になるか分かりませんが、理事長の権限というのも今よりはそれだけ責任が増すと、こういうことについても同様になるだろうと、このように思っております。

以上が私の考えでありまして、これはしかしながら、実際は評価委員会を選任したりするのは首長、市長さんでありますので、市長さんがどのようなお考えでいらっしゃるかということではありますが、一般的には今より理事長の権限というのは増すし、責任も当然増すというようなことになると思われます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、病院事業についての（２）薬剤部の取り組み、それから（３）の職員採用の状況についてお答えさせていただきます。

国は地域の健康相談役として薬局・薬剤師の活用を推進するという方針への当院薬剤部の対応についてですが、現在、国では、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点づくりを推進することを目的といたしましたモデル事業を進めていると伺っております。

地域に密着した薬局・薬剤師が健康支援や相談を行いまして、地域住民の健康増進などに寄与していくことは、地域包括ケアを進める中、地域医療機関の一つとして重要なことではないかと考えております。また、病院薬剤部の役割といたしましては、入院された患者さんへの服薬指導や薬物治療の安全管理を適切に行うことではないかと考えております。

したがって、地域に立脚している薬局・薬剤師と病院薬剤部では、それぞれ期待された役割分担があると思いますので、今後は、退院される患者さんの支援などを通して地域とかわかってまいりたいと考えております。

次に、今後の薬剤部の規模についてですが、薬剤師につきましては、現在の人員を病棟業務や化学療法センター業務にシフトし、服薬指導や薬物治療の安全管理を重視した業務へと展開する予定としておりますので、人員につきましては現状のまま行くこととしております。

次に、職員の状況ですけれども、３月１日現在の附属施設を除いた病院の常勤職員、これは正規職員とフルタイムの臨時職員を加えた常勤職員数をお答えさせていただきます。３月１日現在で1,844人の職員がおります。

それで、４月１日の採用予定者は、退職が147名出ますので、採用予定は192名となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、市税の収納ということで、直近の徴収状況ということでありますけれども、市税の主なものの平成23年度と平成25年度を比較した収納額、収納率、収入未済額についてご説明をいたします。

初めに、個人市民税でありますけれども、平成23年度現年度分の収納率につきましては95.61%、平成25年度は96.22%で0.61ポイントの増となっております。

固定資産税ですが、平成23年度現年度分の収納率95.31%、平成25年度は96.75%で1.44ポイントの増となっております。

市税全体では、平成23年度現年度分の収納率は96.02%、平成25年度は96.96%ということで0.94ポイントの増となっております。

次に、収納額について、現年分、滞納繰越分を合わせた額で申し上げます。

個人市民税ですが、平成23年度が26億7,730万2,864円、平成25年度は29億476万9,095円で2億2,746万6,231円の増となっております。

固定資産税ですが、平成23年度が28億7,724万5,756円、平成25年度は28億258万2,089円で7,466万3,667円の減となっております。減につきましては、調定額の減によるものでございます。

市税全体でございますが、平成23年度は69億3,384万7,987円、平成25年度は71億6,140万7,824円で2億2,755万9,837円の増となっております。

次に、収入未済額、滞納額について申し上げます。

個人市民税ですが、平成23年度が5億709万9,857円、平成25年度は4億6,242万6,484円で4,467万3,373円の滞納額が縮減されました。

固定資産税ですが、平成23年度が7億2,126万4,840円、平成25年度は6億825万4,567円で1億1,301万273円の滞納額が縮減されました。

市税全体ですが、平成23年度が13億5,601万2,920円、平成25年度が11億7,599万458円で1億8,002万2,462円の滞納額が縮減されております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、大気汚染、PM2.5と水質に対する市民への情報提供と対策についてというご質問にお答えいたします。

初めに、大気汚染、PM2.5についてでございますが、PM2.5につきましては、千葉県によりまして県内を二つのブロックに分けまして、42か所で測定を行っております。

旭市は、九十九里・南房総のブロックに含まれておりまして、ブロック内では横芝光町、匝瑳市の測定局を含めた6か所におきまして測定が行われております。これによりまして、ブロック内で異常が出た場合には、市町村を通じて市民に注意喚起を行うこととなっております。

PM2.5の対策ということでございますが、これは旭市を超えた大きな枠組みとなりますので、現在、市では特に対策をとっておりませんが、さらに県と連携を密にし、情報提供に努めてまいります。

次に、水質の関係でございますが、こちらも千葉県におきまして毎月水質検査が行われ、その結果がホームページ等で公表されております。旭市の調査地点は、国道126号にかかる干潟大橋周辺でありまして、検査結果では水質は年々改善の傾向となっているところでございます。

また、対策につきましては、旭市及び新川流域の市・町・県などの関係機関が構成団体となります新川汚染防止対策協議会を設置しまして、新川の水質保全及び新川汚染防止対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、私のほうからは、4番の救急出動についてということで、（1）119番通報の対応、（2）で救急搬送の対応ということで、関連がございますので併せてお答えしたいと思います。

平成25年4月1日より119番通報の受信や出動指令、無線統制等の通信指令業務を「ちば消防共同指令センター」で共同運用しております。構成団体は、千葉市を含む千葉県北東部・南部の20消防本部です。最新の情報通信機器を配備し、指令業務の効率化を図っております。

旭市の平成26年中の119番受理件数は3,472件、内訳として携帯電話、固定電話、警察電話、駆付け通報等がありますが、中でも携帯電話からの通報が一番多く、全体の36%となる1,250件でありました。受理件数中、救急出動に係るものは2,210件です。

統計上、平成25年度の救急出動件数となりますが2,819件、搬送人員は2,691人です。前年の平成24年は、救急出動件数が2,818件、搬送人員は2,768人となります。主な出動内容は、急病が1,937件と一番多く、交通事故が357件、一般負傷、火災、自損行為、労働災害、加害、運動競技と続きます。その他として転院搬送等がございます。

搬送した患者さんの傷病程度は、軽症が1,511人、中等症が925人、重症が151人、死亡が104名です。軽症の中には緊急性がないと判断された人数も含まれております。

旭市消防本部の搬送先病院としては、旭中央病院が2,502件、田辺病院が35件、たむら記念病院、銚子市立病院、島田総合病院、匝瑳市民病院、成田赤十字病院、日本医科大学千葉北総病院等の管外病院が68件であります。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再質問、1項目め、病院事業について、（1）独立行政法人

化の考えについて再質問をいたします。

前定例会において、吉田病院事業管理者が、これだけの大病院の運営には公的なものの中にも自由に民間のアイデアを入れる経営がよいとありましたが、民間のアイデアとは具体的にどのようなものか。また、国の制度は今後2年から5年以内に大きく変わり、地方においては特に不利をこうむるとの答弁もありました。国の制度が大きく変わる点、具体的に何なのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 民間的なアイデアというものが需要だというふうな前の議会での答弁だということですが、まず民間的なアイデアというのは、やはり対外的なPRですか、今まで公的な病院というのはなかなかやっていることなど対外的に発信していかなかったということもありますけれども、広報活動などを積極的に行うことによって、住民の方々により病院のやっていること、それからやれること、そういったことを伝えていく。

それから、もう一つは、やはり今回の院外処方でもありますけれども、この間も市長のほうからお話しありましたけれども、できるだけ病院内で完結せず、民間ができるものについては民間にお願いして、地域の活性化を一緒になって図っていくと、そういったことが必要ではないかと考えております。

また、今後もし独立行政法人化などになれば、病院内のいろいろなところにより民間の病院的な、いわゆるもう少しユーティリティというか、そういったものを備えることもできるんじゃないかということを考えております。

それから、国の制度が2年から5年以内にいろいろ変化して不利をこうむるということにつきましては、今、地域医療構想というものを作りまして、それに基づく新しい改革プランを作っていくということになっておりますけれども、実際はなるべく病床数を削っていくというような考え方を国のほうで持っているということで、500床以上の大病院においてはいろいろな点で病床数を減らす、それから経営的にもいろいろな制限が加わるということも考えられますので、そういった点で今後、大病院、特に旭中央病院のような市民病院を兼ねた急性期の病院というのは苦しくなってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 独法化移行による大きな利点の一つに、医師の勤務や給与条件が柔軟に対応でき、医師の採用がしやすくなるということであるのであれば、市民に対し独法化を分

かりやすくご理解いただくため、当院の適正な医師数と独法化した場合に、現在の医師数からどれほど適正数に近づけるのかを、目標値でいいのでお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今の現時点では医師の数300と、今が260近くおりますので、300というふうに、これは現時点ではそういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 当院が地域医療を支える大病院として健全経営を維持していくには、独法化を慎重かつ速やかに実施することが最良の方法であると、幾ら僕が説明を繰り返しても限度がございます。今後は、地域住民や患者さんらに対して不安を与えることのないような、病院として丁寧に粘り強く移行への説明をしていただきたいと思います。その取り組みや計画があるようでしたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 独法化移行への説明は、これまでも市民への説明会、何回となく行ってきたわけでありましたが、いざそういった説明会をやるというときにはなれば、やはりそれだけ多くの人が集まらないというのが現実であります。そういったことも含めながら、広報あるいはまた特集版を発行しながら市民への理解度を深めていきたいと、そのように行政のほうは考えているところでありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目め、病院事業についての（2）薬剤部の取り組みについて再質問をいたします。

院外処方へ移行に当たり、今後、病院や診療所と保険薬局・薬剤師が患者さんの薬物療法にかかわる有害反応や服薬状況などについて、相互に連絡を取り合い、患者さんの薬物治療が安全に行われ有効性が担保できる、サポートする体制づくりが必要となると思います。その連携の橋渡しについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 連携、いわゆる病院薬剤部とそれから調剤薬局の連携体制のご質問でございますけれども、院外処方に移行した後、院外の調剤薬局に対して処方箋を発行

するわけですが、その際に一番重要な点は、調剤薬局が院外処方箋を受け取った際に行う処方内容の確認、いわゆる疑義照会だと思われます。

この対応につきましては、当然、病院は薬剤部が窓口となって調剤薬局との間でやりとりを行うわけですが、実際まだ当方、そういったことをやっておりませんので、現在他の病院の取り組みなどを参考にしながら適切な方法を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 病院や診療所と保険薬局・薬剤師の連携についてですが、一方通行ではなくて双方向で患者さんの薬物療法の成功を主目的に行っていただきたいと思います。

それから、先ほど質問した薬薬連携のほかに、医師が直接保険薬局・薬剤師と連携する場合も想定されますが、それらの取り組みについて伺いたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 薬薬連携というお話、それからそれだけではなくて医師と調剤薬局との連携についてのご質問でございますけれども、これまで薬剤部は院外処方もやっておりませんで、旭市の薬剤師会にも参加しておりませんでした。このたびの院外処方を機に、旭市薬剤師会との交流を活発にしております、実際のところ、ファクシミリの設置とかそういった問題に関しましていろいろな意見交換をしてきておるところであります。今後も密接な関係を築き、スムーズに院外処方ができるようにしてまいりたいと考えています。

それから、医師と調剤薬局の関係でございますけれども、先ほど申しましたとおり、基本的な対外的な窓口は薬剤部が窓口になることでより円滑なやりとりができるのではないかと考えておりますので、現状では当院の医師が直接調剤薬局とやりとりするという場合につきましては、ちょっとまだ想定しているところではございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 近年の国の医薬品政策や消費増税により、院内処方を続けるには経営面で極めて厳しい状況になるとのことですが、しかし一部は院内処方を残し、薬剤師も現状のまま維持していくようです。金額的にはどの程度を残すのか、また一部残る薬品費での薬価差益をどのように推移するものか、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 院内処方を残すものにつきましては、前々からご説明してございますけれども、いわゆる抗がん剤とかそれから抗ウイルス剤等の限定された薬、これらはまだ周辺の調剤薬局で扱うことがなかなか難しいのではないかというふうな判断のもと、それらを残すというふうに考えております。

薬剤師を残すのは、そういった院内処方を行う一部の薬のためにということではなく、薬剤師につきましては、基本的には先ほど申しましたけれども、院内のいろいろな業務を、いわゆる病棟での業務や外来化学療法とかそういったものの業務を行うために移行させるというものでございます。

今後の薬価差益につきましては、たび重なる薬価の改定ですとか、ジェネリック医薬品の採用増などによりまして、当然減少していくものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目め、病院事業について、（3）の職員採用の取り組みについて再質問をいたします。

院外処方へ移行が行われますが、当院の薬剤師について直近3か年の推移と、今後とも必要とする薬剤師について具体的な人数の考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 直近3か年の薬剤師の推移とこれからの目標数ということでございますけれども、直近3か年の4月1日現在の薬剤部所属の薬剤師の推移でございますけれども、平成24年が60人、平成25年度が58人、平成26年度が58人でございます。今年4月1日の薬剤部薬剤師の見込み数は55人となっております。

目標数でございますけれども、先ほど申しましたとおり、今後ともこの55人程度は維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 平成27年度の病院事業会計予算において、看護師確保対策として看護補助員の派遣採用40名が委託費として計上してありますが、平成28年度以降は看護補助員をどの程度採用していくのか、また看護補助員の採用により業務にどのような影響があるのかを

お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在進めている看護補助員の28年度以降はどうか、それからこういう採用が看護師の業務にどういう影響を与えるのかといったご質問ですけれども、基本的に現在進めております看護補助員40名増員という取り組みにつきましては、今病棟が21ございまして、大体そこに2人ぐらいずつ配置していこうということで40名ということを考えておりますので、実際、具体的な人数につきましてはこれから採用、今も採用を続けておりますけれども、看護師の数ですとか、それから業務の見直しなどを見ながら調整していくことになります。

したがいまして、28年度以降につきましても、それらを検討して、必要であれば採用しますし、看護師の採用等が順調に進めばそれらにつきましては減らしていくといったような形で調整していくということになると思います。

それから、業務の改善につきましては、やはり昼間、夜間を問わず看護師の業務といたしましては、現在、先週のお答えでも、今ぎりぎりのところの看護師数を維持しているという形になっておりますので、非常に看護師たちがオーバーワークになってきているのも事実でございます。そういった点で、いわゆる専門的な知識を持たない看護補助員であってもできるような仕事、例えばベッドメイキングですとか、それからいろいろな部屋の中の整理整頓ですとか、それからおむつの交換ですとか、そういったものについては、現在看護師が行っているものにつきましてもできるだけ看護補助員の方をお願いするような形をいたしまして、看護師たちには従来の専門的な知識を持った看護師としての仕事をやっていただくというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） この看護補助員は直接雇用ではなく、なぜ人材派遣での採用にしたのか、また派遣採用者に対していずれ直接雇用に切り替える等の契約についてお伺いをいたします。また、病院事業全体で人材派遣採用等の枠、これの拡張についての考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　まず最初の、第1点の派遣職員というか、看護補助員などをなぜ派遣で採用しているのかというご質問ですけれども、これにつきましては、先ほども申しましたけれども、今後の業務の見直しですとか、看護師の採用数によって柔軟に対応できるように派遣ということで採用しているところであります。

それから、こういう方々を正規の雇用へ移行する考えはどうかというご質問でございますけれども、それについては今のところ考えておりません。

それから、全体で人材採用の枠の拡大ということですが、これにつきましては、当面必要な業種については増員を考えていくわけですが、今のところ医師、看護師それからその他のいわゆる医療スタッフ、そういったものについては専門職として必要な分野については必要な人数を確保するというので、ちょっと人数的に何名ぐらいというのは言えませんが、基本的には採用していく考えであります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎）　林晴道議員。

○1番（林　晴道）　続いて、2項目めの市税収納について、徴収の状況について再質問に移ります。

年々徴収率が上がっていて滞納率は減少しておりますが、これはどのような取り組みを行っているのか。夜間・休日納付窓口を開催し徴収率の向上に有効であるように聞きますが、直近3か年の実績と近隣自治体の状況をお伺いいたします。

また、納税貯蓄組合へ補助金を交付しておりますが、その役割や活動状況、組合員数についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則）　それでは、徴収率の向上のための取り組みということでありまして、初めに徴収対策につきましては、負担の公平性、自主財源の確保の観点から大きく次のような対策を強化しております。

1点目としましては、滞納処分の強化、預金や保険、給与また不動産など財産調査を徹底し、負担能力のある滞納者が納税に応じない場合には差し押さえを行います。以前から行っていることでありますけれども、調査を徹底することで財産の発見等につながっております。差し押さえ件数でありますけれども、23年度が209件、24年度が410件、25年度が780件と年々増えております。

2点目ですが、現年分の収納率の向上としまして、新たな滞納を発生させないよう現年分の収納率向上に取り組んでおります。具体的には、口座振替の推進に力を入れておりまして、市役所でキャッシュカードにより申込手続きができるペイジーという仕組みがございます。それを取り入れまして、平成27年1月末現在で新たに228件の申し込みがございました。また、あさピーのオリジナルLEDライトを作成し、口座振替キャンペーンを実施したり、さらにあさピーをデザインとしたご当地ナンバー、それも作成しまして、納税の意識高揚に努めております。また、電話催告なども随時行っております。

3点目としまして、納付機会の拡大としまして、コンビニエンスストアからの納付、それから休日・夜間納付窓口の開設などを行っております。コンビニ収納につきましては、市税、国保税の納付額につきまして、平成23年度が5億3,866万5,087円で全体の7.7%、平成25年度を見ますと7億6,272万9,093円で全体の11.0%と、コンビニ納付も増えております。

続きまして、休日・夜間窓口の状況でございますけれども、夜間窓口は月2回、休日窓口は月1回開催しております。取り扱いの額でございますが、国保税を合わせまして平成23年度が4,665万2,771円、平成25年度が5,225万7,693円ということで、こちらも増加をしております。

近隣の状況でございますけれども、25年度の実績で見ますと、銚子市は休日が午前中のみ月2回、夜間が週1回、税の取り扱いが405万円、匝瑳市は休日が午前中のみで週1回、夜間が月1回、取扱額は1,689万円となっております。

続きまして、納税貯蓄組合の補助金でございますけれども、納税貯蓄組合相互の連絡調整、納税啓発活動などを行う旭市納税貯蓄組合連合会に対しまして、予算の範囲内で交付しております。平成26年度につきましては40万円で、平成27年度においても同額を計上させていただいております。また、単位組合につきましては、組合員への納税通知書の配布をお願いしておりまして、その他事務費を交付しております。

組合員数でございますが、平成26年度当初で76組合、3,706人となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 滞納処分の強化に努めていただき、ペイジー口座振替受付サービスの導入など、収税に取り組む職員の日夜の努力により着実に収納状況がよくなっているようです。今年度の市税徴収率の見通しと、今後新たな取り組みがありましたら伺いをいたします。

また、納税貯蓄組合においては、本年の所期の目的は達成していただいたように思います。

合併前の旧 3 町ではなく、旧旭市の一部の地域に組合があり、そこに今後も交付を行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、初めに、今年度の収納率の見通しという質問でございますが、消費税の増税、景気の回復感が感じられないなど、納税環境につきましては大変厳しい状況であると受け止めております。現年度分につきましては、前年並みが今のところ確保できるのではないかなという状況であります。滞納繰越分につきましては前年度を上回るということで、滞納繰り越しと現年を合わせますと前年をクリアできる見通しでございます。

今後の新たな取り組みということでございますけれども、今まで以上に預貯金、保険、給与、不動産等の財産調査に力を入れまして滞納処理を行っていきたいと考えております。

また、納税組合につきましては、旧旭市地域だけの組織として納税に対しましてご協力をいただいております。組合全体の収納率につきましても、全体と比較しますと若干上回っておるような効果も表れております。また、反面、毎年組合数が減少しておりまして、組合長の選出等に苦慮しているというよう問題も生じてきております。今後につきましては、アンケート調査等により、各単位組合の活動の状況を把握いたした上で今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1 番（林 晴道） 現在、確定申告の時期であり、この申告によって平成27年度の市民税が課税されます。年度末を迎え、徴収率の向上に努力されているものと思いますが、今年度の目標数値をお伺いいたします。

収税の多様化に対応し、着実に収納状況がよくなっている中、76組合、3,706人ですか、納税貯蓄組合員に対して、先ほども言いましたが、僕は本来の目的を達成いただいたように思いますので、組合員の気持ちやきずなを損なうことがないような検討、対応していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、今年度の目標というような形ですけれども、先ほども回

答いたしましたように、状況的には環境が大変厳しくなっておりますが、現年度分、滞納繰越分につきましても、25年度の実績を上回る目標で5月まで頑張ってまいりたいと思います。

それから、納税組合ですが、やはり組織というもので長年ずっとやってきていただいておりますので、そういう今までの経緯を踏まえまして、納税組合連合会の役員さんと相談した中で、組合の状況をなるべく細かく把握した中で今後の状況、方向性を見出していきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、3項目め、環境問題について、汚染状況と対策についての再質問に移ります。

本市を流れる川においての水質検査の状況と、それから新川汚染防止対策協議会ですか、これの主な活動実績、また小規模不法投棄、ここではごみのポイ捨ての現状とその対策についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、市内の河川の水質検査の状況、それから新川汚染防止対策協議会の活動、小規模の不法投棄、ポイ捨ての状況とそれらの対策についてというご質問でございます。

初めに、市内河川の水質検査でございますが、新川及びその支流に18の検査箇所を定めまして、毎年水質検査を行い状況把握に努めております。検査項目といたしましては、環境基準に定められておりますpH、それとBOD、SS、DOなどで、調査地点で若干のばらつきはございますが、ほぼ基準以下という状況でございます。

次に、新川汚染防止対策協議会の活動でございますが、水質検査以外の事業といたしましては、新川沿線の地元区や水質モニターにより、1年を通じましてパトロール、新川の清掃作業、不法投棄の通報などをしていただいているところでございます。

次に、ポイ捨て、小規模なものでございますが、こちらにつきましては、後を絶たない状況というのが現状でございます。不法投棄の多い場所、その対策でございますが、パトロールを重点的に実施したりですとか、不法投棄防止の看板を立てるなどいたしまして防止を図っていると、そういう状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ごみのポイ捨て、これに対する取り組みですが、ポイ捨てが多い場所の対策としてパトロールを重点的に実施しても後を絶たない状況であるならば、今後も効果は見込めないものと思いますので、それに代わり、ごみの撤去を目的とする新たな対策が必要と思いますが、お伺いをいたします。

また、看板を立てるなどしているとのことでしたが、その看板に関して、立てる経緯、これや設置方法と設置場所や枚数など、またその効果がどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ご質問の不法投棄、撤去に対する新たな対策ということと、何点かご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

新たな対策ということでございますが、これにつきましては、現状では特にはこれをというのは決めてはございませんけれども、現状取り組んでいる対策をさらに充実させていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、看板の設置の経緯でございますが、こちらにつきましては、市民からの要請や不法投棄監視員からの通報によって看板を設置しております。

設置の方法につきましては、設置場所が公共用地の場合には市において看板を設置しております。これが私有地の場合には、土地所有者等に市が提供する看板を設置していただいておりますのでございます。

次に、看板の設置枚数というご質問ですが、これはこれまでに配布した枚数、こちらは把握できているんですが、看板は壊れてしまったりとか、なくなるというケースもございますので、現在設置している数は把握できておりませんので、ここ5年間ぐらいで市民の皆様などへお配りしました数でお答えをさせていただきます。これはちょっと地区別ということで回答させていただきます。旭地区が300枚、海上地区、こちらが75枚、飯岡地区60枚、干潟地区32枚、合計で467枚でございます。

その効果ということでございますが、特に明確なようなものはございませんけれども、看板を設置した場所では不法投棄が減った、また看板を立てると効果があるというお話は何ってございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ごみのポイ捨て防止看板の設置において、その看板自体がもう古くて倒れていたり、そのもの自体がごみのような感じになっているところがあるんですよ。ここは不法投棄が減ったことや効果があるという話であるならば、これは市が設置に積極的に関与し、常に防止看板の設置場所や枚数等を管理、検討することが望ましいと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 看板の管理についてと、市がやったほうがいいんじゃないかというご質問でございますが、現状の対策としては不法投棄監視員、シルバー人材センターによるパトロールですか、それと先ほども回答させていただきました新川汚染防止対策協議会での取り組み等の対策を実施しているところでございます。こちら、また市だけではなく、さまざまな視点で見ていくという監視体制が必要でございますので、これからも継続をさせていただくと。

看板につきましても、先ほどのお答えとちょっと重複しますが、公共用地は市でやっていくという方向でございます。また、私有地につきましては、所有者等が自ら設置して管理していただくと、そういうことが不法投棄の監視、さらには防止対策につながっていくのではないかと考えております。今後も関係機関、ボランティア団体等々、連携をとるとともに、市と市民が一体となりまして不法投棄の防止活動に取り組んでいくと、こういうことが重要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目めの救急出動について、（1）119番通報の対応について再質問をいたします。

それでは、救急自動車による現場到着所要時間と現場での救命処置時間、それから119番通報から医療機関等への収容所要時間を、全国や県の平均などと併せてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、旭市では通報から現場到着時間が平均8.6分、現場活動時間が11.4分、病院到着時間は28.6分であります。前年、平成24年は、現場到着時間が8.5分、現場活動時間が10.4分、病院到着時間は27.5分です。病院到着後は、実施した処置や観察内

容を搬送確認書により申し送ります。

総務省消防庁発表の消防白書によりますと、平成25年中の救急車の現場到着時間は全国平均が8.5分、病院収容時間が39.3分です。千葉県では、平成24年中の病院収容時間は平均43.7分です。救急出動件数の増加や応急処置に要する時間の増加により、病院収容時間は延伸傾向にあるようです。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現場での救命処置の時間が延びる傾向にありますので、ここで夫婦共働きの知人が朝仕事に出かけた後の家で、おじいさんの具合が悪くなり、中学生の孫が119番通報したときの話です。

救急車が現場に到着後、救命処置に入り、一方、通報した孫に対して、通報に至る経緯やおじいさんの状態、最近の状況等を細かく聞いたようで、搬送開始に大変な時間を要したように感じたようです。中学生の孫は、話が長く、なぜ直ちに出発してくれないのかと非常に不安になったようでした。

この状況は救命処置のための時間であるのか、それとも実施した処置や観察内容を申し送る搬送確認書が救命に重要で作成に時間を要したのか、現場での救命処置と搬送確認書作成の優先時間の関係についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 平成3年に救急救命士制度が確立され、国が定める救急救命士が行える救急救命処置の範囲拡大、より高度な処置ができる認定救急救命士の増員に伴い、現場から病院までに行うべき救命処置が拡大しています。

呼吸や心臓の動きが停止している患者さんに対して点滴、薬液投与、チューブ状の器具を使用した気道管理のほかに、平成26年4月1日からは、医療従事者しか行えなかった処置、意識障害がある傷病者に対し血糖値の測定、ブドウ糖溶液の投与等が現場で行えることになりました。このような病院前救護としてできる処置を実施した場合、現場滞在時間は延びることになります。

しかし、これは患者さんの症状の緩和や病院到着後の予後にもかかわるものと思われます。また、搬送確認書の記入内容は、傷病者情報を詳細に搬送先病院へ伝え、受け入れ準備をしてもらえることで、病院到着後直ちに処置や検査が行えることとなります。現状処置後、収容し車内で記入していますが、関係者が救急車に同乗できないとき、この場合は現場で詳細

にお聞きする場合があります。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 中学生になるお孫さんなんですが、やはり自分の返答、回答がよくないから救急車が出発してくれないんじゃないかというようなことで、相当な不安があったそうですね。それからあと、小学校から続けてきた皆勤がここで終わりになってしまったと、そういう親御さんも申ししておりました。その辺、1分1秒を争う救急なものでなかなか対応のほうは厳しいかと思うんですが、親御さんは誇らしくお孫さんのことを思われるんじゃないかなと思いますけれども、一言ちょっと申し伝えたいなというふうに思います。

それから、119番通報から医療機関等収容所要時間においては、県内平均所要時間43.7分のところ、本市平均所要時間は29.6分と県下断トツのトップであり、これは消防本部の日ごろの訓練と旭中央病院の全症受け入れ体制により、市民の多くの命が救われてきているものと感謝いたすところであります。

しかし、医療機関に収容するまでの時間はこれも伸びる傾向にあり、現場での救命処置の高度化もありますが、救急搬送人員の増加が要因の一つにあり、出動の半数は結果的に軽症と判断される不要不急の事案のようです。緊急性の高い事案に効率的に出動することでより多くの命が救われるものと思うので、その対応についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 救急出動件数の増加や救急対応時間が長くなりますと、同じ地区で事後に救急要請があった場合、最寄りの救急隊が対応できずに緊急に医療機関に搬送しなければならない患者さんにとって非常に不利益となります。

そういったことを回避するため、症状は軽微だが交通手段がないといった場合や、定期的な通院等においてタクシー代わりに救急車を常用することは控えていただくということを市民にご理解いただくため、救急車の適正利用について広報紙や講習会等で啓蒙しております。またさらに、救急隊員の知識、技術も併せて向上させていきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目め、救急出動について、（2）の救急搬送の対応について再質問に移ります。

旭消防本部が救急搬送先として旭中央病院がその大半、搬送されているようでした。このことにより市民の多くの命が救われています。

そこで、当院の救急自動車による受け入れ件数、そのうち本市消防本部からの受け入れ比率と、分かりましたら入院等の患者数や、その内訳として一次救急、二次救急、三次救急等の状況をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 23年から25年にかけての救急車搬送による受け入れ人数ですが、23年が救急車が6,420人、24年度が6,035人、25年度5,992人となっており、毎年若干ずつ減ってきております。

それから、救急車搬送受け入れのうち旭消防本部からの受け入れ人数及び受け入れ率ですが、平成23年が2,773人で43%、平成24年度が2,673人で44%、平成25年度が2,513人で42%となっており、これも若干ですが、減少しております。

それで、救急車で搬送された、先ほど申しました25年度で5,992人のうち2,593人が入院しております。5,992人の内訳ですが、いわゆる軽症の方が3,389人、それから入院等が必要、いわゆる時間外選定療養の対象にならないような患者の方が、二次と称してはいますが、1,549人、それからICUなどに入院する必要性がある三次、いわゆる救急救命算定料というんですか、こちらを救急救命車の算定料をもらえる三次の患者さんが1,054人というふうになっております。

なお、旭消防からの受け入れの内訳は手元に持っておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、病院の救急搬送について、救急自動車等の出動状況と近年の傾向ですか、その辺が分かりましたらお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、事務部長のほうから報告がありましたけれども、26年度につきましてはまた救急車の搬送が増えてまいりました。それから、旭消防からは直近で大体94%の患者さんはうちの病院に来ていらっしゃる。ちなみに、二次医療圏全体でも約半分の銚子市、香取市等ですかね、二次医療圏の消防署管内でも約半分の救急患者さんがうちのほうにいらしている、こういう状況であります。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 26年度につきまして私がちょっと足らなかった分を、今事業管理者のほうから付け足していただきました。

質問の新生児救急車の出動状況、それから成人用として持っております救急車、うちのほうで2台持っておるわけなんですけれども、その25年度の出動状況ですけれども、新生児のほうは54件出動しております。それから、成人用の一般のほうの救急車ですけれども、238件出動しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、最後に、救急搬送路ですか、それについて質問いたしますが、以前、旭中央病院またはアクセス道への案内標識、いわゆる誘導看板設置について質問いたしましたが、その答弁として、市街地を通過しないでアクセス道まで誘導できるような標識の設置について、関係部局と協議をしまいたいとの答弁をいただきました。いまだ何も改善されておられません。

どれほどの多額の予算を投じて、道路整備が行われても、利用者が少なく市街地の混雑解消につながっている状況じゃありません。救急搬送の対応はもとより、市民の利便性を考え、早期実施を強く希望いたしますが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

これで最後の質問にさせていただきます。分かりやすい答弁をありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 1年前の一般質問でございましたが、その後、国道・県道の管理者であります千葉県、それと実際に搬送されます病院、それと搬送を受けております消防本部等々との連携を協議してまいりました。

しかしながら、アクセス道路に関しましては、本来、広域農道からの導入、流入を目指しております。まだその先は用地買収の交渉中でございますので、国道から広域農道までの工事の際には、新たな通常の案内標識板というものを設置する予定であります。それと、国道から病院の駐車場までの間には既に案内標識を設置してございます。

さらに、道路管理者の区分でございます。この辺の海匠土木事務所が管理します区間につきましては、現在新たな設置予定はございません。しかしながら、今後新たな設置もしくは既存の看板の敷設替え等に対しましては、改めて中央病院というようなものを入れていただきたいというような要望を出してございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（景山岩三郎） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 議席番号17番、滑川公英。

平成27年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

11日には東日本大震災から丸4年を迎えようとしています。亡くなられた旭市の16名を含め多くの方々に謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

大きく分けて二つ質問いたします。皆様お疲れでしょうが、よろしく願いいたします。

1番として、旭市の特区構想について。

特区構想については、平成20年ごろ前市長から旭中央病院を核とした医療特区構想が打ち出され、検討委員会が設けられましたが、その委員会が発足と同時に経営検討委員会となり、総務省の示した公立病院改革ガイドラインの一部適用、全部適用、地方独立行政法人化、民間委託、売却の方針を一足飛びに地方独法化を抜かして民間委託の経営に変えようとしたが、議会、市民の理解、合意を得られず、病院側は今日まで全部適用で経営してきました。

今回、地方独法化の議案が提出されています。中央病院が最初持ち出した特区は、2002年に小泉内閣が創設した構造改革特別区域で、目的は地域経済の活性化を図るもので、2013年5月までに1,197件が認定されています。

このほかに、東日本大震災の被災自治体で雇用、住宅、まちづくりなどの特別措置を設け

る復興特別区域制度が運用されております。多分、旭市も適用されていると思います。

国家戦略特区は第2次安倍内閣が進める新しい経済特別区域構想として、地域を限定した大胆な規制緩和、民間投資を引き出す税制面の優遇等で、都市再生、まちづくり、教育、雇用、医療、農業、その他があり、6地域が昨年12月までに指定されております。アベノミクスの第三の矢として岩盤規制改革の先兵のポジションとされております。行政は特区申請構想があるのか、お尋ねします。

1番として、医療特区について。

旭中央病院を核とした医療関連企業の誘致とか病院規制緩和について、市長はどのように考えておるのでしょうか。

2番目として、農業特区について。

昨年4月より、農業振興地域内の除外申請は500平米以内を除いてほとんど凍結状態となっております。これは、昨年8月から18年間にわたり除外申請凍結の影響です。大利根用水事業が国が37億円投入のための簡単に言うと担保です。もともと千葉県は、関東の中でも一番除外申請に厳しいそうです。

旭市は、食の郷・医療の郷・交流の郷の三郷構想を行政理念に掲げております。昨年一般質問で、土地利用については農業特区を検討すると市長は発言しております。中央病院、道の駅周辺の土地利用についてすぐにでも需要が発生するものと想定されますが、地域限定の特区ないしは旭市全域の特区申請でもすべきだと思いますが、市長はどのようにお考えなのでしょうか。

2番として、長熊釣堀センターについて。

昨年、長熊釣堀センターについて質問したその後、長熊の利用者から、現状は旭市で管理していたほうがよい、今のほうが悪いとのことでした。入場者数が減少している面を捉えますと、結果が全てです。長熊のホームページを見ますと、旭市が管理していたときよりよくできていると思いますが、民間委託前の行政の年間運営費、年4回、7トンのヘラブナ放流金額、株式会社ハウスビルシステムへの年間管理料は、管理会社の雇用は何人で、市外か市内かお示し願いたいと思います。

1番目の質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから特区構想について、医療特区ということについて特にお答えをしたいと思います。

議員もご案内のように、私ども旭市にとって旭中央病院は宝とも言える病院であります。市といたしましても、旭中央病院を核としたまちづくりを考えてきたところでもあります。

そして、今般、地方創生の総合戦略が内閣において決定され、その中において小さな拠点の形成という考え方が示されました。医療・介護に特化した拠点づくりに関しても、その類型として例示されたところでもあります。

そこで、旭中央病院周辺地区における医療を核とした拠点の形成について検討をしているところでもあります。これは、国が提唱する地域包括ケアシステムの構築にも役立つものと考えております。

道の駅のオープンも見据え、これも含めながら医療・交流・食の三郷構想として捉え進めていきたいと考えております。なお、この構想については、国の地方創生先行型交付金を活用しながら研究していきたいと思っているところでもあります。

また、この構想を進めていく間に、法の規制等の障害が見えてきた場合には、議員のおっしゃる医療特区の認定などについても視野に入れていくこととなるかと考えております。

いずれにしましても、特区申請ということは非常に国の認定が必要なわけでありまして、特に土地利用、農振法、そういったものの岩盤規制を何とかして突破していけるような、そんなようなことをこれから頑張っていきたいと、そのように思っているところでもあります。

議員の皆さん方にもいろんな面でこの規制緩和、そういったものでこれからこの旭市のまちづくりに資していきたいと考えておりますので、よろしくご支援をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より、（２）農業特区について回答させていただきます。

農業特区につきましては、全国各地の取り組みを確認させていただきました。特区の内容につきましては、農業等の規制緩和による改革で農業の担い手確保や産業競争力の強化によりまして地域経済の活性化につなげるためのさまざまな取り組みを行っております。具体的には、農業生産法人の要件緩和ですとか、企業参入のための要件緩和、農地取得の際の下限

面積要件の緩和、農家レストランを活用した6次産業化の促進に関する内容が多く見られます。

先ほど言われましたように、全国、特区を指定されている地域の中では、農業については2地区ありまして、兵庫県の養父市と新潟市、こちらが指定されている状況であります。

旭市につきましては、農地も広大でありまして、基幹産業でありますので、農業の活性化には何が必要なのか、他の市町村の事例を参考にして、旭市の内容に合った特区とは何かを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、長熊の釣堀センターにつきまして、議員から幾つか現在の状況につきましてご質問いただきました。

最初に、運営費でございます。

指定管理者制度を平成25年度から導入をいたしまして、昨年の決算で指定管理者のほうから上がってきました運営費、この経費につきましては1,672万6,515円、そういう数字が上がってきております。

指定管理に入ります、市が直営でやっておりました23年当時の資料ですと、当時は維持管理費、修理もあったという、そういうようなことで比較にはならないかと思えますけれども、市が運営していたときには1,906万円、こういう数字が手元でございます。

あと、ヘラブナの放流でございます。それぞれ7トン放流をしております。市が管理しておりましたときには588万円ということでございます。昨年、指定管理の業者さんの金額は551万円、約37万円減っているという、そういう数字をいただいております。

あと、管理人の数でございます。現在4名で、それぞれサイクルを持って管理をいただいております。4名の内訳としましては、市内が2名、市外が2名ということになっております。

以上で、すみません。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

医療特区については、市長はやると。受けるほうはどうでも、とにかくやってみなくちゃ分からないので、ぜひやっていただきたいと思います。

それで、今医療特区の中で、国としては社会保障費用の抑制ということでぜひ医療が

見直されていますよね。それで、自宅で臨終を迎えるというのは、本当は我々は誰でも望んでいることだと思いますが、現実には厳しいものがあります。

訪問看護ステーションの指定基準の概要は、人員基準で保健師、看護師、準看護師で2.5人以上となっております。医療の郷を標榜して、なおかつ在宅介護で自宅で臨終を迎えられるような条件を整えるには、やはりこの訪問看護ステーションをもっと小人数でもオープンできるように規制緩和に手を挙げていただきたいと思います。

このことにつきましては、宮城とかそれから岩手ではさんざんやって、1年間だけ1人でも訪問看護をやりましたけれども、1年間だけで即解除されたと、どうにかならないかと、そういう声もだいぶ聞いております。そういうことであれば、やはり旭市として医療特区に申請するのであれば、やはり訪問看護ステーションの、もっと誰でも看護師1人でもできるような岩盤規制を解いていただきたいと思いますよ。

それと、今中央病院も大変看護師不足で一生懸命やっていると思います。何とか足りるみたいですが、このことにつきましても、外国人看護師の導入につきまして特区構想はいかがなものでしょうか、ぜひ市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、今地方創生の先行型交付金、補正予算でも近々お願いをするところでありますけれども、国から来る先行型の交付金があります。その中で中央病院を核とした地域産業、そういった部分でのにぎわい、そしてまた安全・安心な介護・看護、そういったものを全て包括した計画を今、研究したいと、そういうような状況でいるところでありますので、これからそういった部分でコンサルなどと意見交換をしながら、新たなそういった特区申請が出せるものかどうかという部分も含めて研究していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今先ほども言いましたように、地方独法化の議案が出ておりますけれども、どこの地方独法をした地域を見ましても、事業管理者と市長が信念を持ってやればできないことはないと思うんですね。

それで、前回でも、先ほど言いましたように、たった1年で4月に委員会がオープンして、その次の3月には議題に出そうとしたじゃないですか。これだけの熱意を持っていればできないことはないと思うので、吉田事業管理者も明智市長も含めて、やるのであれば早くやっ

ていただきたいと思います。

そうでないと、旭市が医療のために、大変簡単にいうと、ほかの議員の皆様にも懸念を持っている方もたくさんあるので、そういうことを排除するためにも、やるのであればもう強烈に突き進むしかないんじゃないかと思います。ある程度の合意形成はできているわけですから、どう思いますか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、旭市の今後、そういった部分では貴重な病院であります。そういったものを含めながら、特区申請をすれば解決できるのかどうか、これはあくまで国の認可ということでありますので、特区申請に準ずるような構想ができるのかどうかという部分も含めてこれから研究していくところであります。

一足飛びに信念を持ってやればというようなことでありますけれども、国の基準である程度を決めるわけでありますので、我々が一生懸命やっても、国がここではちょっと特区は無理だよというようなことであればそれはそれまででありますので、そういった方向でなるべく旭市の将来、そういったものをあそこの病院を中心にした部分でできるのかどうかということを確認しながら研究して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先日の新聞報道によりますと、薬局の独立経営であれば、院内薬局を認める方向で政府の規制改革会議は話を進めているそうです。

先日の答弁でも、中央病院の患者様は70%が院内で処方してもらいたいと。院内というより病院外で薬をとりたいというのが本当だと思うので、その辺のことにつきましてぜひ経営の中で、今まで渡していたところがあくわけですから、それを例えば院外薬局の、調剤薬局の方にリースするとかで、患者さんの一番とりやすい、待っていても大丈夫な、雨風のかからないようなことを考えるのも経営者の考えではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、議員がお話しした規制改革のほうで、規制改革委員会でしたか、院内というか敷地内での薬局の開設を認めたらどうかというようなことが言われているということについては、新聞報道などを通じて私どもも了解しているところでございます。

けれども、実際のところ、まだそういう話があるというだけでございまして、特に今すぐ開設することはちょっと不可能でありますので、またそういうふうなものが実際に現実化された場合に、またそのスペースが実際とれるかということなど併せて検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、そのように政府が出した場合にはその辺のことも、院外薬局は10月オープンという予定でありますけれども、その前に検討ができればぜひ患者様の安心・安全のためにもそういうことはいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目ですけれども、長熊の話ですけれども……

○議長（景山岩三郎） 農業はいいですか。

○17番（滑川公英） ああ、いいです。お願いしますということです。

先ほど戦略特区について課長のほうから答弁をいただきました。政府は地方分権改革ということで、自治体が求めた中央省庁の事務535件の権限移譲と規制緩和のうち6割の341件を実現するため、今国会に提出、成立させるつもりですと書いてあります。これは安倍内閣の地方創生の一環でありますから、必ずやできると思います。

東総地区唯一の生き残れる自治体であれば、このチャンスにやはり手を挙げて、ほかの地域より早く農業特区を作っていただきまして、土地についてはぜひ中央病院にも、道の駅についてもフリーハンドでできるような政策を進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英委員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 農業特区構想ということであります。

農業特区、農業を振興するための特区ということでいろいろ考えていきたいと思います。先ほど、全国で6地区行われているということでちょっと調べましたところ、いろいろな形で行われております。その中で、特区の市単独で行われているというのは6地区中3地区が市単独で行われております。そのほかは、大きな県内全域ですとか、関西圏、東京圏ですとか、そういう大きな地区でも採用されていると聞いております。

ですので、この地域、香取・海匝地域、農業が基幹産業でありますので、ちょっと大きな

地区も考えながら旭市にとって何がいいのか、旭市の農業特区について何がいいのか今後考えていきたいと、研究したいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） いろいろあるでしょうけれども、先ほど言いましたように、一番の問題は開発ができない問題なんです。窓口が凍結されているわけでしょう。実際には除外申請が通らないというのが現状なんですからね。これを通していただけるような特区申請をするというのは当たり前じゃないですか。中央病院の周りも道の駅の周りも何もできませんよ。行政がやれば別ですよ。民間ではできるわけじゃないですよ。

それを潰すには、やはり特区申請して通してもらい、それだけの努力をしてもらうことなんです。いや、出したから、通らないからいいよじゃないでしょう。18年ももうこれから農振を除外できないんですよ、行政がやらない限りは。こんないいかげんな話ないでしょう。市有財産の指定するわけですからね。ですから、特区申請をして、農業用地についても産業活性化のために、ないしは商売をしたい人のためにフリーハンドにするのが行政の役目じゃないですか。規制をするために行政があるわけではないでしょう。そのために安倍内閣は岩盤規制を突破しなくちゃしょうがないと、その突破の先端にいるのが特区構想ですよ。

職員の皆さんも全部分かっていると思いますよ。これはやってもらわなくちゃ駄目なんです。県会議員、国会議員を使ってでも、何としてでも、旭中央病院の周辺ないしは道の駅の周辺、そのほかに道路の周辺、126号でも広域農道でもそうですよ。ほとんどのところが全部農振ですよ。これじゃ商売にならないでしょう。これ以上の発展は見込めないですよ。それをやっていただくのが行政だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 先ほども申し上げましたように、農業特区につきましては農業を振興するための規制緩和、こちらを提案するということですから、特区として農振の除外案件に対応というのはちょっと難しいというふうに捉えております。

ですので、国営大和川の土地改良事業、この除外案件につきましては、転用要件を満たすと思われる案件について農振、関係法令に基づき国営事務所、土地改良に同意していただけるように協議してまいりたいと思っております。

また、特区に関しましてはいろいろ研究させていただきまして進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、農水産からお願いしたって絶対通るわけではないから、私は言っているんですよ。農林省も規制ばっかりしている、県もしているから、特区構想の中で農振除外も一つの例でしょうと。

だから、兵庫県の養父市だって、農業委員会を通さないで地方自治体がオーケーになれば農振除外もできるわけですよ。なぜほかのところでできて、多分旭市が出しても駄目だろうなんては言わないでいただきたいと思います。

それで、実際にはもう我々の年代のリタイヤが始まっていますよ。そうすると、遊休農地がどんどん増えてきます。それに対するフォローというのは何かありますか。例えば、特区の中でも皆さんが、まあ2か所の中ではありますけれども、多分これ、株式会社の農業参入も25%じゃなくて50%でもいいよと、そのような方向でないと、もう遊休農地がどんどん増えていくだけです。そんなに甘くありませんよ。これはTPPにかかわらず絶対やらなくちゃしょうがないことなんです。

ぜひそういうことで、農振除外云々よりも、とにかく農業特区を作ればその辺の中にも含まれるでしょうということをお願いしていますので、やらないことには何も始まりませんから、ぜひやるという方向で、市長いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしても、国の場で議論する問題、大きな問題であります。これは土地利用の問題、農地法の問題、法律の問題であるわけでありますので、そういった部分を果たして旭市が農振を除外するために特区を申請して、それが国として認められるのかというような部分は本当に疑問に思うわけでありますが、今、地方創生、そしてまた国土強靱化の中でやれることは精いっぱいやっていきたいと。

計画もまだできていないわけでありますので、漠然たる中央病院のところに何をつくる、何をつくるというようなことでは、そういった計画がずさんな部分であろうかと評価されると思いますので、今から十分研究をして、来年度ですか、27年度いっぱいにはそういった特区申請ができるものかどうか、しっかりと研究をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、2番目の長熊に移ります。どうもありがとうございました。

指定管理期間というのがもう1年あるわけですがけれども、せっかく旭市のよさをPRしてもらうために、努力してもらうために指定管理者にしたと思うんですよね。金額的には300万円ほど安くなっております。

でも、来てくれる人によいイメージを与えていないということであれば、例えば来年の3月までには、またこれを行政でやるのか指定管理でやるのかという話も必ず10月以降には出ると思います。そのときには、やはりもし指定管理者でやるのであれば、1,620万円で行いましたよ、でも増えましたというインセンティブを与える、逆に言えば、1,620万円やったけれども駄目だと言われたら、1,620万円、その次の年の契約を下げるとか、ペナルティとか、そういう条項を作るという方向はできないんですかね。

どんどん旭市をPRしてお客さんに来てもらえれば、契約金額より次の年にインセンティブがついて上乗せできるとか、いかがでしょうか、ぜひ検討していただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英委員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ご承知のように、指定管理につきましては、平成25年からこの施設3か年ということで、来年度で一応契約は終わります。

28年度からどうするかというのは、これは今議員から言われましたように、もう9月、10月、この段階である程度判断が必要になってくるかと思います。例えば、次期指定管理にするに当たりまして、再度募集をかけてやっていくと。これにはやはりこの秋にもう動かないと遅い、そんなことで、この指定管理の業者さんには3か年の勝負でなくて、今年の夏くらいまでどういうふうな形で人を呼び込めるか、ここが我々の評価の対象というふうに理解をしているかと思います。

そんなことで、ただ、あくまでも釣堀センター、これは市の施設でありますので、来ていただいた方がいかに満足して帰っていただくか。近年、入場者数が少なくなっていると、ちょっとその要因をいろいろ調べながら、指定管理者にとっても魅力のあるような施設、さらに利用者にとっても魅力のあるような施設、これを来年度事業計画を業者とこれから打ち合わせしますので、その中で十分協議していきたい、そういうふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ぜひ、私の私案ですが、そういうペナルティ、インセンティブを与えるような契約のほうが、日本は資本主義の世界ですから、社会主義の世界じゃない、

ただやっっていればいいという話じゃないんですから、その辺をぜひ検討していただきたいと思ひまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時21分

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	管 理 改 革 長	加 瀬 正 彦
総 務 課 長	堀 江 通 洋	行 政 推 進 課 長	伊 藤 浩
財 政 課 長	林 清 明	企 画 政 策 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	伊 藤 正 男	税 務 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	環 境 課 長	野 口 國 男
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	健 康 管 理 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	子 育 て 支 援 課 長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	商 工 観 光 課 長	大 久 保 孝 治
都市整備課長	林 利 夫	建 設 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	赤 松 正	下 水 道 課 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	消 防 長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	病 院 事 務 部 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	石 見 孝 男	庶 務 課 長	佐 久 間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	生 涯 学 習 課 長	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長	岩 井 正 和	監 査 委 員 長	
事 務 局 長		事 務 局 次 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	高 安 一 範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（景山岩三郎） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） おはようございます。

10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

1市3町が合併して10年になろうとしております。この間かつて経験をしたことがなかった東日本大震災に見舞われました。あすで4年目を迎えます。改めまして被災した皆さんと犠牲になられた方々にお見舞いと哀悼の意を表します。もう一度合併時を見詰め直し、市民の皆さんが合併してよかったと思えるまちづくりをしていく大きな節目であると思います。

早速通告に従って質問をいたします。

消費者教育推進法について伺います。平成23年4月に旭市消費者生活センターを設置しております。よくどこへ相談したらいいのか尋ねられます。旭市の消費生活センター設置の経緯と取り組みについてと、相談件数と年齢層についてお聞きいたします。

二つ目、学校における消費者教育について伺います。若者を狙うマルチ商法や消費者金融

の名義貸し等、さまざまな悪徳商法がばっこする一方、インターネットや携帯電話等の普及に伴い、中高生や小学生の被害例も増えております。若年層の被害が増加する原因は高齢層と同様、契約観念が希薄で消費行動に関する判断力が未熟な消費弱者ゆえ、悪徳業者の標的になりやすい特質にあると言われます。したがって、若いうちから学校教育を通じて正しい行動規範を身に付けることが望ましいと言われております。

1点目に、旭市の小・中学校ではどのような取り組みをされていますか、伺います。

大きな2点目について、市民に対する健康対策について伺います。

胃がん対策についてお尋ねいたします。毎年およそ5万人の方が胃がんで亡くなっており、検診による早期発見や医療の進歩により、胃がんの発生率や死亡率は減少を続けておりますが、高齢者人口の増加に伴って、胃がんの死亡者数はむしろ増えてきているので、団塊の世代が胃がん発生のピークを迎える2020年過ぎには、胃がん患者死亡者数は7万人に達する可能性が高いと言われております。

そこで、1点目に胃がん対策について、旭市は現在どのようなことを行っているのか伺います。

2点目に、1993年にピロリ菌が発見され、胃がん発生にはピロリ菌感染が関与していることが明らかになり、我が国では胃がん発生予防を目的としたピロリ菌感染症胃炎に対する除菌療法も2013年2月から世界で初めて保険適用となり、胃がんを取り巻く現状は大きな転換期を迎えていると言えます。最近まで、ピロリ菌除菌によって胃がん予防ができるかどうかは世界中のがん研究者にとって大きな興味の対象でしたが、我が国から大規模臨床試験によりピロリ菌除菌が胃がんの発生を抑制することが明らかになり、平成23年12月に参議院厚生委員会の審議で政府がピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、今後、検査、除菌の方法を検討するなどの答弁がなされました。

我が国では胃がんの治療費として、1年間で約3,000億円が出資されておりますが、何の対策もせずに10年も放置すると、胃がんの治療費は5,000億円を超える可能性が大きいと考えられています。胃がんを撲滅するために、胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを市民に理解してもらうよう努めることも必要です。

一方、旭市を含め、多くの市町村では対策型検診である胃エックス線検査を実施しており、長年受診率の低迷を課題に掲げながら、胃がんの早期発見と早期治療に努めてきたと考えております。

このような中で2012年がん対策推進基本計画にピロリ菌除菌が追加されたことから、胃が

んリスク検診などの新たな予防対策を模索していかなければならないと考えておりますが、ピロリ菌除菌を胃がんの予防対策として考えた場合、金額は幾らかかるか伺います。

大きな3点目に、防災行政について3点ほど伺います。

1点目に国が作成したガイドライン等の具体化についてですが、最近30年に一度の気象現象が常態化しており、予想をはるかに超える痛ましい災害が日本各地で生起しております。昨年8月に局地的豪雨により多数の犠牲者を出した広島市の土砂災害は、避難勧告のあり方、都市部の土砂災害対策等の必要性をさらにクローズアップさせました。国におきましては、一昨年の災害対策基本法の改正、伊豆大島の土砂災害の教訓から地区災害計画ガイドライン、避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、男女共同参画の視点から防災・復興取組指針等を対策として出しておりますが、旭市における具体化したマニュアル等の作成について作成してあるか、お尋ねいたします。

2点目に相互応援協定の締結状況についてですが、大規模な災害が発生した場合、旭市単独では対策が困難なことは各地の災害からも明らかです。国の平成25年の災害対策基本法の改定において、民間事業者との協力に関する協定締結等を市町村に努力義務として制度化しております。4年前の東日本大震の時は、土木建設業界と事前に協定を結んでいたことで迅速な対応がなされました。しかし、大規模災害等に水や食料、衣類などの支援物資を被災者に円滑に届けるためのマニュアルが全国の自治体の9割で作成しておらず、また災害発生時に他の地方公共団体から人員、ノウハウの提供を受ける協定を締結している自治体は76.1%ですが、自治体が物流の業界団体43.5%、物流業界27.4%と協定を締結しております。災害発生時に職員自ら支援物資のオペレーションを行わなければならない状況となっております。そこで、旭市における他市町村との相互応援協定及び民間事業等の協定締結の現状と考え方について伺います。

3点目に、災害対応部署の強化について伺います。現在の対応部署はどこが中心になるか、伺います。

以上で一般質問の第1回目を終わります。なお、再質問は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、伊藤議員の一般質問の中の最初の消費者教育推進法につきまして、消費生活センターの設置の経過と取り組み、さらには同センターの相談件数あるいは年齢層についてというご質問につきましてお答えさせていただきます。

ご承知のように消費生活センター、青年の家の1階、商工観光課の事務所の中に設置をしてございます。このセンターにつきましては、平成20年の国の消費者庁設置に当たりまして、併せて成立しました法律があります。消費者安全法、これによりまして市町村は消費者安全の確保に関しまして、一つとしましては事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること、二つ目としまして、消費者の安全確保のために必要な情報を収集し、さらには住民に対して提供する、これらがこの法律で定められたものでございます。

これにつきまして、市町村においては消費生活センターの設置が努力義務、そういうようなことでなされたところでございます。

旭市におきましては、当時週2日、2回の相談窓口を設置しまして、啓発講座の開催、あるいは市民への情報提供を行っておりました。この国の消費者行政強化を受けまして、市民が消費者被害に遭った時、あるいはいつでも専門的見地に基づく相談、救済を受けられるような窓口、これを整備しようというようなことで、平成23年4月、震災の翌月、ここから消費生活センターを設置して現在に至っております。

議員のほうから現在の相談件数というご質問をいただきました。この平成25年度の件数で申し上げますと433件の相談があったところでございます。相談者の年齢別件数、これにつきましては60歳以上、これが最も多く159件、全体の37%を占めております。また未成年を含みます20歳までの件数、これが42件で、全体の約1割でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校における消費者教育の取り組みについてのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

学習指導要領、これは国が定めたものでございますけれども、小学校では5年生の家庭科で、中学校では2年生の家庭科と3年生の社会科、これは公民分野になりますが、そこで学習しております。

まず、小学校の家庭科では、「じょうずに使おう 物やお金」という学習で、家庭で扱う金銭は家族が働いて得られた限りあるものであることに気づかせた上で、衣食住などの生活で使う身近なものを取り上げ、これから買うものは自分の生活に必要なものか、買ったものが有効に活用されているかなどについて考えさせます。その上で、買い物をする時は、あらかじめ商品についての情報を集めたり、買う店を選んだりして計画的に使うことや、買う際には値段や品質、分量などをよく確かめることが大切であることを学習します。また、プリ

ペイド型の電子マネーや商品券などの現金以外の支払い方法についても取り上げることとしています。

次に、中学校の家庭科では、小学校での学習を踏まえ、「わたしたちの消費生活」という学習で、買い物を販売者との売買契約という視点から捉え直し、消費者にも販売者にも責任が伴うことを理解させます。また、通信販売を含めた販売方法や、クレジットカードなどによる支払い方法、商品に表示された安全や品質、環境に関するマークについても学習します。さらに、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を理念とした消費者基本法について理解するとともに、キャッチセールスやマルチ商法などの悪質商法を取り上げ、消費者トラブルを解決するための相談機関やクーリングオフ制度等について学習することとなっております。

また、中学校の社会科では、わたしたちの消費生活という学習で、消費者の権利の尊重やその自立の支援のために、国や地方公共団体は消費者政策を推進する役割を担っていることについて学びます。さらに、身近な事例や調査、シミュレーションなどのさまざまな学習活動を通して経済に対する関心を高め、クレジットカードやローンによる自己破産、消費者問題と行政の対応等について学習することとなっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、2番目の市民に対する健康対策について二つ質問がございます。（1）胃がん対策についてと（2）のピロリ菌除菌についてお答えを申し上げます。

初めに、（1）の胃がん対策についてお答えいたします。旭市におきましては、胃がんの早期発見と早期治療に結び付けるために国の指針に基づきまして、胃がん検診を実施しているところでございます。この検診ですが、今までの治療歴や過去の検診の受診状況等を聴取いたします問診と胃がんの疑いのある方を効率的に選別するための胃のエックス線検査を実施しているところでございます。平成25年度の胃がん検診の結果でございます。対象者は2万3,723人で受診者は4,390人の18.5%の受診率でございました。このうち胃がん発見者数ですが、4人となっております。また、胃がんにつきましては、早期発見早期治療によりまして、そのほとんどが完治いたしますので、節目年齢の対象者の方への個別の勧奨通知やがん検診のご案内を区長を通じまして各世帯に配布いたしまして、受診率の向上に努めているところでございます。

なお、胃がんにつきましては、ご承知のとおり、生活習慣と密接にかかわっていることか

ら、減塩を含む食生活の改善、禁煙、運動をバランスよく実施することが重要であります。現在、この対策といたしましては、健康教室の開催や検診会場等での知識の普及に努めているところでございます。

続きまして、ピロリ菌除菌の費用についてのご質問でありますので、ご回答いたします。

ピロリ菌につきましては、人の胃の粘膜に生息いたしますらせん状をした細菌でございます。全国で約6,000万人が感染していると言われております。感染いたしますと胃の粘膜を荒らし、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、慢性胃炎等を引き起こすことがございます。これらの疾患に加えまして、生活習慣病であります高血糖、喫煙、塩分のとり過ぎ等が重なりますと、胃がんを引き起こす危険性を高めるということが言われております。ピロリ菌の除菌につきましては胃潰瘍と十二指腸潰瘍のほか、平成25年2月には慢性胃炎が追加されまして、健康保険が適用されることとなっております。

ご質問の除菌の費用でございますけれども、医療機関あるいは検査方法で異なりますけれども、胃カメラ、血液検査、除菌治療、これは内服治療であります、を実施いたしまして、健康保険を適用いたしますと3割の自己負担となりますので、約1万5,000円くらいと思われるものであります。

以上であります。

○総務課長（堀江通洋） 防災行政について3点ほどご質問がございますので、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、職員向けのマニュアルはできているのかというご質問に対して、市では地域防災計画に基づき、職員の初動対応、職員の災害対応マニュアルを作成しております。地震、津波及び大雨、洪水、暴風、高潮等の風水害時における職員の配備体制を定めております。このマニュアルに基づき、災害時は対応しております。

次に、2点目ですが、行政間での取り組みの状況はということで、どこの市町村と協定を締結しているのかというご質問ですが、災害協定の締結先ですが、まず一つは千葉県と県内全市町村との間で災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を結んでおります。また、個々の自治体の災害協定としましては、姉妹都市であります長野県茅野市と茨城県鉾田市、旧旭町との間で災害時の相互応援協定を締結しております。

三つ目として災害対策部署の強化についての中で、災害時の災害対策本部の中で、土木、医療等に精通しているメンバーは入っているのかというご質問ですが、災害対策本部は市長を本部長として、副市長を副本部長とし、本部員として教育長、病院事業管理者、消防長、

消防団長と各職員で構成している総務部、土木部などを立ち上げて、各部門分野の職員により構成されております。市の組織全体で対応する体制を整えておりますので、災害時の災害対策本部の中には、建設課、都市整備課、下水道課及び中央病院が入っておりますので、土木、医療についても精通しているメンバーが入っていると考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきます。

消費者センターの現在の主な業務についてですが、伺いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 消費生活センターの主な業務ということでございます。

消費者安全法というようなことで先ほどご説明いたしました。この中で三つが主な業務ということで国から指示されております。一つは消費生活相談の実施に関する事、二つ目としましては、消費生活相談の情報を国へ集約すること、三つ目としましては啓発事業の実施、これらでございます。

今の一番目の相談業務、これにつきましては、事業者と消費者の間に起きたトラブル、これを消費者を支援する立場で相談員は対応しております。多重債務相談、これもセンターの大きな業務でございます。

二つ目の国への集約でありますけれども、受け付けしました相談情報、これは単に相談を聞いた、あるいは解決したというだけじゃなくて、事業者名、あるいは勧誘の手口、これを全国の消費生活センターと国を結ぶオンラインシステム、これがございます。これを使いまして情報を国へ一元化しまして、国ではこの情報を集約しまして事業者の行政処分、あるいは法律の改正、さらには各センターへこういう事例がありましたという、そういうことを流します。そういうようなことで、被害防止のための注意情報等に活用される。

さらには三つ目としまして啓発であります。各種講座やいろんな広報あさひへの掲載、あるいは近年やっておりますセンターだより、こういうものを使いまして、この消費生活センターの主な業務につきまして啓発に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今いろいろな相談者のことが言われておりますけれども、この相談者に対して、いわゆる代わりに会社とか業者に対してのそういった相談事をするという形で捉えてよろしいのでしょうか。

それとあと警察とか裁判の面もあると思いますけれども、そうした対応までしてくれるという形でよろしいのかどうか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうからありましたように、その対応でございます。

単に先ほど言いましたように相談を受けるだけでなく、あっせんという形で業者へ直接相談員が電話をして、ちょっとおかしいんじゃないですかということもいたします。どうしても相談に来る方は弱い方が多いということです。あるいは、悪質なものを買ってしまったという、それはクーリングオフというそういう書面を、これを出すことによってというところで、その書面の書き方も含めて指導したり、そこまでやっております。

さらには、私も聞いてすごいなと思ったんですが、どうしても相談員では解決できない案件があるんです。弁護士先生が入らないといけないのが。そこは弁護士先生と相談員が結び付きを付けまして、弁護士会との連携の中で、初回については無料という、そういう制度もございます。

そういうようなことで、弱い方が、法律に無知な方がむしろ法律で救われるような、そういうことの運動も行っております。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それを聞いて市民も安心すると思うんですよ。ただ、残念なことは、そういったものをやっておりますよというのが周知徹底されていないというのが多いんですね。ですから、それをぜひ、そういったこともやっておるということをぜひ周知徹底をしていただきたいなと、このように思います。

いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから言われましたように、幾らいいことをやっても、市民の方が知らないというのが一番困るわけであります。そういうようなことで、今やっております広報への毎月15日ですか、必ずほっと通信の所で、いろんな被害の手口等

につきましての紙面を借りてPRしたり、市民の方に教えるという、それと近年は先ほど言いました消費生活センターだよりというような形で、細かくいろんな被害に遭わないようなそういう対策を講じております。そういうようなことで、さらなる、先ほど言いました啓蒙、宣伝には努めていきたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 2点目に入ります。ぜひよろしくその辺のところはしっかりと周知徹底をお願いします。

2点目ですけれども、この社会科や小・中学校の教育のこの年間の授業時間というのはどのくらいあるんでしょうか。伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校で行われております消費者教育の授業時数につきましては、学校によりまして授業の実施時期ですとか指導時数には若干の違いがございますけれども、小学校5年生の家庭科では4時間、中学校の家庭科では中学校の2年生で5時間、そして中学校の社会科の公民分野では中学校3年生で4時間を標準として指導しているところでございます。なお、消費者教育につきましては、このほかにも総合的な学習の時間をはじめ、他の教科、領域等においても、関連した内容があれば子どもたちの発達の段階に応じまして適宜指導しているところでございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） よく携帯電話とかあるいはインターネットなどを使って、今スマホが主流になってきておりますけれども、よく大人でもクリックしちゃうものがあるんで、それからずっといわゆる請求が来たりというのがあるんですね。ですからその辺のところをしっかりと教えていただかないと、ちょっと授業といってもいろんな場面があると思うんですけれども、そういった身近なことをぜひよくやっていただきたいなと、このように思うんですけれども。

次に、児童の保護者、あるいは未成年からの相談というのは何件くらいあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、児童からの相談というようなことでご質問いただきましたけれども、うちのほうで、消費生活センター、直接小・中学生が来ることはありませんで、ほとんどない、親が家の息子なり娘がとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが孫がということで、そういうようなことでお答えをさせていただきます。

25年度の未成年者のトラブル、これに関する相談、11件承っております。その中で多いのは、インターネット等の通信サービスに関する相談、これが議員言われましたように8件、主なトラブルの内容としましては、子どもが親のクレジットカードでスマートフォンのオンラインゲームを利用して高額請求を受けたとか、あるいは子どもが誤ってアダルトサイトに登録して料金の請求を受けた、あるいはインターネットの通販での商品を注文し、代金を支払ったけれども商品が届いていないとか、そういうような事例があります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、消費者教育について。これは全般に対してですけれども、今いろんなことをやっていると言いましたけれども、いわゆる消費者教育についてはどのようにお考えでありますか。それを聞きたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） これは申し訳ありません。センターできょう、実は朝、うちの職員とも議論しておりましたけれども、消費者教育、だまされない消費者になること、これを教えるというのはよく言われるんですが、ただその背景をいろいろ考えてみた中に、どうも悪質業者は困っている人、これをターゲットとして、絶好のターゲットと思っているわけですね。世の中そういうようなことで、困っている人にさらに追い打ちをかけるような、あるいは若者が高齢者を狙うとか、若者が高齢者を助けてあげればいいんですけども、逆に狙っちゃうんですね。そういうようなことで、ぜひそういう人間にならないような、そういうようなことをぜひ教育の中で教えないと大変なことになっていくんだと、困っている人がさらにという、そういうことが今世の中にはびこっているのかなと、そんなことを、きょう、ちょっと朝話しておりましたので、それをちょっと回答とさせていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次の質問に移りますけれども、その前に、消費者教育推進法というのが、計画があります。これは努力義務となっておりますので、ぜひそういった協議会とか、

そういったものを立ち上げて、市民からの直接の声を聞いていただいて、そしてまた市民に教育をしていくということが大事じゃないかなと、このように思いますので、ぜひその辺のところはやっていただきたいなとこのように思います。

次に、実際に胃がんで再検査をした人数というのは4人と言われておりましたけれども、この先ほど2万人の中で受けた方が4,300人余りですか、言っておりましたけれども、この低さの部分というのは何が原因か考えられますでしょうか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 先ほど検診の率についてお話をさせていただきました。

毎年胃がん検診は厚生省の指針に基づきまして実施しておりますけれども、やはりそういった数値になってまいります。国は50%を目指すという大きな目標を立てておりますけれども、管内、銚子市あるいは匝瑳市と比べましても、旭市の場合は非常に高い、一番高い受診率となっております。

なかなかなぜ、この低さというのは旭市に限らず全ての自治体で懸案事項かと思っておりますけれども、なるべく受けていただくような手法で現在取り組ませていただいております。取りあえずは今年度につきましては、もう受け付け、第一次は終了いたしましたけれども、インターネット、いわゆる携帯電話からも申し込みしていただけるような形で、いきなり300人程度の申し込みを受けたところであります。そういった意味ではこの受診対策、引き続き職員の反省を交えながら、進めていきたいなと思います。

最近始めたのは、防災無線での啓発も進めておりますし、区長を通じてさまざまな啓発資料も配布させていただいておりますので、引き続き受診率の向上につきましては努力をさせていただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 私も人間ドック、年1回入りますけれども、その時にピロリ菌の除菌をしたほうがいいんじゃないかとよく先生から言われますけれども、この検診の時にこういう方法もありますよと、ピロリ菌除菌についてこういうことがあるということで、この周知は徹底しているのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 議員ご指摘のとおり、ピロリ菌につきましては、最近さまざま

な研究がされておりまして、ご指摘のとおり、胃がんととの関係が徐々に明らかになってきたという状況がございます。そんな中で、やはり自治体におきましては、国の指針に基づきまして胃がん検診につきましては実施をしなければならないという基本路線がございますので、どうしてもピロリ菌につきましては、まだその指針の中に入ってきていないのが実情でありまして、ただ、議員ご指摘のがんの国・県の計画の中には検討していくと、こういう文言が入っておりますので、これから徐々にその辺が示されてくるのかなというふうに考えております。今のところ、指針の中に入っておらないということで、ご理解をいただきたいと思います。胃のエックス線検査、いわゆるバリウム等の検査が主体になってくると思います。

(発言する人あり)

○健康管理課長（野口國男）　ピロリ菌につきましては、厚生労働省のホームページにもきちんとその議員が今ご指摘のあったその胃がんととの関係、この辺も載っております。先ほどご質問ありましたその25年の2月には、慢性胃炎、これも保険適用になっておりますので、ピロリ菌そのものについてはかなり周知はされていると思いますけれども、その対策について、これもこれから研究課題にさせていただきたいなというふうに思いますし、職員に技術者がおりますので、十分これから研究していきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎）　伊藤保議員。

○10番（伊藤　保）　ぜひ周知をしていただきたいと思います。せっかく検診で来ているわけですから、その辺のところもお願いしたいと思います。

続いて2点目に入ります。

先ほど4項目が保険適用になっているというふうに言われましたけれども、この保険適用外というのはあるのでしょうか。伺います。

○議長（景山岩三郎）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男）　それでは、保険適用外ということであります。少しご説明をさせていただきます。

ピロリ菌の除菌の保険適用でございますけれども、厚生労働省から通達がありまして、保健医療機関等に周知をされているところであります。先ほど、今のご質問でもありましたけれども、胃潰瘍、それと十二指腸潰瘍、慢性胃炎等の五つの疾患がこの保険適用の対象ということで通知がされております。そして、これらの疾患の患者としてやはり医師が診断しなければならないという基本条件がございます。したがって、症状がなく、除菌のみの治

療につきましては健康保険の対象から除かれることになりまして、仮に希望してできたとい
たしましても、全額自己負担となるものと考えます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そういった場合に全額保険適用でない場合に、かなりの金額が出ると
思うんですよ。そうするとこの除菌についての考え方もきっと変わってくるのではないかな
というふうに思うんですね。ですので、この場合に限って助成というのはできないのかどう
か、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 除菌についての助成措置ということであります。先ほどからご
質問にもありますように、この胃がんとの関係、これが徐々に明らかになってきているとい
うことで、まだまだ確定といいますか、それと結び付けるような本筋のものはまだできてお
らないということで、国のほうも研究を重ねているところだと聞いております。そういった
意味では胃がんの予防に対する有効性につきましては、現在も研究が進められているところ
でありますけれども、国におきましては明確な対策が示されていないというのが現状であり
ますので、また全国の自治体におけるピロリ菌の除菌の費用助成におきましても、その事例
がほとんどございません。また、現時点ではピロリ菌の感染者で胃がんになる確率、これも
1%以下ということで、非常にきわめて少ない状況でありますので、やはり現在は今のとこ
ろ個人の判断によりましてピロリ菌の除菌を行うことが望ましいと、このように考える次第
であります。

したがいまして、胃がん検診につきましては、国の指針に基づきまして胃のエックス線検
査等を引き続き実施をしてまいりたいと思います。また、ピロリ菌のご指摘の除菌につきま
しては、将来的に国が新たな方針等が示されると思いますので、それに沿った対応をしてま
いりたいと、このように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 分かりました。ぜひこれ、助成のほうも、保険適用外の部分、それも
考えていただきながら、ピロリ菌除菌による胃がん対策について、ぜひ関係者と協議をして
いただいて、大々的に胃がん撲滅キャンペーンなどを行う、また胃がんを撲滅するために具
体的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思うんですけれども、その辺のところはど
のように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） ご指摘いただきました。現在胃がん検診につきましては、ちば予防財団に委託いたしまして、旭市におきましても集団検診で実施しているところであります。なお、県内の自治体におきましても同じなわけですが、このピロリ菌対策につきましては、まだまだ対策を実施しているのは今のところ1市町村ということで、非常に少ない状況の中、予防財団におきましては三つの自治体でモデル事業といたしまして、このピロリ菌検査の除菌ではなくて検査を、モデル事業として検査事業を実施したという経緯がございますので、そういった先進の市町村等の状況、あるいは財団との協議の中で、将来的にそういったものが取り入れることができるかどうか、また技術陣がございますので、研究をさせていただければと思います。

（発言する人あり）

○健康管理課長（野口國男） すみません。キャンペーンにつきましてはやはり国、県の方針に沿いまして、旭市におきましてもそれに沿った形で支援をやっていききたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 分かりました。ぜひこれ、撲滅キャンペーンとか、大々的にやっていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、大きな3点目、防災行政についてでございますけれども、マニュアルの内容について簡単に伺いたいと思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、職員災害対応マニュアルの内容についてご回答いたします。

まず、災害の種別により職員の配備体制が異なりますので、別々に説明いたします。

まず、地震の場合ですが、震度4の地震発生時には総務課と各支所の住民室防災担当及び建設課、農水産課、都市整備課、水道課、下水道課、公共施設管轄の各管理職が緊急登庁します。震度5強以上の場合は非常配備となり、全職員が緊急登庁となります。

津波の場合ですが、津波注意報が発表された場合は、総務課と飯岡支所の住民室防災担当は緊急登庁し、その他の職員は自宅待機になります。また、津波警報、大津波警報が発表された場合は、全職員が緊急登庁することになります。

次に、大雨等の風水害の場合ですが、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報の場合は、職員は自宅待機になります。大雨、洪水、高潮、暴風等の警報が発表された場合は、総務課と各支所の住民室防災担当及び建設課、農水産課、都市整備課、水道課、下水道課、公共施設管轄の各管理職が緊急登庁します。暴風警報のみの場合には、総務課地域安全班と各支所の住民室防災担当が緊急登庁し、対応します。

そのほか、台風による警報が発表された時には、避難所の開設場所やその担当課、配備人数の報告や被害状況の確認及び報告等についてマニュアルでは定めております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今、ざっと内容を簡単にお聞きしましたがけれども、この担当する部署の中心というのは総務課でよろしいのでしょうか。大体災害になると消防が中心になってくるのかなというふうには考えていたんですけども、その辺のところははっきりとお答えいただきたいのですが。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、災害によっては強弱がございます。その中で警戒態勢の場合には、地震でいったら震度4以下とか、そういう注意報とか、そういう時には総務課が主体となって各担当部署にお願いをして配置します。しかし、地震であれば震度5強以上、それから津波警報とか、そういう災害の起こる状況になりますと、市長を本部長として災害対策本部というのが設置されますので、そこで指示、命令はいたします。若干の地震とか大雨注意報とか、そういう時には総務課が主体となっております。

あくまでも消防については、要請をお願いしたりは総務課からしたりしますので、まず旭市の災害対策については総務課が主体となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 何年か前に防災についてやはり聞いた時に、災害対策本部をこの庁舎が耐震がないということで、その時はどこになるんですかといった時には、消防署という話が出たんですけども、海上の庁舎ということが言われておりますけれども、その辺のところははっきりとお願いしたいなというふうに思いますけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ちょっと答弁に苦しみます。

あくまでも災害対策本部というのは安全な場所ではなくてはなりません。しかし今の現状では、この庁舎の中に設置するということで進んでおります。大きな災害、そういうものが発生した場合には消防署、それから海上支所とか、耐震が十分である所に移動する場合もあるかと思いますが、現在のところはこの本庁舎で対応するというでいっています。以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 前回の東日本大震災では、この本庁舎が中心だったわけですが、けれども、今ちょっとあやふやな部分で、なるべくだったらここにという形だったんですけども、ここが駄目になった時には消防署か海上という形なんですけれども、これをはっきりしないと、これ、対策本部にはならないと思うんですよ。その場その場で決めていたんではね。ですから、その辺のところははっきりと決めていただきたいなというふうに思います。その辺のところはいかがでしょうか。

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） もう終わりか。すみません、よろしくお願いします。

次に、2点目に入りますけれども、この東日本大震災の時に業者間で土木関係の方々が一生懸命やってくれました。わずか次の日からはもう既に動いておりまして、復旧が相当進んでいたわけですが、この先ほどの話では、行政間ではいろんなことをやっているというんですが、簡単にどういう内容なのか、お答えできればお願いしたいんですけども。行政間との内容です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定ということで、応援の種類として、一つとして食糧、飲料水及び生活物資及びその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供、そういうことで10点ほど書かれております。

（発言する人あり）

○総務課長（堀江通洋） じゃもう一度、すみません。簡単にまとめますと、具体的な応援の

種類及び内容については、一つとして食糧、飲料水及び生活物資並びにその供給に必要な資機材の提供。二つ目として、被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供。三つ目として、援護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供。四つ目として、消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣。五つ目として、被災者を一時収容するための施設の提供、こういうことが主な協定の内容でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それと、もう一つ聞きたいのは、業者間で締結を結んでおりますけれども、その業者間の締結の内容というのはお答えできますか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 業者間の協定の内容ですが、まず、運輸業では1団体と、千葉県トラック協会海匝支部と災害時における救援物資等の輸送協力について協定を結んでおります。建設業としては1団体、今回の3.11の災害でも非常に協力してくれました旭市建設業災害対策協力会と災害時における応急工事等に関する業務について協定を結んでおります。小売業では5社ございまして、災害時における食料品や飲料水、日用生活品等の物資の供給について協定を結んでおります。また、燃料の供給に関しては、3社と協定を締結しております。そのほか、先ほども申しましたが、官公庁等いろいろ合わせまして、全部で31団体と災害協定を締結しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、これは今この沖とそれから東京直下、また千葉県の利根川沿いが非常にひずみが東日本以降、以前よりもたまっていると、このように言われております。近くまた大きな災害があるのではないかと懸念されているわけですがけれども、その辺のことも考えると、やはり災害対応の専門部署というのはあればスムーズに動けると思うんですが、そこに土木、医療、災害の時の専門家というのも必要ではないのかなというふうに考えるわけですがけれども、その辺のところはどのように考えておりますか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 災害部署の設置のことなんですが、我々職員、今総務課の地域安全

班、いろいろ研究したり、災害に対するノウハウを勉強したりして、一生懸命やっております。こういうご時世、職員の削減等いろいろ言われている中で、災害に対しての部署を特設するというのは、今のところ、そういう余裕がないのかなとは思っております。あとは総務課の地域安全班で一生懸命いろいろノウハウを付け、対応していきたいと思っております。

それと、先ほど伊藤議員のほうから災害対策本部がもしこの庁舎が駄目な場合にはどこへ設置するというご質問の中で、この災害対応マニュアルの中には本庁舎が使用不能な場合には海上支所に設置する、防災マニュアルには一応そう書かれております。どうも失礼しました。

以上です。

○10番（伊藤 保） 以上で終わります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（景山岩三郎） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

4項目の一般質問を行います。

1項目めは、地方創生について伺います。

地方創生につきましては、連日のように新聞などでいろいろな動向が報道されています。旭市では、まず緊急経済対策事業として、プレミアム商品券と紙おむつ給付事業が今回の議会に補正案件として提案されているところです。この後、来年度予算で本格的な地方創生の計画策定に市として取り組むこととなります。この地方創生について、国から市に示されているものはどのような内容か、また市はどのようにこれに取り組んでいくか、伺います。

2 項目めは、基金について質問します。

旭市の基金は平成25年度末で100億円を超えています。合併後の旭市はさまざまな事業を実施しながらも着実な財政運営で、基金の積み増しが毎年のように行われてきました。これは一つには合併算定替終了後の旭市財政への備えと、もう一つは将来の世代へ健全な財政を引き継ぐということで、明智市長以下、市が一丸となって取り組んできた結果であると思います。そういった中で基金の運用益ですが、元利の割には少ないのではと感じています。主な基金の残高と、どのような運用をされているのか、そして運用益はどのくらいか、伺います。

3 項目めは、看護師確保について質問します。

1 点目として、看護師確保対策について伺います。昨年12月議会で吉田旭中央病院事業管理者から、病院で看護師不足が問題になりつつあるというお話をお聞きしました。そういった中で看護師確保対策の質問をする予定でありましたが、先日の高橋秀典議員の質問で回答がされました。その内容は、現在の中央病院の看護師数は855名で、7 対 1 看護を充足する人数が確保されているが、さらに870名に増員する計画ということでありました。

そして看護師が退職する理由としては、結婚、帰省、出産、育児、介護、夫の転勤などであり、またその確保対策としては、1 番目に労働環境改善対策として看護補助員の確保、2 番目として保育対策として、病児・病後児保育の実施、3 番目として夜勤手当の2割増額、4 番目として大学生への補助金の増額、5 番目として長時間の日勤、また短時間の夜勤の採用などが挙げられました。

看護師確保対策としてこれだけの対策を打てば、かなりの効果が見込まれます。これを実施するに当たって、それぞれの予算額はどれくらいか、また合計額は幾らか、伺います。

2 点目に、独法化が看護師確保に及ぼす影響について質問します。独法化は職員が公務員から非公務員に変わります。このことが看護師確保にどのような影響が出ると予想されているか、伺います。

3 点目に、看護学校について伺います。社会人を経験してから転職の一つとして、看護師を目指して看護学校を受験された人はどのくらいいるか、またその可否はどうであったか、伺います。

4 項目めは、火災対策について伺います。

1 点目に、水利のない場所での火災対策について伺います。昨年12月、旭市岩井で大規模な豚舎火災がありました。この火災は水利から遠く離れており、手の施しようのない火災で、

ほぼ全焼してしまいました。この火災での被害状況と、このような台地等での水利のない場所に展開されている大規模な畜産施設などの火災に今後どう対応するのか、市はどのような検討をされたか、伺います。

2点目に、農業用水等が使えないか、伺います。東総用水などの農業用水が畜産施設の近くまで配水管が来ています。これを有効に使うことができないか、伺います。

3点目に、新たな水利の創設ができないか、伺います。これらの地区への新たな水利の創設として、水道を引いて消火栓を立ち上げるか、または防火水槽を設置することが考えられますが、その辺はどのように考えているか、伺います。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは地方創生についてということで、今市はどのように取り組むかということでお答えをしたいと思います。国から市町村に示された内容等は担当のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、地方創生についてであります。このたび、国において急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、まち・ひと・しごと創生法が成立し、人口減少や地方創生に取り組む姿勢が打ち出されました。

内容としまして、国より2060年に1億人程度の人口を維持することを目指した長期ビジョン並びに長期ビジョンを基に今後5か年の施策の方向性を提示する総合戦略が示され、市町村にも努力義務としてその策定が求められているところであります。

市の取り組みについてであります。まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、旭市も国や県の総合戦略を勘案しながら地域の実情に応じた施策について今後5年間の目標や短期、中期の基本的な計画をまとめるために、旭市総合戦略会議を設置し、計画を平成27年度中ごろまでに策定していきたいと思っております。

この戦略会議のメンバーであります。国の言われるように産官学金労言、各界各層からの代表をお願いしまして、旭市の将来についての議論をしていただき、そして目標、計画を作っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、国から示されている内容とどのような取り組みということで、もう少し詳細にご説明いたします。

地方版総合戦略の策定に当たりましては、基本的な考えといたしまして、一つとして、政策分野ごとに具体的な施策を記載するとともに、各施策の効果を客観的に検証することのできるため、重要業績指標、K P I といいます、を設定すること。二つ目として、P D C A サイクルを通じて、客観的な効果検証を実施することにより、必要に応じて総合戦略を見直すことが示されております。

次に、市の取り組みについてですが、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、旭市も国や県の総合戦略を勘案しながら……

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） すみません、じゃこれは割愛させていただきます。

それと3番目になります、看護師対策の旭市の市のほうの予算内容について申し上げます。

看護学生入学支度金貸付金制度の具体的な内容ですが、将来、旭市内の医療機関に従事する希望のある4年生大学の看護学生を対象に、入学支度金40万円を貸し付け、卒業後2年以上従事した場合には返済を免除するものです。経費につきましては、平成27年度は看護学生22名を予定し、当初予算に880万円を計上したところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） 2の基金についてお答えいたします。

基金残高という質問でしたが、平成26年度当初の額でお答えいたします。基金の総額は121億9,933万1,666円であります。主な基金の額ですが、一般財政調整基金52億4,515万8,162円、庁舎整備基金15億163万9,688円、災害復興基金13億8,582万6,306円、地域振興基金22億9,992万1,955円となっております。

運用方法ですが、大口定期預金、国庫短期証券、千葉県債で運用しております。運用益は基金全体ですが、1,056万6,213円を見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは私のほうから、3の（1）、看護師確保対策、その対策とその予算額というご質問でございます。予算額のほうをご回答申し上げます。

まず、人材紹介会社を活用した採用活動、これにつきましては、来年度予算で2,000万円

を見てございます。あと看護補助員の増員のための来年度予算額につきましては、1億4,000万円でございます。あと院内保育所関係として、病児保育・病後児保育の実施及び院内保育所利用料の引き下げ、保育所運営委託費の増額等で1,200万円を見てございます。あと夜勤手当の引き上げによる給与費の増加として、約5,000万円を見てございます。あと4年生大学に通う看護学生の奨学金を月額5万円から10万円に引き上げることにによりまして、来年度の予算額は3,600万円を見てございます。

それで、それらの合計でこちらのほうで今見ている予算額につきましては約2億4,000万円ということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、看護師確保対策の（２）、独法化が看護師確保に及ぼす影響についてと、それから（３）の看護学校についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、独法化が看護師確保に及ぼす影響についてですが、独法化への移行に伴う、その後の看護師数の増減につきましては、独法化したしました他の病院の例を見てもさまざまところでございます。しかしながら、今回当病院が独法化しても、市が設置する公的病院としての性格は変わりませんし、それから共済組合へは加入継続となります。また、退職金につきましてもこれまでと同水準を想定しており、民間の医療機関に比べますと、やはり安定性はあるのではないかと考えており、影響はほとんどないのではないかと考えております。

しかしながら、独法化について不安を持っている看護師を含めた職員がおりますことも事実ですので、独法化への道筋が明らかになった段階で、独法化することで現在より待遇が悪くなることのない旨を繰り返し説明し、看護師のみならず職員全体の不安を取り除いていきたいと考えております。

それから、看護学校の受験生のうち、社会人になってから受験する受験生の割合はどのくらいか、また合格者のうち社会人の割合はどのくらいかということでございますけれども、まず受験者につきましては、平成25年度の受験者数188人中社会人の方は41名、21.8%です。それから26年度の受験者数145名中社会人の方は21名で14.5%となっております。

次に、合格者のうち社会人合格者の割合ですけれども、平成25年度の入試合格者数、これは一般選考の方の数でございますけれども、合格者53名のうち社会人合格者は6名で、11.3%、平成26年度の入試合格者数46名のうち社会人合格者数は3名で6.5%となっております。

ます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、火災対策についてということで3項目ご質問でございます。

まず、（１）水利のない場所での火災対策についてということでございますが、平成26年12月1日夜間に発生した火災は豚舎4棟約4,000平米を全焼し、同日深夜に鎮火いたしました。なお、約2,000頭以上の豚を焼損しております。

市街地以外の山林や畑地、田地等の火災防御に当たり、水利が近くにならない場合は、元ポンプと先ポンプの間に中継ポンプを入れて対応しております。距離に応じてホース延長は大変な作業となりますが、消火作業に非常に影響することであり、常備消防はもちろん、消防団についても年間を通じて中継訓練を10回以上実施しております。

ちなみに今回の火災では、最長でホースを89本使用し、中継ポンプを5台入れて対応いたしました。消防ホース1本の長さは20メートルですが、ホースの曲がり等を考慮しまして、1本15メートル計算で約1,300メートルの距離を延長したことになります。

（２）として、農業用水等が使えないかということでございます。昨年12月の豚舎火災におきましては、消防団が農業用配水管に部署して使用しております。現在、管内の農業用水施設には、東総用水、大利根用水、北総東部用水の三つがあり、いずれも管理する各土地改良区と用水施設の使用に関し、協定書の締結をしております。農業用水を緊急やむを得ない場合、地域防災の目的に使用することができるものとなります。

貯水池とそこから田地や畑地に配管が整備され、田地は耕作期間、畑地は1年を通じて低圧の水が充填された状態となっております。ポンプ加圧時は0.4メガパスカル程度の圧があるとされています。しかし、常備消防では、通常確実に水利を求めるため、貯水池からの給水以外は使用しておりません。なお、配管から吸水するための媒介金具は形状が特殊であり、口径も小さいため、配備しておりません。現在は、海上地区の消防団に媒介金具が配備されているだけであります。

（３）ということで、新たな水利が創設できないかということでございますが、消防法の規定に基づきます消防水利の基準において、消防水利は常時貯水量が40立方メートル以上、または取水可能量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならないとされております。消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならないとされています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 再質問いたします。

まず1番目の地方創生でありますけれども、いろいろなこれから市が地方創生の地方版総合戦略、こういったものをいろいろな方々の意見を聞きながら策定していくということだろうと思います。そういった中で、こういった事業はこれまでも多く行われてきていることと思います。名前が違いましたけれども。そういうことの中で今があるわけでありまして、今後策定していくに当たりましては、今までとはまた違ったような効果を求められるような立案をしていただければというふうに思っているところでございます。

そういった中で、東京へ人口が集中しているという中で、それを是正して旭市でも人口を減らさないで確保していくといったような対策を講じていくと思うんですけれども、今現在の、合併後の旭市の人口であります、わずかながら減少しているわけですが、その減少の仕方なんです、自然の増減とそれから社会的な出入りの増減があると思いますけれども、その辺、どのような動きをしているのか、分けて答弁願えれば、お願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 合併後の人口動態という形で報告させていただきます。

まず、合併後の人口の自然動態と社会動態という形で、今人口、住民基本台帳につきまして、平成17年7月の合併時が7万1,527人、今年度1月1日の人口は6万8,020人ですので、合併後9年半で3,500人ほど減少しております。この内訳であります、まず自然動態につきましては、これは出生等の関係ですが、出生が5,109人、死亡7,486人で2,377人減少しております。次に、社会動態につきましては、転入が1万8,245人、転出1万9,375人で1,130人減少しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、自然動態、それから社会動態の数字をお伺いしましたけれども、自然動態につきましては、これは生まれる方と亡くなる方ということですが、こちらのほうがむしろ減っていく割合が多いんですね。2,300人ですか。社会動態のほうは1,100人、むしろ出ていく人は少ないというようなことで、旭市の人口が減少している中では、自然のほうの減少幅のほうが大きいということでありまして、自分のイメージとしましては、むしろ

る社会的な、大学へ行くとか、そういった形で出ていってしまう人が多いんじゃないかなというふうに思っていたわけでありますけれども、この数字を見ますとそうではなくて、転入してくる人も大勢いると、この9年半の統計では1万9,000人の人が出ていったわけでありますが、それにあれしまして1万8,000人余りの人がまた入ってきていると。この辺について市では、人口の動態、どのような方々がそういったことで移動されているのかということ进行分析されたようなことはあったでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 社会動態の分析ですが、現時点では分析を行っておりません。

平成27年度早々から着手する人口ビジョン、今地方創生の人口ビジョンにおきまして、社会動態を含む人口の現状、分析を行いまして、人口や年齢構成など、どのように変化してきたものか、またその要因はどのようなものであったか等を今後分析する予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そういった社会動態、旭市が一方では魅力のある市ということになると思うんですね。入ってくる人がかなりいるということで。こういったような内容といえますか、入ってくる人はどういう目的でこの旭市に入ってくる人が多いのかということをしつかり分析していけば、今後旭市として打つ手、そういうのが見えてくるんじゃないかなというような気がしましたので、これは一つの提案ですので、よろしくお願いします。

次に、基金についてですが、基金につきましては、この資料を手元にいただいてあるわけなんですけれども、地域振興基金、これは先ほど1年間の運用益が1,000万円余りだというような答弁でありましたけれども、地域振興基金だけで600万円くらいの運用益がありまして、これが突出しているわけなんですね。そのほかの基金につきましては、本当にわずかな微々たる金利といいますか、せめてこの地域振興基金並みに運用することができれば、元金が元金だけに相当、市にお金が入ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

アクションプランには、基金については確実かつ有利な方法で計画的な運用に努めると書かれているわけなんですけれども、今現在以上の運用方法というのは考えられないかどうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

基金の運用については、地方自治法第241条第2項で基金の目的に応じ、确实かつ効率的な運用にしなければならないということになっております。今お尋ねの地域振興基金は600万円運用益がありますが、ほかはあまりないということですが、地域振興基金につきましては、千葉県債を購入して運用しております。これが5年物で率が0.14、0.35という率でやっておりますので、ほかの基金から見れば運用益が多くなっております。ほかの基金につきましては先ほどご案内しましたが、大口定期預金、国庫の短期証券ということで運用しておりますので、率が今下がっておりますので、それほどの運用益が上がっておりません。今後ですが、長期の利用というか、そういうのを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、長期の運用を考えるとといったような答弁がありましたけれども、これまでといたしますか、この基金の運用状況を見ますと、ほとんど短期なんですね。ですので、必要のない基金といったらなんですが、当面使う予定のないお金につきましては、短期でなくて、ある程度長期の運用を考えてもいいんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、いろいろ事情はあると思いますけれども、その辺の例えば育英基金ですか、育英基金なんかかなり短期で運用されていますけれども、育英基金はほとんど使わないで一般財源で手当てをしていると思うんですよね。そういった中でこの育英基金なんか長期の運用をしちゃって、そうすると恐らく何倍の金利が付くと思いますので、安い金利ですけれども、そのような考え方で運用をしていただければと思います。

もう一つ、基金の使い方の一つとしまして、地財法で、剰余金はその2分の1以上は積立金、要するにこれが基金ですね、積立金、または起債の繰り上げ償還に充てることになっていると、要するに市の借金の繰り上げ償還、市の借金については恐らく0.幾つというそんな数字では借りられないと思います。恐らく1%以上の金利がかかっていると思いますので、その繰り上げ償還に充てるほうがこれはもう断然有利だと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 起債の繰り上げ償還に充ててはというご意見です。通常の起債の繰り上げ償還につきましては、借入金に対する補償金が求められる契約となっているものもあ

り、繰り上げ償還の全てが有利であるとは限らない状況です。これまで、総務省等から補償金免除で繰り上げ償還できると指定された地方債については、随時繰り上げ償還を行ってまいりました。今後においても、借入金に対して補償金のない地方債などについて、金融機関との信頼関係に留意しながら、繰り上げ償還できるものについては繰り上げ償還を活用し、将来負担の軽減を図っていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、繰り上げ償還についてはもうこれ以上はできないというような、そういうことでしょうか。今現在の起債にかかわる繰り上げ償還というのは。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 政府系の金融機関から借りているものについては、この補償金がほとんど満期で借りたのと同じぐらいの数字が入っております。そんな関係で、総務省から繰り上げ償還の免除の許可がないと、返しても何にもならないということで、その他の地方銀行等から借りている分につきましては、補償金のないものもあります。なので、先ほど申し上げましたが、金融機関様も利益を見ておりますので、そういったところで信頼関係が崩れない範囲でできるものがあればやりたいということだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 何と言っているか、できるだけそういう形の中でできるものはやっていただきたい。よろしくお願いします。

続きまして、3番目の看護師確保対策について質問しますけれども、対策が多岐にわたって確保対策を打たれまして、予算的にも2.5億円ですか、2.4億円余り増額して、苦しい中対応していただいているということで、効果としては期待できるんじゃないかなというふうに感じております。この看護師確保対策の一つであります4年制大学の看護学校の学生への補助金の増額ですが、隣の銚子市の千葉科学大学の看護学部の生徒にも奨学金を当然出されていると思います。この科学大学に最も近い大きな病院というのは、旭中央病院であります。そのようなことから、将来ぜひ、まだ1年生しかいないようですが、将来的にこの科学大学の卒業生が中央病院で看護師として働いていただければ、これは本当にありがたいことだろうと思います。

このようなことから、病院、それから大学、お互いがよくなるような相乗効果が期待できるような連携といったようなものが考えられないかどうかということですが。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 千葉科学大学看護学部との連携についてのご質問でございますけれども、同じ二次医療圏にあります看護系の大学は銚子市にあります千葉科学大学のみでありまして、緊密な連携を図ることが大切と認識しております。このため、看護学部が創設されました本年度、昨年の4月から看護実習生30名を受け入れたところであり、来年度も引き続き可能な限りの看護実習生を受け入れる予定です。

また、今後大学から要請がありましたら、看護学部への講師等の、医者でございますけれども、医師を講師として派遣することや、それから新しい奨学金につきましても説明会へ出席してよりよい関係づくりに資していく対応を図っていくこととしております。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） すみません、先ほどの答弁の中で、1点ちょっと訂正させていただきたくお願い申し上げます。

先ほど2億4,000万円ということで合計ご回答いたしましたけれども、こちらのほう、2億5,800万円でございます。申し訳ございません。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） ぜひ隣同士ということで、看護師確保のために、向こうの科学大学も栄えるような連携をぜひ取り組んでいただければというふうに思っているところです。

次に、2点目としまして、独法化が看護師確保に及ぼす影響についてどうかと質問したわけでありまして、共済組合等には継続して加入をすると、退職金も同等に払えるといったようなことで、独法化で現在よりも待遇が悪くならないように考えているというような答弁でありました。

当然現在より待遇が悪くなっては困るということなんですけれども、先ほどもいろいろな看護師対策の中で予算が増額されたわけでありまして、公務員というのが一つ、マグネット効果ということですか、安心感といったようなことで、そういったマグネット効果があるというふうにこれまで言われてきました。私どももそういうふうに考えていたわけでありまして、これが外れた場合には、不足気味の看護師確保は民間との競争が激しくなるんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 先ほども申し上げたとおり、独法化の移行に際しましては、公務員でなくなることににつきまして十分な説明を行いまして、職員の理解と協力を得てまいりたいと考えておりますので、その独法化における影響というのはほとんどないものではないかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、次の質問に移ります。

看護学校の社会人の受験者についての質問なんですけれども、受験者数は結構多いんですね、これ。データをいただきましたが、25年度は41名の方、26年度は21名、その前の24年度は55名の方が、社会人を経験してから看護学校の受験を目指しているということの中で、なかなか合格率は低くて狭き門になっているわけなんですけれども、試験の合否につきましては、現役と社会人経験者、一律の判定で行われているのかどうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在行っております試験につきましては、以前は逆に受験できないという、平成6年度以前までは年齢制限、平成6年までは22歳、それから14年度までは25歳、15年度までは30歳、それから16年度までは32歳、それで20年度から撤廃というような年齢制限を今までやってきておりますけれども、試験の内容につきましては、社会人であるかないかを問わず、全て公平に一律に実施しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 一律な判定で行っているというような答弁でありましたが、今社会人経験者の数字を見ても分かりますように、社会に出てからこの安定した職種をとということで、看護師を目指す方が大勢います。しかし資格を取らないと看護師になれないわけですし、資格を取るために看護学校を目指すわけなんですけれども、合格者が現役の学生と比べて少ないのは、先ほどの数字でもはっきりしているわけであります。

こういった方々に少しでも道が開けないかといったようなことで、質問させていただいているわけでありまして、社会人になってからの受験というのは、現役とは多少のハンデが考えられるということで、例えば高校卒業後5年間は高校で成績証明書というのが発行してもらえます。そういったものを参考にするとか、社会人経験者の受験に何らかの対応を

することができないかどうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今議員のほうからお話ございました。確かになかなか合格が難しい、それから推薦の枠にも社会人は入れないということもございますので、社会人枠の創設につきましては、来年度の入学試験の実施要綱の策定に併せて、ほかの看護学校の先進事例などもよく研究した上で検討してみたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） ぜひそういったような取り組みをやっていただければと思います。少しでもこういった方々が看護師になりまして、旭市で看護師をやっていただけるということが、本人にとってもいいことですが、中央病院にとってもいいし、また旭市にとっても地域創生の少しの効果になるということだと思いますので、そういった取り組みをぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、火災対策ですが、1点目はいいです。

2点目ですけれども、農業用水等が使えないかということで、農業用水の出口に海上の場合は、海上地区の倉橋と蛇園ですけれども、二つの消防の部は水をとるための金具を持っているわけなんですけれども、そういったものを使って少しでも対応できれば、ないよりはましというような考え方が一つにはあると思います。蛇園と倉橋だけではなくて、ほかのそういった関係の消防団にもそういったものを一応は配布しておいて、適宜訓練等もやっていただければというふうに思います。

この質問としましては、農業用水の管、太いの、細いの、元は太いわけなんですけれども、その辺から消火栓の立ち上げというのはできないのかどうかということなんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 常備消防としても有効活用できればと思ひまして、配管の途中に消防用の給水口を設けることが可能かどうかというようなことで依頼もしましたんですが、用途が違ふということ、あと配管等に強度がないという問題があるということで、取り付けることは不可能という回答を得ております。

今後は用水施設がある地区の消防団には媒介金具を配備して、使用方法を指導しながら有効活用できるようにしていきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 水利がない場所で起きたようなああいった火災、初期消火ができればあれだけの大惨事にはならなかったのかなというふうに思っているわけでありまして、周辺には水がなかったということでもあります。そういった中で、農業用水がある程度近くまで来ているということですので、その辺の有効活用をもうちょっと研究していただければと思います。

次に、3点目の新たな水利の創設ができないかということなんですが、岩井東部の話なんですけれども、岩井東部も同じような環境の所でありまして、毎年この市の懇談会でも上水道布設の要望が出ているわけなんです、このような火災が起きた時の消防水利の必要性からも、そういった観点からも考えていただければというふうに思っているところであります。この岩井の東部地区、皆さんご存じだと思いますが、国道126号線と並ぶ旭市の大動脈の一つであります広域農道の沿線の地区になるわけでありまして、今現在まだ全線開通していないという中で、交通量も若干少ないのかなと思いますが、清滝トンネルができた暁には、恐らく大動脈として機能してくると思います。そういった面で、市としても一つの先行投資、そういった考え方も持っていただきまして、消防水利とそれから地域の皆さんの安全な水の供給と、そういった観点からぜひご検討いただければと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほどお話がありましたように、今までも地区懇とか、そういった所で要望があったわけなんですけれども、水道課としましては、将来的に清滝バイパスが完成し、家が建ってくるなどの需要を見きわめた上で、将来的に検討するというような考えでありますので、よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（景山岩三郎） 続いて、宮澤芳雄議員、登壇願います。

（８番 宮澤芳雄 登壇）

○８番（宮澤芳雄） 議席番号８番、宮澤芳雄です。

平成27年第１回定例会におきまして一般質問を行います。

質問は大きく分けて８項目16点であります。

それでは質問を行います。

１番目の質問であります。出会いコンシェルジュについて。

旭市では、人口減少対策として旭市に定住していただく方に対し、定住促進奨励金の交付、不妊治療や子ども医療費の助成、また第３子以降の保育料の無料化などさまざまな対策を講じています。しかし、若い人たちが結婚して旭市に住み、子どもも増えないか、増えていかなければ人口減少に歯どめがかかりません。結婚を望む人たちに市では出会いコンシェルジュを行っています。大変素晴らしいことだと思います。

そこで、出会いコンシェルジュについて（１）としてこれまでの取り組みについて、（２）として出会いコンシェルジュの今後の方針について、２点お尋ねいたします。

大きな２番目、基金の運用方法ですが、これは先ほど島田和雄議員の質問でお答えいただきましたので、私のほうからはあくまでも確実で安心で、なお有効な方法でこれからも運用をしていただきたいと思いますようお願いをして終わりにさせていただきます。

大きな３点目であります。歳計現金の運用方法についてお尋ねをいたします。

歳計現金は、市税や交付税等が歳入の収入になり、支出までに資金が余裕になった場合、大切な公金を安全、確実、有利な方法で運用すべきと思います。平成26年度中にどのように運用しているのか、また26年度の運用益についてお尋ねします。

大きな４番目、自動車税の市役所窓口での納付についてお尋ねをいたします。

（１）として、制度の概要について、自動車税は県税ですが、旭市市役所窓口でも納付できると思います。その場合に、市に交付される手数料について説明をお願いいたします。

（２）として利用者の状況について喫緊の平成24年、５年、６年度の車の台数と納付額、

委託金額をお尋ねいたします。

(3) として今後の取り組みについて、市役所窓口で納付できることを知らない市民の方が多いと思われませんが、市としては市民に対して周知することができるのでしょうか。お尋ねいたします。また、職員に対してはどのようなのか、併せてお尋ねをいたします。

大きな5番目として防災について。

(1) として市民との連携について。

東日本大震災からあしたで4年になります。震災当日の3月11日以前に市では幾つかの市民団体との間で災害協定を結んでいました。そのことにより、災害から被災者と市民は救われました。特に市内建設業者の皆さんで結成された災害対策協力会との協定がなければ、被災地の復旧はかないませんでした。まさに市に先見の明があったわけであります。市の防災計画の情報の収集のところに、通信施設が使用不可能となった場合の措置として、アマチュア無線局との記載がされておりますが、将来的に市内のアマチュア無線クラブとの連携についてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

6番目の消費者被害の対策についてお尋ねをいたします。

(1) として、振り込め詐欺被害防止策の状況についてお尋ねします。

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、振り込め詐欺等、平成26年度の国の被害総額は約559億円で、前年と比べると1割増とのことであります。警察、メディア等あらゆる組織が総力を挙げて詐欺に遭わないための取り組みをしていますが、旭市としてはどのような対策をとっているのか、お尋ねをいたします。

(2) 消費者被害の対策について。

近年、ラジオ等で過払い金問題について報じられていますが、市としての取り組みがありましたら、お尋ねをいたします。

(3) 消費者相談の状況については、説明をお聞きしましたので、質問で幾つか、再質問でお尋ねをさせていただきます。

続きまして大きな7番目、旭市三郷構想についてお尋ねをいたします。

平成28年までの計画期間とした旭市総合計画のリーディングプランである三郷構想、その中の交流の郷プランについてお尋ねをいたします。

(1) 現状について。

大原幽学史跡を活用した田植え体験では、大勢の人々が旭市を訪れ参加していただいておりますが、そのほかにも現在市で行っている交流事業についてありましたらお尋ねをいたしま

す。

(2) として、交流がもたらす経済効果について。

人口減少は、現状では歯どめがかかりません。そこで、交流人口を増やすことが地域の活性化へとつながると思われます。経済効果の算定は非常に難しいと思われますが、どれくらいの成果があったのか、これは参加人数で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

最後の質問であります。大きい8項目め、地域公共交通についてお尋ねをいたします。

高速バスの運行が始まり、東京に行くには非常に便利になりました。しかし、県内の移動や乗り継ぎで遠方に行くには、やはり鉄道を利用します。また、通勤通学には欠くことができません。

そこで(1)として、東京方面へのJRと高速バスの便数の推移について、比較のため数年分お願いいたします。

(2)として、同じく乗客数の推移についてもお願いいたします。

(3)利用者の利便性の対応についてお尋ねをいたします。

高速バスの利用者が増えているのには、格安な料金やバス停が近いなど幾つかの要因があると思われますが、その分のJRの利用者が減少しているのだと思われます。県内最南の館山市では東京湾アクアラインの開通で車での利便性が高まりました。しかしながら、それが全ての要因ではないとしても、JRの便数が減ったと聞きました。JR利用者の利便性として、市内四つの駅の中でも市の中心にあり特急が全て止まる旭駅には、駐車場が少ないという難点があります。

そこでお尋ねしますが、商工会隣の、以前土地開発公社で所有していた土地は、旭市七夕まつりのイベント会場などに使われていますが、年間ほとんど利用されていないと思います。何度か車が満車の状態でとめられていることを見ましたが、この土地の面積と、乗用車では何台くらいとめられるのか、また駐車場として利用するとしたら法的な制限はあるのか、お尋ねします。

以上8項目について質問をいたしました。

再質問は自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） それでは、市民生活課から1番目の出会いコンシェルジュについての2点についてお答えいたします。

初めに、（１）これまでの取り組みについてのお答えをいたします。

若者の定住化や後継者の結婚対策等を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、また人口減少に歯どめをかけるために、平成19年度より旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュを設立し、今年で8年目となっております。この出会いコンシェルジュの会員は登録制となっており、平成27年3月1日現在、登録されている会員は男性269人、女性166人、合計で435人となっております。

平成25年度の出会いコンシェルジュの事業の実施状況につきましては、婚活パーティーや婚活セミナー等のイベントを13回実施し、286人の参加がありました。また、平成26年度は11回実施し、241人の参加となりました。基本的には、毎年月1回程度の開催を目標に実施しております。一般の方の募集を市の広報紙やホームページ、また雑誌等に掲載して募集を行っているところであります。

次に、（２）出会いコンシェルジュの今後の方針についてお答えいたします。

平成26年度では、結婚相談所のカウンセラーを講師に、婚活セミナーの実施や全国的に幅広く活躍しております恋愛カウンセラーによる結婚相談、婚活パーティーの際の企画、司会進行をお願いし、今までと違った形でイベントを実施いたしました。

そうしたイベントが参加者からも大変好評を得ているところであります。人数の多い企画のイベントにつきましては、専門の方をお願いをして実施することも、イベントの成果を上げていくためには大事であろうかと思っております。

また、近隣の市町との合同企画を積極的に実施しながら、1人でも多くの方がこの出会いコンシェルジュを通じて結婚につながり、人口減少に歯どめがかかるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） それでは、3、歳計現金について、4、自動車税の市役所窓口での納付についてお答えいたします。

初めに歳計現金ですが、歳計現金の運用については、地方自治法第235条の4の規定により、確実かつ有利な方法で保管することになっております。運用方法ですが、国庫短期証券と大口定期預金で運用しております。運用益は97万7,423円を見込んでおります。

続いて4、自動車税の市役所窓口での納付についてお答えいたします。

（１）制度の概要ですが、千葉県県税条例第6条に規定されており、市役所の窓口で取り

扱った収納金の100分の2に相当する金額が県税取扱費委託金として旭市に交付されております。

(2) 利用者の状況ですが、平成24年度は2,655台分で、9,784万6,600円の納付があり、委託金は195万6,932円でありました。平成25年度は2,976台分で、1億108万7,460円の納付があり、委託金は202万1,749円でありました。平成26年度は、1月末現在になりますが2,463台分で、9,130万8,100円の納付があり、委託金は182万6,162円であります。

(3) 今後の取り組みということですが、千葉県税でありますので、市役所の窓口だけに納めていただきたいという市民への周知は難しいと考えております。なお、職員への周知は引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 5番の防災について。その中で、通信施設が使用不能となった場合の措置として、市内のアマチュア無線クラブとの連携を考えているのかというご質問ですが、災害が発生した場合、災害対策本部と市民の連携は非常に大切な事柄であります。こうした観点から、自主防災組織の育成及び活動を推進し、また災害が発生した場合に、市内の各業者からの生活必需品を迅速に確保するため、数々の協定を締結しております。

また、的確な災害対策を行うためには、市として被災状況をいち早く把握するための情報収集が必要不可欠であります。そこで、市としては、電話等が通信不能となった場合のために、電波による無線機であります半固定型通話機57台、携帯型通話機33台、公用車車載通話機21台を各支所や避難所となる施設や小・中学校に配備しており、情報収集をすることとしております。

今後、さらなる情報収集の拡充に向けた方策の一環として、ご質問がありました通常の通信手段が使用不能となった場合などを想定し、市内のアマチュア無線を活用するなど検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、6番目に消費者被害の対応についてということで、2点ほどご質問いただきました。ご回答させていただきます。

一つ目の振り込め詐欺被害防止策の状況でございます。

架空請求と言われる身に覚えのない料金請求、あるいは社債などの架空の金融商品の購入

を持ちかけをした詐欺的商法によるトラブルに対しまして、消費生活センターでは相談対応による被害救済としまして、啓発による被害の未然防止、これらに取り組んでおります。

相談体制としましては、ご承知のように消費生活の資格を持った専門の相談員、これを5名の方に現在委嘱をしてあります。平日の9時から4時までセンターの中で2名の相談員が専属で相談を承っております。

架空請求などの詐欺的商法の相談の場合、センターでの助言あるいはあっせん、業者とのやり取りのほか、これらでなかなか解決が見出せない場合につきましては、警察あるいは弁護士、こういうところと連携をとりながら、個々の状態に応じて対応をしておるところでございます。

被害防止策としましては、広報紙あるいはセンターだより等でトラブルの事例の紹介あるいはリーフレットの配布等で啓発を行っております。

さらに、ここのところ健康食品の送り付けによる相談、こういうものが入っております。そういう時には防災行政無線、これを活用させていただきまして注意喚起をやっておるところでございます。

さらに、議員のほうから過払い金問題に対してというご質問がありました。

ご承知のように過払い金、グレーゾーン金利というんですか、そういうようなことで、これにつきましては、複数の業者の方から借り入れしている、そういう事例が多くあります。あるいは年収の少ない方がそういう問題に陥っている。そんなことで、ここでは多重債務問題、一つご紹介をさせていただきたいと思います。市でやっておることということです。

市の中で、実は平成25年から市役所の内部に旭市多重債務者支援連絡会議、これを設置しております。このメンバーとしましては、税を扱うあるいは使用料を扱う、そういう関係各課の職員の集まりでございます。年に研修会あるいは打ち合わせ会議等をしております。特に消費者問題に明るい弁護士を呼びましての研修会、そういうものを開催しております。25年に実は旭市多重債務者生活再建マニュアル、ちょっと分厚い資料なんですけど、それを800部作りまして全職員に配布をしております。この冊子を使いまして、多重債務に陥った方が生活再建のために必要なさまざまな市の制度あるいは国の制度、県の制度、そういうものをまとめてあります。それを活用しまして、多重債務に陥るような方に対しての救済の一つのマニュアルとして作っております。そういうものを活用して旭市、市が全力で、冊子の上には市役所の総合力をもって多重債務者を解決しようと、そういうタイトルで書いてございます。そういうようなことで連携をとってやっておるところでご承知いただければと

思います。特に弁護士先生につきましても、消費者問題に強い方と弱い方がいるんですね。特に強い先生方のリストも弁護士会からいただいております。その道に精通した方という、そういう方にも来ていただいて、消費者が相談に行けない方には逆に弁護士が来ていただく、そういう制度もございますので、そういう取り組みをしているということで回答させていただきたいと思います。

もう一つ議員のほうから、最後の、地域公共交通についての商工会館北側の駐車場を利用できないかというご質問をいただきました。

ご承知のように旭市の駅から南側に、約、距離的には350メートル、商工会館の北側の広場、ここはご承知のように市の所有でございます。以前、旭市土地開発公社が持っておりまして、現在市で、商工観光課で管理をしております。面積的には2,189平米、約663坪の広さでございます。

現在の利用は旭市商工会館へ来ました来客者の駐車場、これが主でありますけれども、七夕まつりのイベント会場、そういうものにも使っております。仮に駐車場とした場合には、乗用車1台当たりの必要な面積の目安、これが資料では7坪と言われているわけですが、これから試算しますと94台。ただ、うちの職員が、形状がいろいろちょっとう不整形の部分があります。そういうようなことで土地の形状から区画線を引いてみますと、約65台くらいが適当な数かなというふうに考えております。そういうようなことで、駐車場の台数は以上でございます。

また、法的な規制ということがあったかと思います。法的な規制につきましては、私どものほうでは駐車場法あるいはバリアフリーの新法、そういうものが法的な制限があるのかなと。ただこれは、許可というよりも届け出ということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、7番目の旭市三郷構想についての1番、交流事業の実施の現状について、それから2番目の交流への参加人数についてお答え申し上げます。

交流事業ですが、主な事業といたしましては、観光面では、袋公園桜まつりや、いいおかYOU・遊フェスティバル、砂の彫刻美術展、七夕市民まつり、また農業面では、いきいき旭産業まつり・ふるさとまつりひかたや、海上産業まつり、幽学の里で米作り交流事業、さらにスポーツ面では、向太陽杯パークゴルフ大会や、しおさいマラソン大会、ママさんバレーボール大会などを実施しております。

参加者の人数はどのくらいかということの答えを申し上げます。

袋公園桜まつりですが1万5,000人、いいおかYOU・遊フェスティバル12万人、砂の彫刻美術展6万8,200人、七夕市民まつり12万7,000人、いきいき旭産業まつり・ふるさとまつりひかた6万2,000人、海上産業まつり4万人、幽学の里で米作り交流事業1,137人、向太陽杯パークゴルフ大会157人、しおさいマラソン大会3,506人、ママさんバレーボール大会445人であります。

続きまして8番目です。

地域公共交通につきまして、（１）東京方面へのＪＲと高速バスの便数の推移についてということと、２番目の乗客数の推移についてお答え申し上げます。

まず１番目の、東京方面ＪＲと高速バスの便数の推移ですが、まずＪＲ旭駅の過去５年間の現状を見ますと、平成23年に上りの普通列車が１本増えておりまして、その後は現在と変わらず、１日当たり、上りの普通列車が22本、特急列車が５本で、下りは普通列車が22本、特急列車が６本運行しております。

続いて高速バスですが、こちらは運行を開始した平成３年には往復８便でしたが、少しずつ増便いたしまして、平成13年からは、現在と同じく１日当たり往復22便となっております。

次に、乗客数の推移ですが、まずＪＲと高速バス、それぞれ５年間の乗客の推移についてであります。ＪＲは旭駅、干潟駅、飯岡駅を合計しますと、平成21年度は268万2,020人、22年度は264万410人、23年度は258万2,010人、24年度は256万840人、25年度は263万8,950人で、この５年間で約４万3,000人減っております。

利用者については、震災の影響と考えられますが、平成23年度に大きく落ち込み、現在も震災前の水準には回復しておりません。

続きまして高速バスですが、市内には８か所のバス停がございます。これらを合計いたしますと、平成21年度は14万3,347人、22年度は14万2,400人、23年度は14万8,815人、24年度は15万1,844人、平成25年度は15万75人で、この５年間で約6,700人増えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○８番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、幾つか再質問させていただきます。

１番目のこれまでの取り組みについて。

これまで出会いコンシェルジュのイベントに参加して結婚した人の数は何人くらいになる

のかお尋ねをいたします。

○議長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） これまでのイベントに参加して結婚した方の何人いるかということですが、平成19年度から平成27年2月までにこのイベントに参加して結婚の報告があった人数ですが、事務局に報告のあった方のみとなりますが、66人となっております。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、今66人ということですが、市外からイベントに参加した女性の人数は何人あるのでしょうか。また、結婚した女性のうち市外から本市に嫁いだ女性がおられましたら、人数をお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） お答えいたします。

平成26年度に実施したイベントに参加した女性の参加人数でございますが、110人でございます。そのうち、旭市内の参加者は51人で、全体の46.4%。旭市外からの参加者は59人で、53.6%となっております。

また、出会いコンシェルジュのイベントで知り合い、結婚された方については16組32人となっております。16組のうち、旭市内同士で結婚された方は8組、旭市外の女性と結婚された方も8組となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

すばらしい成果が上がっているようでありますけれども、それでは2番目、今後の方策、方針ですけれども、これまで参加者の少ないイベント等もあったと聞きますが、今後の対策としてはどのようにお考えなのか、1点お尋ねさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。
市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） 今後の対策ということでございます。

今年の1月でございますが、初めての試みといたしまして、県の出先機関である、海匠、香取、山武、3地域振興事務所の担当者と各市町の担当で研修会を開催し、現在の問題点やこれからのイベントの実施方法等について検討をしたところであります。

今後も、イベントの実施方法の検討や近隣市町、県との連携を図りながら、この出会いコンシェルジュの事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、引き続き頑張っていたきたいと思います。

私たちの結婚適齢期といいたいでしょうか、いつが適齢期とかはあれですけども、自分が結婚するころには仲人さんという方が大勢いらっしゃったんですよね。それである程度の年齢になって結婚していないと、もうそちらの方が非常にやかましく、まだ嫁にいかないのかと、まだ嫁来てないのかと、いろんなそういうふうに心配される方がいた時代、本当によき時代であったと思いますけれども、近年はやはりいろいろなさまざまな環境の変化からでしょうか、なかなか媒酌人という方がいらっしゃいません。そういった中で、結婚していない人にとってはこれこそが本当の今頼れる唯一の出会いの場といいたいでしょうか、そういった場であると思います。ぜひとも今後とも力を入れて取り組んでいただきたいと、私からもお願いをいたします。

（発言する人あり）

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

2番目は先ほど済みしました、説明お聞きしましたので、3番目の歳計現金について再質問をいたします。

運用益97万7,000円ほどあるとの回答でございましたが、近年、定期預金等は預け入れ利息が大変下がっています。基金等と違い、歳計現金は資金計画を立て、短期間で運用しなければならないと思います。当然担当課ではそれらを含んで運用していると思いますが、資金計画や運用先の選定方法などはどのように行っているのか、今年度の実施方法でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

資金計画、選定方法ということですが、各課から提出されました四半期ごとの収支見込みを取りまとめた資金計画と前年度の収支状況を参考にして、余裕資金を見きわめ、運用しているところであります。

運用先の選定方法ということですが、大口定期預金については、起債相当額と相殺できる範囲内で利率のよいところに預けております。その他、余裕資金が見込まれる場合は、国庫短期証券を購入して運用しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは、再々質問をさせていただきます。

本市、旭市は、効率的な財政運営を行っており、歳計現金が不足することはないと思います。一部の市町村では財政運営が厳しく、一時借入金等を行っていると聞いていますが、基金の運用と同様に歳計現金の運用に当たっても、安全、確実、有利な方法で運用されなければならないと思います。期間的に歳計現金に余裕がないと運用できません。運用に当たって注意されている点ありましたらお尋ねをいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） お答えいたします。

運用に当たっての注意すべき点ということですが、十分資金計画を精査し、歳計現金の余裕資金を見きわめ、運用に注意し、引き続き確実かつ効率的な運用に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

市民からの納税等の歳計現金、今後も安心、安全、確実な、また有利な方法で運用していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

自動車税の市窓口での納付について、これはどこの市でも納付は実施されていることなのでしょう。分かりましたらお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

自動車税の収納事務を行っている市町村ということですが、千葉県自動車税事務所に問い合わせしましたところ、23市町村という回答をいただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ということは、取り扱いをしない市町村があるということですが、その理由について何か分かりますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） 同じように千葉県自動車税事務所に聞きましたところ、理由は分からないという回答をいただきました。なお、近隣では銚子市と香取市がこの事務を取り扱っておりません。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

近隣、行っていない市町村もあるということで、そんな中、旭市の会計課では対応してくださっているということで、大変感謝いたしたいと思います。

それでは、（２）の再質問をいたします。

市役所窓口で納付する場合、1件当たりに要する時間は大体どのくらいかかりますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） ではお答えいたします。

1件当たりの時間ですが、一、二分だと思います。ほとんどが1分以内にやっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

各支所でも納付は可能だと思いますが、納付の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） お答えいたします。

各3支所でも納付をいただいておりますが、支所ごとの納付件数については統計をとっておりませんので、全体でうちのほうに來ますので、各件数ということは分かりませんのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

これからも市民が納付しやすい窓口として継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、5番目の質問に入ります。

総務課長よりお答えをいただきました。再質問いたします。

東日本大震災の折に東北地方の被災地で全ての通信手段が不通となり、アマチュア無線クラブの皆さんの通信で緊急車両等が誘導された例もありました。市内には現在、干潟リピーター愛好会、そこには57名の会員がいて、市内在住が28人ということであります。これまでも災害時には情報の収集と提供に努めてくれています。今後、市との連携が図れば、強い力となるはずであります。引き続きご検討を願いたいと思います。回答は結構です。

次の6番目、消費者被害の対策について再質問をいたします。

振り込め詐欺等、いつの世でも被害者は高齢者が多いということであります。高齢者が被害に遭わないための対策として、市で何か対策がありましたらお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、ご質問の高齢者が被害に遭わないような対策ということで、現在センターの中では、高齢者が被害に遭わないように、身近な人の見守り、これが必要というようなことで一つ事業を行っております。これはどのようなことかということですが、旭市消費生活サポーターという制度をつくりました。現在40名の方がボランティアで登録をしております。このサポーターにつきましては、市からいろんな情報をサポーターの方へ送ります。そのサポーターの方は、結構高齢な方が多いわけですが、もらった資料をそれぞれの地域の中で、こういうことがあったから気を付けようねという、サポーターから地域で、みんなで遭わないような運動をしよう、そういうようなことで取り組んでいただいている、そういう事例がございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） それでは次、市ではさまざまな対策をとっているようですが、被害防止策で一番やはり効果を上げているのは防災無線だと思います。これは、近隣の市町では旭市ほど即効性のあるといいますか、被害が出たらすぐに防災無線を流すと、こういったことは

なかなかできないようでありまして、自分も驚いたんですけれども、旭市は縛りがなく、すぐに防災無線を流すというとなんか被害に遭わないと、これは本当にありがたいことだと思います。

そのほかにも、防災無線以外でまた取り組みがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在センターのほうでは、一つ悪質な、消費者が被害に遭わないような形ということで、一つ取り組んでおりましたことを報告させていただきます。

悪質な電話勧誘によります高齢者の消費者被害、これを防ぐために、昨年度、25年度に国の全額補助金をいただきまして、これは消費者庁でございますけれども、ここのモデル事業としまして、録音予告機能付き通話録音装置という、電話機の所に、これからの話の内容は録音しますよという、そういう機能を付けました。これを国がモデル的にやってみたいということで、市内で100の世帯にご協力いただきまして、1年やってみました。これが結構効果があるということで、あのまちはどうもここは危ないなという、そういうことも新聞にもこういう取り組みを掲載していただきまして、やったと。

現在、このモデル事業も1年経過しましたがけれども、引き続いて設置をしていただいている世帯もございます。そういうようなことで、国の支援もいただいてやったということでご報告させていただきます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

（2）の消費者被害のところで1点お尋ねしたいと思います。

市では、本当に幅広く幾つも、被害に遭わないような対策を講じてくれていますけれども、本当に効力のあるというのは、まず自分が気を付けて、家族が隣近所がという、こういったことが最も効力があると思うんですけれども、地域間同士で何か取り組みがあるようでしたら、一つお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから地域間同士でということで、例えば集落と集落がということはなかなかちょっと把握はしてございません。

ただ、一つだけ、ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、消費生活センターの窓口をぜひ知っていただくというのが我々大きな仕事かと思っています。あるいは、例えば電話で何かおかしい電話があった時に、例えば相談員がいる時は、センターのほうへ取りあえず相談していただくとか、先ほどこんな電話があったけれども大丈夫なんだろうかとみたいな、そんな連絡もいただきたいなど。まずは、センターを知っていただきたいということで、実は昨年、国の交付金を活用させていただきまして、トイレトペーパーに消費生活センターに相談くださいという、そういう印字をしまして、それを各公共施設に使っていただくと。必ず座っていただくと自分で使って何か書いてあると、それは必ず見ると、そんなことでまずは消費生活センターを知っていただく、その番号をぜひ何かメモをしておいていただく、そんなことで我々は考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） トイレトペーパーですか。なかなか考えますね。うちわに以前こういったことをやったことがあるんですけども、うちわが山になってどこかに置かれていたところを何回か見たことありますけれども、さすがにトイレトペーパーであれば毎日使うことですから、持って帰って使っただけの分、これはすばらしい取り組みだと思います。ありがとうございました。

続きまして、（3）に移ります。

消費生活センターは、平成23年4月1日、まさしく商工観光課長、センター長でしょうか、開設されたわけではありますが、平成26年までのわずか3年間で相談員の数が3名から5名と、週延べ6名から10名ということで増員をされております。これは、非常にきめ細やかな対応ができるようになったのかと思われます。相談窓口で特に配慮をされていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 相談活動を行う際の特に配慮ということで、消費生活相談では特に秘密の保持に細心の注意を相談員は払ってございます。相談員の中には、トラブルを家族に知られたくない方、こういう方もいます。このような方には、安心して相談いただけるように、間違っても家族のほうへ電話連絡で、昨日相談があったんですけどもみたいな、そういうことは言わないと。また、助言した後、どのような結果になったか、これをちゃん

とフォローしようということで、相談者がトラブルや悩みを解放され安心して暮らせるような、そういうようなことで最後まで見届けるような、そういう仕組みを作ってください。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） よく聞く話ですけども、相談者、待っているばかりではなくて、相談を受ける側が出向いて行って、早い話が出前講座といいましょうか、そういったことも大変に効力があるという話を聞きますけれども、そういった関係の事業というか取り組みはありますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在、出向いて行ってということで、一つ報告させていただくのは出前講座でございます。集まっていた所に、相談員なりうちのほうの担当の職員が行きまして、いろんな勧誘の手口やあるいは対処法を教えるものでございます。大体年平均しまして6回程度呼ばれて行っております。特に、最近、昨年度やった中で、これは効果的かなと思ったのが、実はシルバー人材センターの会員、約100名、何か会員の会議があったと、そこに呼ばれて、その中で相談員あるいは職員から今こういう手口がありますよと、そういうことを話をさせていただいた。そうしますと、シルバーの方々がよそへ仕事に行った先で、旦那さん気を付けましょうねという、そういう口から口へ伝わっていくと、そんなことで、そういうシルバー人材センターにもご協力いただいて取り組んでいるということで報告させていただきます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 現在、消費生活センターは北側に、線路から見える配慮だと思うんですけども、大きな看板が1年くらい前から出されました。現在では、場所が場所ですから道路から見えるというなかなかそういった対策も取りづらい、またあまりそういうふうな看板というのもまた問題があるのかと思いますけれども、電車から非常に見える、これは現段階では最善の方策だと思います。しかしながら、数年後に新庁舎が完成した折には、ぜひ庁舎の中にこういった部署を置いていただきたいと、これは総務課長にお答えいただきましょうか。お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 市民の利便性は新庁舎における重要な要件の一つと考えております。

議員のご質問の消費生活センターについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。実は、この消費生活センターに関して、いろいろなことを勉強していましたが、一つ思ったんですけれども、これ実は干潟町の時ではこういったものはできなかったと思うんです。合併した後、何か合併してちょっとつまらないなという話があったりしたことも聞きますけれども、実はこういう合併したからこそできた取り組みというのが、この10年の中でたくさんあるわけなんです。こういったことはどんどんPRしてもらって、有効に市民のために活用していただければありがたいと、そういうふうに思います。よろしくをお願いしたいと思います。

次の7点目の、三郷構想について再質問をさせていただきます。

交流事業として以前、農水産課がこれは主体だったのでしょうか、農産物をPRする目的で市外の少年野球のチームを、東京都のほうからも来ていたんですけれども、少年野球大会を実施していたことがあります。私も審判員として参加させていただきました。本当にファイトあふれるプレーをした選手たち、はつらつとした姿、今でも忘れられません。特に、最優秀選手賞で米1俵もらった子どもがいて、本当にあの子どもの喜んだ顔というのは本当にすばらしいものがあつたと、今でも強く印象に残っているところであります。当然ながら、本人もチームも保護者も今でも旭市のことをすばらしい思い出に思ってくれていることと思います。この事業というのは、今はもう行っていないのでしょうか。1点お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 以前、野球大会、農水産課のほうで、私の知っている限りでは3年くらいですか、やっていたんですけれども、何か聞いたところによりますと、今はやっていないということで、いろいろほかにも大会があるというようなことで、やっていないということは聞いております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

今これお尋ねしたのは、交流事業、確かにいろいろな成果があると思うんですけれども、

未来ある、市内、市外を問わず、青少年に夢と感動を与えるような事業は、やはり計画していただければ素晴らしいんじゃないかと思うんです。数多く計画、実施していただきたいと思いますけれども、これに対して何かご返答がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今野球大会のほうはやっていないという状況ですけれども、現在は、先ほども言いましたけれども、向太陽杯ゴルフ大会や、しおさいマラソン大会、それからママさんバレーボール大会など、スポーツ交流は継続して行っております。

今、野球ではありませんが、市のソフトボール協会では、本年の8月に関東小学生男女ソフトボール大会を、市内の施設を利用して開催されるということです。市のイベントではありませんが、このような民間主催の大会も本市で開催していただけると、これが、交流がさらに図られるというもので、期待しているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） スポーツのイベント等、確かに多く開催していただいていることはよく存じ上げております。そんな中で、また青少年に関する事業をこれからもぜひ検討していただきたいと、これは要望させていただきます。

それでは、（2）の再質問をさせていただきます。

先ほど人数を教えてくださいましたんですけれども、合計人数が出ていないので、それはまあよしとします。イベントに参加者なんですけれども、こういう再質問なんです。

国土交通省の中の観光庁では、定住人口1人当たりに対して市外から旅行者を招いた場合の試算がされておりまして、その1人当たりの人数が定住人口に対して何人であるかという試算がされています。観光交流人口増大といいますか、そういった経済効果を発表してくれているんですけれども、2012年の試算で市内の定住人口1人当たりの年間消費額は120万円と試算されています。この年間消費額を基に、訪日外国人、外国人旅行者、それから国内旅行者1人1回当たりの消費額で割り返すと、外国人旅行者で換算すると11人分、それから国内旅行者が宿泊者で換算すると26人分、日帰りの旅行者だと81人分が、この市内に定住されている人口1人分に相当するという試算を出されているわけでありまして。

そういった中で、先ほど人数をお聞きしたのは、ちょっと今計算できないんであれですけ

れども、確かに市内の参加者もあると思いますけれども、大変な人数の方が旭市に恐らくおいでになっているわけですね。これ、後で私も計算してみますけれども、それからすると、この交流の郷のイベントというのは大変すごい成果を出しているわけであります。私、そのところを強調したかったんです。この交流、確かに三郷構想の中でも3番目に位置する交流事業なんですけれども、この試算からすると本当に大変な成果を出している。そういったことで、これからも頑張っていたきたいということで、この質問をさせていただきました。

また、もう一つ、こういった県内で取り組みがありますので、ちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、本県、都心に非常に近いということで、県内の市町村が皆さんよくご存じだと思いますけれども、多くの人を呼び込むための対策の一つとして空き家バンクというものを設置して、格安の家賃で定住してもらうか、またセカンドハウスとして利用していただいて、地元の食材を使った料理等を堪能してもらう取り組みなどを行って、今大変な人気を呼んでいるところであります。

しかし、本市ではまた違った取り組みがあります。また、この秋にオープンをする道の駅季楽里あさひは、まさにその取り組みの中で市内の名所の紹介や、安全で新鮮な食材の提供など大勢の人を呼び込む最大の拠点となると私は思います。オープン前から本当にこの季楽里あさひにはいろいろなお話がありますけれども、本当に前向きな考えであれば、大変な市に対して効力、効果があるものだと思います。新しい施設、今から駅長の手腕に期待をさせていたきたいと思います。ぜひ頑張ってください。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

地域公共交通についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁を頂戴しましたので、1点だけ再質問させていただきます。

できることなら、先ほどの駐車場ですけれども、整備して駐車場に使っていただければ非常にありがたいのかなというふうに思います。イベント会場として利用するため、車止めの設置はできませんけれども、安全面に配慮して区画線やや広めにとれば、駐車場の妨げにはならないと、そしてまた自動料金の機能を設置して価格の格安の料金等で利用していただければ非常にいいのかなと、そういうふうなことを思います。また、商店街や商工会の来客者には無料券を発行などと、いろいろこうやれると思います。これは回答は結構ですので、今後検討の課題の一つとしていただければありがたいと思います。

それでは最後に、旭駅の利便性ということで、現在までに取り組みがありましたら、最後に企画課長、一つお願いいたしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） J Rの利便性についてということでのご質問にお答えしたいと思います。

今、市では県と関係市町村で組織いたします千葉県J R線複線化等促進期成同盟におきまして、終電時刻の繰り下げや施設の整備など、J Rを利用する市民の利便性を確保するためのさまざまな要望活動を行っております。

また、長年、旭駅への設置要望でありましたエレベーターにつきましては、整備事業に市からも支援を行い、昨年12月26日に供用が開始となりました。また併せてスロープ等の整備も行われましたので、誰もが利用しやすい駅となり、利便性が向上しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 最後の最後に1点だけ、例の商工会の隣のスペースといいましょうか、車は現在とめられているんですけども、これに対して何か違法駐車だとかという取り締まりとか、そういう制約は現在ないのでしょうか。1点お尋ねしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在、うちのほうでは管理しておりますけれども、イベント広場というような形も一つっております。ただ、有効活用ということで、駐車場、例えば商工会の3階で会議を、これは役所も借りておりますけれども、そういう際には駐車場として使う場合には事前に届け出を、許可を申請をしていただく。

最近多いのは、中央小学校ですか、あそこは駐車場が少ないというようなことで、学校行事の時にあの駐車場を使っただく、そういうようなことで活用はしてございます。

ただ、夜閉めるとかそういうことは一切今しておりません。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 長い間の質問、多岐にわたりまして本当にありがとうございました。

最後に1点、私の思いもありまして、お話ししたいことがあります。

実は、今定例会の開会日、2月27日、自分が誕生日でした。めでたく、めでたいのであるか悲しいのであるか、還暦を無事に迎えました。周りを見ますと私の同年職員、今年で退職をされます。長い方では42年間、まさに行政にささげた人生であったと思います。本当に長

い間お疲れさまでございました。まさか、私も思っていたんですけども、大震災というのは歴史の教科書で学ぶものだと思っていました。自分の命あるこの時代にあんな大きな震災が来るとは思いませんでした。職員の中には、大勢被災された方もいました。しかし、自宅に帰ることなく、市民のためにその職務を全うされたんです。私は、あの震災は職員の力がなかったら絶対に立ち直れることはなかったと、本当に今でも思っています。本当にありがたいと思います。そういった職員が退職に当たって、私も今市民の代表という立場でここにいます。改めて、同級生にエールを送りたいと思います。長い間本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。これまで得た知識と、そしてまた経験を、これからも市のために生かしていただきたいと思います。また頑張ってください。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時31分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第39号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）の議決についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） ご苦労さまです。

ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し上げます。

追加議案は、市長より提出のありました議案第39号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第1回定例会議事日程（その3）、本日3月10日火曜日、この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第39号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、議案上程。

議案第39号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第39号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,720万円を追加し、予算の総額を312億5,390万円とするものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第39号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,720万円を追加し、予算の総額を312億5,390万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページは、歳入歳出予算の款、項の補正額ですので説明を省略し、内容は事項別明細書により説明いたします。

3ページをお願いいたします。第2表は、繰越明許費補正です。この3事業につきましては、国の補正予算に伴う事業であることから、繰り越しの追加設定をお願いするものであります。各事業についてはこの後、歳出で説明いたします。

次の5ページと6ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、7ページの歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金6,817万円の追加は、説明欄1、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の増であり、補助率は10分の10となっております。

18款1項1目繰越金1,903万円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

8ページをお願いいたします。

2款1項7目企画費5,881万4,000円の追加は、説明欄1、地方創生先行型事業であり、主にまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略策定業務などに係る経費の新規計上と、平成27年度分を前倒しする道の駅建設工事の一部である情報発信板の設置及び人口減少対策事業である定住促進奨励金を計上するものです。

4款1項3目母子保健費573万7,000円の追加は、説明欄1、妊娠・出産包括的支援事業であり、主に少子化対策事業である特定不妊治療費助成金等について、平成27年度分を前倒しして計上するものです。

9ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費2,264万9,000円の追加は、説明欄1、観光振興事業であり、主に地域活性化対策として観光PR事業に関する経費を計上いたしました。主なものについては、10ページをお願いいたします。一番上のパンフレット作成委託料ですが、道の駅の開設に合わせた旭市の観光ガイドブックの作成経費や、19節負担金補助及び交付金の観光振興事業補助金として、来年度新たに発足する予定の観光物産協会が実施する旭市の観光物産をPRするためのホームページ作成に係る補助金の新規計上と、一番下になりますが、観光誘致に結び付く特産品開発事業に対する費用について、平成27年度分を前倒しして計上いたしました。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第39号について、質疑はありませんか。

高橋利彦議員の発言を許可いたします。

○21番（高橋利彦） それでは、8ページの地方創生先行型事業、13、15、19ですか。この詳しい内容についてご説明いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、8ページの地方創生先行型事業のうちの13節、まず委託料2点ございます。コンサルティング委託料、それから総合戦略策定支援事業委託料。

まず、コンサルティング委託、これにつきましてその概要をご説明いたします。

これは、小さな拠点形成事業ということで、事業費720万4,000円を計上してございます。この事業は旭市の宝、また地域の特性とも言える旭中央病院につきまして、病院周辺にヘルスケア産業の集積、それから地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、関連事業者の誘致をして、小さな拠点を形成することについての調査研究等を行うことを目的としております。本年度、本市でも策定予定の地方総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策として、一つとして仕事づくり、二つとして人の流れ、三つ目として結婚、出産、子育て、四つ目といたしましてまちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれています。とりわけ仕事づくりは、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す最重要分野であり、十分に位置付けることが必要とされております。本市も先述どおり、旭中央病院を中心として魅力ある、また良質な雇用の創出を図り、旭市における地方創生の核となるような事業となるよう、調査研究していきたいと考えております。

それから、下の総合戦略策定支援事業委託料であります。998万6,000円です。これにつきましては、平成26年11月28日にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、同法第10条に基づき、市町村も国の総合戦略を勘案して区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、今後5年間の目標や短期、中期の施策の基本的な計画等をまとめ、いわゆる地方版総合戦略を定めるよう義務付けされました。市においても、まち・ひと・しごと創生を実行する上では、多方面の分野からの参加、協力が必要なことから、住民や産官学金労言、産業界、行政、大学、金融機関、労働団体、マスコミ等で構成する推進組織を設置し、戦略を策定していく必要があります。今後、総合戦略を策定するに当たっては、市の実情に応じた基本目標及びその目標を達成する具体的な施策や実施事業について、推進組織の意見を伺いながら設定していきたいと考えております。

それから、3番、15の工事請負費です。これは、当初予算にも盛り込んであって、主要事業の概要でも説明したわけなんです。情報発信の観点の中に、道の駅の中に60インチのデ

ディスプレイ、テレビ画像のようなものですね。そこをタッチするといろんな情報、市の情報であつたりとか観光情報、そういったものが見られるという、そんなものを本事業の対象として計上したものです。

それから、19の負担金及び補助金、これは定住奨励金やっております、これ44件分を、これがその交付金の対象となるというような確認がとれておりますので、ここで予算計上したものです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この19の委託料ですが、今年の予算にも委託料というのがかなりあるわけですね。それで、私が思うのには、市の実情を知らない業者が果たして市の実態をつかんだ中でこの計画を練れるのか。そういう中で今までも行政でやってきた計画、よその市町村へ行ってもあるんですよ。金太郎あめみたいなことになっているんですよ。ですから、こういう委託、なぜ市でできないのか、市でできないなら逆にやらないほうが私はいいと思うんですよ。その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 確かにコンサルティング委託料がいろんな形での委託が増えていく。これは、これからの計画の中で、来年の10月くらいにはコンサル、基礎データをつかむということになります。ですから、短期間で例えば旭市の人口ビジョンを策定する必要がありますので、やはりこういったデータ収集等にたけているコンサルティングの調査とか分析、これを委託せざるを得ないというか、私どもではちょっと不可能かなと。これは27年度中にもう完成させて、28年度にはそれを新規事業として計上していくという、短期間での対応になりますので、そのようなことからコンサルティングの委託というものを計上したものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） データ収集といえど、外部のデータ収集をやっても結局ここにはこういうふうにするんだよという計画を作るわけでしょう。そのためには、やはり旭市のデータをつかまなくてはならないわけですよ。旭市のデータを何で業者が把握できるのか。やっぱり幾ら立派なこういうコンサルに頼んで立派な資料を作っても、やっぱりお粗末なものでも

いい、旭市の実情に合ったこういう戦略的な構想ですか、それを作るべきだと思うんですが、その辺どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この事業、昨年の12月に決定されて、本当にばたばたと国の政策が流れてきました。この中で、私どもが長期ビジョンとして2060年に人口が1億人を、その人口を保つような国の政策を受けています。それを受けて市町村が、その対応によって自分たちの人口が減らないような施策展開ができるかどうか、その辺のこれから分析をしていくわけです。細かい詳細については、まだ勉強も足りませんので、高橋議員にうまい回答はできないんですが、その辺を業界筋のやはりこういうコンサルティングがノウハウを持っていると思います。ですから、短期決戦での資料収集と、この総合戦略、やはり膨大な事業量になるのかなと思っています。そんなことで委託、これはこの交付金の対象になりますので、計上させていただいたという現状です。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、コンサルとかアドバイザーとかという部分に頼るという部分かなりあって、私自身としてももう少しできないのかというような部分もいつも考えているところでありますけれども、今回の総合戦略、地方版の地域総合戦略というようなことで計画を立てるのは、来年度、27年度いっぱいということでありまして、そしてまた今地方の英知、アイデア、やる気、そういったものを結集しながら、国に計画を立てていかなければ、これから二十年先、三十年先の旭市のまちづくり、一步遅れてしまうのではないかなというようなこともありまして、今この時点で計画を立てるために支援をしていただく。当然職員も一生懸命それと一緒にあって、これからの十年後、二十年後の旭市を、相談をしながらやってもらうことは当然でありますけれども、その中で国に上げる資料とかいろんな部分、ただ単にいろんな機関を、医療機関とかいろんな部分を持ってくるというだけでは、本当に当然そういった現実味が帯びてこないわけでありまして、そういったほうのことについてもコンサル、アドバイザー、そういったものに少し手助けをしてもらおうかなという、そういうような考えでありまして、昨日も滑川議員からのお話がありましたように、中央病院の周辺、これからやはり旭市の将来のまちづくりのためには、中央病院と道の駅、そこの辺の岩盤規

制といいたししょうか、土地利用の問題も含めながら、いろいろな知恵をおかしたいだきたいと、
そういうようなもので今回計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はござひますか。

伊藤保議員の発言を許可いたします。

○10番（伊藤 保） 10ページの観光費、パンフレット作成委託料。道の駅に置くということ
とでござひます。ブック型ということで、新しいタイプになると思ひますけれども、1冊の
単価と何冊予定しているのか、お聞ひします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、10ページのパンフレット作成委託料599万4,000円で
ござひます。

一応、観光ガイドブックということで、3万冊。1冊の単価は185円、これに消費税とい
うことで積算してござひます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

ほかに。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今185円ということで話をいたしました。これは道の駅だけじ
ゃなくて、広く外に対してです。極端に言ひますと、来年度の予算でいろいろな高速道路が
開通すると、そういうことで、そういうサービスエリアにも職員が行きまして、旭市へ来て
いただきたい、そういう際にぜひ使つていきたい、そういうふうを考えています。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

木内欽市議員、許可いたします。

○18番（木内欽市） 衛生費、3款の妊娠・出産包括的支援事業、ちょっと具体的に説明を
お願ひします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、妊娠・出産包括的支援事業、これは事業名につきましては、地域創生に係る事業名でありまして、来年度予算のほうで計上してございます育児支援事業であります、いわゆる。この目的でありますけれども、妊娠、出産、育児に関する知識の普及と子育てに関する悩みに対応することで育児不安を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援することを目的とする、こういう事業であります。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先ほど不妊治療とかとおっしゃいませんでしたっけ。それ、入っているんでしょう。それで、その下にある次のページの特定不妊治療費補助金って、今年度つきましたね。それと同じようなものと理解していいんですか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） これはこの不妊治療を含めての事業であります。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これすごい予算つけてもらって、近隣の市では本市が初めてだと思うんですよ、多分。ですから、一般の人はこれを意外と知らないと思うんですよ、まだ。昨年まで何件ぐらいあったのか分かりませんが、そんなになんないんじゃないかなと。そういった意味で、この今の包括的支援事業、また573万円ついたわけですから、こういうのはある程度広報なり何なりにもう少し、せっかくこういういいシステム、これよそにないやつですから、やっていただければと、このように思います。

というのは、先ほど宮澤議員が質問した出会いコンシェルジュありますね、これできた時は結構新聞が大きく取り上げてくれたんです。大衆日報なんか大きく写真入りで取り上げてくれて、これで一気に会員数が今四百何名ということで、非常にいいと思うんですよ。ですから、こういうようなもう少しアピールというか、そういうのをしていただけたらと、このように思います。いかがです。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 大変失礼いたしました。重複しての計上はございません。

まず、議員のご質問の件ですけれども、どのように広報をしたか。

いや、その前に今年度の利用状況であります。現在、27名の方がご利用いただいております、現在もう2人の方と協議中でございます。

広報につきましては、ホームページはこれもちろんでありますけれども、千葉県のホームページにも旭市が特に独自の措置をしているということで、クリックすると私どもにつながるような形にもなっておりますし、最初の不妊治療の窓口になります保健所のほうにも案内チラシを置いてございますし、また広報あさひにつきましては、スペースがある限り毎月載せるような形でお願いをしているところであります。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

林晴道議員の質疑を許可いたします。

○1番（林 晴道） では、8ページの企画費なんですが、先ほど言っておりましたコンサルティング業務委託料、これに関して職員の方はどのような関与をしておるのか、その辺のところをちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

もう1点、観光費、パンフレット作成委託料、これも先ほどありましたが、何種類のものを何冊ぐらい作るのかというのはもう決まっておるのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） コンサルティング委託に対する職員の関与ですか。これは、そのデータ収集、データ分析によって施策の方向決定は職員が行います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、10ページのパンフレットの作成でございます。

先ほどご説明しました3万部作りまして、1冊あたりは185円。種類は1種類を予定しております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） コンサルティングの委託なんですけれども、毎回このような形で同じような事業で出てくるかと思うんですが、職員の能力が高まったことによって、高めることができたのであれば、頼んだり経費を削ったりとかということも可能だと思うんですよ。職員が一緒になってやって、職員の能力を高める、そういう取り組みができないのかなと思うんで、そのことに関してちょっとお伺いしたいと思います。

それからあと、観光費のパンフレットの作成委託料なんですが、このパンフレットを作ることによって、今市内にある全体のパンフレットのうちの何割程度が新しくなるものなのか。

それから古いパンフレットに関してはどのような取り扱いをするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今回の長期ビジョンの中で、人口動態を分析するわけです。その辺のデータによって、やはり国で、先ほども言いましたが、2060年に1億人を確保しようと、それによって、要はその流れは旭市にもこの10年間ぐらいで3,500人減っていると。それを歯どめ、どうかけられるかということこれからやるわけです。その辺のデータ分析、それは人口だけじゃなくて施策もそうなんです、その辺の資料を、一緒ということはないんですが、業者委託の中でできる範囲でそれは収集していただくと。

最終的には、先ほど私、職員と言ったんですが、戦略会議、先ほど言った6つくらいの業種からの。そういう方の意見を聞きながら、要はこれから4月から10月という、その短期間で一気に仕上げなければならないということが今回急務だと思います。ですから、そういう中で、やはり持っている力、業界の持っている力を貸していただいて、職員もそこには参画して、それから市民の代表の方々もやって、完成させるということの中では、共同体というような形にもなると思うんですが、やはり民間の業者のコンサルティングを使わないと難しいというような判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） パンフレットの件でございます。

先ほどもちょっと使う所を話をしました。特に3万部は多いというお考えの方もいるかと思えますけれども、実はこれが本当に我々適正と思っております。例えば、酒々井町なり木更津市のアウトレットですか、そういうところからもパンフレットを送れということで、送らないと旭市だけがあいちゃってますよみたいな、そういうようなことで有効活用をしております。3万部は旭市に来た方よりも来ていただきたいというようなことで、よそでどんどん配っていききたいな、そういう思いがございます。

それと、古いパンフレットをどうしているという部分があったかと思えます。ほぼ廃棄処分を我々はあまりしてございません。大体使う量ですか、そういうようなことで。ただ、パンフレット、いろいろなイベントも載せてございますので、新しい情報でないと逆効果が生じてしまいます。そんなことで、作成に当たっては適正な印刷、それに心がけていきたいと

思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、コンサルティング業務委託料のほうなんです、これ地方創生が国のほうで決まってから、もう全国的に同じことやっているそうなんです。全国的にこの行事がバブルで、どこの業者も忙しいと。そういう中において、何とか職員の方の能力を上げてもらって、やっぱり旭市の特性を生かしたような、そういうようなコンサルティングに持って行ってもらいたいと、そういうふうに思うんで、やっぱり旭市の特色を出すような、そういうような枠組みができないのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○1番（林 晴道） いいですか、続けて。

それから、もう1点商工費。

○議長（景山岩三郎） はい、どうぞ。

○1番（林 晴道） 一緒にいいですね。

なんです、そういうことであれば、やはり空港だとかいろんなそういう観光地に置いていただくことがいいと思うんですが、市内でどのぐらいを使って、市外にどのぐらいを想定しているのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、地方創生、戦略策定というようなことで、全国1,700余り自治体が一斉に動き出しているというようなことでありますけれども、まさしくそのとおりでありまして、今1,700余りの自治体がどれだけのものをやれるのか、今アイデア比べというようなことで恐らく27年の10月ころにはほぼ全国的に集まってくると思います。

そんな中で、やはりそれこそ道の駅ではありませんけれども、きらりと光るような、そんな旭市の将来ビジョン、そういったものを作るために、先ほども申しましたように戦略会議を開きまして、産官学金労言といいたいでしょうか、そういった関係者の皆さん方お集まりをいただき、そしてまたそれに職員を十分これまでの旭市、どういった方向でいくのかということとをそれぞれ考えているわけでありまして、そのことも十分戦略会議の中で議論をしながら、恐らく10月までには作り上げなければ、国は恐らく採択といいたいでしょうか、その事業についていいと思うものには予算を回すということになろうと思いますので、そういった部分で、人の先に計画を上げたいという、そういうような思いもありますので、それと10分の10、

国の先行型の予算でありますので、そういった部分もご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） パンフレットをどこで置くかということで、先ほど3万部ということで、私どもの課の中では、市外には3分の2程度、市内には3分の1。ぜひ旭市に来ていただきたい、そこに重点を置いて配布したいなと、そういうふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第39号の1議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表（その2）の1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は20日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 9分

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長陳情報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長陳情報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作

13番 伊藤 房代
15番 向後 悦世
17番 滑川 公英
19番 佐久間 茂樹
21番 高橋 利彦

14番 林 七巳
16番 景山 岩三郎
18番 木内 欽市
20番 林 俊介
22番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直
教育長 刃田 哲雄
秘書広報課長 飯島 茂
総務課長 堀江 通洋
財政課長 林 清明
市民生活課長 伊藤 正男
保険年金課長 渡邊 満
社会福祉課長 加瀬 恭史
高齢者福祉課長 石毛 健一
農水産課長 高木 寛幸
都市整備課長 林 利夫
会計管理者 赤松 正
水道課長 鈴木 邦博
病院経理課長 土師 学
学校教育課長 石見 孝男
体育振興課長 石嶋 幸衛
農業委員会事務局 岩井 正和

副市長 加瀬 寿一
病院事業管理者 吉田 象二
行政改革推進課長 加瀬 正彦
企画政策課長 伊藤 浩
税務課長 佐藤 一則
環境課長 浪川 昭
健康管理課長 野口 國男
子育て支援課長 山口 訓子
商工観光課長 堀江 隆夫
建設課長 大久保 孝治
下水道課長 石毛 隆
消防長 佐藤 清和
病院事務部長 飯塚 正志
庶務課長 横山 秀喜
生涯学習課長 佐久間 隆
監査委員局長 田杭 平三

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次長 高 安 一 範

開議 午前 10 時 0 分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（景山岩三郎） 議案第1号から議案第39号までの39議案及び陳情第1号の陳情1件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりでございます。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（景山岩三郎） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案第1号から議案第39号までの39議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○建設経済常任委員長（飯嶋正利） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月3日及び10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成27年度旭市水道事業会計予算の議

決について、議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第38号、市道路線の認定について、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、水田農業構造改革推進事業補助金について、転作作物の実施面積はとの質疑では、飼料用米は専用品種で156ヘクタール、主食用米で94ヘクタール、合計250ヘクタール、その他に、米粉用米で1ヘクタール、ホールクroppサイレージで26.7ヘクタール、麦・大豆で6ヘクタール、菜の花・コスモス等の景観形成作物で5ヘクタールを予定しているとの答弁がありました。

次に2点目として、あさひ健康パーク維持管理費について、将来どのような運営方法を考えているのかとの質疑では、平成28年度から隣接する健康福祉センターと併せて指定管理制度への移行を予定しているとの答弁がありました。

最後に3点目として、特産品開発事業補助金について、具体的にどのような商品が開発されているのかとの質疑では、米粉を使った九十九里サブレ、モツを使用したレトルトカレー、トマトを使用したジャムとジュース、シラスを利用した洋菓子、ハマグリのまぜご飯、飯岡貴味メロンのピューレなどが商品化されており、一部はデパート、コンビニエンスストア等で販売されているとの答弁がありました。

以上、主な質疑と答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月20日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（景山岩三郎） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 3 月 3 日及び10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第 3 号、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第 4 号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第 8 号、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第 9 号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市立保育所条例の制定について、議案第18号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第20号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第27号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、指定管理者の指定について、議案第37号、指定管理者の指定について、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第 6 号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての24議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 3 月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第 1 号の主な質疑 2 点について申し上げます。

1 点目として、資源ごみ集団回収奨励金について、対象となる団体数と回収された量及び交付金額の実績はとの質疑では、登録されている団体数は29団体で、平成25年度は重量 9 万 7,317キログラム、48万6,587円、平成26年度は 7 万4,897キログラム、37万4,485円を交付しましたとの答弁がありました。

次に、2 点目として、高齢者見守りネットワーク事業について、提携先の業種と事業登録数の見込みはとの質疑では、新聞、牛乳販売、電気、ガス、水道、金融機関、宅配業者、タクシー会社、郵便局、保険会社、コンビニエンスストアなど、50社を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第 8 号の主な質疑について申し上げます。

キャッシュ・フローについて、資金期末残高107億円と見込んでいるがこの資金の運用方法はとの質疑では、安全かつ有利な銀行の定期預金や国債で運用しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、24議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年 3 月20日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 3 月 3 日及び10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成27年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 9 号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市特別職の職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち本委員会所管事項についての13議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、定員適正化計画で今後40人を削減することだが、年次の計画はどのようなになっているかとの質疑では、今後の3年で平成27年に6人、平成28年に7人、平成29年に7人を削減する計画を立てているとの答弁がありました。

次に、2点目として、災害に強い地域づくり事業について、防災備蓄食料等はどのくらい購入する予定なのか、また消費期限が到来したものはどのように処分するのかとの質疑では、アルファ米や飲料水、毛布、トイレセットなど、平成28年までに5,000人分を確保する計画であり、消費期限が近づいたものについては、防災訓練や避難訓練の際、市民に配布しているとの答弁がありました。

次に、3点目として、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託の具体的な支援内容はとの質疑では、年代別を含めた将来の人口予測や公共施設の維持管理費、更新費用の中長期的な経費、充当可能な財源見込みのシミュレーション等の支援をお願いするとの答弁がありました。

次に、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

返還の免除について、2年間の医療機関への従事の確認方法はとの質疑では、今後策定する運用規定の中にしっかりと盛り込んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第35号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、地方独立行政法人化した場合のメリットはとの質疑では、迅速かつ柔軟な対応が可能になることが大きなメリットであり、短期間勤務正規職員の採用など地方公務員法にとらわれない人事制度の導入、中期目標・中期計画の策定や評価委員会設置による運営の透明性の確保などが挙げられるとの答弁がありました。

次に、2点目として、医療・介護の総合法の改正など国・県の動向もさまざまに変化する中、10年先の医療の供給体制や介護を含めた包括ケアの予測など長期の医療ビジョンを示す必要があり、地方独立行政法人化するのはこれらのビジョンが示されてからのほうがよいとの質疑では、刻々と変化する国の医療施策に対応するためには、より迅速・柔軟な対応が求められる。また、地域医療の中核病院を維持していくためには、医師・看護師等を確保する必要があり、地方独立行政法人化することによりこれらの諸問題に対応できるものと考えたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第1号、議案第14号、議案第21号、議案第35号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年3月20日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（景山岩三郎） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 反対討論を行います。

議案第14号及び議案第35号について発言を行います。

独立行政法人総合病院旭中央病院評価委員会条例の制定について及び定款を定める条例案は、本会議に提出後、日も浅く、十分な審議がされておられません。私は、先ほどの意見がありましたように、昨年医療介護総合法案が国会を通りまして、これからさまざまな法令の準備に入っております。その中で、今現在、国会で審議されておりますように、医療についてはさまざまな改革案が出ております。

その中で、取りあえず2015年といたしましては病床機能報告制度ということが行われておりまして、どういう病院を目指すのかということとか、あらゆる状況についての報告を県に病院が行うようになると思います。

そして、平成18年では、現在の法案が通りますれば、全ての医療費の請求がほとんどビッグデータとして集積されていくということになりまして、各地域ごとの医療の特徴あるいは健康の特徴、そういったもののデータベースが非常に整うということになります。その中で、平成25年度までに医療と介護のビジョンを現在から作成していくということになっております。ですから、非常に国のほうは長期的な地域の医療に関するビジョンを求めてきております。

現在、旭中央病院の独立行政法人化ということでは、委員会におきましては、第35号と第14号と一括した議論が行われましたので、この場所での反対討論も一括してさせていただきたいと思います。

このように、医療の供給あるいはそれを保障する保険、そういったものがこれから10年先、少子高齢化の社会を迎えるに当たって大きな制度設計の変更がされようとしております。その中で、10年というスパンでもって国は制度設計を考えております。ですから、現在行われております旭中央病院の独立行政法人化ということにつきましては、この流れの中でやはり議論すべきものと私は考えます。ですから、非常に現在行われている議論というのは、具体的な、先ほどありましたようにメリットとかそういった必要性、そういったものの観点の非常に議論が不足しておりますので、今本会議では議決すべきではないというふうに考えます。

また、地方独立行政法人への移行について、旭市民の方々への周知徹底あるいは意見の集約、こういったものはどういう形で行われたのかということにつきましては、本会議においても総務常任委員会の中でも明確な回答がありませんでした。ですから、このところを抜きにして将来にわたる医療の供給体制、特に旭市の場合は地域医療に関する旭中央病院の貢献度は絶大なものがありますので、この医療形態を考える上では、やはり旭市民に十分知らせて、中身を知らせ議論をした上でその意見を集約して採択すべきものと考えます。

以上、反対討論として発言させていただきました。ありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（12番 平野忠作 登壇）

○12番（平野忠作） 私は、議案第14号及び第35号に対しての賛成討論を行います。

私は、議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について及び議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、賛成の立場から討論を行います。

旭中央病院の経営形態については、平成25年5月に検討委員会の報告書が提出され、平成26年度末までに地方独立行政法人に移行すべきものであるとの報告がなされました。その後、執行部におかれましては、地区懇談会での市民への説明をはじめ、我々議会また市内各種団体の代表者等へ説明を行うとともに、意見を伺ってきたところでもあります。

また、庁内においては、庁議や課長会議において議論を深めるとともに、執行部と旭中央病院との協議も細部にわたり行ってきたものと聞いております。

地方独立行政法人移行のメリット、デメリットについては、議会においても語り尽くされていますが、今まで以上に柔軟・迅速な経営が図られるようになることは間違いないものと思っております。

昨年、国は、地域包括ケアシステムの構築を目指して、病院完結型医療から地域完結型医療へと医療政策の舵を大きく切りました。国においては、団塊の世代の全ての人が75歳以上となる2025年問題を踏まえ、今後も医療費の縮減に向けてさらにさまざまな施策を打ってくるものと考えられます。

このような情勢を踏まえ、きょうまで60年以上健全経営を維持しながら地域の中核的な病院としてその役割を果たしてきた旭中央病院が、医師や看護師の確保をより容易にし、市民が安心して医療を受けられる地域の基幹病院として、将来に向けて安定的な経営と、救急や高度急性期医療をはじめさまざまな政策医療を提供し続けるため、前向きな地方独立行政法人化であると、一連の議論の中で私は理解をしております。

旭中央病院は、これまで初代病院長、諸橋先生をはじめとする先人の方々のご努力により、100万人以上にも及ぶ医療圏を形成し、地域医療の最後の砦となっている病院でもあります。既に全国の自治体病院のうち80の病院が地方独立行政法人に移行しております。そのうちの7割が黒字経営であるとも伺っております。先例に倣い、旭市民の宝でもある旭中央病院を将来にわたり維持発展させていくための地方独立行政法人化であり、この旭中央病院を、経

営の足腰がしっかりとしている今こそ、より自由度の高い経営形態である地方独立行政法人化へと移行することは、時代の要請でもあるとも思います。

これらのことから、地方独立行政法人化の最初の一步目でもある二つの議案提案について、賛成の立場を表明いたしまして、私の賛成討論といたします。

ご賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２１番 高橋利彦 登壇）

○２１番（高橋利彦） 21番、高橋です。

議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、反対の立場での討論を行います。

独立行政法人にする、しないは、改めての議決は必要ありません。この定款が議決されれば、県に独立行政法人の申請ができます。つまり、実質これが独立行政法人にするかしないかの議決であります。

そもそも、この独立行政法人化の話は、医師不足解消のために設置された検討委員会、それがいつの間にか経営形態の検討委員会となり、その中で病院事業管理者の建物の再整理事業が終わるまでは黙っていると言われてたので、経営形態の問題については静観していたがという一言によりまして、この発言を契機に、税理士でこの委員会の委員長を務めた長委員長の強硬発言により、具体的になぜという結論もなく、ただ単にさまざまな対応を柔軟かつ迅速に行うことが可能な独立行政法人化が望ましいという、期限を切った検討委員会の報告が出されました。そして、市は必要な検証を経た上で市としての方針を決定するということで、十分検討・検証した結果がこの今回の議案の提案となったと思いますが、現状を変えるということは、それなりの問題点があるから、またできたからであります。それだけに、明快な説明責任が強く求められます。

しかし、それが先日の総務常任委員会の答弁・説明では、具体的な説明は全くなく、独立行政法人法に総論として書いてあるとおりのただ公共性・透明性・自主性が、それをしかもこんなふうに言われておりますなどとして建前論だけの説明、あとは柔軟・迅速な対応とか、中期目標の設定、また評価委員会の設置とか、至極当然の繰り返しの説明のみでありました。公営企業と独立行政法人の違いが全く説明されておりません。

また、庁内の検討委員会も会議録もないありさま。そして、同席した検討委員会の委員でありました課長も建前論を説明するのみ。いずれにしても、市民も大きな関心を持って

いる病院の経営形態を独立行政法人に変えるという、このような大きな問題、市民から一番説明責任を求められるのは我々議員であります。そしてまた、議会は執行部の唯一のチェック機能を持った機関であります。そのためにも、時間をかけて十分理解・納得した上での議決ということで、今回は時期尚早と考えております。

議員の皆さん方には、ご理解の上ご賛同をお願い申し上げまして、反対の立場での討論を終わります。

○議長（景山岩三郎） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第39号までの39議案について採決いたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成27年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成27年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成27年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成26年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市看護学生入学支度金貸付条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市立保育所条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、旭市育英資金給付条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款を定めることについて、賛成

の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第6号）の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（景山岩三郎） 日程第3、常任委員長陳情報告。

文教福祉常任委員会に付託しました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇)

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る 3 月 3 日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第 1 号、慰安婦問題等に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情について、その審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、3 月 16 日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、小・中学校では、文部科学省から告示されている学習指導要領に基づき教育指導を行うべきであり、学習指導要領に掲載されていない慰安婦問題を取り上げて指導することとは行き過ぎではないか、また、公立学校の学習内容に議会が直接介入することは望ましいことではないとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成者はなく不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 27 年 3 月 20 日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第 4 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第 4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第 1 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより陳情第 1 号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより陳情第 1 号について採決をいたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号、慰安婦問題等に関して正しい歴史教育を行うことを求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 伊藤 保 登壇)

○議会運営委員長（伊藤 保） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第1回定例会議事日程（その4）、本日3月20日金曜日をご覧いただきたいと思います。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりをいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） それでは、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条が改正されたため、所要の改正と文言の整理を行うものです。

以上が発議第1号の提案理由でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 以上で発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、豚肉818キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、12月19日受納いたしました。

1つ、金100万円を復興支援合唱団アネモス様より、1月9日受納いたしました。

1つ、金10万円を旭市建設業災害対策協力会様より、1月27日受納いたしました。

1つ、電波時計9台、掃除機1台、加湿空気清浄機1台、CDラジカセ2台を復興支援合

唱団アネモス様より、２月２日受納いたしました。

１つ、金40万円を株式会社エージー・ジャパン様より、３月12日受納いたしました。

１つ、金30万円を学校法人中村学園様より、３月17日受納いたしました。

１つ、一輪車10台及びラック一式を鶴巻中学校同窓会様より、３月17日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（景山岩三郎） 事務報告は終わりました。

◎日程第６ 閉 会

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年旭市議会第１回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時３４分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 景山 岩三郎

議員 滑川 公英

議員 木内 欽市